

令和 7 年矢巾町議会定例会 3 月会議目次

議案目次	1
------------	---

第 1 号 (2 月 19 日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第 121 条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○施政方針演述並びに教育行政方針演述	8
○請願・陳情の審査報告	25

7 請願第 1 号 矢巾町教育委員会及び町立学校等において岩手モデルを完全適用し遵守することを求める意見書の提出についての請願

○諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	37
○議案第 11 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて	37
○議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	38
○議案第 13 号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について	40
○議案第 14 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	41
○議案第 15 号 矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正	

	する条例について	4 2
○議案第 1 6 号	矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	4 5
○議案第 1 7 号	矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の一部を改正する条例について	4 8
○議案第 1 8 号	盛岡広域都市計画事業矢幅駅前地区土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例について	4 9
○議案第 1 9 号	町道路線の廃止に関し議決を求めることについて	5 0
○議案第 2 0 号	町道路線の認定に関し議決を求めることについて	5 1
○議案第 2 1 号	令和 7 年度矢巾町一般会計予算について	5 3
○議案第 2 2 号	令和 7 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	5 3
○議案第 2 3 号	令和 7 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	5 3
○議案第 2 4 号	令和 7 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	5 3
○議案第 2 5 号	令和 7 年度矢巾町水道事業会計予算について	5 3
○議案第 2 6 号	令和 7 年度矢巾町下水道事業会計予算について	5 3
○発議案第 3 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	5 5
○散 会		5 7

第 2 号 (3 月 5 日)

○議事日程	5 9
○本日の会議に付した事件	5 9
○出席議員	5 9
○欠席議員	5 9
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	5 9
○職務のために出席した職員	6 0
○開 議	6 1
○町長挨拶	6 1
○議事日程の報告	6 2
○代表質問	6 3
1 水 本 淳 一 議員 (町民の会)	6 3

2 昆 秀 一 議員 (新誠会)	8 0
3 村 松 信 一 議員 (矢巾未来の会)	1 1 8
○散 会	1 4 5

第 3 号 (3月6日)

○議事日程	1 4 7
○本日の会議に付した事件	1 4 7
○出席議員	1 4 7
○欠席議員	1 4 7
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 4 7
○職務のために出席した職員	1 4 8
○開 議	1 4 9
○議事日程の報告	1 4 9
○一般質問	1 4 9
1 谷 上 知 子 議員	1 4 9
2 小笠原 佳 子 議員	1 6 6
3 赤 丸 秀 雄 議員	1 8 9
4 山 本 好 章 議員	2 1 0
○散 会	2 2 8

第 4 号 (3月7日)

○議事日程	2 2 9
○本日の会議に付した事件	2 2 9
○出席議員	2 2 9
○欠席議員	2 2 9
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 2 9
○職務のために出席した職員	2 3 0
○開 議	2 3 1
○議事日程の報告	2 3 1
○一般質問	2 3 1

1 高 橋 敬 太 議員	2 3 1
2 小 川 文 子 議員	2 6 2
3 横 澤 駿 一 議員	2 8 4
○散 会	3 0 8

第 5 号 (3月18日)

○議事日程	3 0 9
○本日の会議に付した事件	3 0 9
○出席議員	3 0 9
○欠席議員	3 1 0
○地方自治法第121条により出席した説明員	3 1 0
○職務のために出席した職員	3 1 0
○開 議	3 1 1
○議事日程の報告	3 1 1
○常任委員会報告について	3 1 1
○議案第21号 令和7年度矢巾町一般会計予算について	3 1 8
○議案第22号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	3 1 8
○議案第23号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	3 1 9
○議案第24号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	3 1 9
○議案第25号 令和7年度矢巾町水道事業会計予算について	3 1 9
○議案第26号 令和7年度矢巾町下水道事業会計予算について	3 1 9
○議案第27号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算(第10号)について	3 2 5
○議案第28号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) について	3 2 5
○議案第29号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)につ いて	3 2 5
○議案第30号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に ついて	3 2 5
○議案第31号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算(第5号)について	3 2 5
○議案第32号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)について	3 2 5

○発議案第 4 号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 について	3 2 8
---	-------

○休 憩	3 3 0
------------	-------

第 6 号 (3 月 1 8 日)

○議事日程	3 3 1
-------------	-------

○本日の会議に付した事件	3 3 1
--------------------	-------

○出席議員	3 3 1
-------------	-------

○欠席議員	3 3 1
-------------	-------

○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	3 3 2
---------------------------------	-------

○職務のために出席した職員	3 3 2
---------------------	-------

○再 開	3 3 3
------------	-------

○議事日程の報告	3 3 3
----------------	-------

○議案第 2 7 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算 (第 1 0 号) について	3 3 3
--	-------

○議案第 2 8 号 令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) について	3 3 3
---	-------

○議案第 2 9 号 令和 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) に いて	3 3 3
---	-------

○議案第 3 0 号 令和 6 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) に ついて	3 3 3
---	-------

○議案第 3 1 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算 (第 5 号) について	3 3 3
--	-------

○議案第 3 2 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算 (第 4 号) について	3 3 3
---	-------

○町長挨拶	3 3 6
-------------	-------

○散 会	3 3 9
------------	-------

○署 名	3 4 1
------------	-------

議 案 目 次

令和 7 年矢巾町議会定例会 3 月会議

1. 請願・陳情の審査報告

7 請願第 1 号 矢巾町教育委員会及び町立学校等において岩手モデルを完全適用し遵守することを求める意見書の提出についての請願

2. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

3. 議案第 1 1 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

4. 議案第 1 2 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

5. 議案第 1 3 号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

6. 議案第 1 4 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

7. 議案第 1 5 号 矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

8. 議案第 1 6 号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

9. 議案第 1 7 号 矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の一部を改正する条例について

10. 議案第 1 8 号 盛岡広域都市計画事業矢幅駅前地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例について

11. 議案第 1 9 号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

12. 議案第 2 0 号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて

13. 議案第 2 1 号 令和 7 年度矢巾町一般会計予算について

14. 議案第 2 2 号 令和 7 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

15. 議案第 2 3 号 令和 7 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

16. 議案第 2 4 号 令和 7 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

17. 議案第 2 5 号 令和 7 年度矢巾町水道事業会計予算について

18. 議案第 2 6 号 令和 7 年度矢巾町下水道事業会計予算について

19. 発議案第 3 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 20. 議案第27号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について
- 21. 議案第28号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 22. 議案第29号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 23. 議案第30号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 24. 議案第31号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第5号）について
- 25. 議案第32号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 26. 発議案第4号 矢巾町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

令和 7 年矢巾町議会定例会 3 月会議議事日程（第 1 号）

令和 7 年 2 月 1 9 日（水）午前 1 0 時 0 0 分開議

議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 施政方針演述並びに教育行政方針演述
- 第 4 請願・陳情の審査報告
 - 7 請願第 1 号 矢巾町教育委員会及び町立学校等において岩手モデルを完全適用し
遵守することを求める意見書の提出についての請願
- 第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 議案第 1 1 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第 7 議案第 1 2 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 1 3 号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 1 4 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 1 5 号 矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 1 1 議案第 1 6 号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 1 7 号 矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 1 8 号 盛岡広域都市計画事業矢幅駅前地区土地地区画整理事業施行条例を廃止
する条例について
- 第 1 4 議案第 1 9 号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 第 1 5 議案第 2 0 号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 第 1 6 議案第 2 1 号 令和 7 年度矢巾町一般会計予算について
- 第 1 7 議案第 2 2 号 令和 7 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

- 第 18 議案第 23 号 令和 7 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 第 19 議案第 24 号 令和 7 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 20 議案第 25 号 令和 7 年度矢巾町水道事業会計予算について
- 第 21 議案第 26 号 令和 7 年度矢巾町下水道事業会計予算について
- 第 22 発議案第 3 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18 名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦略 課 長	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長	佐々木 智 雄 君
町民環境課長	田中館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君

健康長寿課長	田 口 征 寛 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君
農業委員会 事務局 長	細 越 一 美 君
会計管理者 兼 出納室 長	佐々木 美 香 君
学校教育課長 兼 学校給食 共同調理場所 長	高 橋 雅 明 君
代表監査委員	高 橋 憲 康 君

こども家庭 課 長	村 松 徹 君
道路住宅課長	水 沼 秀 之 君
上下水道課長	浅 沼 亨 君
教 育 長	菊 池 広 親 君
文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君
農業委員会 会 長	佐 藤 俊 孝 君

職務のために出席した職員

議会事務局 長	吉 田 徹 君
主 任 主 事	渋 田 稀 結 君

議会事務局 長 補 佐	千 葉 欣 江 君
----------------	-----------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和7年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより3月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田清実議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田清実議員） 次に、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田清実議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

11番 山 本 好 章 議員

12番 高 橋 安 子 議員

13番 水 本 淳 一 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の３月会議の会議期間は、２月６日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から３月１８日までの２８日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　ご異議なしと認めます。

よって、３月会議の会議期間は本日から３月１８日までの２８日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第３　施政方針演述並びに教育行政方針演述

○議長（廣田清実議員）　日程第３、施政方針演述並びに教育行政方針演述を行います。

初めに、令和７年度施政方針演述を行います。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　本日、ここに令和７年矢巾町議会定例会３月会議が開催されるに当たり、町政経営に対する施政方針と新年度の主な施策につきまして概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

初めに、私の所信を述べさせていただきます。

今年は、昭和３０年３月１日に、徳田村、煙山村、不動村の３村が合併してから７０周年という大きな節目の年になります。合併の記念事業に当たりまして、町民の皆さんをはじめ、多くの方々から心温まるご寄付をいただいたことに感謝に堪えないところであります。

また、７０年の節目として、本町の歴史を振り返りつつ、様々なお立場の町民の方々との対談を行った記録映像なども準備しているところであります。合併から今日までの矢巾町の歴史は、先人、先達のたゆまぬご努力により成し遂げられたものであります。その熱き思いを忘れず、敬意と感謝を表し、積み上げてこられた歴史やご功績を大切に守り、誰一人取り残さず、持続的な未来を実現するというＳＤＧｓの精神を包含し、新しい時代へ向け、「チーム矢巾」として一丸となり取り組んでまいります。

本年はまた、友好都市アメリカ・フリモント町との国際交流において、友好都市締結３０周年を迎える記念すべき年となります。中高生をはじめ、両町の町民同士の相互交流などの、周年事業を進めていくほか、引き続き、町内在住外国人や本町にゆかりのある外国人と町民

との良好な関係性づくりを進めてまいります。

また、平和交流事業として、戦後80年となる本年は、広島への中学生派遣を行うほか、沖縄の南風原町との新たな交流により、平和に関する取組を学び、物産交流を行うなど人・モノの交流を行ってまいります。

さらには、観光物産のPRや首都圏と本町とのパイプづくり、将来の企業誘致、そして立地企業のフォローアップを視野に、県の東京事務所へ職員派遣を行ってまいります。

さて、本町を将来に向けて持続活性化させるためには、進むべき3つの道が必要と考えております。

1つ目は、「幸福への道」であります。保健、医療、介護そして福祉の充実及び未来への環境の保全により、お一人お一人が健康で幸せな生活を営んでいただける町。将来世代に住みよい町の環境を受け継ぎ、生活環境の向上を図り、多様な子育て環境の整備を行うことで、若い方々が明るい家庭を築いていただき、「ここで生まれて良かった」「ここで育まれて良かった」と思っただけの町にしていきたいと考えております。幸福につながる一番の根幹は家庭とコミュニティの充実と考えており、企画コミュニティ係をまちづくり推進室として組織改変を行い、地域おこし協力隊や集落支援員の活用を図りコミュニティからまちづくりへの発展や岩手医科大学をはじめ医療・福祉・介護の関係者が緊密な連携の下に推進するまちづくりに注力することにより、町民の方々のウェルビーイングの向上を図り、健康で幸せな生活の実現を目指してまいります。

2つ目には、「賑わいの道」であります。にぎわいには食産業と観光産業の充実が必要です。この2つの産業が共に連携し合うことが魅力的なまちの創出につながり、にぎわいを生むものと考えております。本町でしか手に入らないもの。本町でしか体験できないものなど、本町の魅力を改めて発信し、にぎわいの醸成に取り組んでまいります。

3つ目は、「豊かさの道」であります。本町の基幹産業である農業を守り食を確保することにより、食の豊かさが心の豊かさにつながります。さらに本町は、音楽のまち、スポーツのまちを宣言しており、音楽は感受性の高い豊かな心、スポーツは丈夫な体で強さのある豊かな心を育みます。誰一人取り残さず、全ての町民の方々が幸せな未来へ向かえるよう、町の未来を担う子どもたちへの支援などを通じ、心の豊かさの醸成に取り組んでまいります。

また、経済的な豊かさにつながるよう積極的に企業を誘致し、そこで働き、安心して子育てもしていただけるような、若者や女性が住みやすい町にしていきたいと考えております。

令和7年度はこの3つの道を進むための施策に重点的に取り組み、子育て支援や女性や若

者が活躍できるための支援、自治公民館を拠点とした高齢者への支援などの「町民ファースト」として、様々な方々との共創の下、将来に向けて持続活性化するまち矢巾町としてまいります。

これらのことを踏まえ、第8次矢巾町総合計画の基本理念であります「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」を実現するため、町政を力強く推進してまいります。

それでは、第8次矢巾町総合計画の施策の大綱であります、町の将来像の実現に向けた4つのまちづくりの方針に沿って、令和7年度の主要な事業の方向性をご説明申し上げます。

第1に『元気を発信し活力を呼び込むまちづくり』についてであります。

本町は町の中心にJR矢幅駅があり、市街地が形成されておりますが、町の玄関口として、やはば一く及び駅前地区を基点としたまちづくりを行ってまいりたいと考えております。

また、駅だけではなく、さわやかハウス、自治公民館は地域の拠点であり元気発信の起点でもあります。これらの施設をよりどころとして、活力の起点としてまいります。

藤沢第2地区、田中地区、そして下花立地区の3つの地域で進めている大規模宅地開発において、順調に住宅建設がなされており、この春からは新しい商業施設がオープンすることから、本町の定住人口、交流人口の増加が大きく見込まれ、活力の源として町の活性化が一層進むものと期待しているところであります。

この活性化が一過性のものとならないよう、持続可能な発展を目指し地域経済の活性化を図る土地利用を進めてまいります。令和7年度から令和8年度に策定予定の立地適正化計画に基づきつつ、人口減少や高齢化の構造的な問題に適切に対応するため都市機能や居住機能を適切に誘導することで計画的なまちづくりを進めてまいります。

また、市街化調整区域の地区計画制度を活用した企業誘致事業を積極的に推進してまいります。この制度を通じて、地域特性に応じた計画的な土地利用を行い、企業の進出を後押しする環境整備をしてまいります。

なお、企業誘致につきましては、企業立地推進ビジョンに基づき、矢巾町ならではの魅力を発信し、多様な業種や企業が集積する産業拠点の形成を進めてまいります。

発展する町を支えるため、農商工共創協議会につきましては、起業及び事業拡大を支援する事業、農産物の市場競争力を高める事業、町内企業によるふるさと納税返礼品の開発支援や農産物等の町内販売の拡大に努め、社会や地域の課題に取り組む企業を支援してまいります。そしてそれらを支える人材の育成事業等について業種の枠を越えて取り組み産業の活性

化と地域経済の好循環の創出を進めてまいります。

商工業振興の推進につきましては、中小企業が地域経済の発展に重要な役割を担っているという認識を地域で共有し、中小企業の経営基盤の強化を図るための取組や、持続的な地域経済循環の実現に向けた施策を実施してまいります。

起業家の育成支援につきましては、起業家を生み出すマインドの醸成を図り、創業支援事業補助金により起業家を支援してまいります。

次世代への勤労観・職業観の醸成並びに地域企業への就業促進につきましては、町内の学校等と連携し、地域企業との関わりを深め、地域企業の魅力や特色を伝える機会を創出し、地元への就業に向けた理解促進に向けて、お仕事教室事業及び中学生の町内企業に対する職業体験事業等により促進を図ってまいります。

農業後継者の確保及びみどりの食料システム戦略をはじめとした持続的に発展可能な農業の推進につきましては、国の新規就農者支援制度、町の事業であるやはば農業担い手応援事業、矢巾町親元就農給付金をはじめとする各種制度を活用し新規就農者の支援を継続し、既存組織内の後継者育成支援についても課題として取り組んでまいります。

また、需要に応じた米生産を推進し、制度見直しに伴う営農への影響に配慮しつつ、持続可能な営農に向け支援するとともに、経営基盤強化のため引き続き高収益作物への転換を推進し、農業用機械・施設の導入につきましても支援してまいります。また、大区画化やスマート農業の推進などを通じ、農作業の省力化を推進してまいります。

農福連携による雇用の促進につきましては、福祉事業者の営農について関係機関と連携し支援を継続してまいります。

有害鳥獣被害対策の推進につきましては、西部地域に設置した電気柵が効果を発揮していることから、引き続き適正管理を支援しつつ、令和6年度より対象を拡大してまいりました電気柵設置助成等により、地域ぐるみで農作物被害の低減及び人身被害を未然に防ぐ対策を講じてまいります。

西部地域の活性化につきましては、煙山と和味のヒマワリのほか、南昌山や城内山、今後再整備を予定しております水辺の里をはじめとする自然観光スポットを生かし、矢巾温泉や町営キャンプ場、民間事業者によるアスレチック施設のほか煙山ダムの多目的利用等を連携させた取組を行い、東部地域においては国指定史跡徳丹城跡を中心としたマルシェやチャグチャグ馬コパレードなどを行ってまいります。

また、フューチャーデザインの観点から、矢巾町観光振興ビジョンを見直し、新たに計画

を策定することとしており、町全体の観光活性化への検討を進めてまいります。

観光情報の発信強化につきましては、町観光協会や矢巾町観光開発株式会社と一体となり、町内イベントのPRを効果的に行うほか、SNS等を積極的に活用し観光情報の発信に努めてまいります。

特産品の開発支援につきましては、製菓専門学校等との連携も視野に特産品開発に努めるほか、現に町特産品開発に取り組んでいる事業者、特にもふるさと納税返礼品となる特産品の開発に取り組む事業者について支援をしっかりと図ってまいります。

移住促進と関係人口拡大につきましては、ふるさと納税、企業版ふるさと納税についても優位に働くことから、矢巾町の四季を彩るイベントを通じ、町のにぎわいと関係人口の創出を図ってまいります。

また、アンバサダー等様々な手段を通じて、全国的に本町の情報発信を行い、ふるさと納税の歳入増加につなげてまいります。

少子高齢化が進む中、将来の労働力不足、人材不足に備え、多様なニーズに対し、多様な働き方で対応していくことが必要となってまいります。皆で資金を出し、話し合い、共に働くという労働者協同組合は、これからの時代に合った活性化の一つの方策と考えており、共に創り上げる未来のために、実現に向け検討してまいります。

第2に、『誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり』についてであります。

現在、少子高齢化や地域活動の担い手不足、町民同士の連帯感の希薄化など、地域コミュニティが抱えている課題は地域により様々ですが、自らの地域の問題を自分事、まさに我が事と捉え、互いに知恵を出しつつあるべき姿を考えていくことが再構築の第一歩と考えますことから、地域未来づくり会議などを通じて新たなコミュニティの在り方を模索してまいります。

新たに宅地開発が行われた地域では、転入者の増加により住宅が立ち並んでおり、隣接する地域コミュニティと連携し、目的や役割、重要性等に関する説明会を継続して開催するなど、新しい地域コミュニティの形成が円滑に図られるよう支援をしてまいります。

多様性と包摂性のある共生社会の実現におきましては、町民お一人お一人が、お互いの意思と選択とを尊重し、多様な個性や生き方、性の在り方を理解し合って生活することができるまちづくりを目指し、田園都市やはば第2次男女共同参画プランや、令和5年10月に導入したパートナーシップ・ファミリーシップ制度に基づき、町民誰もが同じ地域社会で共に暮らし、学び、働けるよう、多種多様な方々が交流できる機会の拡充などに取り組んでまいり

ます。

消費者教育の推進につきましては、消費者を取り巻く社会環境の変化に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者だけの世帯、若者など消費者のライフステージに合わせて、学校、地域、家庭、職域等様々な場を活用し、エンカル（倫理的）消費や食品ロス削減の普及啓発を進めるなど、適切な消費行動を促し、持続的な社会の実現を目指してまいります。

医療・福祉・介護のまちづくりの推進につきましては、岩手医科大学をはじめ医療・福祉・介護の関係者が緊密に連携しながら、本来の業務はもとより、それぞれの専門分野の視点を生かしたまちづくりを進めるための情報共有と相互協力を展開する場の運営に取り組んでまいります。

障がい福祉の充実につきましては、紫波地域障がい者基幹相談支援センターと連携し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して生活できる地域社会の実現に向けて、第7期矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画及び第3期矢巾町障がい児福祉計画に基づき、障がいを有する人もそうでない人も、それぞれがかけがえのない個人として尊重され、互いの個性を認め合い、思いやり、共に暮らし、共に支え合い包摂できる地域づくりに取り組んでまいります。

妊娠・出産・子育てが安心してできる環境づくり及び、児童虐待防止体制の充実につきましては、令和6年度からこども家庭課に設置した「こども家庭センター」において、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的支援を継続実施し、新たに「児童相談システム」を導入し相談支援業務のさらなる迅速化・効率化を図ってまいります。また、乳幼児期から就学後も切れ目なくライフステージを進むことができるよう「5歳児健診」を、さらに、子どもの育ちに欠かせない親と子の関わり方に係る保護者の悩みについては、CARE（ケア）プログラムを活用した親の学びの場として、「親子関係形成支援事業」を、それぞれに新規に導入し、より一層、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

子ども・子育て支援の充実につきましては、保護者の就労状況にかかわらず、生後6か月から3歳未満の子どもが保育所などを利用できる「こども誰でも通園制度」について、令和7年度から町立煙山保育園で実施してまいります。

なお、今後の煙山保育園の在り方につきましては、少子化の進行並びに民間保育事業者の育成支援の観点から、こども誰でも通園、一時預かり保育、休日保育、医療的ケア児の受入れに加え、将来的に病児保育事業にも取り組むことにより、子育て支援の拠点機能施設への転換を図り、関係各位のご理解を得て、従来の保育所機能は廃止する方向で検討を進めてま

います。

また、第3期矢巾町子ども・子育て支援事業計画の初年度となることから、当該計画に基づき事業を推進するとともに、保育補助者や保育支援員の配置に対する保育施設等への支援を継続し、保育体制の強化に努めてまいります。

さらに、核家族化や共働き等により多様化する子育て世帯のニーズに対するきめ細やかな支援を行うことができるよう、ファミリー・サポート・センターのサービス体制の充実についても、引き続き取り組んでまいります。

ここかむ食堂につきましては、会場を今までの場所からさわやかハウスにおいて実施することとし、誰一人取り残さないよう、町民の各世代が気兼ねなく集える居場所づくりの取組を引き続き支援してまいります。

学校給食の無償化につきましては、現在本町では第3子以降を無償化の対象としておりますが、国の動向をしっかりと見極めながら学校給食の完全無償化に向け前向きに検討を進めてまいります。

児童館事業につきましては、家庭や学校との日常的な情報共有を通じて、心身ともに安全・安心な居場所づくりを行い、年齢に合わせた「遊び」や「生活」の支援を行い、児童の健全育成の充実に努め、日頃の点検や「矢巾町児童福祉施設長寿命化計画」に基づき、施設環境の改善に努めてまいります。

地域福祉の充実につきましては、複雑化・多様化する福祉課題を解決するため、包括的な支援体制の構築が求められており、第3期矢巾町地域福祉計画に基づき、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、地域を共に創り上げる「地域共生社会」の実現を目指し、重層的支援体制整備事業による生活相談支援体制のさらなる充実を図り、誰一人取り残さない、優しさと思いやりに満ちた福祉のまちづくりを推進してまいります。

生涯を通じた健康づくりの推進につきましては、町民の健康づくりの行動指針となります「健康やはば21」に基づき、町民お一人お一人が生涯を通じて健やかに心豊かな生活を送るため、健診機関と連携して特定健診や特定保健指導、各種検診の受診率向上に取り組むとともに、「自分の健康は自分で守る」という意識の醸成を図り、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防、重症化予防、介護予防など、ライフステージに応じた健康づくりの推進をしてまいります。また、運動習慣による生活習慣病予防のため、町内各所にウォーキングコースを設置するなど、楽しみながら運動習慣が身につく取組を進めてまいります。

地域協働による健康づくりの推進につきましては、健康づくりサポーターの育成と組織活

動の支援を強化し、地域の方々と協働で健康づくりの取組を進めてまいります。

感染症予防の強化につきましては、コロナ禍以降の生活様式を実践し、また実現をして個々人の予防の取組に加え、定期予防接種・任意予防接種を実施し正しい情報をお知らせして、希望する方々が安全安心に受けられるよう実施をしてまいります。

認知症への理解と支援の促進につきましては、認知症サポーター養成講座の実施をはじめとして、認知症への理解を深めるための活動に継続して取り組んでまいります。また、認知症の方だけではなく、日常生活を支える家族も支援し、住み慣れた地域で共に暮らしていくための体制づくりをチームオレンジの活動を通して推進してまいります。

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進につきましては、地域で安心して暮らすことができるよう、エン（縁）ジョイネットワークなどの居場所づくりや生活支援コーディネーターによる支援を通じて、地域の課題把握を行い地域の支え合い活動を推進し、高齢者の見守りや支援を行う体制づくりにより、地域の方々の活動の場を増やしていく事業を推進し、社会参加の機会の創出に努めてまいります。

自殺対策につきましては、町民お一人お一人のかけがえのない命を守るため、第2期矢巾町自殺対策計画に基づき、「いのち支えあうやはば」を基本理念とし、「誰も自殺に追い込まれることのない矢巾町」の実現に向け、関係機関と連携を図り、自殺予防対策におけるさらなる推進と強化を進めてまいります。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の適切な運営につきましては、代替りのない相互扶助の、また互助の精神も併せて、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納率向上や、被保険者の健康の保持増進に取り組み、医療費の適正化を図ってまいります。

介護保険制度の適切な運営につきましては、介護保険料の収納率向上や、第9期矢巾町介護保険事業計画に基づき、高齢者の尊厳を守り、高齢者自らが主体的に自立した生活を継続できる環境づくりや介護予防事業、介護給付の適正化等を推進し、持続可能な介護保険事業に取り組んでまいります。

道路の整備につきましては、国で事業を進めております一般国道4号盛岡南道路に関連する町道の整備計画を策定していくほか、町道谷地線について工事を竣工させることにより東西道路の強化を推進するとともに、町道矢次線について工事の進捗を図ることにより南北道路の道路ネットワークの強化を推進してまいります。

一般国道4号盛岡南道路の整備促進につきましては、現在国で予備設計が行われているところではありますが、引き続き地元と国との橋渡し役として国土交通省岩手河川国道事務所と

連携し、早期着工・早期完成に向けて最大限の支援を行ってまいります。

河川の整備につきましては、国管理の1級河川北上川について、土橋地区の一部で未築堤となっている区間の早期解消に向け、国に対して引き続き要望を行っていくほか、県管理の1級河川について、太田川及び芋沢川の基幹河川改修事業の促進と、岩崎川上流部の整備促進について引き続き岩手県に対し強く要望していくことにより、町内全域の防災・減災に努め、田んぼダム等の流域治水の取組を継続することにより国土強靱化を図り、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

町営住宅につきましては、国が推進する子育て世帯に係る住まいの支援に基づいた住宅行政運営を積極的に進めてまいります。また、長寿命化計画に基づき三堤住宅3号棟の屋根改修工事を進めてまいります。

空き家対策につきましては、昨年度改正された空き家特措法により建物の適正管理や用途変更、空き家のリノベーション等、不動産事業者とのネットワークも視野に入れ活用拡大に向け国や県・近隣市町の動向を注視し、課題解決のため従来から行っているデータ整備や窓口相談を強化し、事業推進をより一層図ってまいります。

公園につきましては、経年劣化が進んでいる設備等について、施設の利用状況等により優先順位を判断し順次更新を進めるとともに、管理運営する上で必要な整備や修繕により、利用者の安全性及び利便性を損なわないよう早急な対応に努めてまいります。また、利用活性化を図るための公園の施設管理の在り方について、指定管理者やコミュニティと検討してまいります。

公共交通につきましては、町民の皆さんの身近な足として利用いただいております、市街地循環バス「やはばす」及び予約型乗合バスの「のりあい号」について、さらなる利用拡大とJR矢幅駅に設置した電子時刻表などにより利用促進に努めるとともに、令和7年度に策定予定の盛岡市・滝沢市との広域公共交通計画に向けた協議を進め、のりあい号の都南地区への乗り入れを実現し、より一層便利な公共交通を目指してまいります。

消防体制の充実強化につきましては、常備消防であります盛岡南消防署矢巾分署と町消防団との連携をさらに深めつつ、多様な任務への対応力を高めるための教育訓練を充実してまいります。このため、新団員確保施策として、町内企業に対する団員募集の働きかけや女性や学生を対象とした新たな層への働きかけにより、人的基盤の整備を推進してまいります。

地域における防災対策につきましては、町総合防災訓練をはじめ、各地区単位での防災訓練、防災研修等の機会を通じ、「日頃の備えと早めの避難」を合言葉に、地域における防災

活動の場を活用し、防災対策に関する知識を普及してまいります。また、「自助力」「共助力」の向上のため、自主防災組織や防災士の計画的な育成に努め、地区における防災リーダーとしての実践力の向上を図りつつ、「公助力」として地域の活動を積極的に支援し、官民一体となって総合的な防災力の向上に努めてまいります。さらには、各種防災対策への女性の視点の取り入れを図るとともに、岩手県防災情報配信システムの更新やワンコイン浸水センサの導入等により、最新の防災情報を活用し、防災力を高めてまいります。令和8年度には国で防災庁も設置される予定であり、より強固な防災力の向上に向け一体となって取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、町の発展に伴う交流人口の増加が、防犯上のリスクを高めるという側面もあることから、町民が安全、安心な生活を送ることができるよう、日常生活の中で、子どもや地域の安全を守るための、挨拶を交わしながらの「ながら見守り」の普及・推進や防犯講話の開催など、地域と一体となった防犯活動の推進のほか、防犯ボランティアの活動支援、紫波警察署などと情報共有、連携を密にしつつ、犯罪抑止や少年非行防止のためのパトロールを実施してまいります。また、「匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）」による強盗事件が全国的に問題となっておりますが、引き続き、特殊詐欺防止、子どものSNSトラブルに伴う犯罪被害防止、無施錠盗難被害防止などの防犯対策について、各種媒体を利用して広く町民に情報提供するとともに、犯罪の未然防止のための取組を強化し、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

交通安全対策につきましては、大規模な宅地整備や商業施設の開店を控え定住人口・交流人口の増加が見込まれる中、事故のない安全・安心なまちづくりを目指して、町民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止、危険運転防止、飲酒運転防止活動をさらに推進してまいります。本年は煙山小学校周辺のゾーン30プラスの整備予定であることから、引き続き通学路における交通安全対策のほか、高齢歩行者などの交通事故防止対策として夜間・薄暮時間帯における夜光反射材着用の普及啓発につきましても、関係団体と連携し推進してまいります。また、交通安全施設改善要望につきましては、町交通安全対策協議会に諮り、県公安委員会や道路管理者に対して引き続き要望をしてまいります。

第3に、『豊かな環境を守り伝えるまちづくり』についてであります。

『脱炭素、カーボンニュートラルに向けた取組推進』につきましては、3年度目を迎える環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した重点対策加速化事業による自家消費型太陽光発電設備等の設置、高効率照明設備への更新、既存住宅の断熱改修に対する補助事

業を引き続き実施するとともに、今年度策定する矢巾町地球温暖化対策実行計画区域施策編に基づき、町民及び事業者との協働により、本町が表明しております「ゼロカーボンシティ」の実現を目指してまいります。

『ごみ処理広域化に向けたごみの減量化及び資源化の推進』につきましては、燃やせるごみに含まれている既存の分別区分で資源化できるものの分別を推進するため、町民の皆さん方と一丸となって取り組む強化月間を設け、適切な分別の啓発を図り、併せて事業者に対しても減量化・資源化に協力いただくよう周知を図ってまいります。また、町民の皆さんのご理解をいただくことを大前提として、家庭ごみの処理経費に対し、応分の負担をいただくことについて検討を進め、ごみの発生を抑制することで、ごみ処理に伴う経費を減らし、その分を将来の町民の方々の生活支援に有効活用できるようにしたいと考えております。

農地と田園風景の保全及び農地などの利用の最適化の推進につきましては、町内2つの地区での圃場整備事業について早期事業完了に向け推進するほか、農地維持、質的向上、長寿命化を目的とした多面的機能支払交付金や、傾斜地の農地維持を目的とした中山間地域等直接支払交付金等を活用し、地域ぐるみで農地の保全管理に努め、策定中の地域計画を基本として町農業委員会と連携して各地域での取組を推進してまいります。また、山林につきましては、森林環境譲与税や森林・山村多面的機能発揮対策交付金等を活用し、里山や町有林の整備に努めてまいります。

自然に親しむ機会の増加につきましては、南昌山山開きや町営キャンプ場、煙山ひまわりパークなどの屋外活動等を通じて町の自然を満喫できる機会を提供してまいります。

第4に『まちの発展を支える持続可能な行財政運営』についてであります。

情報発信の強化につきましては、情報量を増やしつつ見やすくなった広報紙や、リニューアルして欲しい情報を入手しやすくなった町ホームページ、ラジオを活用し、各世代の皆さんに町の出来事を身近に感じていただけるように努めてまいります。

また、町民総合ポータルアプリ「やはナビ！」につきましても、多くの方々にご利用いただき、町民と町をつなぐコミュニケーションツールとして日常的に活用していただけるよう、引き続き普及啓発を図ってまいります。

このほかにも、ラインやインスタグラムなどのSNSもこれまでの活用に加え、相互連携により町外に向けた町の魅力の発信、地域密着型の情報発信の両面を強化し、多くの方々に本町に関心を持っていただけるよう努めてまいります。

D Xにつきましては、国のデータ標準化により今後指針を設け進めつつ、生成A Iについ

ても活用に向けた検討を進めてまいります。

火葬場の在り方につきましては、合葬墓の設置など、ライフスタイルの変化により多様化する埋葬の在り方と整備に関する基本構想について、関係各位のご理解をいただきながら前向きに検討してまいります。

上水道事業につきましては、安全・安心な水道水の安定供給のため、アセットマネジメント計画に基づき計画的な管路及び水道施設の更新を進めてまいります。

また、緊急時に迅速な対応としての体制や装備の充実・強化に努め、地震等の非常時における給水機能を確保するため、築川ダムからの利水活用について、盛岡市と協議を進めてまいります。

下水道事業につきましては、管路・汚水処理施設とも老朽化が進むことが見込まれることから、ストックマネジメント計画に基づき計画的な改築・更新を進めてまいります。また、公共用水域のさらなる水質改善として、水洗化率の向上、排水設備の適正使用や浄化槽の普及促進の広報活動を継続的に推進してまいります。

上水道及び下水道事業ともに災害時における強靱化対策として、上・下水道施設及び管路の一体的な耐震化を進め、将来にわたり安定的に事業を運営するため、策定済みの経営戦略の見直しを行い、併せて技術継承の体制構築に取り組んでまいります。

以上、令和7年度の重点的な取組と主要な事業の方向性につきまして申し上げます。

行財政運営を安定的かつ持続可能なものにするために財政の健全化は最重要課題であります。効果的で効率的な町政を経営する観点に立ち、町の戦略を確実に進める施策や事務事業の推進状況等の評価を進め、徹底的に事務事業の見直しを行い、より多くの歳入の確保に努め、第8次矢巾町総合計画2年目となる令和7年度の行財政運営に反映をさせてまいります。

以上、町民の皆様をはじめ議員各位のなお一層のご指導を賜りますことをお願い申し上げます。令和7年度の施政方針とさせていただきます。ご清聴、誠にありがとうございます。

○議長（廣田清実議員） 以上で施政方針演述を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を、ちょっと短いですが、11時15分といたします。

午前11時06分 休憩

—————

午前11時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

続いて、令和7年度教育行政方針演述を行います。

菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 令和7年矢巾町議会定例会3月会議に当たり、令和7年度の矢巾町教育行政方針を申し述べます。

本町の教育行政の推進につきましては、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

教育委員会は、「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」を基本理念とした第8次矢巾町総合計画の4つの施策の柱の1つ「誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり」を担っております。

令和7年度は、第3期矢巾町教育振興基本計画が2年目を迎え、基本理念・基本目標である「時代を拓き次代につながるひとづくり」に向け、「ひとづくり」をキーワードに定めた3つの基本方針の下、各分野の施策を引き続き推進してまいります。

基本方針の1つ目は、「個性を伸ばし、生涯にわたる学びを支え、持続可能な社会を担うひとづくり」であり、8つの重点を掲げております。

重点の1つ目は、「就学前における教育・保育の質の向上」であります。

幼児期から小学校期の教育に関わる幼保小の関係者が共通認識を持ち、幼児教育において育まれた資質や能力を学校教育に円滑につなげていく体制の構築に向け、「学びの架け橋プログラム」の開発に向けた取組を推進してまいります。

また、新たにこども家庭課との連携により5歳児健診を実施し、入学前の早期の段階から、一人一人の特性に合わせた適切な指導体制の確保につなげてまいります。

重点の2つ目は、「確かな学力と個性を伸ばす教育の推進」であります。令和7年度は、GIGAスクール構想により令和2年度に整備した1人1台端末が更新時期を迎えることから、全端末の更新を行うとともに、令和6年度実施した中学校全教室への大型提示装置の整備に続き、小学校においても普通教室に大型提示装置の導入を予定しております。児童生徒及び教職員のICT活用能力についても、より一層の習熟を図り、確かな学力の育成に向けた環境整備を進めてまいります。

また、個別最適な学びを実現し学力の向上を図る取組として、令和6年度新たに実施する標準学力検査（NRT）と知能検査の結果を把握、分析し、各学校における授業改善の取組

を進めてまいります。

重点の3つ目は、「豊かな心を育む教育の推進」であります。

学習指導要領に定められた小中学校の教育課程や特別活動などを通じて、児童生徒に豊かな感性や健全な心を育むよう努めるとともに、特別な教科である道徳に関しては、本町が独自に行っている教職員の道徳指導研修会を継続し、町内全校で道徳の授業改善を引き続き進めてまいります。

環境教育においては、全ての児童生徒が義務教育9年間の中で、環境について深く学ぶ機会を得られるよう、関係機関とも連携しながら取組の充実を図ってまいります。

また、人権教育を各学校の教育課程に位置づけ、他人を思いやる心や、生命や人権を尊重する心を育む教育の充実を図ります。

このほか、あらゆる学びの土台となる能力を高めるために、読書の習慣化が有効とされておりますことから、児童生徒の読書活動を支援するため、各学校に図書支援員の配置を継続し、図書室の蔵書の充実や利活用の促進を図ってまいります。

重点の4つ目は、「健やかな体を育む教育の推進」であります。

60分間の「よりよい運動習慣」の取組に、「望ましい食習慣」と「規則正しい生活習慣」をプラスした「60（ろくまる）プラスプロジェクト」を岩手県教育委員会が推進しており、本町においても小学校を中心に取組んでおります。本町においては、このプロジェクトにタイアップして学校栄養教諭が全ての学校を訪問しており、令和7年度においても「望ましい食習慣」の支援を継続するとともに、それぞれの習慣についての理解を促し、定着を図ってまいります。

学校給食につきましては、昨今の社会情勢の中で食材価格の高騰が見られるところですが、本町ではできる限り保護者の負担を軽減するよう、給食費は令和7年度も現状維持とし、第3子以降の無償化も継続しながら、安全安心で栄養バランスの取れたおいしい給食の提供に努めてまいります。

重点の5つ目は、「ふるさとの未来を支える教育の推進」であります。

小中学校における教科学習や総合的な学習の時間などを通じて、本町の豊かな自然に触れたり、地域の方々に学んだりする機会を増やしてまいります。各学校においては、その体験を深化させる指導を行い、ふるさとの未来を担う社会の一員としての自覚を養い、これからの社会をたくましく生き抜く力を育んでまいります。

また、町内の様々な事業者や関係団体と連携しながら、義務教育の9年間を通して地域に

密着したキャリア教育を推進する本町の体制の在り方について協議してまいります。

重点の6つ目は、「多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実」であります。

発達障がいや不登校など、個に応じた対応を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、令和7年度は適応支援員の増員を図り、個に応じたきめ細かな対応を進めてまいります。

また、教育相談につきましては、様々な悩みを抱える児童生徒や保護者、教職員などの相談に適切に対応し、県教育委員会や関係機関との連携を密にしながら、必要に応じてスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーなどの専門家や各種専門機関につなげてまいります。

いじめへの対応に関しては、全ての小中学校で「いじめ見逃しゼロ」を合言葉に、迅速で確実な事案の把握と解決に努めてまいります。令和6年度には、各学校で実施している「学校いじめ対策組織」で使用する資料を共通様式としました。このことにより、児童が中学校へ進学する際は、必要な情報を小学校から円滑に引き継ぎ、中学校での適切な生徒指導に生かされるよう取組の充実を図ってまいります。

重点の7つ目は、「教員の資質向上と教育指導体制の充実」であります。教員一人一人がその成長段階に応じて、県教育委員会が定める「校長及び教員の資質の向上に関する指標」に沿って必要な資質を身につけるため、県や国の研修を補完する形で、町独自の教育研修会などを計画的に実施してまいります。

また、義務教育9年間を見通した指導の在り方を、小中学校の教員が連携しながら研究する取組を推進してまいります。

このほか、教職員の働き方改革に関しては、県内全ての市町村で統一的に運用される岩手県統合型校務支援システムを、本町においても令和7年度に導入し、業務の効率化を図るほか、各学校における時間外在校等時間の削減に引き続き努め、教職員が万全な状態で児童生徒に向き合うことができるよう取組を進めてまいります。

重点の8つ目は、「学校教育環境の整備・充実」であります。

令和6年度は、徳田小学校、不動小学校の校舎修繕に係る原因調査が完了したことから、令和7年度は引き続き改修工事を行うこととしております。その他の学校施設につきましても、長寿命化計画に基づき計画的に修繕などの対応を行ってまいります。

また、近年の全国的な学校での事故や事件の発生に対し、安全対策の重要性が高まっていることから、全小中学校に不審者の侵入防止対策としてカメラを設置し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境の整備を進めてまいります。

基本方針の2つ目は、「学校・家庭・地域の連携を深め、心豊かにたくましく生きるひとづくり」についてであり、2つの重点を掲げております。

重点の1つ目は、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」であります。令和5年度から6年度にかけて、小学校区単位の地域カルテが作成されたことを受け、これを教育資源として活用しながら、子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が連携し、教育課題の解決に取り組む枠組みづくりを、地域コミュニティや関係団体と連携しながら進めてまいります。

令和7年度は、学校運営協議会（コミュニティスクール）の枠組みを軸に、教育振興運動推進委員会や青少年育成関係団体などと協議を進め、相互の連携を深めながら、地域の皆様が協調して、子どもたちの9年間の育ちを一貫して見守り育む体制の構築に取り組んでまいります。

重点の2つ目は、「家庭の教育力の向上及び青少年の学習活動の推進」であります。社会の急激な変化の中で、子どもたち一人一人が確かな学力を身につけ、たくましく生き抜く力を育んでいくために、家庭教育の重要性は年々高まっていると認識しております。

家庭での働きかけや関わり方が、子どもの学力向上や人格形成に与える影響は大きいことから、保護者の方々に対し、様々な活動への参加呼びかけや、家庭教育に関する意識の啓発に努めるとともに、子育ての悩みや不安感の解消のための、情報提供や研修の実施、相談対応などの支援を行ってまいります。

教育振興運動に関しては、引き続き全ての実践区で実施するとともに、宅地開発により今後新たな地域コミュニティの設立が見込まれる地区においても、運動参加に向けた働きかけを進めてまいります。

このほか、各小学校区で実施している「放課後子ども教室」につきましては、学校外における子どもたちの貴重な学びや体験活動の場となっておりますことから、参加している児童及びその保護者へのアンケート調査の結果を分析し、実施方法や内容の充実に向け検討を行ってまいります。

基本方針の3つ目は、「生涯を通して学び、郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造するひとづくり」であり、4つの重点を掲げております。

重点の1つ目は、「多様な学習機会の充実」であります。

町公民館を拠点として、各世代に対応した自主事業を企画実施するとともに、町内外の関係団体とも連携しながら多様な学習機会の創出を図ります。学習内容の充実と併せて、受講者の増加を図ることが課題となっていることから、子どもから高齢者まで幅広い世代に向け

て情報発信するとともに、出前講座やリクエスト講座も引き続き実施し、地域のニーズを踏まえた講座の充実に努め、町民の皆様の生涯学習活動を支援してまいります。

また、図書センターについては8万冊を目標に蔵書の充実を図り、利用促進を図ってまいります。

重点の2つ目は、「スポーツ・レクリエーション環境の充実」であります。

「スポーツのまち やはば」宣言に基づき、生涯スポーツ、競技スポーツ、障がい者スポーツのそれぞれの観点から、様々な大会やイベントを開催し、町民の皆様がスポーツに親しむ機会の充実に努めます。令和6年度は特に、障がい者スポーツの普及イベントで周知対象を拡大したことによって参加者の増加が見られたことから、様々な事業で情報発信の回数や方法などを工夫し、参加者のさらなる増加を図ってまいります。

あわせて、矢巾町体育協会や各スポーツ少年団等への支援を継続し、各種目の競技力の向上や、いわてスーパーキッズの輩出につながるよう努めてまいります。

また、「町民スポーツ大会」につきましては、長年にわたり親しまれておりますことから、令和7年度も引き続き実施し、これからの時代に合った新しい形に向け、見直しを行ってまいります。

重点の3つ目は、「文化・芸術活動の推進」であります。

煙山小学校吹奏楽部や矢巾北中学校特設合唱部、矢巾中学校吹奏楽部をはじめとする児童生徒の文化・芸術活動について継続的に支援を行い、活動のレベルアップと次世代の担い手育成を図ってまいります。

また、町公民館や田園ホールでの様々な催しや、参加型イベントの実施などを通じて、町民の皆様が日常的に文化・芸術活動に親しむ機会の創出に引き続き取り組んでまいります。

令和6年度は新たな取組として、矢巾町音楽祭で初めて小学生の有志による合唱団が結成されるとともに、町民の方々が主体的に音楽イベントを企画するなど、「音楽のまち やはば」の理念が徐々に浸透しつつあると感じられたところであり、令和7年度もこれらの流れをさらに発展させ、多くの方が参加できる事業の推進に努めてまいります。

重点の4つ目は、「文化財の保護と活用」であります。

国指定史跡徳丹城跡に関しては、令和7年度から新たな保存活用計画の策定に着手し、徳丹城跡の管理状況の現状と次世代に向けて直面する課題を整理し、必要な事業の選定と今後に向けた方向性を検討してまいります。

史跡公園の活用については、毎年多くの来場者がある「徳丹城春まつり」に加え、令和5

年度から開催している「徳丹城西門マルシェ」や「徳丹城曲家ミュージックフェスティバル」が好評を得ていることから、引き続き、幅広い世代の方が各種イベントを通じて文化財に親しむ場となるよう、内容の充実に努めてまいります。

また、各地域に伝わる郷土芸能に関しては、伝承者の高齢化や後継者不足が課題となっておりますが、令和6年度の郷土芸能大会では児童生徒の出演も見られ、また、多くの来場者があったことから、地域の皆様の関心は高いと認識しているところです。引き続き機会を捉えて発表の場を設けるとともに、矢巾町郷土芸能保存会と連携し、若い世代の方々が伝統文化に触れる機会をつくるなど、後継者の育成を後押しする取組を進めてまいります。

最後に、町立学校の再編につきましては、令和5年度に策定された「矢巾町立学校の再編に関する基本方針」に示されている基本的な考え方と5つの方針に従い、現在、再編整備計画の素案作成を進めております。

今後においては、最新の人口動態や将来の人口の見通しを勘案する必要がありますし、小中一貫教育について、先進校の視察も含め調査研究し、本町での実践について様々な視点から検討を加える必要があることから、慎重に方向性を見極めながら取り組んでまいります。

このほか、全国的な課題となっております中学校部活動の地域移行に関しては、令和6年度設立した矢巾町部活動地域移行推進協議会において議論を深めながら、令和7年度は先行モデルとして、休日の部活動を地域で行う枠組みの検討を進めてまいります。

以上、第3期矢巾町教育振興基本計画に沿って、令和7年度の教育行政推進に関する基本的方向と主要な施策の概要について申し述べました。

教育委員会は、本町の教育理念であり教育目標に定めた「時代を拓き次代につながるひとづくり」の実現に向け、小・中学校の9年間を見通した新時代の義務教育の推進に鋭意取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げ、令和7年度の教育行政方針といたします。

○議長（廣田清実議員） 以上で教育行政方針演述を終わります。

日程第4 請願・陳情の審査報告

- 7 請願第1号 矢巾町教育委員会及び町立学校等において岩手モデルを完全適用し遵守することを求める意見書の提出
についての請願

○議長（廣田清実議員） 日程第4、請願・陳情の審査報告を議題といたします。

教育民生常任委員会に付託しておりました7請願第1号 矢巾町教育委員会及び町立学校等において岩手モデルを完全適用し遵守することを求める意見書の提出についての請願の審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

小川文子教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 小川文子議員 登壇）

○教育民生常任委員長（小川文子議員） それでは、報告をいたします。

矢巾町議会議長、廣田清実様。令和7年2月19日。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、小川文子。

請願審査報告書。

本委員会が令和7年矢巾町議会定例会2月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名。7請願第1号 矢巾町教育委員会及び町立学校等において岩手モデルを完全適用し遵守することを求める意見書の提出についての請願。請願者、矢巾町——
——、漆原謙一。紹介議員、赤丸秀雄、高橋敬太。

2、委員会開催年月日。令和7年2月10日月曜日、令和7年2月12日水曜日。

3、出席委員。小川文子、水本淳一、高橋恵、横澤駿一、昆秀一、谷上知子。

4、審査経過。令和7年2月10日午後1時30分から、委員全員出席の下、7請願第1号を審査するに当たり、参考人として請願者及び保護者2名の出席を求め、請願者と保護者1名及び紹介議員の出席の下、趣旨説明を受けた。

また、令和7年2月12日午前9時から、委員全員出席の下、説明員として矢巾町教育委員会教育長及び学校教育課の職員2名の出席を求め、現状等について調査し、その後請願内容の協議、検討を行い慎重審議した。

5、審査結果。7請願第1号については、賛成少数で不採択すべきものと決定した。

6、審査意見。今回の請願審査に当たり、まずは請願者及び保護者から、現在町内小学校で起こっている教職員と児童との信頼関係の崩壊に関して意見を聴取した。その内容を要約すると、説明機会の不足、カウンセリング環境の不備、またスピード感に欠ける対応により保護者間で不安が高まっていることを確認した。また、登校困難児童や自傷行為など、子どもたちが追い詰められているとの話もあり、以上のことから、岩手モデルを完全適用し遵守

することを求めるものであった。

また、教育委員会から、これまでの取組と岩手モデルに対する対応ほかについての説明を受けた。その説明においては、岩手モデルは県立学校における教職員の対応を記したものであるが、各市町村教育委員会においても参考とすべく周知されていることから、特に本町では、この岩手モデルの作成の発端となったのが町内学校施設だったこともあり、各町立学校に配付し、教職員間で共有するよう努めてきたところである。

なお、今回の案件はまだ調査が継続中の事案であるとのことであったが、これまでも岩手モデルのほか、様々な義務教育に係る教育関係の指導に関する指針やガイドラインと併せて解決に向けて努めているとの説明であった。

以上、本案件の審査に向けて調査した内容を踏まえた結果、本案件の解決に向け、現在も調査が継続中であること、また県立学校を想定し、教師指導を対象とした岩手モデルの完全適用が児童指導の観点で全てなじむものなのか疑問が生じ、数ある教育関係の指針やガイドラインのうち、岩手モデル完全適用だけを求めるには時期尚早との意見もあり、事態の收拾を求める趣旨は理解するものの、今回の請願事項である岩手モデルの完全適用に関する意見書提出については、委員による採決の結果、不採択と結論づけたものである。

ただし、事態の收拾に向けた取組に注力することは、請願者、教育委員会並びに本委員会委員全員が望むところであり、速やかな事態の收拾と児童生徒の学習環境の確保に向け、子どもの権利を尊重しながら、教職員の働き方改革も念頭に、各保護者等周りの大人たちも一丸となって解決に向けた様々な取組に努められることを望むものである。

以上、報告といたします。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入りますが、質疑は報告書に対する質疑でありますので、答弁者は委員長になりますので、そこもご配慮願いたいと思いますし、教育民生常任委員会ではもう審議が尽くされておりますので、それ以外の委員の質問となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑を受けます。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 岩手モデルの完全適用が児童指導の観点で全てなじむのか疑問が生じとありますが、具体的にどのような疑問が生じたのか教えてください。

○議長（廣田清実議員） 小川文子常任委員長。

○教育民生常任委員長（小川文子議員） お待たせしました。タブレットにも配信しております

すけれども、岩手モデルの目的というものが示されておりますが、教育職員等の体罰、ハラスメント事案及び当該事案に関連する児童生徒の自殺、自死事案の再発防止というのがこの目的であります。そして、そのための第2章、学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点と再発防止に向けた基本的な考え方が述べられておりまして、第3章には再発防止に向けた取組が書かれておりまして、第4章には今後の検討課題ということで示されております。

私たちはこれを聞いたときに、前にも請願を受けて採択をした経緯がありますが、教師がなかなか過重労働で児童生徒と向き合う時間が足りないと、そこで豊かな学びがなかなか保障できないのだというような請願を受けて採択しております関係上、この教師が本当に児童生徒と向き合える時間が確保されているのか、そういう配慮が足りないという請願でありましたので、そのことを抜きに教師の側だけを律するといいますか、そのことについて今回の問題の解決にならないのではないかと考えたのであります。

具体的に言いますと……

○議長（廣田清実議員） 岩手モデルの関係だけでいいです。

○教育民生常任委員長（小川文子議員） 岩手モデルではそういう……

○議長（廣田清実議員） 前の請願の話は違いますから。

○教育民生常任委員長（小川文子議員） 違いますね。岩手モデルに関しては、教師の分だけの規律を求める対策であったために、そこで子どもとの向き合い方とか、そういうことで解決になるのかということが1つありました。

もう一つは、本事案について受けた情報は全て県教育委員会に示されておりまして、今再調査の段階に入っているということで、まだ本当に体罰だったかどうかという確定がなされていない段階で不適切行為として岩手モデルを進めるということが、私たちとしては時期尚早ではないかということがありました。

以上、この2つの点であります。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 常任委員長への質問ということしか認めないということだったので、まず……

○議長（廣田清実議員） というか、報告書に対しての質問ですから。

○16番（赤丸秀雄議員） 今回の報告だけについて質問して、改めて一般質問させていただき

ますので、教育委員会よろしくをお願いします。

私が聞きたいのは、この報告書の最後の5行、ただし事態の收拾に向けた取組に注力することは、請願者、請願者というのは出した方ばかりではなく保護者等も含んでいると思いますが、教育委員会並びに本委員会委員全員も望むところであり、速やかな事態の収束と児童生徒の学習環境の確保に向け、子どもの権利を尊重しながら、教職員の働き方改革もという形で書いています。それで、これを望むことであるということで、ではどういう具体的な今後の行動をするのか、委員会ではどのような決め方をしたのか、そこをお願いします。

○議長（廣田清実議員） 小川文子常任委員長。

○教育民生常任委員長（小川文子議員） 本委員会は、昨年から2年間にわたって各小中学校を全部訪問してまいりました。そして、今教育民生常任委員会としては、子どもを真ん中にしたまちづくりをまず勉強しているところであります。その中でいろいろ勉強、研修して、視察もしておりますけれども、やはり今子どもたちを取り巻く環境というのが非常に難しい環境にある中で、本町の子どもたちが健やかに育ち、そして豊かな学びを提供できるように、私たち議会としては何ができるのか、そのことを調査しております。今回もこういう請願が出ましたので、この請願は大変私たちにとっては非常に勉強になる材料といたしますか、本当に勉強になりました。しかも、私たちが介入するといいますか、ここに介入することによって事案がかえって悪くなっても困るなというような危惧もありましたし、そして何とかいいほうにまず行けるようにという願いもありました。

そういうこともありまして、今回はこういう結果になりましたけれども、これは最終地点ではなく、今後ずっと考えていかなければならないことでもありますことから、教育民生常任委員会といたしましては、さらなる学校の環境、教育環境が改善できるように、働き方改革も含めて、そして子どもの権利条約が尊重されるような学校教育を求めて研修を積み、行動してまいりたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今委員長の答弁聞いていますと、本当に弁明だけであって、行動する気がないと踏まえる以外ない、この常任委員会全体が。そもそも今日から議会始まって、1か月間、28日間やるわけです。その中で行動できないと思うのです。そうしたら、はっきり言えば2か月後はもう新年度です。そんな中で何も解決がないではないですか。

○議長（廣田清実議員） すみません、赤丸議員、今のは経過報告書の中でのですから……

○16番（赤丸秀雄議員） だから、行動をするべきであろうということを……

○議長（廣田清実議員） 常任委員会の行動を求めるものでありません。だから、質疑として常任委員会が何をするかという質問は、この内容について私は許しているわけです。

○16番（赤丸秀雄議員） 分かりました。では、改めて別な場でやりますので。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 確認します。今委員長の報告があったことについての質疑を求めているわけですから、何をしてほしいとか、そういう部分を求めているわけではありませんので、しっかりそこを理解して質疑していただきたいと思います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

これから討論に入りますけれども、今回はちょっと委員会の報告が不採択でありますので、採択に賛成する討論から求めます。討論ございませんか。

高橋敬太議員。

（2番 高橋敬太議員 登壇）

○2番（高橋敬太議員） 議席番号2番、高橋です。賛成討論をさせていただきます。

まず初めに、岩手モデルは県立学校における教職員の対応を記したものである。そして、審査意見としては、岩手モデルの完全適用が児童指導の観点で疑問が生じ、数ある教育関係の指針やガイドラインのうち、岩手モデルだけを求めるのは時期尚早とのことでしたが、私はこの岩手モデルは小中学校も対象にしているものと認識しております。その理由は、岩手モデルの本文中に出てくる主語が児童生徒となっているからです。

この点については、第5回再発防止「岩手モデル」策定委員会会議録に委員からの質疑で、児童生徒という表現があり、これは小中学校も含むという認識であえてこの言葉を書かれているという理解でよろしいかという問いに対し、事務局はそのとおりであると答弁しています。また、その後の第9回の会議録でも、改めて委員より小学校、中学校、高校が対象となっていると認識しているが、それは間違いないかとの問いに、ここでも事務局ははっきりと小学校、中学校、高校を含めて対象としたいと述べています。その後の会議、最後の会議に至るまで、この対象の件について変更したような記載は認められませんでした。したがって、表に出ている資料としては、公式の資料としては小中学校も対象として策定しているものと私は現状そのように捉えています。

さらに、このほかにも会議で委員より、岩手モデルに生かせる研修についての質疑では、

小中学校の地区校長研修講座において再発防止の提言である講習について協議をする予定、協議の内容はケーススタディーや事例検証について、小中学校長が自身でシートに記入するような研修も行うとのことでした。実際に岩手モデルを想定したこのような講習も開催を視野にしているというところで、十分に岩手モデルは小中学校を対象にできるものであると考えています。実際に岩手モデルの中には、小中学校での参考事例も記載されております。

岩手モデルの内容についても明らかに不適切と分かる事例ばかりであり、児童指導の観点で岩手モデルを完全適用して対応しても私は疑問に感じません。むしろ、小学校でもこの岩手モデルの対応を取らないほうが私は疑問に思います。完全に適用しないで曖昧なままだと、トラブルが生じた際の解決には時間を要してしまうのではないかと考えます。トラブルが起きることが問題ではなく、早期に適切な対応がなされないまま事態がどんどん悪化をして收拾がつかなくなってしまう、そのような状況まで進んでしまうことが問題です。

当該請願は、岩手モデルを完全適用し遵守することで、教育現場でのトラブルに早期に対応して、児童生徒への影響を最小限にとどめたいという趣旨であると認識しています。当該請願を採択することは、児童生徒のみならず、さらに教職員の心身の安全、安心も確保され、負担が軽減するものへと寄与すると考えています。

トラブルが起きたときは、誰が悪いなど犯人探しをするのではなく、ヒューマンエラーではなくシステムエラーとして捉えることが重要であり、つまりシステムを修正しなければ今後何度も繰り返されてしまうと考えます。既存の教育関係の指針やガイドラインが多くあり、解決に向けて努めているとのことでしたが、問題が長期化してしまうのが懸念されますし、県が覚悟を持って策定された最新の岩手モデルを遵守して早期に適切な対応がされれば、大きくならないものではないかと考えます。参考資料として岩手モデルを周知、共有していたとのことですが、その対応下でこのようなトラブルが生じているかもしれないという問題が発生しております。また、解決が困難な状況であるのであれば、参考資料ではなく、やはり完全適用、遵守へかじを取るべきではないでしょうか。

疑問として、学校教員ばかり、教師の側だけを律するのは疑問であるというのはもちろんそのとおりでありまして、制度のほうの問題対応としてもカウンセラーなど外部の力も借りて、引き続き教師、生徒双方向での取組が重要であると思います。まずは、県が策定したこの岩手モデルを適用するというのを第一歩として、双方向への取組へ進めていくことが大切であると感じます。教師の向き合う時間がしっかりと取れないからという意見もありましたが、やはり何度も繰り返しになります。早期に適切な対処をすることで、そして解決に向

かうことで、対応に時間を取られることなく、生徒と向き合う時間も増えるのではないでしょうか。

繰り返しになりますが、今行動を起こして仕組みを変えなければ、今後も同様の事例が繰り返されてしまう危険性があります。岩手モデルを適用、遵守したほうが町のためになるのか、しないほうが町のためになるのか。どうかこれまでたくさんつらい思いをしてきた子ども、教師、保護者のために、議員各位には賢明な判断をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（廣田清実議員） 静粛に。

次に、反対討論を取ります。

昆秀一議員。

（15番 昆 秀一議員 登壇）

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、昆秀一でございます。私は、7請願第1号 矢巾町教育委員会及び町立学校等において岩手モデルを完全適用し遵守することを求める意見書の提出についての請願について反対します。討論します。

本請願の趣旨は、町内小学校での児童と教師の間の信頼関係が崩壊しているとされる件について、一刻も早い解決を求めるものであると判断されますし、私自身も解決に向かうことに異論はありませんし、第一義には子どもたちが安心、安全に学習できる環境を整えることを考えないといけないのだと思います。そこで、本請願では、平成30年に起こった生徒自ら命を絶つという出来事からできた再発防止岩手モデルを完全適用し、町内学校で起こっているとされる件の解決ということであると思われまます。

しかしながら、この岩手モデルは県立学校に向けて発出された教職員、管理職、県教育委員会に向けた再発防止策であり、多くは町立学校にも当てはまるものもありますが、現在起っている町内学校の実情には即さないものであり、しかもそれを町内学校全てに完全に適用するには無理があります。この完全ということが果たしてふさわしいのか、非常に疑問が残るところであり、議会が完全適用するように意見書を出すということにより、教職員が完全適用に縛られてしまうおそれがあると指導ができなくなってしまうという弊害も大いに予測されます。ですから、岩手モデルの完全適用に固執するのではなく、何度も言いますが、何よりも優先されるのは子どもたちの安心、安全に学習できる環境を整えることが重要であります。

加えて、この件については現在再調査中であり、事実の確認が取れないままであるということも見逃すことはできません。その事実の確認ができないままに、岩手モデルを完全に適

用することにも無理があります。したがって、町内学校での件について解決してほしいという請願者の意思は十分理解できるものでありますが、今は岩手モデルの完全適用を求めることにこだわるのではなく、岩手モデルだけではなく、あらゆる解決に向けたガイドラインを参照しながら、一刻も早い事態の解決に向かうのが良策であると捉えます。

町教育委員会の聞き取りでは、町内学校の全ての教員、職員にこの岩手モデルをペーパーにて配付し、その研修も行われているとのことでしたので、岩手モデルについては既に周知しているところであります。

なお、私が一番重要だと思うことは、忘れもしない、平成27年に起きた自ら命を絶った悲しい出来事を受けて、いじめ問題対策委員会がまとめた提言であります。それは、1、思春期の子どもは精神的に不安定であるという現実に対して、子ども自身も含め、子どもに関わる関係者全員が感度を高めること、2、子どもは発達途上であり、大人の助けを必要としているため、関わる大人たちが相互に協力するという体制づくりが極めて重要であることとあるように、子どもに関わる全ての大人たちが感度を高め協力するということが重要であるはずですので、ぜひこのことは全ての大人に肝に銘じてほしいと思います。

以上のことから、7請願第1号 矢巾町教育委員会及び町立学校等において岩手モデルを完全適用し遵守することを求める意見書の提出についての請願について反対するものであります。議員各位の賢明なる判断を賜りますようお願いして、私の反対討論といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に賛成討論ありますか。

横澤駿一議員。

（3番 横澤駿一議員 登壇）

○3番（横澤駿一議員） 議席番号3、横澤駿一です。7請願第1号について賛成の立場から討論いたします。

まず初めに、この請願含み矢巾町の教育行政のど真ん中には、本質的な主語は子どもがあるという認識の下で発言をいたします。

今町内の町立小学校で起きている現状において、何よりも重要なことは、審査報告書にも記載があったとおり、子どもの学習権の確保と何よりも子どもの権利が尊重される環境づくりであると考えます。日本も批准している国連が定める子どもの権利条約の基本的な考え方から抜粋すると、子どもにとって最もよいこと、子どもに関することが決められ、行われるときは、その子どもにとって最もよいことは何かを第一に周りにいる大人ははじめ関係者が考える。そして、子どもの意見の尊重と書かれております。このことは、子どもは自分に関係

のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮することと記されております。これは、何も子どものわがままを大人が容認するというものではありません。子ども、大人、立場に関係なく一人の人間の意見として取り扱い、みんなにとってよいことは何かを話し合っただけで決めるということが本質にあります。

この権利条約の下、委員会では保護者、そして教育委員会から、様々な立場から意見をいただき、参考人として聞き取りを行わせていただきました。その中で、今議論になっている「岩手モデルを完全適用し」という部分について、教育委員会を参考に行った請願審査の中で、教育長から請願の内容について丁寧に、これまでの対応と併せて教育委員会の考えをお聞きしました。その中で、請願書下段の当初より岩手モデルを完全適用し遵守していれば、適時効果的な対応や対策を行うことができたのではないかとこの部分に対して、教育長の言葉からこれはそのとおりであろうというふうな説明をいただきました。その際に、懸念事項として、先ほどから各議員がおっしゃっているとおり、県立学校を想定したこのモデルが町立学校に全て当てはまるものではないとの説明も併せてありました。

また、その聞き取り調査の中で、教師の資質、そして子どもの資質も今回の事案の中には含まれておるという説明もありました。この子どもの資質という部分に私は疑問を感じております。発達段階の子どもは、何よりも資質は皆さんそれぞれ持っております。それを認めてあげること、それを後押しすることが学校で行われることではないかと私は考えます。次代をつくる人づくり、町の教育行政のこれからの未来に向けて、今現在町立小学校で行われている不適切な事案と思われることがこの先あってはならないことだと私は考えます。

今回の請願事項の議論の争点になっている岩手モデルを完全適用しという部分については、岩手モデルをしっかりと読めば分かることです。私も先ほどの高橋敬太議員と同じように、町立小学校そして中学校においてもこの岩手モデルが完全適用されたことで、町教育行政が前に進まなくなること、そして滞ることはないと考えます。

ぜひ皆様の賢明なご判断の下、賛成多数で今回の請願を採択していただけますようお願いを申し上げまして、私からの賛成討論といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に反対討論ありますか。

水本淳一議員。

（13番 水本淳一議員 登壇）

○13番（水本淳一議員） 議席番号13番、水本淳一でございます。私は、7請願第1号 矢巾町教育委員会及び町立学校等において岩手モデルを完全適用し遵守することを求める意見書

の提出についての請願について、反対の立場から討論いたします。

私は横澤議員の紹介により、昨年12月、問題が発生している学級の様子を個人の立場で関係する保護者の方からお伺いしました。町内の小学校において、学級崩壊の存在について極めて厳しい状況にあることをこのとき初めて知りました。

また、この問題につきましては、教育委員会の見解もお伺いすべきということで、今年の1月、教育長にお伺いしております。この事件の事実関係については、矢巾町教育委員会において調査中であるとのことでした。少し強く注意したことで威圧と取られたりするなど、教える側の苦勞などもお伺いしております。

その後、2月になり今回の請願が提出されたことから、教育民生常任委員会として初めて保護者と教育委員会の両者に聴取を行ったところです。この件に関し、保護者の皆様が交代で授業の見回りを行ったり、スクールカウンセラーの力を仰いだり、警察、町や県の教育委員会、その他いろいろなところに相談したようですが、有効な解決策が見つからず、1年間が経過しようとしております。それだけ難しい事象だったと捉えております。児童の学校での張り詰めた気持ちで過ごす時間、そして保護者の方の切実な気持ちもお察しします。関係する保護者の方からは、岩手モデルを徹底遵守していれば、適時効果的な対応や対策を行うことができたのではないかという疑問が投げかけられております。

教育委員会の説明によりますと、今回のような事案はこれまでも多くあり、いろいろなガイドラインを参考に対処しているということです。

また、岩手モデルは教師の規範であり、ガイドライン的なもの、学校現場では多数のガイドラインがあり、全て是であり、同様に考えなければならない。岩手モデルは、教師の行動が中心のガイドラインであり、禁止的な文言が多く、教師の士気が下がりがねない。岩手モデルは、県立学校と県教委のやり取りであって、町教委が入ると権限によってフローの見直しを行わなければならない。また、小中学校に適用した場合、案件の増加が容易に想像され、学校運営に影響が出ることが懸念される等の問題が提起されておりました。加えて、教師の発言や行いが本当に不適切であったかどうかは、現在教育委員会において再調査中であり、臆測の域にある状況です。

今回の請願は、岩手モデルを完全適用し遵守することを求める請願です。全体的に請願の趣旨に対する双方の見解を勘案すると、岩手モデルの完全適用と遵守については、現段階において小学校のガイドラインにそぐわない点が多くあり、岩手モデルの完全適用だけでは問題解決に至らないと理解したことから、請願の採択に反対の立場を取らせていただきました。

しかしながら、教師への規範等が厳しくなり、子どもたちの暴言などに対しての適切な指導が難しくなっているように思われます。また、保護者の側においても、子どもへの接し方、対処の仕方が分からず悩んでいらっしゃることもお聞きしております。保護者の方が気軽に相談できる体制も整えられる必要があると思います。

そして、子どもたちをどう導いていくかを第一に考え、教師と保護者が、そして周りの皆さんが寄り添い、問題が発生した場合すぐに相談し合い、さらにスクールカウンセラーを充実させるなどして解決策を見いだしていく体制が整えられることを関係各位に要望し、反対の討論といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。7 請願第 1 号 矢巾町教育委員会及び町立学校等において岩手モデルを完全適用し遵守することを求める意見書の提出についての請願を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択とするものであります。したがって、原案について採決いたします。

ここで確認というか、ちょっとややこしいので、原案に対する賛成の諸君の起立を求めます。ということは、今委員長の報告は不採択でありますけれども、いつもとちょっと逆なので、賛成の方は起立、採択に賛成の方は起立、不採択にする方はそのまま座っているということになりますので、間違えないようにお願いします。

それでは、起立により採決を求めます。賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立少数であります。

よって、7 請願第 1 号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を 1 時 20 分といたします。

午後 0 時 1 7 分 休憩

午後 1 時 2 0 分 再開

○議長（廣田清実議員） それでは、再開いたします。

この時間から佐藤農業委員会会長が退席しておりますので、お知らせいたします。

日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第 5、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員には、現在 8 名の方々が法務大臣から 3 年を任期として委嘱されており、本町の人権擁護委員として平成 28 年 7 月 1 日から 3 期お務めいただいております矢巾町
—————、高橋裕喜子さんの任期が本年 6 月 30 日までとなっていることから、引き続き人権擁護委員にご推薦申し上げるものであります。

高橋裕喜子さんは、これまでも委員の任務を誠実に果たされ、人格、識見ともに非常に立派な方であることから、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

本案件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、諮問第 1 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 11 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を
求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第 6、議案第 11 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関

し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第11号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第423条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査決定するために、市町村は固定資産評価審査委員会を設置することとされております。

本町の固定資産評価審査委員会の委員の定数は3名で、任期は3年となっており、平成28年3月25日から3期お務めいただいております矢巾町————、秋篠孝一さんの任期が本年3月24日までとなっていることから、引き続き固定資産評価審査委員会の委員として選任いたしたく、議会にご同意を求めるものであります。

秋篠孝一さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見とも非常に立派な方であることから、何とぞご同意賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第11号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり同意することに決定しました。

これで諮問第1号、議案第11号は守秘義務を解きますので、よろしく願いいたします。

日程第7 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） それでは、日程第7、議案第12号 一般職の職員の給与に関する条

例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、主に令和6年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、これに基づき国が一般職の国家公務員の給与に関する法律を改正したことを踏まえ、本町の一般職の職員等の給料及び手当について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容であります。給料につきましては給与表における職務の級に7級を新設するほか、3級から6級までの給料月額を引き上げるものであります。

また、手当につきましては、配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止するとともに、子に係る扶養手当を増額するほか、通勤手当について交通機関を利用して通勤する場合の手当の上限を引き上げるものであります。さらに、地域手当の支給に係る地域区分と支給割合の見直し、期末手当と勤勉手当における6月と12月の支給割合の改正、管理職特別勤務手当の平日深夜の勤務に係る手当支給対象時間を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第13号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第8、議案第13号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第13号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和6年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、これに基づき国が特別職の国家公務員の給与に関する法律を改正したことを踏まえ、本町の特別職の期末手当に関し、所要の改正を行うものであります。

その内容であります。国家公務員の給与改定に準じ、本町の特別職の期末手当について、6月の支給月数を1.7か月分から1.725か月分に、12月の支給月数を1.75か月から1.725か月分とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第13号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第14号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第9、議案第14号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第14号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

その主な内容であります。職員からの請求手続により、任命権者が正規の勤務時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期、始まりに達するまでの子を養育する職員に拡大するものであります。

また、職員が配偶者等の介護が必要とする状況に至ったことを申し出た場合に、任命権者に仕事と介護との両立に資する制度等の周知や申出の意向を確認するための面談等の措置を義務づけるほか、40歳に達した職員の仕事と介護の両立に資する制度の周知、職員への支援制度に係る研修の実施などを義務づけるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） この改正については賛成なのですが、今までも申出あった職員は出ていたのでしょうか。その辺ちょっと確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

3歳未満のお子さんをお持ちの職員からの時間外勤務の制限の申請については、今までございませんでした。これから小学生まで拡大ということですので、そういった事情がある場合はそのような状況も酌み取って、しっかり対応したいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第14号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第15号 矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第10、議案第15号 矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第15号 矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、矢幅駅周辺の町有施設に対するニーズの変化への対応及び社会情勢の変動等を鑑み、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。自由通路等の使用時間を新たに定めるとともに、当該施設で

物品の販売等の商行為、商いを行うことや演奏活動を可能とすることにより、施設の有効活用を図り、矢幅駅周辺の活性化を推進するため、使用許可目的及び使用料を追加、変更して定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 周知期間3か月とあるのですが、3か月の間、どのような形でルールが変わるということを町民の方にお知らせをする動きをするのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

使用者の方々が申請に4月以降もいらっしゃいますので、その場でチラシ等で広報等を行いますし、そのほか町の広報等で周知をする予定としております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 実際使用されるところの駅の通路とか、そういうところとかには周知するための貼り紙とかはされないのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 貼り紙をして周知をする予定はございません。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） この条例の改定について全協でも説明があったと思うのですが、改定の値段の根拠をもう一度この場でご説明いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 料金の根拠。

○3番（横澤駿一議員） 料金の根拠は次ですか。

○議長（廣田清実議員） これは、料金ではないのではないかと、もしかして。そこを認めると

言っているだけで、料金規定はまだここではないのではないか。次の次ではないか。

水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

料金の設定につきましては、まず区画に関する金額につきましては、秋まつり等での町でいただいている料金を参考にさせていただきまして、同額としております。そのほか、多目的ホール等の使用につきましては、やはぱーくと同額に設定してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 2つありますけれども……

○議長（廣田清実議員） 1つずつお願いします。

○8番（小川文子議員） まず1つなのですけれども、時間なのですが、8時半から夜9時半なのですけれども、今度南昌みらい高校が来るわけですから、お弁当とかおにぎりとかを例えば販売したい人が8時半では遅過ぎるのではないかと、高校生、7時半くらいがまずピークで来るので、この時間設定をちょっと変更できないかということと、もう一つは募金、配布、署名活動でも1時間100円必要なのですけれども、この間も全協でも聞いたけれども、ただの署名ならそうなのだけれども、例えば政党とか、そういう場合の署名も100円必要なのか、そういうことをお願いします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

まず、前段のほうのお話でございますが、現在の使用等でこのような使い方をしたいという相談をいただいている中には、朝に学生さん向けにお弁当屋さん、おにぎり等を販売しようというご相談はございませんで、あと私どものほうでのあちらの管理の開け閉めの関係もございまして、8時半からとさせていただいております。

後段のほうのお話についてでございますが、前回の全協でもお話ししたとおり、基本的には後援等で町がついておれば、現在も減免という形で料金はいただいております。寄附行為につきましても、議員もご存じのとおりいろんな寄附がございまして、例えば盛岡駅前で行われているアフリカの子どもにお金を送ろうとかというふうな寄附を行っていて、実際は私的にといたしますか、ちゃんといわれないとか、様々な行為がございまして、それら

を包括的に対応するためにこのような設定にさせていただいておりますので、個別の案件は全て減免等で対応してまいりますので、そちらについてはご心配ないかと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） 政党と選挙のほうのことについて若干触れさせていただきます。
お答えいたします。

まず、選挙については、公職選挙法に基づいて町の規定に基づきまして行いますので、選挙活動期間中について公共施設についての立入り等はできないということになりますので、そこは法律に基づいた選挙活動になります。

政党活動として一般の通常の日時の活動については、公共施設の使用料という形で発生することになりますので、当然料金は発生します。ただ、活動内容にもよりますけれども、基本的には政党活動ということになると、必要な使用料ということで使用料は発生するということで、減免になるとかということではございません。そこはご理解いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第15号 矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第16号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第11、議案第16号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第16号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、職員の配置基準等について改正を行うものであります。

その主な内容であります。C型を除く小規模保育事業及び事業所内保育事業における満3歳以上満4歳に満たない児童に係る保育従事者の配置基準について、おおむね児童20人につき保育従事者1人をおおむね児童15人につき保育従事者1人に、満4歳以上の児童について、おおむね児童30人につき保育従事者1人をおおむね児童25人につき保育従事者1人とするものであります。

また、家庭的保育事業等の施設の運営等に関する要件として栄養士の配置等が定められておりますが、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士の免許の取得が不要となったことから、栄養士免許を持たない管理栄養士を配置した場合についても、当該要件を満たすことができるよう見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 最近では保育士が不足しているというふうに言われますけれども、逆に少子化もあるのでありますけれども、児童20人に対し1人と改正後の15人につき1人とかというところで、町内の保育所では影響はどのように出るのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村松 こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

今般の条例改正につきましては、対象が家庭的保育事業、小規模保育事業、あと事業所内保育事業ということになりますので、この規定が直接適用される施設につきましては、全く影響がないものというふうに捉えてございます。

理由といたしましては、まず小規模保育事業所につきましてはA型1か所、B型4か所がございすけれども、そもそも3歳未満児、ゼロ歳、1歳、2歳児だけを受入れしている施設でございすので、3歳児の20人に1人が15人に1人になっても、四、五歳児、いわゆる30人が20人に1人になっても全く影響はないものでございすし、ちなみに家庭的保育事業者及び事業所内保育事業は町内にございせんので、直接この条例の適用を受けるものはないということでございます。

先ほどお尋ねの町内保育所等についてということでございますが、こちらにつきましては岩手県のほうの条例で定めて適用になるものでございまして、新たな基準に対応しまして、もう既に町内全ての保育所、子ども園では25人に1人とか、15人に1人というような対応をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第16号 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 17 号 矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の一部を改正する
条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第12、議案第17号 矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第17号 矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、矢幅駅周辺に対するニーズの変化への対応及び社会情勢の変動等を鑑み、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。当該施設で物品の販売等の商行為や演奏活動を可能とすることにより、施設の有効活用を図り、矢幅駅周辺の活性化を推進するため、使用許可するため必要な事項を定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ございませんか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 先ほどの15号のほうとほぼ同じような内容なのだと思いますが、周知期間3か月というところで、先ほどの駅や通路のところに貼り紙はしないと言っていたのですが、せっかく活用できるようにルールを変えらるというのであれば、今まで使っていた人たちが来たときに周知してもらおうという考えよりかは、もっと活用してもらうためには駅のところに周知してもらおう貼り紙をして、もっと活用してもらえらるような動きを図ったほうが良いと思うのですけれども、そのようなお考えはないのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

現在のところは、使用していらっしゃる方々が固定化しておりまして、なかなか新規の利用の方というのはいらっしゃらないのですが、今のご意見につきまして参考にさせていただきまして、対応させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 料金のほうで、タクシーの料金が年間から月ごとに変更した理由を教えてください。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

全協の際にもご説明申し上げましたが、実際の許可の期間、許可の単位が月となっておりまして、年でやった場合には12で割って金額を出しておりましたので、許可と併せて月の単位に改めたものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第17号 矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第18号 盛岡広域都市計画事業矢幅駅前地区土地区画整理
事業施行条例を廃止する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第13、議案第18号 盛岡広域都市計画事業矢幅駅前地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第18号 盛岡広域都市計画事業矢幅駅前地区土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の廃止は、平成18年2月に県の事業認可を受けた矢幅駅前地区土地地区画整理事業について、令和元年6月に換地処分を行った後、清算金分割徴収者2名の清算事務を継続しておりましたが、今年度をもってその全てが完了することから、同事業の施行について定めた条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第18号 盛岡広域都市計画事業矢幅駅前地区土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第19号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第14、議案第19号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 皆さん方に提案理由の前に、お手元に道路の廃止に伴う必要事項ということで、後からお目通しいただきたいのですが、この矢巾町の全図と、それからそこにいわゆる赤でマークしているのですが、その関係で、町道廃止路線の関係については1、2、3、4とあるわけですが、後からこの全図を見て、併せてお願いをいたしたいと思っています。

それでは、議案第19号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げております主な町道路線の廃止については、矢巾町大字南矢幅地内の田中地区の宅地開発に伴う路線の廃止及び現況との精査に伴う4路線、全町合わせて1,397メートルについて路線を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第19号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第20号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第15、議案第20号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 先ほどの廃止と同じように、別紙に新たに認定した路線等について全体図に位置づけさせていただいているので、併せて御覧をいただきたいと思います。

議案第20号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げております町道路線の認定については、主に矢巾町大字南矢幅地内の田中地区の宅地開発に伴い整備された7路線、全長1,397.8メートルについて路線を認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 先ほどの廃止と今回の新設なのですが、ほぼ同距離というのですか。

というのは、宅地とか区画整理した場合は、道路の延長が普通増えると思われるのですが、今回ほぼ同じというのはどのような設定で同じになったのか、もし答えられる理由あればお知らせ願いたいのですが。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

道路の認定、廃止につきましては、起終点のいずれかが変更になった場合には、一度廃止して、改めて認定をするという定めになってございます。また、宅地造成の区域につきましては、多少の区画、多少といいますか、そのとおり区画の起終点が変更になっておりましたし、あと広宮沢地区につきましては、もう既に現況が道路ではないところがございましたので、道路の部分のみを認定するようにして減になったものでございます。

今回単位がこのとおりキロで表れております。キロというか、メートルで表しておりますので、より細かい単位でいきますと、実際には総延長のところでいきますと、廃止のところが1,000.7メートル、認定が1,397.8メートルとなっておりますので、メートル単位で考えますとそれなりの増減があるものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第20号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第21号 令和7年度矢巾町一般会計予算について

日程第17 議案第22号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算
について

日程第18 議案第23号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計予算につ
いて

日程第19 議案第24号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算に
ついて

日程第20 議案第25号 令和7年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第21 議案第26号 令和7年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

日程第16、議案第21号 令和7年度矢巾町一般会計予算について、日程第17、議案第22号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第18、議案第23号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第19、議案第24号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第20、議案第25号 令和7年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第21、議案第26号 令和7年度矢巾町下水道事業会計予算について、

この 6 議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議なしと認めます。

よって、日程第16、議案第21号から日程第21、議案第26号までの 6 議案については、一括
上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま一括上程されました 6 会計の令和 7 年度予算に係る議案につ
きまして、あらかじめ皆さん方に配付しております、お手元に令和 7 年度当初予算に関する
説明書、それからもう一つお手元に用意していただきたい、令和 6 年度・7 年度公営企業会
計別予算比較表、これをあらかじめ準備していただければと思います。いわゆる令和 7 年
度当初予算に関する説明書及び令和 6 年度・7 年度公営企業会計別予算比較表によりご説明
を申し上げます。

初めに、令和 7 年度当初予算に関する説明書の 2 ページをお開き願います。よろしいです
か。説明書の 2 ページ。このページに、令和 6 年度・7 年度会計別予算比較表がございます
が、上欄に会計、令和 7 年度当初予算額、次は飛ばさせていただいて、対前年度増減額、増
減率の順でご説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案第21号、一般会計118億1,250万円、2億2,290万円、1.9%。議案第22号、国民健康保
険事業特別会計26億8,237万6,000円、△5,755万4,000円、同じく△2.1%。議案第23号、介護
保険事業特別会計25億8,074万円、7,331万7,000円、2.9%。議案第24号、後期高齢者医療特
別会計3億3,956万2,000円、1,721万6,000円、5.3%。合計に参りまして174億1,517万8,000円、
2億5,587万9,000円、1.5%でございます。

続きまして、令和 6 年度・7 年度公営企業会計別予算比較表の 1 枚物でご説明をさせてい
ただきます。よろしいですか。こちら先ほどと同様に上欄の順で支出をご説明させていた
だきます。議案第25号、水道事業会計の収益的収入及び支出7億7,159万2,000円、2,853万
8,000円、3.8%、資本的収入及び支出6億9,980万4,000円、△4,875万8,000円、同じく△6.5%。
議案第26号、下水道事業会計、公共下水道事業の収益的収入及び支出8億2,599万8,000円、
3,832万5,000円、4.9%、資本的収入及び支出5億5,618万7,000円、1億1,678万1,000円、

26.6%。農業集落排水事業の収益的収入及び支出 3 億225万5,000円、△429万1,000円、同じく△1.4%、資本的収入及び支出 2 億1,309万円、△302万5,000円、同じく△1.4%。公営企業会計の合計でございますが、33億6,892万6,000円、1 億2,757万円、3.9%でございます。

一般会計、特別会計及び公営企業会計の総計でございますが、207億8,410万4,000円、対前年度の増減額では 3 億8,344万9,000円、1.9%の増でございます。

なお、それぞれの詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、一般会計は副町長が詳細説明いたしますので、併せてよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。一括上程いたしました議案第21号から議案第26号までの予算 6 議案については、会議規則第39条第 1 項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第26号までの予算 6 議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま予算決算常任委員会に付託した予算 6 議案については、3 月18日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、6 議案につきましては 3 月18日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

日程第 2 2 発議案第 3 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第22、発議案第 3 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

(職員朗読)

○議長（廣田清実議員） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。
村松信一議員。

(14番 村松信一議員 登壇)

○14番（村松信一議員） 発議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和6年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正を踏まえ、議会の議員の期末手当に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容であります、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、本町の議会の議員の期末手当について、6月の支給月数を1.7か月分から1.725か月分に、また12月の支給月数を1.75か月分から1.725か月分とするものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論ございませんか。
昆秀一議員。

(15番 昆 秀一議員 登壇)

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、昆秀一でございます。私は、発議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について反対し、討論します。

本発議案は、6月支給分と12月支給分の手当を同額にするというのですが、なぜ支給額をわざわざ同じにしなければならないのか、年間支給額が一緒なら、わざわざ議会にかけて同額にする意味があるのか大変疑問であります。これが一般職などの賞与であれば、生活に関わることでもありますので、十分理解できるのですが、議員の場合はあくまでも議員報酬であります。一般職と同等に扱っていいものではないはずです。そこを見誤ってはなりません。

以上のことから、発議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部を改正する条例について反対するものであります。議員の立場として賢明なる判断を賜りますようお願いして、私の反対討論といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に討論ありますか。

高橋敬太議員。

（２番 高橋敬太議員 登壇）

○２番（高橋敬太議員） 議席番号２番、高橋敬太です。発議案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

６月支給と１２月支給、そろえるかどうかのものであると認識しております。任期途中に議員辞職等も発生した場合に備え、年間を通して一律にそろえておくのは議員も必要ではないかと思い、賛成とさせていただきます。

以上です。賢明なるご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 他に討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第３号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、発議案第３号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、本日この後、本議場において予算決算常任委員会を開催し、予算の詳細説明を行う旨、昆予算決算常任委員長から申出がありましたので、お知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 ２時１８分 散会

令和 7 年矢巾町議会定例会 3 月会議議事日程（第 2 号）

令和 7 年 3 月 5 日（水）午前 1 0 時 0 0 分開議

議事日程（第 2 号）

第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18 名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦略 課 長	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長	佐々木 智 雄 君
町民環境課長	田中館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君

健康長寿課長	田 口 征 寛 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君
農業委員会 事務局 長	細 越 一 美 君
会計管理者 兼出納室長	佐々木 美 香 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君
農業委員会 会 長	佐 藤 俊 孝 君

こども家庭 課 長	村 松 徹 君
道路住宅課長	水 沼 秀 之 君
上下水道課長	浅 沼 亨 君
教 育 長	菊 池 広 親 君
文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局 長	吉 田 徹 君
主 任 主 事	渋 田 稀 結 君

議会事務局 長 補 佐	千 葉 欣 江 君
----------------	-----------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

会議に入ります前に、高橋町長から発言の申出がありましたので、それを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 皆さん、改めておはようございます。そして、代表質問、一般質問、よろしくお願いいたします。

今廣田議長さんからお許しいただいたわけですが、2つのことを皆さん方に情報提供含めてお話をさせていただきます。

まず1つは、大船渡での大規模な森林火災のことと、もう一つは、岩手医科大学で内丸メディカルセンターを廃止して矢巾に統合するということの報道がなされたわけでございます、そのことについて、この2つお話をさせていただきます。

まずもって、大船渡市で先月の26日に発生し、現在も延焼が続いている大規模な林野火災につきましては、改めて亡くなられた方にお悔やみ申し上げるとともに、被災された方々には本当にお見舞いを申し上げます。一刻も早い鎮圧、鎮火と、そして被災された方々が本来の生活を早く取り戻せるように、一日も早い復旧、復興をお祈りを申し上げます。

また、現地において連日消火活動が続けられております消防、自衛隊など関係各位の皆様には感謝と敬意を表するものであります。

そしてなお、昨日本町に対しまして、避難所運営支援に係る職員の派遣要請がございましたので、派遣に向けた準備を進めておるところであります。今後も同じ岩手県内の自治体として、被災地に対しましても、私ども物資両面でできる限りの支援を行ってまいりたいと思います。

それから、被災地において被災された中において、今日は皆さんご存じのとおり、県内の公立高校の受験が始まったわけでございますが、私どもといたしましては、生徒さんたちがふだんの力、実力を発揮して、全員合格できるように本当に心からお祈りをいたしたいと思います。

そして、私どもも矢巾町においても、今回のような林野火災、これは人ごとではないわけでございますので、本町でも発生する可能性は十分あることから、いわゆる林野だけ、森林

だけではなく、改めて火気の取扱いに係る注意喚起を行うとともに、そういう大規模火災につながらないような初動態勢、初動消火、こういった消火体制、そして町民の皆さんにも、今回のようなことがあったときに、避難所とか、備蓄しております防災品とかの総点検も改めて行いたいと思っておりますのでございます。

それから、内丸メディカルセンターが廃止されるということで、この間日報で報道されたわけですが、私ども岩手医科大学附属病院に、その機能が集約されるという報道に驚いておりますのでございます。この情報等はあったのですが、まさかもう来年の4月1日からということで、それでこれまで岩手医科大学附属病院本院と内丸メディカルセンターは、特にも内丸メディカルセンターは、おおむね一般的な外来機能を担って、本院は高度な専門医療と入院機能を担うということで、その役割分担と連携の下に運営されてきたわけでございます。そのように私どもも認識しておりますのでございますが、今般内丸メディカルセンターが廃止され、岩手医科大学附属病院本院に、その機能が集約されることになれば、現在内丸メディカルセンターが担っております外来機能が本院に集約されることになり、これまで内丸メディカルセンターに通院なされております外来患者の本院への受診が予想されるわけです。

そこで、皆さんもご存じのとおり、岩手医科大学附属病院本院が矢巾町に所在しておることから、私どもは今後岩手医科大学からしっかり状況をお聞きしながら、県、そして盛岡広域または関係機関、団体ともしっかり情報共有、情報交換しながら、外来患者の皆さんが、岩手医科大学附属病院本院に円滑に受診するための支援などを矢巾町としてもしっかり支援することができないか、これから議員各位または町民の皆さん方とも一緒になって考えていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

どうぞ、この2つのことを代表質問が始まる前に、議長さんからお許しをいただいておりますので、お話をさせていただきます。本当にありがとうございます。

○議長（廣田清実議員） 発言の申出が終わりましたので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

また、日程に入るに先立ち、代表質問を行うに当たり、当職から議員各位にお願い申し上げます。質問に当たっては、矢巾町会議規則第54条1項により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないとなっておりますことから、通

告した内容の範疇を超えないよう質問者は留意願います。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 代表質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、代表質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

町民の会、水本淳一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（13番 水本淳一議員 登壇）

○13番（水本淳一議員） 議席番号13番、町民の会、水本淳一でございます。

まず、このたび大船渡市で発生しました大規模山林火災につきまして、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。私も親戚がおりまして、早く鎮火することを願っているところでございます。また、皆様が一日も早く日常の生活に戻られますよう、心よりお祈り申し上げます。

それでは、施政方針と新年度主な施策について、町長、教育長、農業委員会会長に以下お伺いします。

1問目、初めに今年は徳田、煙山、不動の3村合併70周年という節目の年で、4月26日に記念式典と祝賀会を開催するとともに、本町の歴史を振り返りつつ、様々な立場の町民の方々との対談を行った記録映画等も準備しているということですが、今年度予定の記念行事の内容についてはどのようなものか、また今後の施策の推進にどう役立てていくのか、お伺いします。

2点目、フリモント町との国際交流におきましても、友好都市締結30周年を迎えますが、予定の記念行事はあるのか、お伺いします。

3点目、市街化調整区域の地区計画制度を活用した企業誘致事業を積極的に推進していますが、現在誘致に関心を示している企業はあるのか。また、室岡地区の未利用地について、企業誘致も考えられますが、当地区の計画についてお伺いします。

4点目、矢巾町における「みどりの食料システム戦略」交付金の活用状況についてお伺いします。

5点目、需要に応じた米生産を推進し、制度見直しに伴う営農への影響に配慮しつつ、持続可能な営農に向け支援するとしていますが、実施する支援の内容についてお伺いします。

6点目、農業用機械施設の導入支援についても、大区画化やスマート農業の推進等を通じ農作業の省力化を推進するとしていますが、この支援の対象者や支援内容はこういったものを想定しているのか、お伺いします。

7点目、「農業経営基盤強化促進法」が令和5年4月に改正され、令和7年4月以降、農地の貸し借りが当該法律から中間管理事業の推進に関する法律に基づき行われることとなりますが、これにより問題点がなく、スムーズに農地中間管理機構を利用した手続に移行できるのか、お伺いします。

8点目、有害鳥獣被害対策の推進に関し、令和6年度の熊やイノシシの捕獲数は。また、令和6年度から電気柵設置の助成を行っていますが、設置件数は。また、南昌山への登山時等に関しては、熊等と遭遇する可能性があると思いますが、その対策についてお伺いします。

9点目、今後の煙山保育園の在り方については、従来の保育所機能を廃止する方向で検討を進めるとしてありますが、その詳細な内容についてお伺いします。

10点目、「こども誰でも通園制度」は、2023年6月に政府が打ち出した「こども未来戦略方針」の中にありますが、この制度の利用者数をどう想定しているのか、また保育施設等への影響はないか、お伺いします。

11点目、交通安全施設改善要望につきましては、町交通安全対策協議会に諮り、県公安委員会や道路管理者に対し、引き続き要望するとありますが、ここ10年間の要望件数と受理件数についてお伺いします。

12点目、山林の保全管理につきましては、国の交付金等を活用し、里山及び町有林整備に努めるとしてありますが、令和7年度予定の整備地域についてお伺いします。

13点目、火葬場の移転等については、今後検討を進める方針ではありますが、火葬炉の運転に伴う周辺住民からの苦情等はあるのか。また、火葬場の耐用年数をどう認識しているのか、お伺いします。

以上、13点についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町民の会、水本淳一議員の令和7年度施政方針についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目についてですが、令和7年4月26日に多くの方々をお招きして合併70周年記念式典を開催し、郷土の発展にご尽力をしていただきました先人、先達の威徳に学び、また先人の

ご労苦をしのぶとともに、先達の築き上げた歴史とまちづくりへの熱き思いを胸に、新たな町の歴史を創造する契機とするほか、記念講演では、令和7年度に新たなスタートを切られる南昌みらい高等学校及び矢巾北中学校によるステージ等においての式を盛り上げていただく予定であります。

また、記念映像等につきましては、式典に先立ち3月22日、今月の22日に岩手朝日テレビにおいて記念番組を放送するほか、式典当日であります4月26日の岩手日報朝刊において記念広告の掲載を予定しております。

各課で実施するイベントや行事においても、合併70周年を記念した一層の盛り上がりがなされるよう対応してまいります。

3点目についてですが、矢巾町企業立地推進ビジョンの策定に当たり、令和6年9月から10月にかけて実施をいたしました事業者アンケートにおいて、「事業所を設けたい」、または「条件によっては候補地となる」と回答した事業者が計9件あったことに加え、直接担当課に対して物件照会がなされた案件もあることから、当町に関心を持っている企業は一定数存在するものと捉えておるところであります。

また、室岡地区の未利用地については、開発業者等との意見交換の中で「小学校や認定こども園に隣接している」、「接続道路の幅が狭く、見通しが悪い箇所がある」といった指摘があり、現状のままでは、安全確保の観点から、企業誘致、産業用地として直接活用するためには課題があるものと認識しております。

当該未利用地及びその周辺地域については、矢巾町都市計画マスタープランにおいて、「大規模既存集落区域」と位置づけ、地区計画ガイドラインにおいて、「既存集落の維持・活性化」を土地利用方針としていることから、地域の皆様の発意を基本として地区計画を定め、土地利用を行ってまいります。

4点目についてですが、本町において、「みどりの食料システム戦略」交付金を直接活用した実績はないところでありますが、既に環境負荷低減に向けたクロスコンプライアンス、いわゆる「みどりチェック」の取組を水田活用の直接支払交付金の対象である多くの農業者が実施しております。

5点目についてですが、令和9年度以降に水田政策の見直しが見込まれることから、令和8年度までは産地交付金など、所得に直結する制度の活用を推進しつつ、水田政策の見直しの影響が生じることのないように国の動向を注視しつつ、必要な対応に努めてまいります。

6点目についてですが、大区画化及び農地耕作条件改善事業、スマート農業の推進につき

ましては、各種農業用機械導入事業が対象となります。

なお、対象者は各補助事業により要件が異なりますが、規模拡大による農作業の省力化に取り組むために補助事業を活用することから、農業経営の向上に意欲的に取り組む認定農業者や集落営農法人などを対象に見込んでおります。

8点目についてですが、今年度の捕獲頭数は、熊が1頭、イノシシが11頭となっております。また、電気柵の設置助成件数は8件であります。

南昌山登山における熊被害防止対策につきましては、注意喚起の看板を設置するなど、引き続き安全対策に努めてまいります。

9点目についてですが、町内の保育ニーズや民間保育施設等の充足状況も総合的に勘案しながらとなりますが、多様化する保育ニーズに対応していくため、従来の保育機能を段階的に縮小し、就労要件を問わず、月一定時間まで保育サービスを利用できる、「こども誰でも通園制度」の実施や「一時預かり保育」、「休日保育」、「医療的ケア児の受入れ」に加え、将来的には、「病児保育事業」にも取り組むことにより、子育て支援の拠点機能施設への転換を図ってまいります。

10点目についてですが、令和7年度は、未就園児の約2割となる30名の利用を見込んでおります。また、保育施設等への影響はないものと捉えております。

11点目についてですが、平成27年度から令和6年度までの10年間における交通安全施設改善要望の総件数は394件であり、このうち要望実現件数は106件となっております。町内における快適な交通環境形成のため、今後も町民の皆様などから広くご意見をお伺いしながら、真に必要な要望について、道路管理者等への要望を提出してまいります。

12点目についてですが、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を主に不動牧野内において実施する予定であります。

13点目についてですが、矢巾斎苑の運転に伴う周辺にお住まいの方からの苦情は寄せられていないところであります。また、矢巾斎苑は、昭和61年に供用を開始し、約40年が経過しておりますが、躯体は鉄筋コンクリート造りであり、法定耐用年数は50年とされております。火葬炉については、毎年の定期メンテナンスによる維持としておりますが、長寿命化のための基幹改良を行っていないことから、今後の部品調達状況を考慮すると、整備の方向性を令和9年度までには決定する必要があると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

(教育長 菊池広親君 登壇)

○教育長（菊池広親君） 引き続き、令和7年度施政方針についてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、友好都市締結30周年記念事業につきましては、例年は中高生を対象とした相互交流事業を実施しておりますが、令和7年度は30周年ということもあり、成人者による相互交流事業を併せて実施する予定としております。

なお、実施時期や人数等の詳細につきましては、今後フリモント町や町国際交流協会と調整、検討することとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 佐藤農業委員会会長。

(農業委員会会長 佐藤俊孝君 登壇)

○農業委員会会長（佐藤俊孝君） 引き続き、令和7年度施政方針についてのご質問にお答えいたします。

7点目についてですが、地域計画策定後の農地の貸借は、原則として農地中間管理事業を利用することから、農地中間管理機構を経由した農地の転貸による担い手の変更が容易になり、地域計画における目標地図の実現に向けた集約化につながるものと考えております。

なお、農地中間管理事業を利用する場合は、農地中間管理機構に対し利用者双方から賃借料の1%の事務手数料が発生しますが、賃借料の支払いが代行されることにより、利用者の負担軽減を図ることができますので、利用者の方々の理解を得ながら、農地中間管理事業による農地の貸借を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 1点目ですけれども、様々な立場の町民の方々との対談を行った記録映画等も準備しているというふうに、そういうことでございますけれども、私としては、その当時の町民の風景とか、やっている状態とか、そういうのをいっぱい見たいと思いますけれども、何年も前の町民のふだんの生活や行事などを記録した映像なども町独自で見せるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

町長答弁でございました70周年記念テレビにつきましては、今までの矢巾町の歩み、それから今後の魅力などの再発見というようなものをテーマとしたテレビ番組となつてございます。

そういった中で今までの町の記録映像だとか、そういったものについては、今回のテレビ番組の中には触れてございませんが、ただそういった記録の画像もございますので、そういったもの、写真とかは、例えば記念式典当日にパネルにして展示とかというような形も検討させていただきたいというふうに考えてございますが、申し訳ございませんが、今回のテレビ番組の中では、そういったものについては触れないということでご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今の答弁にちょっと補足させていただきますが、記録映像というのは非常に大事なものであれですが、実はご存じのとおり、矢巾の町史編さん、これも終わりました町史の現代編もできておりますので、町史の中で、そういったことがしっかり、ぜひ議員さん方、町民の皆さん方にも町史を見ていただいて、懐かしい映像等もあると思いますので、そのところをひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それと国際交流ということで他の自治体ではやめざるを得ないというところも新聞で見ましたけれども、矢巾町では東京2020オリンピック・パラリンピックの復興ありがとうホストタウンにおいて、矢巾町の相手国となったオーストラリアのつながりを今後も大切にしていきたいということでもございましたけれども、それについて今後、これからも続けていくのか、そして今年も何かあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

そちらのほうにつきましては、昨年度、今年大阪万博があるわけですが、そのイベントとしまして、両国でその場所で一緒に合唱したという経緯がございます。今年の活動につきましては、今具体的などころはございませんけれども、継続というところを中心として検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、4点目のほうに移りますけれども、みどりの食料システム戦略に関係するもので、ほかに農業者として取り組んで、今しているものはあるのか、あるいはこれから新しく取り組むのかというところ。

あと町を主体として大きく何か取り組んで、農協とか含めて取り組んでいくという何か計画とか、そういうのがあるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、4点目につきましてでございますが、みどりの食料システム戦略、これの推進交付金ということですが、メニューは7つほどございますけれども、現在取り組んでいるものがあるかということにつきましては、現在のところはまだないという状況でございます。

その中で1点、有機農業の関係で転換推進事業というのがありますが、こちらにつきましては、直接個人のほうを対象としているものでございますが、こちらにつきましては町内でやはりこれに関心を持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。それで、もしもそういったニーズがございましたならば、そちらの交付金の申請について支援してまいりたいなというふうには考えておるところでございます。

なお、今回のみどりの食料システム戦略交付金の関係でございますけれども、これに伴ってみどり認定というのがどうしても関係してくるのですけれども、そういったみどり認定を受けるために、例えば減農薬、減化学とか、そういった取組が必要ということになるのですが、そのような取組もやりたいという方がいらっしゃれば、組織も含めてですが、積極的に支援してまいりたいなと。それにつきましては、農協さんとか、県のほうとも連携してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、5点目に入りたいと思います。昨年の米不足により、いまの米価が高騰しておりますけれども、米不足により農家の収入は若干上昇したわけですが、農業経営維持に見合った収入はまだ程遠い厳しいものがあると思います。需要に応じた米生産を推進すると言っておりますけれども、今後の米の需要状況と価格について、どう捉

えているか、お伺いしたいと思います。

今農協のほうとちょっと地域と話があったときに、やっぱり米は全然足りない、これから増産してくれという、麦も足りない、米も足りない、そういうことを伺いました。今まで抑制したのに今度作れというのはどういうことかと、こっちも質問したりしましたけれども、そういう点について、需要状況と価格についてどう捉えているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、需要についてということでございますが、こちらにつきましては、先般各地域のほうからそれぞれ生産、何を作付するかということにつきましては、調査させていただいたという状況でございますが、農協さんのほうからもお話あったのは、やはり食用米、こちらのほうのさらなる増産をお願いしたいというところでございます。

なので、転作作物というところで当初考えておった方につきましても、可能であれば主食用米のほうに転換していただいて、農協さんの増産をお願いしたいということで対応することになろうかと思っております。

なお、その要因といたしましては、皆さんご存じのとおり、このとおり米価の高騰があるということがありますので、そういった意味も踏まえまして、食用米が、今回私どものほうで水田活用交付金ということで、いろいろメニューのほうは補助のほう計上させていただいているのですけれども、もしかすると、そういった主食用米に転換することによって若干実績とすれば減ってくる可能性があるという状況ではございます。

なお、どうしても需要に対して単価的なものということにつきましては、ちょっと私どものほうではなかなかお答えが難しいのかなというところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 次は、6点目ですけれども、半農半Xという言葉は1990年半ばに提唱した方がおられまして、活字として載ったのは、27年前の1998年ということでございます。それ以前から半農半Xで農業を守ってきた兼業農家の方たちというのも多かったと思います。私も40年以上前から半農半Xで農業を何とか維持して、今は半農、Xが議員になっていますけれども、農業は昔から兼業農家に支えられている部分も非常に大きかったと思います。

また、農業機械も高額になってきております。かといって、刈取りを委託した場合の農作業料金とコンバインを購入した場合、年間支払代金がほぼ同じという状況で、さあ、どうしようかという、委託しても金がかかるし、機械を買っても金がかかるということで委託し、農業を辞めるか、あるいは機械を購入し、オペレーターをしながらしのいでいくか、そういう状況の人も結構、兼業農家とか、ちょっと小さい農家は、そういう人もいます。

営農組合や認定農業者ばかりではなく、他の頑張っている兼業農家や家族経営農家など、各農家への支援についての考えを伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

各農家への支援ということでございますが、先ほどお話ありましたとおり、現在のところ国の政策であるとか、県の政策であるとかにつきましては、やはり新規の就農者または法人であるとか、そういった農業形態、そちらのほうを中心にとこのような状況になっております。

それにさらに、言ってみればみどりの食料システムとか、そういったものも要件に合致させた上で申請がないと、なかなか農業機械の導入というのが難しいような状況ということもありまして、現在国の事業でございますが、令和7年度は2つの組織のほうで取りあえず実施する予定ということになっておりますが、やはりそれだけではなかなか厳しいのかなというのは、そのとおりだと思います。

特に半農半Xというお話ございましたけれども、それにつきましては、やはり矢巾町というのは、県都盛岡市にどうしても隣接しているというところがありますので、やはり兼業という方もいらっしゃるだろうなということで、そういった方々も大切にしなければならないということで、何かできないかということで、矢巾町のほうの町単事業にはなりますけれども、担い手応援事業というのがございます。

金額的には、国とか県の事業に比べれば補助の金額というのは25万円ほどということで、非常に少額にはなるのですが、その中でも今回新たな試みとして考えているのが以前議会のほうでもありましたけれども、労働者組合の関係で、そういった法人も対象にしてはどうかというのを考えております。3人いれば設立できるというところで、非常にいいお話だったなというふうに認識しておりますので、そういったところも踏まえまして、小規模なところでも何とか耕作放棄地とかを生まないような形で何か支援できる形をということで考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 最近ですけれども、農地所有者がお亡くなりになられて、相続人ですか、相続してももうけがないので農業には関係したくない、もう地元に住んでいなくて、ちょっと相続人は離れていますけれども、関係したくない、相続放棄をしたい、農地を売りたいという相続人も出てきております。

しかし、現在農地の買手もなかなかいないと聞いております。耕作放棄地になるのではないかとちょっと心配しているところでございますけれども、またそれから今年の4月以降農地中間管理機構を通さなければ農地の貸し借りができなくなると伺っております。また、農地所有者が相続登記を行っていない場合、中間管理機構を利用できないと、そういう説明を受けました。

この場合、農地の貸し借りは、独断で、その2人でやるのか、できるのか、その点についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、亡くなった後の相続の手続についてでございますけれども、こちらは令和6年から不動産登記法が改正いたしまして、まず義務化されたということもございますので、こちらの制度について周知を進めております。死亡届などを出す窓口のほうでもチラシを出していただいたりとか、そういった形で対応はしていただいております。

その上で、やはり相続する方がどうしても決まらないとか、相続放棄したいというふうなことがあった場合につきましては、これはちょっと条件もいろいろあることではあるのですが、所有者不明農地というふうな扱いになりまして、中間管理機構事業を使って農地の貸借をできるというような制度がございます。

ただ、手続がその方の要件によっていろいろございまして、まずは農業委員会のほうでその方の状況を探求いたします。その方に本当に相続できる方がいないのかどうかというふうなことを探求いたしまして、そして本当にいないということが分かれば、それを公示します。公示して中間管理機構のほうに、こういった状況なので貸し借りをお願いしたいというふうな形で手続を進めるといふふうなことになりますので、お時間を要することにはなりますが、その方たちの相談に乗れる窓口はございますので、ぜひご利用のほうをお願いしたいと思

います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） システムがなかなかちょっと古くなって、なのでゆっくりはっきり
答弁と質問をお願いしますが、上げられないので、よろしくお願いします。

他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） では次、10点目ですけれども、こども誰でも通園制度についてです
けれども、制度の本格的実施を見据えた試行的事業として、令和6年8月30日現在、118自治
体に内示されたということで、盛岡市は令和6年7月に開始しておりますけれども、煙山
保育園も令和8年の本格実施に向けた試行的な実施なのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

令和6年度は試行的事業、県内におきましては、今水本議員仰せの盛岡市のほかに一関市
ということで、2市の取組でございまして、令和8年度からは給付事業、つまり必ずどの
市町村においてもやらなければならないというものでございますので、令和7年度におきま
して、1年早く取り組んで、様々な課題も踏まえながら、令和8年度の本格実施に向けて対
応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 小規模保育所につきましては、現行では原則ゼロ歳児から3歳児未
満が対象ということですが、今後3歳児から5歳児だけを預かる施設の設置も新たに
認め、国のほうで令和8年4月の施行を目指しているということですが、その点の状
況はについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

2月22日付の新聞報道におきまして、3歳から5歳児の小規模保育が可能となる旨、こど
も家庭庁が法案を提出する旨の記事が載りました。町内におきましては、小規模保育所5か
所ございますが、全てご案内のとおり、原則の現行制度のままということでゼロ歳から2歳
児までが対象でございまして、今後小規模保育事業者の意見もいろいろ丁寧に伺いながら、

総合的なそういう町内の保育ニーズも併せながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 11点目ですけれども、県道盛岡石鳥谷線で横断歩道のペイントがほとんど剥がれてしまっている箇所がありまして、塗装する気配がまだ見られないところがあります。人数はそれほど多くはないのですけれども、小学生の通学路になっており、危険を感じます。県のほうになると思いますけれども、関係機関へのコンタクトはしっかり取れているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

交通安全施設につきましては、何らかの不備あるいはそういった横断歩道の除雪等による春時点での白線が消えているよというような情報を受けましたならば、こちらのほうで関係機関のほうにしっかりとそういったものは通報、通知させていただいて、改善を求めるという姿勢で行っておりますので、何かお気づきの点がございましたらば、ご遠慮なく総務課のほうにご連絡をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 先ほど交通安全施設改善要望の総件数は394件で、その半分にも満たない数ができたのかと思いますけれども、この394件というのは、充足しているのも含めての要望件数なのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

要望件数につきましては、平成27年から令和6年までの延べ件数という形になってございますので、そういった件数において実施されたのが106件で、充足率が約3割、29.6%という形になってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、令和7年度の教育行政方針と主な施策について、教育長にお伺いします。

1点目、学習指導要領に定められた小中学校の教育課程や特別活動等を通じて、児童生徒に「豊かな感性や健全な心を育むよう努める」としてありますが、令和7年度に実施する事業の内容についてお伺いします。

2点目、町内全校で道德の授業改善を引き続き進めるとしてありますが、授業改善すべき問題点とは何か、お伺いします。

3点目、学校給食において、米を中心とした食材の価格高騰が続いておりますが、その影響と対策についてお伺いします。

4点目、発達障がいや不登校児、個に応じた対応を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、令和7年度は適応支援員の増員を図るとしてありますが、その具体的内容についてお伺いします。

5点目、教育相談につきましては、様々な悩みを抱えている児童生徒や保護者、教職員の相談に適切に対応し、県教育委員会や関係機関との連携を密にしながら、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や各種専門機関につなげるとあります。今回当管内の小中学校で起きた学級崩壊事案の対応につきまして、専門家や各種機関も含め、どう検証していくのか、お伺いします。

6点目、担任等の目や手が届きにくい部分を把握しながら、児童生徒への支援を充実させる役割を持つ「特別支援教育支援員」の配置状況についてお伺いします。

7点目、教員として必要な資質を身につけるため、町独自の教育研修会等を計画的に実施するとしておりますが、どのような計画を立てているのか、お伺いします。

8点目、教職員の働き方改革に関し、岩手県統合型校務支援システムを令和7年度に導入し、業務の効率化を図るとしてありますが、導入による時間外在校等の時間について、どの程度の削減を見込んでいるのか、お伺いします。

9点目、令和7年度は学校運営協議会を軸に見守り体制の構築に取り組むとしておりますが、協議会のこれまでの職務内容等の違いは何か、お伺いします。

10点目、出前講座やリクエスト講座の令和6年度実施状況と令和7年度新たに実施予定の講座についてお伺いします。

11点目、矢巾町音楽祭で初めて小学生有志による合唱団が結成されましたが、合唱団の構成内容と今後の活動についてお伺いします。

12点目、郷土芸能に関しては、伝承者の高齢化と若い後継者の不在により活動を停止した地域があるほか、児童数の減少により伝承芸能が途絶えようとしている小学校もあるようです。矢巾町郷土芸能保存会の活動内容と現在の状況についてお伺いします。

以上、12点についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 令和7年度教育行政方針についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、児童生徒に豊かな感性や健全な心を育むためには、継続的な学びの積み重ねが重要であることから、令和7年度も引き続き各教科の特質を生かして、発達段階を考慮した教育課程を編成し、教科横断的な視点を持ちながら、日々の教育実践の中で人間性の醸成が図られるよう努めてまいります。

2点目についてですが、本町の道德教育は、正しい行動規範や倫理感を身につけ、自分で実践する意欲と態度を育てることを目指しておりますが、少ない授業時間に対して盛り込むべき項目が多いこと、また自己の生き方についての考えを深める上で、児童生徒自身が考え、議論する授業が望ましいことなどを踏まえ、指導方法のブラッシュアップやICT機器の活用などが課題と捉えております。

3点目についてですが、給食の食材につきましては、米をはじめ多くの品目で価格が上昇しており、本町では、本年度の途中で賄い材料費が不足する見込みとなったことから、町議会12月会議で800万円の予算増をお願いしたところでございます。

令和7年度も食材の価格高騰は継続する可能性があります、保護者の負担が増えないように給食費の金額を据え置くとともに、食材調達に当たっては、購入先との協議や納入方法の工夫などによってコストの削減を図り、引き続き安全、安心でおいしい給食の提供に努めてまいります。

4点目についてですが、現在各小中学校に1名ずつ配置している適応支援員を令和7年度は1名増員し、計7名を配置する計画としております。このことにより、個別の児童生徒の学習や生活のサポートを行うとともに、教職員の働き方改革にもつながるものと考えており

ます。

5点目についてですが、ご指摘の事案につきましては、現在も対応が進行中ではありますが、外部の専門家を含む関係機関と連携を図りながら対応しており、ケース会議等の場では、それぞれの見地から随時助言等をいただいているところであります。そこで得られた専門的知見などを踏まえ、今後検証するとともに、各学校における指導の改善に生かしてまいります。

6点目についてですが、特別支援教育支援員は各学校に1名から2名配置しており、全体で計10名が特別支援学級や通常学級に在籍している個別の支援が必要な児童生徒のサポートに当たっております。

7点目についてですが、令和7年度は、夏季休業中に全小中学校の教員を対象とした町独自の教育研修会を開催し、生徒指導における問題行動への初期対応や特別支援教育に関して発達障がいの特徴や対応方法などを学ぶ機会を設けることとしております。

また、GIGAスクール端末の活用能力の向上を図るため、教員のレベル別の研修会も年度内に複数回の実施を予定しております。

8点目についてですが、岩手県クラウド版統合型校務支援システムの導入による時間外在校等時間の削減見込みについては、導入初年度ということもあり、現時点では具体的な削減時間数を見積もることは難しいところでありますが、県内一律に操作方法やデータ管理の標準化が進むことで、異動した際に、新たなシステムの操作を覚える必要がなく、教職員が教育活動に集中しやすくなると考えられることから、長期的な視点で削減効果が発揮されるものと期待しております。

9点目についてですが、学校運営協議会制度は、学校経営に地域の意向を反映する目的で創設され、これまでは地域住民の方が委員として参画し、各学校の経営方針を決定することが主な役割でありました。令和7年度はこれを発展させ、学校運営協議会の枠組みを核としながら、子どもの育成に関わる様々な関係者が参加して意見を交わす場を設けてまいります。

地域の様々な大人たちが学校とともに考え、教育の活性化につながる情報やアイデア、資源などを出し合い、連携をさらに推し進めることで、義務教育9年間にわたって子どもたちを地域で見守り、育む体制の構築につなげてまいります。

10点目についてですが、出前講座、リクエスト講座の令和6年度の実績は、申請受理件数が14件であり、今年度中に全ての申請に対応することとしております。

また、申請者も自治会、JA、岩手医科大学の職員、学校など多岐にわたっており、担当職員が地区公民館等へ出向き、出張版の映画会や防災に関することなど、申請された皆様の

ご希望に沿った形で実施しております。

また、現在令和7年度の新規講座メニューを検討中であり、今後におきましても、出前講座、リクエスト講座を広く活用していただけるよう工夫してまいります。

11点目についてですが、今年度矢巾町音楽祭の取組の一環として、音楽祭有志合唱団「ピッコロ・パストラレ」の団員を募集したところ、小学1年生から小学6年生まで総勢15名から申込みがあり、音楽祭本番までに4回練習を行い、当日演奏したところであります。この「ピッコロ・パストラレ」は、音楽祭に向けて結成した団体であり、現段階ではそれ以上の活動は予定していないところでありますが、学校や学年を超えた交流活動の可能性について検討してまいります。

12点目についてですが、現在の矢巾町郷土芸能保存会は、14の団体で構成されており、伝承者の高齢化等の課題を抱えている団体がある一方、若い世代の方々が中心となり、精力的に活動を行っている団体もございます。

また、活動内容といたしましては、毎年1月に開催する矢巾町郷土芸能大会や地域の祭り、町内外で開催されるイベント等への参加をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 1点目ですけれども、子どもたちに対し、質の高い文化、芸術を鑑賞、体験する機会を確保し、子どもたちの豊かな想像力や思考力、コミュニケーションなどを養う事業ということで、文化芸術鑑賞体験推進事業も文化庁の事業がありますけれども、矢巾町において令和5年に煙山小学校が採択され、6月には学校公演が行われております。それから令和6年度、それから令和7年度についても、7年度は煙山、徳田、不動の3つの小学校が先生方が日程を調整し、申請したけれども、不採択ということでした。

そこで、町の支援により日程を、もうどちらも調整していることで、町の支援で用意した日時の学校公演ができないかということで関係者の人にお伺いしたけれども、まだ返事が、返事を早くもらいたいなということをちょっと伺いましたので、その点どうなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

該当の事業でございますけれども、確かには小学校で希望されて申請をしていたという話

を聞いておりまして、それが残念ながらちょっと通らなかったということで伺っております。こちらのほうでも、それがなるべく通ればいいということで期待しておったところですけども、それがちょっと残念ながらうまくいっていないというところで、令和7年度の当初予算案にも計上はしてございませんが、今後また再募集ですとか、あるいはいろいろな機会があると思いますので、そういった機会を捉えて実施できるように状況を注視して検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） では、今年は無理ということではよろしいでしょうか、分かりました。

それでは、4点目ですけども、発達障がいや不登校の原因をどう捉えているのかなということで、あとは不登校などの割合、学校ごとに、その環境によって違うのではないかなと思ったりしていますけれども、その点はどのようなのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

不登校になる原因ですとか、そういったものを学校ごとにくくっても様々な若干の差異が見られると思いますし、その中でも個別の家庭ですとか、お子さんによってそれぞれ異なるものでございますので、学校ごとに偏ってどうだということではなく、個別の案件ごとに把握してアプローチしているところでございます。ですので、そのように引き続きアプローチをかけていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） それでは、11点目ですけども、学校の枠を超えた合唱団が結成されたら面白いと思っていますけれども、今回は1校だったのか、各小学校から参加したのか、また学年もうどういう人たちが参加しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今回の構成メンバーにつきましては、各小学校から来ているものでございますし、中高学年が主になっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） またこういうのをいろいろやっていただけたら面白いと思います。

それから、12点目ですけれども、町では伝承芸能の記録保存をしているのか、お伺いします。もし、されていないのであれば、前にも一般質問で伺ったこともありましたが、後継者不足で伝承芸能が途絶え、内容が分からなくなる前に映像を記録などして保存すべきだと思いますけれども、町が中心となって、そういうふうに保存していけたらと思いますけれども、その点についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

映像記録につきましては、毎年開催しております郷土芸能大会、こちらのほうを委託をかけて映像を記録してございますし、各地域の団体についても、それぞれで映像を保存しているところがございますので、それを次につなげたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で水本淳一議員の質問を終わります。

これで休憩に入ります。

再開を11時15分といたします。

午前 11 時 04 分 休憩

—————
午前 11 時 15 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、新誠会、昆秀一議員の質問を許します。

昆秀一議員。

1 問目の質問を許します。

（15番 昆 秀一議員 登壇）

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、新誠会の昆秀一でございます。新誠会を代表して質問させていただきます。

まず、質問に先立ちまして、現在大船渡で発生している山林火災により被害を受けられた方々には心からお見舞い申し上げます。また、この火災が一日でも早く収まることを願っております。

では、質問に入ります。令和7年度施政方針についてお伺いいたします。町長から令和7年度の施政方針が示されました。その中では、今年が合併70周年という大きな節目であること、また友好都市アメリカフリモント町との友好都市締結30周年を迎える記念すべき年であることが述べられました。

施政方針の実質的中身については、「進むべき3つの道」、続いて第8次矢巾町総合計画の施策の大綱である4つの方針に沿って、令和7年度の主要な事業の方向性についての説明がありました。

その中身については、例年どおり施策が羅列されているという印象があり、どこを重点的に進めていくのかが明確に見えてきませんし、疑問に感じる部分が多数あります。よって、質問もそれらの部分を聞くために羅列になってしまいますし、多岐にわたることをまずはご容赦いただき、以下お伺いいたします。

1点目、「幸福への道」について、企画コミュニティ係をまちづくり推進室として組織改編を考えているとありましたが、組織改変、いわゆる「編」むではなく、組織改変、いわゆる変化の「変」とした意図は何でしょうか。

また、その改変を行い、地域おこし協力隊や集落支援員の活用を図り、コミュニティからまちづくりへの発展や岩手医科大学をはじめ医療・福祉・介護の関係者が緊密な連携の下に推進するまちづくりに注力することにより、町民の方々のウェルビーイングの向上を図り、健康で幸せな生活の実現を目指すとしていますが、今までの組織ではこのことに注力できなかったということでしょうか。

2点目、「賑わいの道」について、本町でしか手に入らないもの、本町でしか体験できないもの等、本町の魅力を改めて発信し、にぎわいの醸成に取り組んでいくとしていますが、本町でしか手に入らないもの、本町でしか体験できないもの等々はどのようなものでしょうか。また、本町の魅力とは一体何だとお考えになられているのでしょうか。

3点目、企業誘致について、矢巾町ならではの魅力を発信とありますが、矢巾町にはどのようなならではの魅力があり、どのような発信をしようとしているのでしょうか。

4点目、農業系後継者の確保及びみどりの食料システム戦略をはじめとした持続的な発展可能な農業の推進について、おおむね10年後に誰がどの農地を耕すか、地域の農業者が話し

合って一筆ごとに定めた地域計画、目標地図を農林水産省が3月末までの作成を市町村に義務づけていますが、本町の地域計画、いわゆる未来予想図と言えるものは意味あるものとなっているのでしょうか。

5点目、みどりの食料システム戦略の具体的な施策が全く見えてこないのですが、どうなっているのでしょうか。

6点目、西部、東部地域の活性化について、観光地としての活性化策ばかり打ち出していますが、住んでいる方々に対する施策はないのでしょうか。誰一人取り残さないとは、そういうことではないのでしょうか。

7点目、労働者協同組合がこれからの時代に合った活性化の一つの方策と考えていると思いますが、その実現に向けた内容の詳細をお伺いいたします。

8点目、方針「誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり」については、新たに「児童相談システム」を導入し、相談支援業務のさらなる迅速化、効率化を図るとしていますが、どのようなシステムなのでしょうか。

9点目、子ども・子育て支援の充実について、「こども誰でも通園制度」とはどのような制度なのでしょうか。

10点目、今後の煙山保育園の在り方について、子育て支援の拠点機能施設への転換を図り、従来の保育所機能を廃止する方向というのはどういうことでしょうか、詳細をお伺いいたします。

11点目、生涯を通じた健康づくりの推進について、町内各所にウォーキングコースを設置するとしていますが、どこにどう設置を考えているのでしょうか。

12点目、交通安全対策について、町民の交通安全意識の高場を図って、交通事故防止、危険運転防止、飲酒運転防止活動をさらに推進していくとしていますが、町民の交通安全意識だけでは町内の交通安全対策にはなりません。内丸メディカルセンターの外来機能を矢巾本院に移ることで、交流人口の増加に伴う町外から来られる方たちにも安全意識を持ってもらわないといけません。そのために、さらに広域でも連携して交通安全対策をすべきではないのでしょうか。

13点目、方針「豊かな環境を守り伝えるまちづくり」について、「ごみ処理広域化に向けたごみの減量化及び資源化の推進」は、町民一丸となって取り組む強化月間を設けるとしていますが、内容としてどのような取組を考えているのでしょうか。

14点目、家庭ごみの処理費経費に対し、応分の負担をしていただくことについて検討を進

めるとしてありますが、どのような検討を進めていくつもりなののでしょうか。

15点目、方針「町の発展を支える持続可能な行財政運営」について、「やはナビ！」は、引き続き普及啓発を図るとしてありますが、どのように普及啓発を図っていくのでしょうか。特にデジタル弱者への配慮はどう行っていくのでしょうか。

16点目、上水道及び下水道事業ともに、災害時における強靱化対策ですが、埼玉県八潮市の陥没事故が大きな問題となりました。本町で破損の危険のある老朽管等の総点検は行ったのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 新誠会、昆秀一議員の令和7年度施政方針についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目についてですが、企画コミュニティ係からまちづくり推進室への単なる名称変更に終わることなく、コミュニティという本町の中のことだけではなく、本町に関わる様々な支援や協力体制も巻き込み、まちづくりそのものをより発展させていくため、大きく異なる新しい形へと変えていくという思いを込め、「改変」、新たに变えるという言葉にさせていただいたものであります。

また、まちづくり推進室への改変は現在取り組んでおります「地域カルテ作成ワークショップ」や「地域未来づくり会議」において課題として意見が出されている将来予想される単独コミュニティによる運営が困難な事態に備え、コミュニティ間で相互に不足する部分を補完し合いながら、広域で連携できるような仕組みづくりをより強く推進するためのものです。

なお、この取組には、地域に不足する人材や支援を行うために、地域おこし協力隊や集落支援員制度の活用も視野に入れて進めていく必要があるものと捉えております。

また、これまでも連携してきた医療・福祉・介護分野との連携を閉ざすことなく、今後もより緊密な連携の下、地域、民間事業者、町が一体となって取り組むことにより、町民のウェルビーイングの向上のために引き続き努めてまいります。

2点目についてですが、本町でしか手に入らないもの、体験できないものといしましては、四季の祭りが挙げられますが、祭りごとに町内事業者や町民の皆さんのご協力をいただきながら、特色ある企画運営に努めております。ほかにも西部地区のひまわり畑も町内外に

認知されるまでに定着しており、来場者に親しまれる場所として引き続き工夫をしております。

また、本町の魅力は、コンパクトな田園都市であり、市街地と自然や田園風景が区分され、町中心部の市街地と周辺部の自然環境との距離も近いことと捉えております。このことから、町内を訪れた方が町内の飲食店を利用されるような情報発信に努めてまいります。

3点目についてですが、企業誘致の観点から見た本町の魅力は、東北縦貫自動車道、国道4号をはじめとした広域道路交通網のほか、市街地と既存産業用地のアクセス性のよさ、人材育成を担う岩手県立産業技術短期大学校に加え、最大の魅力は岩手医科大学及び同附属病院が立地していることで、医工連携、医農工連携の潜在能力を有する点にあると認識しております。

また、発信の手法につきましては、県及び盛岡広域でそれぞれ実施しております企業誘致セミナー等におけるトップセールスのほか、現在意見交換等を実施している事業者等を通じて、新たな訪問先を開拓し、直接当町の魅力を伝達してまいります。

4点目についてですが、地域計画の策定に当たりましては、令和5年度から町内の25地区において協議の場を設け、農地の効率的な利用を目的に、10年後の地域の集積・集約化に向けた目標地図を作成したところであり、今後農業従事者の高齢化に伴い、担い手の再検討など、地域計画策定後も各地区において定期的に協議を行い、目標地図の見直しも含め実効性のある計画の支援に努めてまいります。

5点目についてですが、令和7年度におきましては、「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度、いわゆる「みどり認定」の取得に向け、認定農業者等に働きかけを進めてまいります。

6点目についてですが、町の土地利用については、それぞれの地域で役割があるものと認識しており、西部、東部においては、観光レクリエーションゾーンと位置づけております。観光分野の活性化は、食の活性化にも関連するものであり、それぞれの地域で特産となる農産物を販売するなど、観光の活性化を図ることにより、地域の皆様の活性化にもつながるものと認識をしております。

また、観光を通じて、その土地に興味を持っていただくことにより、関係人口の創出につながる事が期待でき、結果として地域の活性化が図られるものと捉えております。

7点目についてですが、労働者協同組合に関しましては、昨年9月会議の一般質問にもございましたが、法人の設立手続が比較的容易であり、全国の事例を見ましても、地域課題の

解決に資する事業が多く展開されていることから、多様なニーズがある中での労働力不足解消の一つとして期待しているところであります。

なお、労働者協同組合設立によるメリットのほか、設立に係る各種手続、設立後に必要な事務処理に関する研修会も開催して、設立に関心のある方を支援するなど、地域課題の解決につなげてまいります。

8点目についてですが、町で対応した児童家庭相談支援業務における支援の経過や記録を入力管理するシステムであり、担当が異なる場合においても、共通性・一貫性のある記録の作成や情報の一元管理が可能となり、速やかな、かつ効率的な業務の遂行が可能となります。

また、これまで手作業で行っていた支援対象世帯が、他市町村へ転出する場合や県の児童相談所に支援を引き継ぐ際に必要な書類の作成、各種の報告、統計資料の集計・作成も可能となり、本システムの導入により、事務処理時間の縮減及び業務の効率化、迅速化が図られるとともに、対象となるそれぞれのご家庭に寄り添い、より丁寧かつ専門的な相談支援体制の構築を図るものであります。

9点目についてですが、令和6年6月12日に公布となりました「子ども・子育て支援法の一部改正」により、児童福祉法において、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が、令和8年度から法律に基づく新たな給付事業として位置づけられました。この事業は、生後6か月から満3歳未満の児童が対象となり、保護者の就労要件を問わず、月10時間まで保育サービス利用が可能となります。

本町においては、令和7年度から煙山保育園において先行して取り組むことにより、多様化する保育ニーズへの対応を図ってまいります。

10点目についてですが、今後の保育ニーズや民間保育施設等の充足状況も総合的に勘案しながら、従来の保育機能を段階的に縮小し、「こども誰でも通園制度」の実施や「一時預かり保育」、「休日保育」、「医療的ケア児」の受入れに加え、将来的には「病児保育事業」にも取り組むことにより、子育て支援の拠点機能施設への転換を図ってまいります。

11点目についてですが、本町では「スポーツのまち やはば」宣言の下、矢巾町教育の目指す姿の中にスポーツ・レクリエーション環境の充実を基本施策としております。

健康維持のための活動として、ウォーキングやストレッチなど軽スポーツから始めることは、幅広い世代で取り組むことができ、さらにウォーキングコースがあることにより、本町の持つにぎわいのある都市環境と田園、自然などの風景を一体的に体感できるものと認識しております。

現在各自治会の保健推進員の皆様に、各地区の魅力があるところを網羅したウォーキングマップを策定していただいておりますので、その成果品を生かしながら、本町のウォーキングコースの設置を進めてまいります。

12点目についてですが、議員ご指摘のとおり、大規模な宅地整備や商業施設の新規開店等に伴い、人口密集や交流人口の増加に起因する道路交通環境の変化が見込まれる中、交通安全対策は重要課題の一つと認識しているところであります。

このため、ソフト的な対策として、交通安全関係諸団体と連携して各種交通安全啓発活動を実施することにより、町民の皆さんに対する交通安全意識の高場を図ることに加え、紫波警察署を通じ岩手県警察本部に対し、隣接する警察署への交通安全対策に係る交通指導取締りや各種広報活動強化等の要望並びに近隣市と町の交通安全関係諸団体の積極的な働きかけや情報共有など、広域的な視点に立ち連携を深めることにより、町外から来町される方々の交通安全意識の高場について働きかけてまいります。

また、通学路を中心とした交通危険箇所につきましては、イメージハンプ、いわゆる立体路面表示やスムーズ横断歩道（路面と横断歩道を同じ高さにして歩行しやすくした横断歩道）などで、車両運転者へ視覚的に訴えることや、道路や横断歩道において歩行者と運転手が手を使ってハンドコミュニケーションで意思表示することにより、お互いの心配りで安全を確保することなど、町民の皆様からご協力をいただくことや皆さんのご意見をお伺いしながら、道路管理者に要望を提出するなど、ソフト対策と効果的な組合せにより、面的な交通安全対策を進めてまいります。

13点目についてですが、本町と分別方法が近く、ごみの排出量が少ない自治体を比較すると、プラスチック類の資源化率が高いことが分かりましたので、本町におけるごみの減量化・資源化の余地が十分にあると考え、容器包装プラスチック及びペットボトルの分別強化に取り組むこととし、具体的に誤った分別事例を紹介しつつ、適切な分別を促すとともに、前年同月と比較した目標値を示して、実感を伴った取組を図ってまいります。

14点目についてですが、本県は家庭ごみ有料化の導入が全国最下位であり、知見が少ないことから、まずは町におけるごみ処理経費の分析、有料化を導入した場合の手数料水準及び体系などの検討を進めてまいります。町としての方向性が定まった際には、町民の皆さんのご意見をお伺いしながら、十分な議論を重ねてまいります。

15点目についてですが、「やはナビ！」につきましては、スマートフォンの使い方教室などにおいて実際に端末にアプリケーションを入れる作業を行っていただきながら、その使い

方を学んでいただいております、地域へ職員が来訪する際には、チラシの配布や広報紙での導入の仕方について広報などを行っております。

今後も広報紙やホームページに加えて、チラシの配布やラインをはじめとした他のSNSを活用した広報を通じて普及啓発に努めてまいります。

また、従来のアナログ的な手法を含めてデジタル弱者の方に配慮しながら、様々な広報媒体を活用した広報活動を通じて普及啓発に努めてまいります。

16点目については、上水道における老朽管等の点検として、令和6年5月より年間を通じて漏水の危険性がある箇所について漏水調査を実施しており、今年度の調査では、陥没事故が発生するおそれのある口径75ミリ以上の水道管からの漏水は認められなかったところがあります。

また、東部浄水場では、配水量の変動を24時間監視しており、漏水事故に伴う報告を受けていないことから、大規模な水道管の破損は発生していないものと認識しております。

さらに、下水道における老朽管等の点検では、管渠の破損が発生する可能性のある箇所として、圧送管より下流部など37か所を位置づけており、計画的に巡視をして点検を実施しております。

巡視の結果、マンホールの浮上や路面の著しい沈下などは認められなかったことに加え、マンホールポンプ施設に土砂などが流入したことによる運転停止も発生していないことから、大規模な環境破損は発生していないものと認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それでは、再質問に入りますけれども、最初に通告していた質問に一つ一つ質問していくには時間に限りがありますので、何点かに絞って再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、組織改変について、今まで何度役場内で組織改革と称して組織の改編をしてきたのでしょうか。何度も修正を加えることはよいという考えもありますけれども、まだ定着しないうちに、こっち変え、あっち変えして、一体何をしたいのだろうということにもなりかねませんが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

役場内の組織改革、改編につきましては、ご参考までに今までの組織改革についての状況についてご説明申し上げます。平成27年度におきましては3課12系の再編、平成28年は同じく3課19系の再編、平成31年については1課7系の再編、それから令和2年度は7課16系の再編、令和4年度1課2系の再編、令和5年度3課8系の再編、令和6年度2課、それから9系の再編、令和7年、今回が企画財政課内の組織改革ということになってございます。それぞれの時勢、それから政策の推進のために、実行するために必要な組織改編というふうに我々は認識してございます。

また、やはりそういった国の政策、あるいは町で強力に推進したいという実現のための政策がございます。そういった中で、我々職員、努力するために組織改編を行っているという状況で理解していただきたいというふうに考えてございます。

なお、今回の改変の編むほうではなくて変えるという部分については、町長の答弁でもございました、今までもいろんな場でご説明申し上げてございますけれども、やはり町民の皆様が幸福につながるために、その根幹は皆様のそれぞれのご家庭であろうと、それからやはりその地域のコミュニティであろうという部分で、そのコミュニティをいま一度様々な、コロナ禍などで壊されてしまった地域のコミュニティの再編をするのに必要なために、企画財政課の中のまちづくり推進室というふうに機能強化をさせていただいて、そういった施設の中で様々な地域のため、町民のための施策を大きくやっていきたいと、確実にやっていきたいという意義を持たせまして、今回あえて大きな組織の編み込むほうの改編ではないだろうと、要するに機能強化のための改変、変えるためだと、我々自身も変えるためだという部分で、この「変」を使わせていただいたというふうにご理解いただきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 前にも言われたことですがけれども、組織改編について1つ言っておきたいのですが、産業観光課ですが、私、我が町の観光を前面に押すには少し弱いところがあると思いますけれども、その辺について観光課というところを設けたのだと思うのですが、この後に農業の質問もしますけれども、今農業、本当にこの後生き残っていけるのか、何とかしないといけないのではないかと本気で考えるなら、やはりそういうふうな改変をするのであれば、農業振興課のようなもの、農業を前面に押し出した本気

度を見せてほしいと思うのですが、そこら辺の考えはどうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

いずれ農業についても、産業振興の一環として、よく言われる農業には大きく地域政策と、そして何よりも産業政策と、この2つの両面を持っているわけでございます。だから、そういったことで農業も産業の中の位置づけということでご理解をしていただきたいということで、いわゆる名称、課名によって農業振興が進まないとか、そういうことではなく、やはり私どもとしては、農業も、先ほどお話ししたとおり地域政策、産業政策、この両面のあれをしっかりと支えてやっていかなければならないわけでございますので、そこでご理解をしていただきたいということで、これも過去にも議員さん方からも独立をさせて、農業の新たな課をつくるべきではないかというご質問をいただいておりますが、そのところはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆 秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そういう名前を前面に押し出すという気持ち、そういうのが大切だと思いますので、その気持ちだけは忘れないでいただきたいと思います。

それで、農業の質問に入りますけれども、地域計画について、地域農業の将来の在り方、目標地図、つまり農地の利用集積、農地の集約化を進める計画なのですが、この目標地図について、おおむね10年後を目指すべき農地を農業者が地域の皆さんの話合いで作成したものだと思うのですが、今主に働いている70代の農業者の多くがリタイアする10年後に、誰がどこを耕作するのかなんて分からないと、それを一筆ごとに定めるなんて非現実的だという声がありますけれども、そこをどう考えて目標地図を作成したのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 産業観光課としてお答えさせていただきます。

まず、地域計画の策定のための中の一つとして目標地図ということで、今回地域のほうで話合いをいただいて、地域計画の策定に向けて今進んでおるところでございますが、まずこの目標地図でございますけれども、先ほど議員おっしゃったとおり、一筆ごとに誰が耕作者になるのかということで、まず10年先を見据えてということで進めたものでございますが、これまで過去に圃場整備なんかで圃場の大型化と、大規模化をしていった場合には、黙って

いてもこの集約化というのは進んでいったという認識でございますが、なかなか大規模な圃場整備が行われていない地区につきましては、今回の目標地図の作成というのは、大変意義があったものというふうに認識しております。

議員おっしゃるとおり、10年後誰が、例えば自分が今はやれるけれども、10年後やれる自信がないというお話も聞いておりますので、やはりこれは策定してそれで終わりということでは当然なくて、目標地図を踏まえた地域計画を策定するわけですが、その後も毎年目標地図、変更が必要であれば、それに応じて見直しをしていくということを前提に今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

補足があれば、農業委員会のほうからもお願いしたいという状況で、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまの質問にお答えいたします。

農業委員会といたしましては、協議の場のほうに農業委員が出席いたしまして、地域で本当に地図をつくるというような作業、地域の方たちと一緒にっております。議員がおっしゃっていたとおり、やはり「10年先のことは分からねえ」というふうな方もたくさんいらっしゃった中ではございましたけれども、やはりそれでも一緒に考えていただいて作成した目標地図というふうなことでございまして、今回確かにその地域の課題というものを改めて一緒に共有させていただいたというふうな点で大きなことだったなというふうに捉えております。

今後、まず毎年協議の場を設けさせていただくということになっておりますので、その中で必要に応じて変更というような形で計画の変更をし、目標地図の変更をしながら、地域計画を変更していくというようなことで進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 集積に関してなのですが、農地を集積して大規模化を推進してきたというのは、中小農家が廃業したとしても、規模の大きい農業者、例えば農業法人だったり、そういうところが農地を吸収して生産率、効率をアップさせようという考えに基づいていると思うのですが、本町の農地集積、どうなっているのか。

それで、今担い手の集積が飽和点に達していると言われておりますけれども、適正規模を超えると効率が逆に落ちてしまうということにもなるようですので、また好条件の土地は既に誰かの手に渡って、残ったのは中山間などの耕作に不利な土地が多いと聞きますけれども、本町の場合はどのようなになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、圃場整備の大規模化によりまして圃場を大きくする、あとは集落営農組織を進める、これらにつきましては、経営コストの軽減ということが前提にあつて、当然農業の所得を増やしたいということによるものというふうに捉えております。

しかしながら、お話のとおり矢巾町、県内で2番目に小さい町でありますし、平たんな土地が多いという認識であります。やはり平たんな土地以外に、おっしゃるとおり中山間の部分、中山間地域ではないのですが、知事の特認を受けた中山間ということにはなるのですが、そういった地域もございます。やはりそういったところによって、大規模だけでは難しい、先ほどもお話ありましたとおり、半農半Xのお話もありましたけれども、やはり兼業の農業者の力も当然必要という認識でございますので、単純に大規模化のみではなかなか耕作放棄地というのは解決しない問題であると認識しておりますので、それと併せて半農半Xだったり、いろいろな、例えば労働者協同組合法とか、そういったものもありますので、そういった力も活用しながら農業の、農地の維持に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾町の現在の集積率という数字で捉えますと、まず80.5%ということになっておりますけれども、やはり集積率は県内で一番高い町というふうなことにはなっております。ただ、やはり私たち農業委員会といたしましても、集積の率だけが上がっても、集約という形で農地を使う方たちが利便性を上げることが今後必要であろうというふうなことで、集約に向けての取組をこれからも強化していきたいなと思っております。

やはり矢巾町の集約なくしては地域計画の実現にはつながらないものと思っておりますので、今後そういったことで取り組んでいきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで人材、農業経営者の確保になってくるのですけれども、今まで定年帰農してきた方が、定年延長になって担い手となってくれなくなりまして、そこで集落営農法人が共同出資して、新たな法人連合体を立ち上げて作業の中核を担う主要オペレーターの若い人材に引き受けてもらうというやり方をしているというのがあるそうなのですが、本町ではそういう取組はされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 一部作業を委託という部分につきましては、あるということで、具体的にはドローンを使って農薬散布とか、そういったことにつきましては、やはり省力化につながるものということもありますので、そういった組織に対してドローンを所有している組織に対して委託しているというようなものはございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） ただ、この連合体方式も完全ではないようでして、やはり作業を請け負う肝腎のオペレーターがいらないという場合があるそうで、そこをしっかりとオペレーターを養成、育成していく仕組みをつくることが重要ではないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

おっしゃるとおりということでございます。それで、農業者支援サービスというのも今後出てくるのかなというふうな形で捉えておりますが、まずはオペレーターとして、例えばなのですけれども、何回もお話しするようですが、労働者協同組合法というのもあります。比較的設立が容易であると、地域課題の解決に資するもので、同じ志を持った方が共同で作業するというような仕組みもございます。

そういった中で、このようなオペレーターということにつきましては、やはりそういった制度も使いながらやることによって、非常に実際やる方々にとっては、何も仕事を引退しなくても、副業としての在り方というのもあると思いますので、ぜひこういった活用も推進してまいりたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） あと先ほど農地中間管理機構の話があったのですが、これなかなか機構の役目を果たせずに、中間管理の役割を穴埋めするように近年進められているというのが、農地の受皿づくりである地域まるっと中間管理方式という取組があるようだけれども、これは集落の農地を丸ごと機構に貸し出したものを、その受皿団体がそっくり丸ごとその機構から借り受けるというものだけれども、この取組、紫波町では行われているということだけれども、本町ではどのようなになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今の取組につきまして、紫波町をはじめ、あとは滝沢市とかでもそういった事業に取り組んでいらっしゃるということを情報として伺っております。まだ矢巾町のほうでは利用されてはございませんので、報告いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） まず、そういういろいろな方式というのも出てきていますので、そういうことも情報収集しながら進めていただければと思います。

それで、施政方針ではみどりの食料システム戦略についても言っていたわけですが、有機農法の課題というのがあるのですけれども、価格の問題、それから地域ゾーニングとかあると思いますけれども、これは国のほうで新たに有機農業について手を打ってくるのではないかと聞いたのですけれども、何でもそうですけれども、国の言いなりだけになっていては、地方自治体はただの下請業者でしかなくなるので、町でよいことと思うことをしっかりと施政方針にも打ち出して、率先してやったらいいのではないかなと思うのですけれども、そのために農商工共創協議会も始めたのではないのでしょうか、そこら辺の考えをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えさせていただきます。

まずは、国のほうのあれをそのまま受けるのではなくてというような趣旨というふうに捉

えておりますが、まずはみどり農業の関係につきましては、確かに例えば有機栽培に積極的に取り組みたいという方につきましては、先ほどもお話ししたとおり支援してまいりたいなというふうに考えております。

ただ、その有機農業といいましても、やはり価格が高く売れて、なおかつ収量がどうしても落ちるとところは懸念がありますので、やはり所得として見合うものでなくてはならないということが前提にあると思いますので、そういった形で支援できればというふうに考えておるのがまず一つ。

あと、農商工につきましては、やはり現在みどりの食料システムに基づいていろいろな減農薬、減化学ということが言われておりますので、まず試験的に協力いただける組織に対しまして、今減農薬、減化学に代わる、例えば資材とかを投入して収量が落ちないのかとか、そういったものを試験的に協力いただける方と進めておるところでございますので、それらにつきましても、農協さんであるとか、普及センターとか、いろいろそういうところとも情報交換しながら、いずれ所得の向上につながるような形の事業を進めてまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） みどりの食料システムについては、以前町長、農林水産省とバイオマス発電、肥だめに町長がはまったということの話、忘れませんけれども、メタンの消化液の話があったわけで、水面下で検討していて皆さんにお示しする時期が来るかもしれないということでしたが、その辺のところはどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

まず結論からいうと、いわゆる食品残渣等をはじめ、そういったものを使つてのメタン発酵、これをバイオマス発電することは、今の技術では十分可能なのです。ただ、この出た消化液、消化液を排水処理するのに莫大なお金がかかるのです。私は、その消化液、肥料の3要素である窒素、リン酸、カリウム、これを直接使えるようなシステムを考えなければならぬということで、今ここで今後どうしていくか。

それで、先ほどからいろいろ昆秀一議員からお話があるのですが、よく言われるのは昔の方々は、農業のことは農家から聞けと、農家の人たちは土から聞けと、いわゆる今言われて

いる有機栽培も減農薬、減化学肥料、こういうようなものはこれまでやってきたわけです。

ただ、耕畜連携で、どこのおうちでも、例えば昔であれば、曲家の時代であれば牛も馬も豚もおったわけです。その耕畜連携が、もう体をなさなくなっていて、今いろんな問題が出てきているわけです。化学肥料は、ほとんど輸入に頼っているわけでございます。

そういったことで、バイオマス発電のメタン発酵については、ここのところを何とかクリアできないかということで、これはお隣の紫波町では、脱炭素の先行地域でこのことに取り組んでいるのですけれども、やっぱり消化液をどうするかということで、ここが解決の一つの大きな問題点で、これを今先進事例、それから先進的に取り組んでいるところからの情報を聞いて、できれば消化液をそのまま使える方法がないのかということで、今いろいろ検討しているところでございます。

今の状況はそういうことで、もう少しいいお知らせができるように検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 再質問ですけれども、農業のことで再質問ですか、それとも違う分野へ入りますか。

では、昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） みどりの食料システムということは、今も化学だったりというイノベーションとか、AIとか、スマート技術などが用語もたくさん出てくるのですけれども、そこは高齢者や人手不足だから、AIなどで解決するという方向性が示唆されているわけですけれども、一見すると、人がいなくなって企業系がぽつんと残って、そのためにコミュニティのほうで崩壊している姿が、未来が見えてくる気がするのですけれども、そのことに対して多様な農家が共存してコミュニティが持続できる姿はそこにはありません。その点については、コミュニティに関して町としてはどうお考えになられているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

コミュニティ、ちょっと農家だけではなくコミュニティ全般というふうな感じでお答えさせていただきたいと思いますが、今コミュニティに関しましては、行政区単位でコミュニティ、町内ではあるわけですが、こちらのほう、行政区を超えた形の中で広域的に問題を解決しようというふうな取組を始めているところでございます。

これは、農業に関しても同じように言えるのではないかなというふうに思っています。近隣の農家さんだけではなく、もちろん営農組合とか、そういった中で、ある程度もう広域に取

り組んではいるとは思いますが、よりお互いのほうの足りないものを補い合いながら、何とか問題を解決していくというふうな形で、そういうふうな考えをこれからみんなで持てるように進めていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） あわせて、私のほうからもお答えさせていただきますが、いずれ地域コミュニティ、特にも本町の場合は、先ほどの答弁でも田園都市の町と、やっぱり田園があって都市機能があるわけです。そういった中で、地域コミュニティが崩壊するとどうなるかというのは、もうこれは自明の理なのですが、その根っこの部分は、やっぱり農業なのです。

だから、私は地域計画と目標地図、これはうちの産業観光課もそうだし、農業委員会もそうなのですが、ただやればいいということではなく、今よそでは目標地図に色を塗って、何年以内にこれをどうするかとか議論しているわけです。そうでなければ、もう農業は崩壊します。

それで、今私県にも言いたいのは、何言いたいかというと、今、いわゆる普及員、昔は農家の人と膝詰めでいろんなことをやったわけです。今そういう光景がまず見られることがないわけです。だから、やっぱりこれから市町村だけではなく、地域だけではなく、国も県も私らも一緒になって、これからの農業をどうしていくかと。

それから、大規模化、いわゆる集積、集約することも大事だけれども、家族農業も大事にしなければならない。その隙間を埋める農業、ここが非常に大事になってくるわけです。

だから、今国では真逆なことを今回もやったのですが、水張り減反です。これも水張り減反は、もう令和9年度からやらないと。ところが、この水張り減反をやるために、いわゆる畦畔をなくしていたところが畦畔をつくったり、そんなことやっているわけです。

だから、農業については、さっき私あえて言ったのは、農家に聞け、土に聞けと、やっぱりその原点に戻らなければ、原点回帰しなければ、今後これは解決していかないと思うのです。

だから、農業問題は根が深いし、深いけれども、さらにスマート農業をやるというのは、口では簡単にできるけれども、大規模化の区画化、大区画化をやる、それから区画化したときに、畦畔は草刈りが大変なわけです。この除草とか、そういうようなものをどうするかということを、やっぱり農家の末端から吸い上げた声を農政に反映していかなければ、ますます私は大変なことになっていくと。

だから、食料自給率が38%とか、そういうこと以前に、あとは今度は食料安保で、農家が言うことを聞かなければ今度は罰則もやるぞと、そんな脅かしみたいなことをやったら、誰が農業の後継者になるかということです。だから、そういうことも含めて、今農政転換、まさに私は岐路に立っていると思うし、危機に立っておると思うのです。

だから、これは町会議員の議員さん方もそうなのですが、みんなでここをいかにして乗り越えていくかということを真剣に考えなければならないときに今来ているのだということをご理解していただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 農業問題の再質問ありますか。

○15番（昆 秀一議員） ないです。

○議長（廣田清実議員） ちょっと中途半端でありますけれども、ここで昼食のための休憩を取りたいと思います。

再開を13時といたします。

午後 0 時 0 5 分 休憩

—————

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

この時間から佐藤農業委員会会長が退席しておりますので、お知らせいたします。

それでは、再質問を受けます。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） コミュニティの話なのですが、コミュニティの崩壊、特に町西部、東部は懸念されるわけですが、そこで施政方針で触れられているコミュニティの話に入っていきたいと思います。

地域おこし協力隊や集落支援員の活用で医療、福祉、介護の関係者が緻密な連携ともありましたけれども、今までも生活支援体制整備事業、それから在宅医療介護連携推進事業、広域型在宅医療連携拠点運営支援事業、それから生活支援コーディネーターだったり、紫波郡地域包括ケア推進支援センター、それから矢巾町地域包括支援センターなど、連携できる仕組みがたくさんあったのですが、なぜ今になって介護、福祉、医療、緻密な連携をするためにまちづくり推進室にするのかが疑問であるのですけれども、まず既存の仕組みの中でしていくのが大前提ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

まず、今議員ご指摘のとおり、様々な在宅医療とか、包括支援とか、そういった連携、これはもう間違いなくやってきたことであります。まちづくり推進室になることによって、当然ながらそれらに関しましては、これまで以上に連携のほうをしていきたいというものでございますし、福祉分野だけにあらず、様々な面でトータルでまちづくりのかじ取りをしていきたいというところがまちづくり推進室の役割なのかなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） 介護、医療の所管課としてですけれども、これまで議員仰せのとおり、介護事業者、医療事業者であるとか包括支援センター、あと民生委員さん方と様々な機会に連携して対応してきておりましたが、そこにやはり高齢者の方々、その地域でこれから暮らし続けるためには、やはりコミュニティ、町民の方々との連携というのも必要になってくると思いますので、そういった点につきましては、コミュニティづくりの担当であるまちづくり推進室と連携しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 昨年度ですけれども、生活支援体制整備事業の打合せ会に協議会の中に企画財政課のコミュニティ係の担当係長も入ったり、福祉課の地域福祉担当も入って会議を持ったと聞きましたけれども、それをわざわざ組織改変していく意味がよく分からないのですが、そこら辺はどうでしょう。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

これまでも確かに企画財政課としても、そちらの会議のほうには加わっていたところで、これに関しましては、これからも当然ながら続けていくということで、いずれトータルで町としてより強化していくというふうなものでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） まず、名前だけ変えて中身が変わらないと元も子もないと思いますので、まず頑張ってやっていただければと思います。

それから、昨年度自治会ハンドブックと自治会運営マニュアルを配布したということを知りました。そのマニュアルをそのまま使える場合もあるかもしれませんが、やはりいろんな地域の特色、都市部、中山間地域、農村地域と、コミュニティの運営の仕方もう全く違ってくるのではないかなと思います。

それで、各地域でワークショップ、それから地域カルテを作成したそうですけれども、カルテですから、作っただけでは駄目で、その後の治療計画、それからリハビリ計画、介護計画も看護計画も必要になってくると思います。カルテというのは、そういうものですが、要は問題をどう、誰が解決していくのか、薬も必要になってきます。それをどうするか、処方箋も必要になってくるのではないかと、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

まず、最初の取組が地域に何があるのかというふうなのを、その地域の方々皆さんで意見を出し合って確認していただく、これが地域カルテでございました。

そして、実は煙山地区に関しましては、昨年度既にそれを行っておりまして、今年度は一歩進めて、小学校区の地域の中でどういった問題があつて、それをいつ、どういうふうに取り組んで、誰が取り組んで解決していくのか、それを一つの単一コミュニティで行うのか、広域で行うのか、こういったことを皆さんで意見を出しながら、1年間検討いただく機会として、地域未来づくり会議というものを、やっぱり同じようなワークショップ形式ですけれども、設けました。

煙山地区の方々につきましては、地域未来づくり計画というものを今年度策定いたしましたので、中身は来年度からの5か年計画なんですけれども、今後こちらの計画がどれくらい進捗されていくのかというのを来年度以降、また状況を確認しながら、できないことはどのようにやっていったらいいのだろうというふうな形で、また情報交換して可能な限り実現に向けて努めていくと、こういうふうな取組を今後も継続する予定でございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） やっぱこの地域カルテ作成したからには、これを生かして、どう

いう方向性を持ってこの先進んでいくかが問題だと思います。

それで、地域カルテと似たように地域マップなんかを自立支援協議会だったりを作ったりしているのですけれども、そういうところとの連携というのも必要ではないかなと思うのですけれども、同じことをやっても全く意味がないとは言いませんけれども、ちゃんと連携が取れていれば、そこをもっと深めていけるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺の連携、協力についてはどうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） マップに関しましては、例えば独り暮らししない高齢者住宅のマップであるとか、あとは生活に関して、いずれ配慮しなければならないとか、要支援の方であるとか、あとは危険箇所のマップであるとか、交通安全のマップであるとか、様々なものを考えられると思います。

これまで町のほうでは、確かに議員おっしゃるとおり、それぞれが取り組んでいる中で、統一したものというふうなものはなかったと思うのですけれども、これからの地域未来づくり会議等の中でただいまいただきましたご意見を踏まえまして、より地域の中で情報の共有化を図られるような取組をこれからまだ十分できると思いますので、今後検討して取り組んでいければというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで問題になってくるのが、やはりコミュニティの維持については、役員などの担い手の成り手不足があるのだと思いますけれども、いわゆる少子高齢化の問題にも関わってくるのですけれども、農業の担い手も同じですが、その活動の内容をアピールすることで、こんなにこの活動は重要であるのですよと、魅力もあるのですよということをアピールして、同時にデメリットもしっかり伝えて、その解決法を示していく、そこがなければいけないなと思いますけれども、そういうことを広報やホームページ、SNSでどんどんアピールしていく、そして地域コミュニティの役員が生き生きと活動しているという姿を見せる。その上で役員や協力者が広く募るようにしてもらおうという人材育成、一番は口コミだそうですので、だからその活動が楽しいというイメージをぜひ工夫を凝らして、人材発掘や育成に生かしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

広報の3月号にも地域カルテ、地域未来づくり計画というものの各地域の指針が完成しましたという記事は掲載していたところでございますし、途中経過も様々な媒体で取り上げさせていただいているところ、新聞報道もいただいたところだったわけなのですけれども、こういった機会をより多く、私ども広報の媒体、非常にたくさん今持っておりますので、できるだけ取り上げて、まずは魅力的なものだというふうなところ、そしてそれがやがて矢巾町の魅力にもつながっていくというふうに考えますので、重要なものと考えて、より取組をさせていただきたいと思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） コミュニティの担い手についてなのですが、先日教育民生常任委員会で大槌学園に行ったときに、その学校に地域の人が来られるスペースを用意していて、そこに担当の方がいました。名前出していいのか、——さんという大変めでたい名前の方でしたけれども、その方を慕ってか、——さん、——さんと言って、地域の人や子どもたちもそこに集まってくるということでした。これはまさしくコミュニティ・スクールだなと思ったのですが、やはり人なのです。

だから、矢巾町にも、——さんのような方、人に慕われる方がいると思いますので、そういう人材を発掘して活躍してもらおうようにしてほしいと思うのですが、コミュニティ・スクールについて伺います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

学校に学校運営協議会の、例えば地域代表の方が常駐すると、もしくは週に何回かいらっしゃるというふうな学校は今増えてきております。そして、その方がいわゆる学校運営協議会の地域の代表の方という役割を担うケースも多くあります。このことによって、学校と地域がより深く緊密に連携できるという素地ができるというのは、そのとおりかと思っております。

その人材をいかにして確保して、そしていかに活用していくかというのが本町の課題であろうというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで教育になってくるわけですが、やはり地域に愛着を持ってもらうというのは、自分の住んでいるところを大事にするという気持ちが、結果的にコミュニティのほうの成り手不足というものの解決につながっていくのではないかなと思います。

このことは教育、大変時間のかかることですが、若いうちから継続的に少しずつ取り組んでいくことが大事だと思いますので、ぜひ取組を進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 子どもたちが地域と密着して体験していくということは、実は現在でも行われておるところでございまして、例えば小学校の1、2年生であれば、まち探検というところで、自分の住んでいるところを探検して歩く、そしてそれが上位に上がってきますと、いわゆる社会科見学等を含めて、だんだんその範囲が広がっていくと。

ただ、その中で小学校から中学校まで一貫して、いわゆるふるさと教育の一環のような形で、矢巾町の何をどういうふうにしていこうかというところの柱立てというのは、まだ不十分なところがございますので、この辺に手を入れていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） やはり教育というのは、全ての礎になるものだと思いますし、しっかりとその取組を進めてほしいと思います。

それでもう一つ、コミュニティと企業の連携というのがあるのですが、企業の活動には、CSRと言って企業の社会的責任というものがありますけれども、地域の清掃活動をしてもらっているところもあると思うのですが、ほかにも様々な形で地域コミュニティと地域にある企業等と連携を取った活動もさらに進めていただきたいと思うのですが、そこら辺はいかがでしょう。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

全ての地域ではないのですが、例えば高田地区におきましては、保育園と地域の企業とか、

あとはよその地区でごめんなさい、今ちょっとぱっと例が出ませんけれども、ないわけでもないのですけれども、こういった事例紹介等、会議の場とかを通じまして紹介していきまして、それこそ今私たちは、いずれ横のコミュニティ同士のつながりというのをどんどんやっ
ていこうというふうな形を取組をしております、そういったお知らせする機会等、十分あるかと思しますので、こういった機会を通じながら、皆様で取り組めるのではないかというところを紹介、できればつなげるような形の支援もやっていければというふうに考えるところでございます。

お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで地域コミュニティについては、重要な視点として、やはり地域包括ケアシステムにも触れずにおけないと思うのですけれども、今年度から矢巾町高齢者福祉計画第9期の介護保険事業計画の中で、地域包括ケアシステムの深化、深めるという深化を目指すということを掲げておりますけれども、昨年の議会では、先ほど私が述べました生活支援コーディネーターをうまく生かすというふうにしていたのですけれども、そして縦割りではなく地域の再構築を今年度掲げていて、そこをしっかりと進めていくことが重要だと答弁されていたのですけれども、そこらの辺の取組というのはどのように進めているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

まず、生活支援コーディネーターの皆さんにつきましては、やはりその地域での活動が重要ということもありまして、この地域カルテ作成にも参加していただいております。あと民生委員さん方と連携を持っていただきながら、地域の高齢者の方々の困り事などを把握していただき、町のほうにお知らせいただき、町のほうでもそれを政策に生かすというような流れにしております。

地域包括ケアシステムにつきまして、やはり先ほども申し上げましたとおり、介護であるとか医療の事業者、またやはり地域の皆さんとの連携を深めることが重要になってくると思いますので、そういった点について次年度以降にコミュニティの地域カルテ、再構築とかと併せて連携しながら取り組んでいければと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そこで生活支援コーディネーターはいるわけですが、一般的に介護の人材不足の解消が言われていて、ICT、AI化があります。先日私が出た会議では、ケアマネ不足も挙げられていました。今ケアマネの皆さん、40人ぐらいの利用者、上限いっぱい持っている方が結構いるのではないかなと思うのですけれども、上限を超えると報酬が減ってしまうから、あまり受け持たないと思いますし、私もケアマネをやっているのですけれども、40人をこなすのは大変だなと思います。でも、受け持った分は報酬がいただけるわけ、増えるわけですから、もしかしたら一人一人の支援が十分にできなくなってしまう可能性もあるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺のケアプラン、ある程度AI化も進んでいると思うのですけれども、まだまだだと思うので、これからそういうところも進めていけばいいなと思うのですけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

ケアマネジャーの皆さん、かなりやはりご苦労されているようで、他の市町村だと、もう受けてくれるケアマネジャーさんがいないというようなお話も伺うことがあります。そういった点では、ケアマネジャーさん、業務の効率化であるとか、そういうもののシステム化につきましては、国のほうでも、なかなか議論進んでおりまして、そういったところをちょっと確認、見極めながら、受けた情報については、事業者の皆さんにもお知らせしながら、そういうものは取り入れていけるように進めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そのように、ほかにも介護ロボットの普及というのもさらに必要になってくると思います。介護の世界、きつい、汚い、危険の3Kにプラスして今帰れない、厳しい、給料安いで6Kとも言われております。今介護の新3Kというのも言われて、ポジティブなスローガンであるのですけれども、感謝を分かち合える仕事、心がつながる仕事、感動できる仕事というのを掲げて動きがあるそうですけれども、私も介護の仕事をしていて、そこはすごくやりがいを持っていて、子どもたちにもぜひ伝えてほしい、そういう意味で教育でしっかりと介護の仕事の魅力を伝えるように強く要望したいと思うのですが、所感をお

伺いたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

介護ロボット関係とかにつきましてですけれども、町のほうで一番新しい特別養護老人ホームでは、かなり最新のシステムを導入しているということです。そういったものを広く視察とか、見学とかしたいという、ちょっとご相談とかもしていたのですが、そこに今やはりインフルエンザであるとか、コロナ対策でちょっと今入館を控えているということで、落ち着いたら、そういうものも行っていきたいなというふうに思っております。

子どもたちへの教育につきましては、学校教育とは別で私たちのほうの分野からしますと、小中学生の皆さん、認知症サポーター養成講座とか、盛んに受けていただいておりますので、そういった場面で介護事業の魅力というか、そういうことについてもお伝えしていければなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そのように介護、福祉というものを考えたときに、人間の幸福も同時に考えることがあります。施政方針にも町民の方々のウェルビーイングの向上を図り、健康で幸せな生活の実現を目指してまいりますという文言がありましたが、ウェルビーイングと最近よく使われるのですけれども、直訳すると、よい状態ということですが、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを意味する概念として、幸福とウェルビーイングを翻訳されることも多いのですけれども、だったらウェルビーイングではなくて、横文字使わないで幸福でいいのではないかなと私は思うわけですが、いずれ町の施策は常に町民を主役に据えた幸福を目的になされないといけないと思います。そして、その幸福には決まった形はないし、個人個人によって違いがあります。これは決して何かではかれるものではないはずです。

自治体の組織の究極の目的は、町民の福祉を向上させることであり、そのために行政サービスは提供されるべきなのであります。全ては福祉の向上に集約されてくるのです。福祉とは幸せや豊かさであり、全ての人たちに幸福と社会的援助を提供することです。そこをしっかりと押さえたこれからの行政運営をしていただきたいと思います。施政方針で何度も出てくる誰一人取り残さないようにしていただきたいと思います。町長の所感をお伺いたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず、昆秀一議員は、一家言をお持ちの、いわゆる一角の見識をお持ちになった方のご質問でございますので、私も本当に今まさにそのとおりだなということで、そこでいろいろ組織の改変からお話があったのですけれども、まずこの保健、医療、福祉、介護については、これまでは点、線、最終的には面的な形にしていきたいという思いがあって、いろんなこれまでも組織の改編に取り組んできたわけです。そこだけはひとつご理解をさせていただきたい。

あとは、やはりこれはもうよく言われる、率先垂範、隗より始めよということで、私も地元に戻れば、今月の下旬に自治会の集まりがあるのですが、やっぱりそこでもいろいろ議論しながら、今地域コミュニティの構築の在り方については、まず地元でしっかり根を張らせて、そして実を上げるようなことをしっかり考えていかなければならないなと。

今ケアマネジャーのケアプランのお話もあったのですが、A Iを使うことも非常に大事なのですけれども、やっぱりフェース・ツー・フェースで面通しするのが一番大事なことだと私は思うので、やはり基本はそういった、あとはリスペクトを忘れない、お互い尊敬、尊重し合うような、やはりそういうことをしっかりやっていかなければならないなということで、それから先ほど地域包括ケアシステムの深化のお話も出たのですが、これは地域包括ケアシステムというのは、非常に大事な、福祉課では今重層的な支援事業もやっているのですが、いずれこれから、なぜ私どもとしては今回このようにいろんな改変をしながら取り組んでいかなければならないか、これは時代の要請というよりも待ったなしの改革を今求められているのではないのかなと。私ら行政体としても、やはりそういうことに一つ一つ丁寧に対応していかなければならない。

その丁寧に対応する場合、現場の声をしっかり拾い上げてやっていかなければならない。だから、議論は役場の中とか議会の中ではない、やっぱり現場にいろんな問題があるし、現場に足を運ばなければならない。だから、今回私どもも保健師も増員をさせていただいて、とにかく現場に足を運ぶと。そこには必ず問題、課題もある、そして解決する道筋も必ずあるはずですので、そういうことに一つ一つ取り組んでいきたいということで、昆秀一議員も私も地域に戻れば、コミュニティがそれぞれあるわけです。そこでお互いモデルになるような地域コミュニティを構築していきたいと。そして、そこからいろんな、特にも矢巾町の場合は、いわゆる都市機能のコミュニティと周辺のコミュニティとは、またいろいろ違いもあるわけですので、そういうものを一つ一つ丁寧に課題解決しながら、まちづくりを進めてい

きたいと。

ウェルビーイングは、私は結論からいうと、福祉だと思うのです。福祉というのは、町民の皆さんの幸せを守ることだと思うので、そのところはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目は終わりましたので、次に2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次に、令和7年度教育行政方針についてお伺いいたします。

教育委員会では、「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」を基本理念とした第8次矢巾町総合計画の4つの施策の柱の一つ、「誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり」を担い、令和7年度は第3期矢巾町教育振興基本計画2年目を迎え、「ひとづくり」をキーワードに定めた基本方針を引き続き推進するとしています。そこで、その一つ一つの基本方針に基づいて、以下お伺いいたします。

1点目、基本方針「個性を伸ばし、生涯にわたる学びを支え、持続可能な社会を担うひとづくり」について、「学びの架け橋プログラム」の開発に向けた取組を推進するとしていますが、「学びの架け橋プログラム」とはどのようなもので、どのように取り組むつもりなのでしょうか。

2点目、5歳児健診で見つけた特性について、どのように指導体制につなげるのでしょうか。

3点目、発達障がいや不登校等が増加傾向にあることから、令和7年度は適応支援員の増員を図って、きめ細かな対応を進めるとしています。適応支援員の役割の一つに、学校や保護者、スクールカウンセラー等との連携があると思いますが、その連携について、どのように取られているのでしょうか。

4点目、いじめへの対応について、定期的に児童生徒や保護者にアンケートを取っていると思いますが、そのアンケートに書いたことに対して、適切に対応したのかの返答がないということを耳にしたのですが、学校におけるアンケートへの対応は、どのような体制で、どう返答しているのでしょうか。

5点目、基本方針「生涯を通して学び、郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造するひ

とづくり」について、「多様な学習機会の充実」とあり、子どもから高齢者まで幅広い世代に向けて情報を発信するとありますが、世代ごとに情報発信の仕方を考えないといけないのではないのでしょうか。

6点目、「文化・芸術活動の推進」について、「音楽のまち やはば」のほうにばかり力がいって、ほかの芸術に目が行かない印象がありますが、音楽以外にも音楽が不得意な方たちにも楽しめるような企画も考えてほしいなど。あと、矢幅駅を利用している盛岡聴覚支援学校の生徒を眺めながら感じたのですが、音楽以外の取組も考えてはいかがでしょうか。

7点目、町立学校の再編について、「矢巾町立学校の再編に関する基本方針」に従って再編整備計画の素案作成を進めているとしていますが、いつその作成が終わり、それをいつ本計画としていくのでしょうか。また、その中に小中一貫教育についての内容も入ってくるのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 令和7年度教育行政方針についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、「学びの架け橋プログラム」は、かけ橋期と言われる年長児から小学1年生の2年間にわたるカリキュラムを編成し、全ての子どもに幼児教育から義務教育への円滑な接続と質の高い学びの提供を目的としたものであります。

具体的な取組といたしましては、令和6年度に設置した学びの架け橋プログラム開発協議会において、幼稚園、保育園、こども園と小学校が共同して、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を共有するとともに、その達成に向けたカリキュラムを編成し、実践につなげる予定としております。

2点目についてですが、5歳児健診の結果は、こども家庭課から保護者へお知らせするとともに、教育委員会と連携し、保育園や幼稚園、就学予定先の小学校と情報を共有する予定としております。この取組により、保護者は余裕を持って教育相談や学校見学を行うことができ、学校側も健診結果や保護者の希望などを踏まえ、早期から受入れに向けての体制づくりや支援を検討し、個別の支援計画を作成することができるようになり、円滑な支援体制を整えることが可能になるものと認識しております。

3点目についてですが、適応支援員は主に学校において個別の児童生徒の学習や生活のサポートを行い、対応状況や児童生徒の情報は随時担任等に共有しながら連携して支援に当た

っております。また、必要に応じて家庭環境の把握や保護者との円滑な連携を深めるため、家庭訪問を実施することとしております。

4点目についてですが、いじめに関するアンケートは、各学校でいじめの可能性がある事案の情報を幅広く得る目的で行っております。アンケートで把握された情報がいじめに該当する場合は、各学校のいじめ対策委員会で対応策を検討し、解消に向けた指導等を行うとともに、当該事案の保護者に対して対応状況などをお知らせすることとしております。

5点目についてですが、広報やはばを中心に町ホームページ、やはラヂ！、各種公式SNS等の情報発信ツールを活用することで、幅広い年代の方々に対し情報を伝えられるよう努めてまいります。

また、本町が開校する講座等において想定される参加者層が明らかな場合は、その年代などに合わせた発信方法を引き続き実施してまいります。

6点目についてですが、音楽以外の文化・芸術活動といたしましては、芸術祭の展示部門や俳句大会、書道展のほか、田園ホールの自主事業としてアートフェスタなどに取り組んでおります。また、新規事業として、今年度はカメラコンテストを開催いたしました。

今後もインクルーシブな企画を含め、幅広い方々にご参加いただける事業を検討してまいります。

7点目についてですが、学校再編整備計画の素案作成につきましては、今年度末を目標として進めておりましたが、検討を行う中で宅地開発の進捗や人口動態などの見通しが「矢巾町立学校の再編に関する基本方針」の策定時点から変化していることから、よりどころとなる基礎データをいま一度精査することが望ましい状況と考えております。

現在最新の人口動態等の状況を基に将来人口推計の更新作業を進めており、素案については、令和7年度前半を目途に作成し、年度内に保護者や関係者等の意見聴取を行った上で、令和8年度から本計画の作成に着手する予定としております。

また、小中一貫教育につきましては、「矢巾町立学校の再編に関する基本方針」に明記されていることから、再編整備計画の内容として検討を進めているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） まず、文化、芸術活動の推進についてお伺いします。

「音楽のまち やはば」に力を入れるのは大いに結構なのですが、私は音楽は好き

ですが、あまりうまくないので、それでも音楽のまちを盛り上げようとしてライブとかにも参加しました。考えてみると、音楽が好きではない、音楽をそもそも聞かない、聞けない、音楽は音を楽しむことですけれども、そもそも音が聞こえない方もいらっしゃいます。本当の意味で、誰一人取り残さないというのであれば、そういう方にも配慮したほうがいいのではないのでしょうか。

そのために例えばオンテナという機械を使ったものとか、調べるとほかにも様々なテクノロジーの力を借りて、耳の聞こえない人にも音楽を楽しめるようにできるので、ぜひそのところも考慮しながら、音楽のまちというのを盛り上げていく一助にしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今議員仰せのとおり、音楽のまちというと、耳で聞くというもののしかちょっと考えられないところはあるのですけれども、例えばダンスですとか、踊りですとか、そういったものにつきましては、音、耳で聞かなくても目で見ながら楽しむということもできるというふうに思いますので、今お話があったご意見も含めて、そういったことを検討してまいりたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、芸術についてなのですけれども、私たち議会の定例会ごとに矢巾町民憲章を唱和しております。暗唱されていない方もいるのですけれども、その検証の中に「進んで教養を身につけ、郷土の芸術文化を高めます」と言っています。町民憲章、ただ唱和するだけではいけないのではないかと思います。

憲章とは重要で根本的なことを定めた取組のことです。特に基本的な方針や施策などをうたった宣言書や協約のことをいいます。ですから、町民の郷土の文化、芸術を高めていこうと努力をしなければならないはずです。町としてあらゆることを努力していることとは思いますが、この町民憲章の言葉の重みをどうお考えになられているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

まさしく町民憲章は、まず一番大事なものというふうに捉えております中で、我が文化ス

スポーツ課でも様々な事業を展開してございます。その展開している事業につきましては、細かいところもあるのですが、そういった細かいところを徐々に積み重ねながら進めていくということにより、先ほどもちょっと答弁させていただきました郷土芸能とか、そういったものの伝承、そういったものをどんどん継承していく、そういったものが郷土の教養を身につけというところにも結びついてくるというふうに捉えてございますので、引き続き今の続けている事業を継続しながら、さらには内容を濃くしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、先日紫波町と紫波地域障がい者基幹相談支援センターの主催でオガールで講演された美術家の松嶺さん、紫波にアトリエを構えて活動されていらっしゃるけれども、それから美術については、アートを通じたビジネスで障がいに対するイメージの変容を目指すとしたヘラルボニーも岩手から世界に発信して活躍されております。

ヘラルボニーというのは、るんびにい美術館が原点であるとしていますが、るんびにい美術館は花巻にある障がいのある方たちの芸術作品などに広く触れられる美術館ですが、ヘラルボニーにも関わっているというか、中心となっていると断言していいと思うのですが、私以前から提案している、この方を講師に招いての学校での授業をと申し続けているのですが、まだ実現されていないと思うのですが、ぜひ芸術振興の一環もありますし、障がい福祉につながった取組だと思いますので、この方の授業をしていただくようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今お話がありました松嶺さんにつきましても、あとヘラルボニーにつきましても認識してございます。そういったアートと福祉とのつながりというのは、非常に大事というふうに思っております。今矢巾町では矢巾町文化プログラムというところでアートに関わる事業も展開してございますので、そういったところでも取り組めるかどうかも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それから、以前質問したときに、アートに関してですけれども、町長、山下画伯の絵のことをおっしゃいました。百何歳まで活躍し続けてきたという篠田桃紅さんの話、例も出されていたように、温かく成長を見守っていくのが役割ではないかとおっしゃっていました。そのとおりだと思います。

ですから、そういう特別な方たちばかりではなく、音楽でいいと思う方、音楽でもいいし、絵とか芸術全般、芸術は本当に私は心の栄養になるものだと思いますので、ぜひ見るだけでもいいし、聞くだけでもいいし、できれば参加したくなる計画をいただければいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 昆秀一議員、ちょっと私お名前忘れたのですが、るんぴにいの先生が、たしか町の社会福祉協議会であれしたときにおいでになって、いろいろ勉強させていただいた。それから、ヘラルボニーの松田兄弟、私も直接お会いして、前もお話ししているはずなのですが、プロロジスなんかの、議員さん方も見ていただいたのですが、それで彼らたちは金ヶ崎の出身なのです、ご兄弟。

それで、ただ私残念なのは、昆秀一議員の何かギターか何かを弾くのを一度見たかったですけれども、何かやられたというのはお聞きしています、うわさで。だから、音楽もアート、例えば名前出してもあれなのですが、今文化スポーツ課には、すごい職員がおるのです。今度のアートフェスタ、このモデルというか、いわゆるあれです、その象徴的なシンボリックのあれは、矢巾町の職員、いいかな、名前出して、———という職員がおるのです。彼女の、工芸の世界ではピカーなのです。だから、私の何か高橋昌造と言えば音楽だと、私のレベルは昆秀一さんよりもまた低いわけです、まだギターを弾いたことがないので。

だから、そういった意味で、私は何も音楽のまちにこだわらないで、芸術、文化、将来はそういう町にしてもいいわけですので、だからアートの世界というのは、やはり本当に魂を揺さぶる何かがあるのです。

特にも、私あんまり障がいという言葉は使いたくないのですけれども、あの人たちの芸術といたら私らが考えられない。そのときのるんぴにいの、今日ちょっと先生のお名前忘れたのですが、この方のお話をお聞きしたとき感動しました、私そのときに。だからこそ、まず、この間新聞にも出ておったのですが、障がいであって亡くなられたのは、たしか高等裁判所で裁判の差戻し、いわゆる合理的配慮は足りないと。いわゆる一般の健常者の人たちの85%

しか認めないと、補償を。そういうことはあり得ないのだと。

だから、私はそういったやはり山下画伯もそのとおりすごいと思うのです。私山下画伯が盛岡に来て花火を描いたはがきサイズのを見させていただいて、もうその場で描いたのだそうです。そのときに送迎した人がもらっていたのを見させていただいたのですが、何か訴えるものがあるのです。

だから、そういったことで今後しっかり取り組んでいきたいなと思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 分かりました。まず、芸術に関してというのは、先ほど来町長が思い出さないというのは、板垣さんではないかなと思うのですが、アートディレクターの。その方がるんびにいのアートディレクターですので、今起きている大船渡の山火事、それから東日本大震災、大津波などもあったときに、芸術は腹の足しにもならない、音楽も、小説も、絵もそうですし、映画だったり、役に立たないという言われ方もされてきましたけれども、やはり芸術によって心が洗われたり、生きる支えにもなると思います。

そのような芸術は、確かに腹の足しにはならないかもしれませんが、災害に遭われた方々の心の支えになるものだと思います。ですから、ぜひ芸術というものを皆さんに広げていただければ、コロナ禍で少しぎすぎすした心のしこりとかも取れるのではないかと、芸術の振興を改めて進めていただきたいと思いますけれども、所感をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今お話がありましたとおり、今の船渡の山火事とか、そういったところの避難所とかには、当時の大震災のときに、国内のアーティストが被災地に慰問をするですとか、そういったこともやっている中で、アート、絵についても、海外のアーティストが注目して、絵を描いていただき、見て、心を安らかにしていただきたいという方々もいらっしゃいます。そういったものも大事にしながら、そういった活動、取組にもつなげていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） ぜひそのような取組、大船渡の山火事とかにも寄与できるような芸術活動をしていただきたいと思います。

次に、重点の6つ目の多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実についてですけれども、令和7年度は適応支援員の増員を図るとしています。私は、この適応支援員を増やすのはいいのですけれども、質も向上していただきたい。と同時に、世の中に完全な人間などいないのだと思います。教師もそうですし、適応支援員もそうです。ですから、連携して協力し合って、児童生徒に対応していくことが大切なのだと思うのですけれども、その辺の対応の仕方についてはどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

大きく言えば、学校の教育相談体制、それから対応ということになってまいります。そのときに、それを統括するというのは、学校でいうと生徒指導主事が主として当たってまいります。そして、その生徒指導主事の計画に基づいて、例えば担任、適応支援相談員、スクールカウンセラー等々が連携して、その情報が一元的に集まってきて、そして総合的に解釈して対応を考えていくというふうな体制となつてございます。

おっしゃるように、教員も含めて全てが充足した資質を持っているというふうには思われませんが、ただしこれを上げていく必要は当然あるわけで、そのための研修等については充実を図ってまいるといふふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、今出たスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーなどの専門家が各種専門機関にも、教育相談にもつなげていくということですが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違い、私よく分からなかったので調べてみると、スクールカウンセラーは、子どもの心の問題を解決するために、スクールソーシャルワーカーは子どもを取り巻く環境の問題を解決するために尽力する仕事だそうで、どちらも子どもたちの話を直接聞いて、子どもたちの側で支えるという仕事のように思いますが、つまり主にカウンセラー、カウンセリングをして、心理的アプローチをするのがカウンセラー、その問題の背景、本人だけの問題なのか、周りにアプローチしていくのがスクールソーシャルワーカーだということのようですが、このカウンセラー、聞くとこ

ろによると、とても子どもの側で支えることをしていないということを聞きました。これも専門家として完璧な人間なんているわけないですから、しっかりとこの連携を取りながら、本当の意味で子どもの側で支えるようにしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの大きな違いといったところでございますが、スクールカウンセラーは、基本的には心の専門家、そしてカウンセリング等を通じながら、その子どもの行動等の背景も含めて見立てをする方、つまり学校内で完結する方ということになります。

ソーシャルワーカー、スクールがつきますので、学校の中でソーシャルワークをする、つまりそのご家庭とか、もしくはその子の持っている資質とかを外とつなげる役割を担うというのが基本的なすみ分けでございます。

スクールカウンセラーにつきましては、実は2通りございまして、2通りというのは、例えば今でいうと臨床心理士、それから公認心理士の資格を持っている方、それからもう一つは教育相談の経験が長い方というふうに、大きく2つに分かれます。ですから、全てのスクールカウンセラーが専門性を持っているというわけではございません。

本町にいらっしゃるスクールカウンセラーは、どちらも専門の資格は持っていないと思います。ただし、臨床経験が多いか少ないかということもあって、その経験値には差があるところでございます。

いずれ子どもの側に立ってというのは、スクールカウンセラーにしても、スクールソーシャルワーカーにしても、そして学校の教員にしても同じことが言えるというふうに思いますが、立ちながら、その背景を探りながら、どのようなアプローチをしていけば、その子どもによりよく寄り添えるかというのを考えていくのは共通であろうというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そういう子どもたちに関わる方というのは、子どもたちとの信頼関係というのが必要になってくると思います。ふだんの触れ合いなどから、子どもとそういう方々の信頼が生まれてこそ、何か問題が起きたときに、子どもたちがカウンセリングを受け

たときとかに話しやすくなるのではないかと思うのですが、そこら辺のふだんの触れ合いとか、そういうふうなところのスクールカウンセラーの扱いというのは、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまの質問にお答えをいたします。

スクールカウンセラーは、心の専門家であります。今県内で配置、多いところで週に30回、これが普通の限界なわけですが、そうなると大体週に1回程度学校を訪問すると。教育相談体制は、第一義的には学校の先生が行う。ほとんどの場合は、ここで解決できる。ところが、より専門的な知見が欲しいときには、スクールカウンセラーにきちんとつなげていく。そして、スクールカウンセラーの見立てによって、さらにといった場合には、専門の病院等につなげていくというふうな、そういうふうな重層的な体制での教育相談というふうになってございます。

だから、全ての子どもたちがスクールカウンセラーのカウンセリングを通していくかというと、そうでもありません。教員が迷うとき、または複雑なときというときに、その専門としての見立てが必要になってくると。ですから、重層的な教育相談体制が今行われているというふうに思っていただければと思います。

また、スクールカウンセラーは、学校に来れば各学校の子どもたちの授業を見て歩いたり、または教員とノートの交換をしながら、先週はこうでした、今週はどうなっていますかみたいなところで情報を収集したりしながら、カウンセリングに生かしているという実態でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そういう重層的な体制でということはよく分かりましたので、なおかつ、そういう子どもたちとのコミュニケーションを大切にしていきたいと思います。

そして、いじめの件です。今年で10年になります。悲しい出来事を私たちは決して風化させてはいけないと私は言い続けてきました。でも時がたつと、人は忘れてしまうものです。ですが、風化させず防止対策を強化することが重要であります。

町では、いじめ防止対策に関する条例を制定いたしました。何の条例や計画をつくる時もそうですけれども、つくる時は熱い気持ちを持ってつくるのですけれども、その後やっ

ぱりその熱はどうしても冷めてしまうものです。ですから、その上で条例の附則に2年目を
目途に検討するとしていたのですけれども、この悲しい出来事は年がたって、いじめ防止対
策に関する条例、改めて皆に周知する機会をつくる時期ではないかと思うのですが、いかが
でしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

風化というのは、ある前提もありますが、あってはならないというふうな考え方で考えて
おります。本町におきましては、いじめ対策の連絡協議会というのは毎年持っております。
そして、あの日に関わっては、全ての学校にこの条例を配布して、子どもたちがそこに目を
通すような形の取組をずっと継続して実施をしております。

昨年度ですか、昨年度の取組になりますが、今までいじめに関する報告様式というのが各
校で統一にはなっていなかったというのがあります。小学校から中学校に行ったときの接続
を滑らかにするために、その様式統一を行いまして、そしてきちんと小から中まで引き継が
れるような、そういうふうなシステムの改正も行っているところであります。

いずれ風化をさせてはならないし、そしてそういうふうな事案があってはならないものだ
というふうに認識をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） いずれこれは何度も言っていることですので、分かっているかと思
います。

矢巾町、今年で合併70周年を祝うべき催し事がありますけれども、私はこういう悲しい出
来事を二度と起こさないようにすることこそ忘れてはならない対策強化の年にすべきだと思
っております。

いずれいじめ問題対策委員会がまとめた提言、これも何度も言ってきているのですが、2
つ。1つ、子どもは精神的に不安定であるという現実に対して、子ども自身も含め子どもに
関わる関係者全員が感度を高めること。2点目、子どもは発展途上であり、大人の助けを必
要としているため、関わる大人たちが相互に協力するという体制づくりが極めて重要である
こと。このことを教訓として、決して大人たちにも完全な人間などいないことから、皆がし
っかりと協力しながら子どもを支えていくことが重要だと思います。そして、子どもたちに、

どんなにつらくても助けを求めれば支えがあるということをぜひ教育を通してお願いしたいと思います。最後に何か所感があれば、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まさに2つの部分のご提言は、全くそのとおりでございます。子どももそうですし、私たち大人も子どもの健全な育成のために、同じ方向を向いて、同じベクトルで取り組んでいく必要があると思います。不完全な人間です。たまには間違ふこともあります。子どもにおいては、もっと間違ふことが多いと思います。その間違ふをきちっと聞きながら、正していくというのが大人の責務であろう。条例には責務という言葉が使われております。町の責務、教育委員会の責務、学校の責務、保護者の責務というふうに、つまりすごく強い言葉で条例はつくられているというふうに私理解しております。ですから、これを改めて凝縮すれば、先ほど議員おっしゃられた2つの部分に集約されるものというふうに認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で、新誠会、昆秀一議員の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。

再開を14時10分といたします。

午後 1 時 5 8 分 休憩

午後 2 時 1 0 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、矢巾未来の会、村松信一議員の質問を受けます。

村松信一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 14番、矢巾未来の会、村松信一でございます。それでは、会派代表質問をこれよりしたいと思います。

1問目、令和7年度行政運営について町長にお伺いをいたします。町長は、町民に向けた新年の挨拶で、これからのまちづくりの大きな柱として、「家族」、「コミュニティ」、「健

康」、「雇用、仕事ができる場」の4つを掲げ、特に家族とコミュニティは、町民誰もが「ここに生まれてよかった」、「この地域で生まれてよかった」と感じられるまちづくりに不可欠で、少子高齢化対策の一番の根幹をなす要素でもあると述べられております。

そして、町のコミュニティを取り巻く情勢を踏まえ、この地域を私たちの拠点にしたいという熱き思いを持つ町民一人一人の考えに寄り添い、様々な活動を後押しし、コミュニティの活性化につなげるとしております。

以上を踏まえ、施政方針で掲げております本町を将来に向けて持続、活性化させるための3つの道、「幸福への道」、「賑わいの道」、「豊かさの道」について、以下伺います。

1点目、コミュニティの活性化について、本町のコミュニティは二極化が著しく、旧村時代の農村部を中心とした地域と盛岡等のベッドタウンとしての性格が強い市街化区域とでは、全く違う性質のコミュニティがそれぞれ組織化されております。行政の組織改変で行うまちづくり推進室や集落支援員とコミュニティとの連携に期待する面もありますが、二極化が著しいコミュニティの在り方を見直す必要もあるのではないかと。

2点目、「幸福への道」に関連し、高齢者の医療費について、後期高齢者医療制度は75歳以上と一定の障がいのあると認定された65歳以上75歳未満の方が対象の医療制度であります。岩手県後期高齢者医療広域連合からの資料によりますと、過去10年間、これは平成26年から令和5年ではありますが、1人当たりの年額医療費を県内の市町村で比較しますと、10年間の平均額は本町が89万3,170円で33市町村平均の76万5,323円より12万7,847円も高額であります。県内一低い田野畑村は55万7,718円で、本町と33万5,452円の差があります。本町は、居場所づくりやヘルスケア施設「ウェルベース矢巾」など、多岐にわたる健康増進策を実施しておりますが、高額な医療費との相関関係をどう捉えているのか、また低額推移である自治体の取組をどう評価、分析しているのか。

3点目、我が国は少子高齢化が急速に進行し、65歳以上の高齢者の20%が月に3回未満しか外出しない「閉じ籠もり」になっているとの調査報告もあります。閉じ籠もりは、高齢者の心身の健康を損なう要因として、よく社会問題として取り扱われますが、これを予防し、心身の健康を保つため、特に重要視されているのが居場所であるとされ、積極的に居場所づくりに取り組んでいる本町の閉じ籠もり高齢者と居場所利用者の健康状態をどう把握し、分析しているのか、これは相関関係をお伺いしたいと思います。

それでは4点目、「賑わいの道」に関連し、現在の地域情報発信ステーションは、インフォメーションコーナーと差別化をし、矢幅駅を利用する乗降客、町民の交流と新しい情報発

信の場として開設されましたが、待合室と一般社団法人カダル等が分散していることから集客効果が低いと思います。この際、現在の待合室、情報発信部分や通路、空間等を一体化として運用するような大幅な改装をしてはどうか。

5点目、「豊かさの道」に関連し、農業経営は気候変動等による自然災害や栽培適地の変化、高齢化等による農業従事者の減少や耕作放棄地の増加等、課題が山積しておりますが、人力作業の軽減や高効率機械化が求められる時代でもあります。本町の農業も例外ではありません。このような状況下、稲作の省力化、軽減策として、水稻の初冬直播栽培が注目されております。本町では、春の直播栽培が一部地区で実施され、省力化に有用であります、さらなる効率化のため、作業分散、省力化が可能な初冬直播栽培の課題解決のため、調査、研究、試験的栽培等の取組も必要ではないか。

6点目、集落営農の在り方について現在町内の農業法人は9組織であります。法人化について地域で協議中のところもありますが、諸問題を抱えてなかなか進展しない。小農家同士が労働力や機械、機材を相互に利用、助け合う共同作業の相互扶助は古い時代から存在しております。このことを踏まえ、農業と半農半Xを組み合わせ、小規模法人として組織化することも必要ではないか。また、農業機械、施設への支援について、小規模法人を対象にしてはどうか。

7点目、減災の取組として、令和4年から7年度の施政方針で田んぼダムの取組の重要性を述べているほか、町長は、北上水系（北上川上流）流域治水協議会でも、本町の代表として田んぼダムに取り組む姿勢が示されております。多面的機能支払交付金事業組織向けの研修で田んぼダムに触れてはおりますが、取組が進んでいるとは言えません。もっと強力に推進すべきではないか。

8点目、皆で資金を出し合い、共に働くという労働者協同組合は、これからの時代に合った活性化の一つとして捉えて、共に創り上げる未来とうたっておりますが、その具体的方策を伺いたいと思います。

1点目は以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 矢巾未来の会、村松信一議員の令和7年度行政運営についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、農村部と都市部が融合するコンパクトシティとしての特色ある本

町にあって、議員ご指摘のとおり、コミュニティの二極化については、それぞれの地域特性が反映されているものと認識しており、どちらが理想的というものではなく、農村部、都市部のどちらにもよい面があり、それぞれの地域特性に合ったコミュニティ運営を行っていただくことが重要と捉えております。

昨年度には、町コミュニティ連合会と協働により、「自治会運営マニュアル」や「自治会ハンドブック」を作成し、コミュニティ運営に地域のどなたでも参加できることを目指して、情報共有に努めているところであります。また、現在各小学校区において、「地域カルテ作成ワークショップ」や「地域未来づくり会議」を開催しており、コミュニティ間で情報交換を行いながら相互に不足する部分を補完できるとともに、単一コミュニティでは実現できないようなことも広域連携をすることで対応できるような仕組みづくりを目指しており、今後もこの取組を継続してまいります。

2点目についてですが、健康増進施策と医療費との相関関係につきましては、厚生労働省の医療費地域差分析では、病床数等の医療供給体制が要因の一つとして挙げられております。県内では、西和賀町と盛岡医療圏域の市、町が、1人当たりの医療費が高い傾向であることから、医療供給体制の充実や医療機関に通いやすい利便性等による適切な入院、通院治療が行われていることが要因であると推察されます。

なお、本町においては、適切な医療と併せて町民の皆様が地域での居場所づくり活動や運動事業、栄養教室等に積極的に参加していただいていることが県内でも上位の平均寿命につながっているものと捉えております。

さらに、低額推移である自治体の取組につきましては、それぞれの地域の健康課題に対応した取組によるものと捉えており、本町においても後期高齢者健診受診による生活習慣病予防、シルバーリハビリ体操、地域の居場所づくりなどを引き続き推進するとともに、他自治体の取組を参考にし、町民の皆さんの健康寿命延伸につなげてまいります。

3点目についてですが、高齢者の閉じ籠もりは、身体的な健康だけではなく、精神的な健康にも影響を及ぼす可能性があるため、早期の把握と適切な支援が必要であると捉えております。

本町におきましては、一人暮らしを含めた高齢者のみの世帯のうち公的サービスを利用していない方については、保健師が訪問し、生活状況等の把握に努めております。また、医療機関や健診を受診していない、介護保険サービスを利用していないなど、健康状態の把握ができていない高齢者についても保健師が訪問し、生活の状況や健康状態を把握しており、そ

れぞれの関わりを通じ、状況によっては必要な医療機関への受診や各種サービス等へつなぐ支援を行っております。

さらに、居場所利用者の健康状態の把握につきましては、通いの場体操くらぶにおいては、保健師が出向いた際に、健康チェックリストを活用し健康状態を把握するとともに、個別の相談にも応じております。参加している方々からは、体の痛みが改善され、体も心も元気になったという声が寄せられるなど、個人差はあるものの、身体機能の維持、改善が図られているものと捉えております。

各自治公民館等における通いの場体操くらぶなど、地域の居場所への参加は身体機能の維持、改善に加え、参加者同士の交流や社会参加、精神的な健康の維持にもつながることから、今後も高齢者が地域とつながりを持って心身ともに健康を維持し、安心して暮らすことができるよう、地域の居場所事業に取り組んでまいります。

4点目についてですが、インフォメーションコーナーは、電車やバス、タクシーなどの待合室の役割を果たしており、掲示や展示以外は原則として物販やイベント開催等にも利用しないものとしております。また、情報発信ステーションは、観光案内所としての機能と物販に対応し、地方創生センターは、コワーキングスペースやイベント開催に対応しており、それぞれの役割を担っております。

先日、議員各位からご議決いただいた条例改正により、地方創生センターは、貸しスペース等の汎用性のある用途としての役割をより明確にしたところであり、また情報発信ステーションと地方創生センターの間は通路として利用いただいていることから、現在のところ大幅改装による一体的利用は考えていないところであります。

なお、駅舎及び駅周辺の活性化については、今後やはば一くも含めて一体的に推進してまいります。

5点目についてですが、初冬直播栽培への取組は様々な点から注目しており、町内での取組実例により、農繁期となる春季の作業分散にも有効であるとの情報を得ているところであります。作業分散は、複合経営農業者にとっては大きなメリットである一方で、移植栽培よりも多く種子をまく必要があることから、コストの増大が懸念されているところでもあります。

なお、初冬直播栽培は、一昨年に取組が開始されたところであり、収量や品質への影響など、岩手中央農業協同組合や関係機関と情報共有し、対応してまいります。

6点目についてですが、国では大規模化、機械化による効率化、省力化と併せ、法人化を

推進しているところでありますが、担い手不足が懸念される中、小規模な農業経営体が法人化し、地域の農業を担うものとして営農することも望ましいことと認識をしております。

また、農業機械や施設に対する支援対象として、今後も継続して意欲ある担い手として認定農業者を対象に考えておりますが、今後想定される農業支援サービス事業者への支援も必要と考えております。

7点目についてですが、圃場整備実施済みの地区で田んぼダムを推進するため、排水ますに設置可能な装置を現在町内2つの組織において導入しております。多面的機能支払交付金事業組織において、事業計画期間内に対象圃場の5割以上に装置を設置することが交付要件となることから、装置の設置に要する経費と実施に伴う人的負担に係る不安の解消に努め、田んぼダムの取組を推進してまいります。

8点目についてですが、労働者協同組合に関しましては、昨年9月会議の一般質問にもございましたが、法人の設立手続が比較的容易であり、労働力不足解消の一つとして期待しているところであります。このことから、労働者協同組合設立によるメリットや設立に係る各種手続、設立後に必要な事務処理に関する研修会を開催し、地域課題の解決に積極的に取り組みたい方々の支援に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 会派代表の質問なわけではありますが、最後の3番目になりましたので、質問内容を3会派で事前に協議をすることにはなっておりませんので、重複のないように私は質問項目は身近な問題に絞って、これから再質問をしたいと思います。

まず1問目なのですが、後期高齢者医療と居場所づくりの効果についてであります。高齢者の1人当たりの医療費は先ほども申し上げましたとおり、岩手県は全国でこの5年間の平均で46番目で、とても低いわけであります。それで、この5年間の医療費をちょっと比較してみますと、全国では93万8,000円ほどかかっております、5年間の1人当たりです。岩手県は77万1,000円ほどであります。それから、矢巾町は先ほど申し上げましたが88万8,000円ほどで、紫波町は84万9,000円ほど、普代村は62万8,000円と、以上のような状況であります。今のは5年間の平均であります。矢巾町は10年間の平均で、県内33市町村の中で何と1番なのです。最高額であります。

このことも基本に順次質問したいと思います。まず1点目、二極化のコミュニティの今

後の運営について、高齢化によりよりどころとなる集落センター、公民館等での会合は、郡部では足の確保が必要なことなどです。それから、街路灯などが不備なところだとか、それから道路脇の雑草が不衛生だったりとか、それから団地化の地域等、まだまだたくさん違う面があるわけでありまして。それは、今はコミュニティというのは一体で、同じような方向で取り組んでいるわけでありまして、そこで今後都市部と農村部との特質を考慮した対応のまちづくりを進めていただきたいと思います、その考えをまず伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

先ほど昆議員の答弁の中で、単独コミュニティだけではなくて広域コミュニティとしても取り組めるようなものを、横のつながりをしっかりやっていきたいというふうな話もちょうとだけさせていただいたのですが、それはそれとして、今農村部と周辺部という言葉になるのか、地域ごとでちょっといろいろあるわけですが、例えば防犯灯の補助というのがあります。そちらに関しまして一律補助ということで今までやってきているのですが、世帯数の少ないところには、できれば少し多めの補助をできないかとか、こういったところを今検討しているところでございます。

地域において、そして横のつながりの今地域カルテとか未来づくり会議というのをやっているのですけれども、そちらを通じてお互いの状況はどうだろうというのも確認していただいて、どうあるべきか、どういうことをやっていけばいいのかというのも、我々と一緒に検討していただいているところでございます。

町も地域に合った支援等、一緒になって考えていきたいと思ってございますので、いずれこれからもまちづくり推進室となることもございまして、より伴走型支援というのに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） まず次に、医療費のところについての答弁についてちょっと伺います。

医療費は高額だが、平均寿命が長いというような相関関係について調査、研究したことあります。今言葉では、医療費は高いけれども、平均寿命も長いとか、だけれども、このようなことを相関関係として調査、研究をされたケースはあるのかどうか、まずそれ1点と。

それから、伺いたいのは、医療機関に通いやすいことが初期治療を行うことにより完治までのトータル医療費は安くなるような傾向値などを知りたいのです。10年間やっているわけですので、そのような追跡調査は行われていませんか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えをいたします。

医療費が高額で平均寿命が長いというような関係の調査というのは、本町の場合したことはございません。ただ、統計などを見ますと、そのとおり岩手県、医療費は低額で推移しているのですが、2020年の平均寿命を見ますと、岩手県は全国で男性は44位、女性は43位ということがございます。よく健康寿命につきましては、2022年ですけれども、男女とも全国で47位ということになっております。

ただ、この健康寿命につきましては、本町の場合なのですけれども、岩手県だと男性が70.9歳なのですが、本町の場合、男性は79.2歳というふうになっておりまして、女性につきましては、岩手県は74.2歳ですが、本町の場合は84.9歳というふうになっておりまして、岩手県の平均よりも本町の場合、男女とも10歳ぐらいは平均寿命が長いというようなことになっておりまして、ですので医療費が高額というか、通いやすく医療機関が充実していることも、その平均寿命が長い、その一つの要因だというふうには捉えているところでございます。

続きまして、医療機関に通いやすいので、完治までのトータル医療費が安くなるかの調査ということですが、例えば本町の糖尿病とかで初期に適切な治療を受けて、適切な治療を継続して人工透析とかにならないというふうな方と適切に治療しないで人工透析になった方だと、かなり医療費の差というのは当然大きく出るのですけれども、そこで医療機関の充実、通いやすいからどうなのかというところ、その部分の調査ということについては行ったことはございません。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） ですから、そういったことを調査したことはないということなので、はっきりとは出ないと思いますが、そういった傾向値を、それは信ずる、信じないは別として、傾向値として10年間もやっているわけですからあるのではないかと思うのです。だから、そういうこと。

それから、最下位のような地域に行って、何か調査したことがありますか。なぜ安いのか、

病院が遠いから、あるいは検診を受けるようなところがないからとか、遠いからとか、そういうことで済まされているのでしょうか。何かそういうことで矢巾町と非常に安いようなところの調査、研究したようなことはありますか。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） 他の医療費が安いところとの本町との比較ということは、これまで様々健康とか医療に関する計画はつくっておりますけれども、そういう点についての比較検討というのはしておらないところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） いや、やってみる気持ちはありますか、ありませんか。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

本町の場合は、やはり県内でも医療機関がかなり充実しておりますので、そこでの医療費との関係につきまして、医療の体系についても、総合病院中心の総合型医療というところから、その機能を分散させる地域型医療というふうに今転換が図られているところで、その中で国のほうでもかかりつけ医の取扱いの制度について、今国のほうの審議会などで議論されているところです。

かかりつけ医というと、一番最初にかかる医療機関というところで、そういったところの結果とかも踏まえながら、あと本町のほうでも健康づくりであるとか、国民健康保険に係る計画策定しておりますし、その計画期間中での検証というのもございますので、そういうのと併せて検討していければなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 次の再質問に移ります。

答弁を聞いていますと、やらない方向の理由づけということで分かりました。いや、本当そうです。そう聞こえます。

それでは次ですが、高齢者の居場所づくりについて、発祥の地は網走と言われておりまして、1990年代から高齢化が始まって、対応として考えたのが高齢者の居場所であるということとであります。居場所としてふれあいの家は2000年から開始されて、今現在も継続中であり

ますが、本町でも居場所づくりを始めるとき、これは平成28年だったと思いますが、当時の担当課長、名前は申しませんが、今ここにいる村松さんという課長さんであります、その方が自信を持ってやっぱり居場所づくりをしようということでご案内がありました。

そこで、昨年の6年7月に網走に行って視察をしてまいりました。網走に対して事前に出しました質問では、長きにわたるふれあいの家の運営、24年間において、参加者の身体的、精神的健康状態は、非参加者と比較してどのような結果、効果が出ているのかというのを質問で出しました。そうしましたら、2000年から始まって13年後、13年ぐらいたったときに、これは一橋大学であるとか、社人研だとか、それから早稲田大学とかの先生たちが来て、2年間にわたって調査したわけであります。そのときの結果として、論文をいただいて、報告書をいただいてまいりました。

それで、まず結果だけ申し上げます。非常に長いというか厚いものでありますので、結果だけお知らせします。健康度に関して参加群のほうが非参加群より健康度が高い。これは、参加者157名、非参加者が252名の2年間の調査結果であります。それから、高齢者の精神面での健康の改善に寄与していると。それから、コミュニティの構成員を主体とする介護予防事業の一つとして高齢者のサロンには一定の効果がある。閉じ籠もりの防止になっている。実態として参加者の外出頻度が比較的高く保たれている。

介護予防事業は、参加群のほうが、傾向スコア法というのがあるのだそうではありますが、それでやると、スコアを出しますと、結果として1.713ポイント改善している。これは、内容はちょっと分かりません、改善しているのです。それから、網走市における参加者の精神面での健康に寄与していることは明らかであるということで、そういうことで報告、結果はそうっております。

それで、再質問であります、網走市の13年間の検証結果をどう感じますか、まずこれをお伺いしたいと思います。

それから、本町の居場所づくりも同様に十分把握した上で介護予防事業に取り組んでいると思いますが、本町は平成29年度から開始しておりますので、あと2年ぐらいうると10年になります。それで、その効果とか検証を行ってはどうかと、そのための今から準備をしてはどうかという、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

この網走市の検証結果は、非常にやっぱり居場所づくり事業を進める上で、かなり参考に

なるものだと思います。また、こういったような調査は、やっぱりほかにもございまして、例えばその地域の高齢者が10人に1人運動を始めると、地域全体高齢者の死亡リスクが11%程度下がる、まずこれが約1歳分の寿命延伸に匹敵するものであるとか、あと週1回以上趣味やスポーツの会に参加している高齢者は、11年間で30万から50万程度介護度が低いというような調査結果もございます。網走のほうの検証結果なども確認させていただいて、これから居場所づくり事業を進める上で参考にさせていただきたいと思います。

また、本町のほうの居場所づくり事業の検証ですけれども、議員からのご指摘のとおり、非常にそれは必要なものだと私たちもちょっと感じておりまして、実際にこの事業を普及推進する上でも、やっぱり身近な町内の方の状況がどうなのかということを示していくことが重要だなと思っております。

また、令和8年度もですけれども、高齢者福祉計画、介護保険事業計画の見直しもございしますので、そういったものにも生かしていくためにも、本町での居場所事業の検証、実際どういう結果が出ているかというのを来年度からでも取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） ぜひとも取り組んでいただいて、やっぱりそういうのに参加すると、健康が維持できるのだということを何らかの形で示すことが必要だと思います。それが今やっている結果だと思うのです。お願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。ウォーキングコースということで述べられておりました。運動習慣による生活習慣病予防のため、町内各所にウォーキングコースを設置するということについて、これは非常に興味がありますので、例えばそれは地域の要望も取り入れて、そのコースを設置するときの参考にさせていただけるのかとか、私のところでは非常にいい山、公園がありますので、ああいったところもぜひ取り入れて、例えば医大のほうから来ると、往復で大体2キロくらい、2キロちょっとくらいありますので、そういったことの地域の要望も受けていただけるのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

私のほうから町のウォーキングコースではないのですけれども、現在、来年町の保健推進

員さん方、40周年を迎えるということで、それに向けまして、町内各地域、町内各行政区ごとのウォーキングマップづくりに取り組んでいただいております。森山パストラルパークとか、白沢行政区分ですけれども、その分はいただいております、そこには森山パストラルパークとか、彰徳地公園とか、その地域の一押しポイントということで示していただいたウォーキングマップをいただいておりますので、それを生かしていきたいと思っております。

また、保健推進員さん方のほうのウォーキングマップですけれども、40周年におきまして冊子などにしまして、皆さんにお配りしたりとか、町内各所に配置するとか、ホームページとかで公開するとか、そういった形で皆さんに周知していきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） スポーツのまちということで私からも答弁をさせていただきます。

健康の維持、そして体力の増進というところにつきましては、やはり専門の方のご意見というのは非常に大事だというふうに思っております、今岩手医科大学と連携しながらセカンドアカデミーを行っておりますので、その中でスポーツ系、そして健康に特化した教授もいらっしゃいます。

さらに、ここ最近町内出身のスポーツドクターの方との関わりもできたことから、そういった方々のご意見をいただきながら、進められるかどうかも含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 先ほどもあったと思う、重複するかもしれませんが、私も聞きたいと思います。元気を発信し、活力を呼び込むまちづくりの中で、町の玄関口やはば一く及び駅周辺を起点としたまちづくりをするとありますが、これの構想をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

先日条例に関してご議決いただいたところでございますが、明確化されたところでの駅周

辺の活用ということなのですからけれども、地方創生センター、これまでコワーキングスペースというふうに、町長答弁にもありましたけれども、はじめとした貸しスペース、そしていずれ明確化してやっていきたいということでありましたし、地域おこし協力隊などによるワークショップとか、例えばフラワーサークルとか、そういうをつくるようなとか、お菓子づくりとか、そういった教室のようなものもやっていきたいというふうに考えていますし、福祉の相談所としても開設したいというふうな相談も受けておりまして、そういったものを検討して、まず地方創生センターに関しましては検討しているところです。

イベントにつきましては、それぞれ今まで駅前と、あとはやはば一くつとで、それぞれ単独での開催というのが多かったのですけれども、これをできればそのエリア一体としてこれからやっていきたいなというふうに考えているところです。

駅につきましては、もし可能であれば、いわゆるマルシェというのですか、市場的なものも将来的にはできないかなというふうに考えているところです。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 分かりました。

それでは、農業についての再質問を行いたいと思います。農業のさらなる省力化の取組につきまして、初冬直播栽培は農業者であれば皆が関心のあるところだと思います。それで、一昨年から取組を始め、全国的には10年ぐらい前からもうやっているところもありますが、矢巾では昨年から取組を開始されたということなようでありますけれども、それで収穫量や作業能率、あるいはまた雑草対策が一番問題だと思いますが、そのような状況の報告会あるいは成果発表会などをぜひともそこの方のご協力をいただいて開催することを検討してみたいかと思いますが、そののまず確認であります。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、今回の一昨年から取組をされたという方につきましては、名前まではちょっとお答えしかねるのですが、徳田地区に住んでいる非常に若い農業者の方ということで、非常に研究熱心な方でございます。今お話がありましたけれども、何か報告会をということでございましたが、確かに現段階で、まだちょっと成果という形での報告ができる段階にないということだったので、ただ一定の何か成果が出たところで、やはりいい取組だと思いますので、

このような報告会とかというのを開催することを相手方のほうに働きかけて、今のうちからいきたいというふうに考えておりますので、そのような場がありましたならば、認定農業者の方も含めて広く周知したいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） また、それに関連しまして、小規模法人化についてちょっと伺いたいと思います。

法人化されていない地域は、大なり小なり現在も結農業が存在しているわけであります。家族総出で多忙なときは田植時期くらいなのです。あとは機械化で、それぞれ朝ちょっと働いて出るとか、いわゆる半農半Xなわけです。京都府の綾部市が、これで全国で有名になったわけでありますけれども、やっぱりそうなのです。小規模法人なのです。それで、働く場が近くにあるということで、矢巾もそのとおりだと思います。

ですから、土日あるいは休日、夏は時間が長いので、帰ってきてから草刈りをするとか、朝早く草刈りして出るとか、そういったことで間に合うわけです。しかも、矢巾町の場合は、このように整然と整理、整備された、そこに、脇にちゃんとした立派な道路がついて、それで蛇口をひねれば水が出る、そういう非常に恵まれた農業地帯であります。

ということで、私は何も大きな法人化ではなくて、先ほどもありましたように協同組合みたいなことであると、3人くらい集まればできるというような形のものでいいと思うのです。それを小規模法人と呼べばいいのだろーと思いますけれども、そこでこれに対しては、小規模法人としての認定はされるのでしょうか、矢巾町独自でもいいです。そうしたら、そこにも大規模と同じような形での、金額はもちろん違うわけですが、やっぱりいろんなのを植えたいと、機械化、そういったときの補助の対象にさせていただけるのかどうか、それをまず伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 産業観光課として、まず農機具の取得導入について支援できないかということでの答えをさせていただきたいと思います。

まずは、先ほどの答弁の中でもお答えしたところではございますが、先ほど議員お話しのとおり、これまでの農業生産法人とか、それ以外の場合であっても、労働者組合法、これに基づく法人がもしも設立された場合に、例えばそこで何か農業の支援につながるような何か

委託を受けるとか、そういった取組なのであれば、私どものほうでも町の単独事業ということにはなりますけれども、そういった機械導入の際に支援をしてみたいなということは考えておりますし、7年度の予算にも、そういった部分については予算を確保しているところというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） ぜひともお願いしたい。それで、初めは3人でいいわけです。そこで指をくわえていて、私もちょっと参加してみたいなという人をどんどん入れていって、初めは10町歩くらいから始めて、それを増やしていけばいい。それが結果的には今の法人化くらいの規模のちょっと小さいくらいなものになるということなので、ぜひともその支援策をお願いしたいと、そう思います。

では、次の質問に入ります。まず、町長に最後にお伺いします。1問目の最後なので、町長にお伺いしたいと思います。新水害リスクマップについて、これは今年の1月のウィークリーニュースジャパンの記事であります。水害が深刻化する中、国交省は令和7年度から1級河川の本流、支流を対象とした洪水、外水氾濫と内水氾濫を一体的に示す新水害リスクマップの公開に乗り出すとあります。内水氾濫も加えることで、より実態に即した水害リスクを想定し、迅速な避難を促すと記事にありました。

それで、2023年には秋田市を流れる1級河川大平川で市内6,000棟の広範囲な被害が確認されたりということで、2026年度以降は人工衛星や浸水センサーを活用して、リアルタイムで浸水情報を組み合わせて、浸水が広がる前に避難を可能にするような仕組みを導入するのだそうであります。

このことは田んぼダムの中に含んで、田んぼダムのことでもあります。多面的機能支払交付金事業におきまして、昨日と本日は町内で取り組んでおります8組織の監査、審査があつて、私も昨日は審査を受けてまいりましたけれども、いわゆる田んぼダムについてはどうですかと、資料とか現物を確認されました。そこで、どんどんやってくださいということで、かなり期待をされておりますけれども、ダム化は1か所でやっても効果はないのです。先ほど言いました地図によりますと、大体旧不動地区と、それから隣の紫波町と一緒になれば、よく浸水すると言われている古館と土橋の辺り、そのマップに載っているのです、危ないところは。だから、そういったところで、1か所の組織でやっても無理なのです。

ということで、町長にぜひともお願いしたいのは、紫波町への働きかけ、いわゆる紫波町の不動寄りのところです。3,000ヘクタールあるかどうか分かりませんが、紫波町でも1か所、水分の地区で320ヘクタールくらい、もう設置したということでこの前報告を受けてきましたし、その方たちも先進地に視察研修に行ったり、私もそこに行って、この前はホテルを借りまして35人くらい出席いただいて、田んぼダムの効果等について研修しました。

それで、余談になりますけれども、大学生が今度卒業の見込みということを昨日聞きましたけれども、それに取り組んで、卒業論文として矢巾町の田んぼダムについて調査、研究の報告をしていて、卒業式が終わったわけではないので卒業の見込みということで、3人がそういう状況でもありますので、ぜひとも町長にお願いしたいのは、紫波町への働きかけにより不動かいわいと紫波の北方面を一緒に対応することが必要と考えます。ぜひとも紫波町の方々に働きかけをいただけないでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、結論から言うと、これはもう総合的な流域治水プロジェクトは、1つの町だけでなく、特に岩手河川国道事務所が中心になって北上川上流流域の協議会があるわけです。今会長さんは一関の佐藤市長さんがあれなのですが、これは当然広域で取り組んでいかなければならないわけですので、紫波町というよりも、北上川上流の関係する市町村はしっかり一緒になって対応していきたいと。

ただ、今田んぼダムが遅々として進まないのは、国土交通省はまずやれやれと、ただ実際農林水産部の関係と、ここがうまくマッチングしないところもあるのです。そこで、いずれ私どもとしては、外水氾濫、内水氾濫、特に内水氾濫については人ごとではないのです。

それで、ここの場合は、1級河川の北上川に、本町でもまず芋沢、岩崎、大白沢、太田川とあるわけですが、いずれ私どもとして北上川が氾濫すると、必ず私どもあれなのは、排水するのにいろんな問題も出てくると。だから、やっぱり対応とすれば、そういった田んぼダム、内水氾濫を防ぐためにも。

あとは、今県ともあれなのですが、特定都市河川法があるので、そういうようなものともうまく、いわゆる国、県が一緒になって外水、内水の氾濫対策、こういうのにも取り組んでいきたいと思っておりますので、いずれ紫波町と言わず、北上川上流は一緒になって考えていきたいということで、これはいつこういう問題が起きる、それからいわゆる岩手河川国道事務所からは、排水ポンプ車、こういうふうなものも遠慮なく、何かあったときはぜひ使っ

ていただきたいと。

本町では一番心配なのは、逆堰、それから見前川、ここはあれなのです、北上川が氾濫しそうになると、必ずこっちから行けなくなるわけですから、だからその排水ポンプ車とか、こういうふうなものの初期対応をしっかり連携して取り組んでいきたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「1 問目はありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開を15時10分といたします。

午後 3 時 0 0 分 休憩

—————

午後 3 時 1 0 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2 問目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、2 問目の質問に入りたいと思います。教育行政方針ほかについて教育長にお伺いをいたします。

教育行政方針を踏まえ、矢巾町立学校運営協議会や第3期矢巾町教育振興基本計画等に関連し、以下伺いたいと思います。

1 点目、矢巾町立学校運営協議会の設置に関する規則第3条第1項で「校長は次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする」とあります。また、第3号「施設の管理及び施設整備等の整備に関すること」について、規則設置後、校長から協議会に対し、どのような学校運営上の施設整備、改善策等に関する方針の承認申請があったのか。

それから、2 点目、令和2年度から取り組んでおります矢巾町立学校運営協議会は、設置から5年が経過しました。矢巾の子どもたちを学区関係なく、温かいまなざしで保護者も地域の方々もみんなで育てていく、他にない矢巾町だけの特色ある学校づくりのためとして設置したわけではありますが、趣旨に沿った運営がなされているのか。また、本町独自の教職員道德指導研修会の効果をどう評価しているのか。

それから、3 点目、第3期矢巾町教育振興基本計画の中で、第2期計画の成果、課題につ

いてであります。児童福祉の充実のため、幼保小の指導者が協議する場の設置が必要であるとしておりますが、その対応について伺いたいと思います。

また、学校教育の充実において、児童生徒の学力、学習に向かう意欲、体力向上など十分な成果を得られなかったとありますが、そのことについてどのような対応を図る考えか。また、幼児教育で育まれた資質や能力を学校教育に円滑につなぐ学びの架け橋プログラムの内容を伺いたいと思います。

それから、4点目、教育行政方針では、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」を重点として掲げております。町内の様々な事業者、関係団体との連携や保護者の方々へ活動参加を呼びかけるとしてしております。農業関係組織で取り組む多面的機能支払交付金事業でも、啓発、普及活動として学校教育等との連携項目がありますが、学校側の受入れや相談の体制は整っているのか。

5点目、令和6年4月から文化スポーツ課が教育委員会部局となりましたが、そのことによりどのような点で効果があったのか。また、教育行政方針には生涯スポーツについて親しむ機会の充実に努めるとありますが、どう取り組んでいるのか。

以上、5点につきましてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 令和7年度教育行政方針についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、学校運営協議会においては、教育課程や施設管理等の内容も含めた形で学校長から経営計画案の説明を行い、委員から承認を得る形で協議が行われていると認識しております。

具体的な施設整備や改善策に関する議論としては、令和5年度に行われた会議の中で、不審者侵入対策としてカメラ設置の必要性が協議され、令和7年度の当初予算要求につながった例がございます。

2点目についてですが、令和2年度にスタートした学校運営協議会は、本町のコンパクトさを生かし、小中学校6校の委員が一堂に会し、それぞれの学校経営に関して密接な連携を取りながら、同じ方向を向いて子どもたちを育成していくことを狙いとして設置されました。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、対面での協議や長時間の会議が制約される期間が長く続きましたが、学校経営に関する意思決定を地域住民が参画して行う取組は有意義なものであったと捉えております。

これからの学校運営協議会では、小学校区単位で作成された地域カルテの活用や子どもたちの健全育成に関わる組織や団体との連携体制の構築など、地域の様々な教育資源を活用しながら、学校の活性化につなげる取組を進めてまいります。

次に、本町が独自に開催している道徳指導研修会につきましては、参加した教員のアンケート結果から、授業の組み立て方や発問の仕方、ICT機器の活用方法など、大変参考になったとの回答が多くあり、各学校での授業実践に有意義な研修になったものと認識しております。

3点目についてですが、幼稚園、保育園、小学校の各指導者が協議する場として、令和6年度から「学びの架け橋プログラム開発協議会」を設置しております。学びの架け橋プログラムは、かけ橋期といわれる年長児から小学1年生の2年間にわたるカリキュラムを編成し、教育の充実度と連続性を高めることで、幼児教育の特性を小学校と共有し、全ての子どもが滑らかに、そして格差なく質の高い学びへと接続することを目的としております。

また、児童生徒の学力や学習意欲の向上につきましては、令和6年度から学力検査の方式を改め、個人の学習到達度をはかるCRT検査から集団の中での到達度を把握するNRT検査へと切替えを行いました。

これにより、知能検査の結果と合わせた分析が可能となり、児童生徒一人一人に応じた個別最適な学びを実現する観点から授業改善を図ることで、学習意欲の向上につなげてまいります。

さらに、体力向上につきましては、岩手県が進める60分間の「よりよい運動習慣」の取組に「望ましい食習慣と規則正しい生活習慣」をプラスした「60（ロクマル）プラスプロジェクト」を引き続き推進するとともに、各校において、今年度の体力、運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた取組の重点を協議するよう働きかけ、児童生徒の適切な運動、生活習慣が定着するよう努めてまいります。

4点目についてですが、多面的機能支払交付金で規定される資源向上支払交付金におきましては、地域資源の質的向上を図る共同活動を対象とすることが可能であり、学校と地域が連携した稲作体験活動も対象になると伺っております。

現状においては、地域連携窓口教員が相談や調整の担当となる体制を取っている学校が多いと思われますが、今後は学校運営協議会の取組の中でも地域の方々が話し合い、様々なアイデアを磨き上げることによって、よりよい形の活動実践につなげるような場を設けてまいります。

5点目についてですが、社会教育と学校教育は教育の両輪であり、両者はそれぞれ異なる役割を担いながら相互に連携、協力することで、人々の生涯にわたる学びと成長を支える重要な存在と認識しております。令和6年度におきましても、その関係は変わらず、両者の連携、協力が図られております。今後においても、緊密な連携を図り、本町の教育課題に取り組んでまいります。

次に、生涯スポーツについて親しむ機会の充実につきましては、「スポーツのまち やはば」宣言に基づき、誰もが「いつでも どこでも いつまでも」スポーツに取り組めるよう、町民スポーツ大会やロードレース大会など各種事業を展開しております。

令和6年度は、障がい者スポーツの普及拡大を図るため、イベント開催に係る周知対象を拡大したところ、幅広い年齢層から多くの参加者がありました。

今後につきましても、参加対象者や参加人数の拡大を図るため、情報発信の回数や方法などを工夫しながら、普及推進に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、再質問をさせていただきます。

第2期矢巾町教育振興基本計画の成果、課題について、学力学習に向かう意欲、体力向上について引き続き取り組む必要があると、こう述べられております。課題については、小学校6年生の算数は数年にわたり全国平均または上回ることが多いわけですが、中学になると全国平均を大幅にと言えいいか分かりませんが、下回っているのです。結構低いのです。この要因をどう分析しているのか、まず伺いたいと思います。

それから、児童生徒の学力、学習の状況につきまして、本町の小学校4校、それから中学校2校の、小学校を全国を100とした場合の本町の小学校6年生と中学3年の学力状況について、6校の中で、別々にばらばらに学力、学習についての差が学校ごとにあるのか、そういう点について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

まず算数、小学校から中学校の数学になった際に、学力が全国平均を上回っているところから下回ってしまうと、そういう傾向については認識しております。この要因として考えられますのは、やはり小学校の算数から中学校の数学になるというところで、内容が高度に

なるということと授業のスピードも上がってくると、難易度が上がってくるという部分がありますので、小学校のときに算数が苦手ではなかった子も理解がちょっと不十分だったりすることによって、若干つまずきを感じたりする生徒が多くなっているのではないかと考えられるところでございます。

この傾向は、本町に限らず岩手県全体でも見られる傾向でございますので、こちら県の教育委員会とも課題や対策を共有しながら、改善に努めてまいりたいと考えております。

また、2つ目でございますけれども、本町の小学校4校と中学校2校の学力の状況の差でございますが、集計を取りますと、データとして確かにばらつきというものは出てまいります。学校ごとのばらつきもございますし、また同じ学校でも年度ごとでばらつきがございます。これにつきましては、顕著な有意差として、どこかの学校は飛び抜けてどうだというレベルでの差があるとまでは認識してございませんので、状況を見ながら、それぞれの学校で向上を図っていくという姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 分析しているということであります。それで、県との相談とかというお話ししましたがけれども、だったら矢巾町で何か考えはあるのですか、何もしないのですか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

本町としましても、県のほうから得られた知見なども踏まえて、学校内で校内の授業研究会とかを行いながら、本校での課題はどうなのだろうということをそれぞれ検討していただいております。

また、町のエデュケーション委員会のほうでも指導者、助言者を派遣したりして、学力の向上に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） まず、学校運営協議会、私設立するときに、そこに前の教育長が座っているときに、矢巾町だけに、そういうことを物すごく強烈に話していて、ほかにない矢

巾町だけのという話だったのです。そこで伺いたいのですが、それを引き継いでいるのだろうと思いますので、今の教育長。学校運営協議会について、矢巾町だけの特色ある学校づくりをすると、何回も強い言葉で言っていたのです。5年が経過したわけですが、先ほどの質問にもありますように。その言葉の、5年間で、5年間たちました。だから、特色ある学校づくりとして、本当に矢巾町だけの特色あると、何かありますか、それ。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

学校運営協議会を導入する以前からも、各学校で地域に根差した特色ある学校づくりということは進めてまいったところでございます。これが令和2年度から学校運営協議会が入ることによって、目指した一番の目的としては、小さなコンパクトな矢巾町ですので、6校が一堂に会して同じ方向を向きながら子どもたちを育てていこうと、そういう体制をつくるというのが一つの眼目でございました。

それにつきましては、コロナ禍もございましたけれども、現在まで引き続いて、そのような連携の体制が取れて維持できているという点は、一つの成果ではあるのかなと考えているところです。

具体的には、本年度であれば、各校の経営方針等がある中で、6校全体での取組のテーマを学校と地域の協働という形で定めまして、それに従った取組を工夫しながら進めているところでございます。

各校の授業のレベルでございますと、例えば稲作の体験ですとか、郷土芸能体験あるいは校内のマラソン大会ですとか、あとは安全マップを作ろうとか、そういった個々の取組の中で、各学校の教育課題を解決するために地域の声を反映して活用しながら改善を進めているということでございまして、従前からの特色ある学校づくりを着実に進めながら成果に結びつけてきているというところで認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 今田植の体験だとかというのがありましたけれども、ずっと以前からやっていたのです。だから、新しくはないのです。勘違いしないでください。地域芸能とかいうやつでも、ずっとやっていたのです。

それで、今度はいい話を少し、小学校6年生の国語と算数の正答率は全国を大きく上回っているのです。それで、特に国語の小学校6年と中学3年については、平成元年から5年まで4年間、全て全国平均を上回っているのです。素晴らしいことです。この要因を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

非常に喜ばしいことで認識して、そのとおりでございます。こちらにつきましては、各学校での学力向上の取組が功を奏しているということに尽きるのではないかなと思いますけれども、やはり国語、算数、基礎的な科目でございますので、その教科に限らずほかの教科においても、基礎的な読解力ですとか、自分で考える力ですとか、そういったものを伸ばす時間を意識的に設けているということで取り組んでいる状況は把握してございます。

学力の要素であります知識や技能、これを身につけたものを実際の授業、様々な教科の中で実際思考したり、表現したり、そういう時間を設けながら日々積み重ねているということで伺っていますので、その成果が表れているものと認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 私のほうからちょっと補足をさせていただきます。

今読解力というお話がありました。読解力は、その教科の勉強だけでつくものではございません。今現在各学校に図書の実援員さんを配置しておりますが、いわゆる読書活動が充実している場合には、読解力、それから表現力等が増していくというふうなデータもございます。本町においても、その部分も側面的に関与しているのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上、補足でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） いや、大したものです。小学校、今のどれぐらい素晴らしいかといいますと、小学校6年生の国語は、令和4年と5年において全国100とした場合、4年のときは106、5年度107と、非常に高いのです。これ全国ベース100とした場合です。

それから、小学校6年生の算数については、令和4年のとき100だったのです。全国平均だったのですが、翌年に104と、正答率がすごく高くなっているということで、先ほどずっと

悪い話ばかりしていましたが、頑張っているというところをまず認めたいと思います。

それでは、次の質問に入りますが、児童生徒の学力、学習状況について、一人一人の学習状況等分析の結果から、つまずきの内容や要因等を把握し、指導の充実を図ることにどのように有効活用しているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

各学校で随時学力テストとかを行った際に、それを分析することによって、この児童生徒はどこができていなくて、どういうところを身につけてもらう必要があるといった状況は分かることなのですけれども、それに基づいてこれまでも指導してきておりました。

これまで検査の方式がC R Tといいまして、個別の達成度を見る評価をしていたのですけれども、今年度からN R Tということで、全体での集団の中での状況等を分析するような学力検査に切り替えております。それで、今まさに進めているところでございますが、その結果と、あとは知能検査、こちらを一緒に併せて分析することによりまして、これまでのできていないところをできるようにしてもらうにはどうするかということに加えて、個々の児童生徒がどうやれば伸びていくのかといったところまで深く分析をしまして、そのお子さんに合った指導方法、これを学級なり、教科の中で考えていっていただきたいという趣旨で授業改善を図っているものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 教育振興運動について伺いたいと思います。

昨年の11月30日土曜日に教育振興運動の子育て連の第2回の合同研修会の内容の報告、チラシが各戸に配布されたと思います。会報によりますと、2024年から28年の教育振興運動推進プランが紹介されておりますが、ここで5者、子ども、家庭、学校、地域、行政で矢巾の子どもたちを育んでいきたいと思います。この意図するところをまずお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今お話がありました5者連携というのは、非常に重要だというふうに認識してございます。教育振興運動と学校運営協議会の連携は深いというふうに感じているところでございし

て、教育長の教育行政方針にもございましたけれども、これから学校運営協議会の軸を枠組みとした協議をする中で、教育振興運動がどのように関わっていけるかというところを調整してまいりたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 先ほど多面的機能支払交付金のことをお話ししましたけれども、ちょっとお伺いしますけれども、こういう学校との共同作業とか、そういう対応ができる。それで、いろんな資材とか、あるいは場合によってはいろんな日当だとかの支給もできるとか、そういったことを知っていましたか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

教育委員会としては、多面的の中でこういうことができるという情報は、詳細までではないですけれども、概要としては把握してございました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） いや、知っていて、学校とのやっぱりもっと連携プレーをしてほしいのです。一部は田植だとか稲刈り程度で終わっていますけれども、そのほかにもいろんなことができるのです。それは、国が定めたマニュアルに書いているのです、こんな分厚いやつに。これはちょっと皆さんにお願いしておきたいのですが、学校に担当者がいると思うのです。その方といずれ初期のときは、よく学校に行って、あるいは来ていただいて打合せしていたのです。替わりますものね、何年かすると。それがうまく伝わってなく、あるいは引継ぎになっていなくて、そういうようなものがあるかないとか、そういうようなのも全然分かっていないのではないかと、あるいはうまく伝わっていないのではないかなと思うのです。遠慮がちで何か対応をされるような形の雰囲気もありました。

ですから、どんどん近くの、私は矢巾中学校ですから矢巾中学校のところの組織のことで対応はできますので、そういったのが学校6校の中に全部あると思うのです。ですから、もっともっと連携をして、使えるものはどんどん使って、理科だとか、あるいは社会の教育の中にどんどん生かしていただきたいということをまずお願いしておきたいと思います。

では、その考えをちょっと伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

制度上、この制度を利用してこういうことができるということもあると思いますし、またそれを地域の中で実際にできる人たちや組織があるという情報、これは非常に大事だと思いますので、学校がこれをきちんと把握していない、そしてそれが引き継がれていないという状況であるとすれば、それは確かに問題だと思いますので、そこはちゃんと引き継がれていくように教育委員会としても指導してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 補足になりますが、今議員さんおっしゃったように、校長が替われば学校経営が変わるとか、または去年のところが引き継がれていないということが間々あった。そして、実はこれが学校運営協議会制度が発足する一つの要因にもなりました。というのは、今までは校長が学校経営方針を決めて、それをそのまま出して校長一人で決めていたと言っても過言ではないというふうな状況でした。これを学校運営協議会の中に保護者の方、それから地域の方、そして知識者等が入って合議制になったというのは、そのことを防ぐための一つの目的としてあるということを申し添えておきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 次の質問に移りますが、本町の学校教育の課題として5つ挙げられてあるわけですが、小学校から中学校への滑らかな接続の課題として掲げられております中1ギャップ、このときに不登校あるいは不適正生徒として中1になると、急に不登校の数が増加すると。

特に煙山小学校の生徒だけは、矢巾中学校と矢巾北中学校の2つの中学校に分かれるということで、精神的な負担、それから小学校時代の人間関係の友達とか何か分かれたり、離れたりしなければならないとか、そういうことが考えられるとのことではありますが、北中学校の開校後、それから中学校2校体制となったわけではありますが、その傾向は今もずっと続いているのかどうか、あるいは他市町村でもそのような小学校もあると思うのですが、そういったことで、通学区の変更、学区の変更があったようなところを調べて、やっぱり同じだな

というのであれば、全然問題ないのですけれども、そういったことを調べたことはありますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

矢巾北中学校ができて以来の継続のデータを取っているかといいますと、それを取ってはいません。また、ほかの市町村の状況についても調査したものはございませんが、現在の本町の教育課題、こちらを保護者の方々にも意見を聞きながら検討していく中で、保護者の方々の声、学校現場からの声として、やはりこのような中1ギャップの学校が分かれるという問題は大きいのではないかという声が来ておりますことから、そういうような状況は現在はあると認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） ありがとうございます。それでは最後に、教育長に伺いたいと思います。

学校指導上の問題点を各種研修会や様々な教育施策に反映させることにより、全ての教員の指導力向上を目的としていると。これは、平成15年から岩手県教育委員会が実施していることでありますがとありますが、第2期矢巾町教育振興基本計画の成果、課題、学校教育の充実につきまして、児童生徒の学力、学習に向かう意欲、体力向上など、全計画中で成果が十分でなく、引き続き取り組む必要があるものもあると報告されております。

そこで、教員の指導力向上のために実施していること、それから今後取り組むことが必要なことの具体的な内容を教育長に伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

教員の指導力を向上させるために研修というのは不可欠でございます。一例を申し上げますと、教員の研修の場合には、例えば初任者研、教員になって1年目から3年目、それから中堅研、10年目研修等々年代別に分かれた研修と、それからそれぞれの教科における研修、または領域における生徒指導の研修、特別支援教育の研修等、様々な県が中心になってやっている研修がございます。同じ研修を町でやりますと、重なりが出てしまいますので、重ならない部分での研修を町独自で行っている。

その一つの研修が道徳指導研修会であります。道徳の研修会は、県内でもなかなかありません。あるとすれば、学校公開研究会等で、その学校が研究しているところを研修するというでございます。

話は元に戻りますが、指導力向上には研修が必要でございますが、実は教員の指導力というのは何か、原点はといったときに、目の前の子どもたちに自分の教えたことがきちっと身についているか、どういうふうな指導をすればより理解が深まるか、そういうふうなことを自問自答していかないと自分の指導力は伸びていかないというふうに思います。

となれば、では自分のやったことがどれくらい身についたか、身についていないかということのを可視化するのが一番かなというふうに思っておりまして、今年度N R Tの調査に変えたのは実はそこがございまして。知能検査を行うと、その知能検査の結果によって期待される学力値というのが実は推計されています。N R Tを使うことによって、期待される推計値よりもその子が上の成績を取っているのか、もしくは至っていないのかということがはっきりします。これが一人一人に対して出てくるわけです。

ですから、一人一人、つまり個別最適な学びが行われたかどうか、そして全体としてどうなのかということも併せて、この調査結果から見取ることができる。これによって教員は、自分の指導のどこが至らないのか、どこがよかったのかというのを自分自身で判断ができる。このような素地をつくっていくことによって、本町の教員の指導力は伸びていくものというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で矢巾未来の会、村松信一議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日6日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 3時40分 散会

令和 7 年矢巾町議会定例会 3 月会議議事日程（第 3 号）

令和 7 年 3 月 6 日（木）午前 1 0 時 0 0 分開議

議事日程（第 3 号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18 名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦略 課 長	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長	佐々木 智 雄 君
町民環境課長	田中館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君

健康長寿課長	田口征寛君
産業観光課長	村井秀吉君
農業委員会 事務局長	細越一美君
会計管理者 兼出納室長	佐々木美香君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高橋雅明君

こども家庭 課長	村松徹君
道路住宅課長	水沼秀之君
上下水道課長	浅沼亨君
教 育 長	菊池広親君
文化スポーツ 課長	高橋保君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君
主任主事	渋田稀結君

議会事務局長 補佐	千葉欣江君
--------------	-------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

前日の代表質問でもお願いしましたが、日程に先立ち一般質問を行うに当たり、当職から議員各位にお願い申し上げます。質問に当たっては、矢巾町議会会議規則第54条1項により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないとなっておりますことから、通告の内容の範疇を超えないよう、質問者は留意をお願いいたします。

それから、一般質問の定義の中で、個人が特定できるような質問、それから場所が特定できるような質問は、一般質問の定義上ありますので、そこは控えていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

17番、谷上知子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（17番 谷上知子議員 登壇）

○17番（谷上知子議員） 議席番号17番、矢巾未来の会、谷上知子でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

質問をする前に、ちょっとお時間をいただきまして、私のふるさと、大船渡の支援に対し御礼申し上げます。これからもよろしくお願いいたします。

質問の1、高騰するランドセルの購入助成について。

新入学児童が持つランドセルは、高騰しております。ランドセルの購入支援については、

令和4年12月議会的一般質問で提案しております。昨年度開かれた町民と議員をつなぐ会では、参加者からランドセル購入助成についての要望も耳にしました。以前ランドセル購入は、就学援助費にて対応との趣旨の答弁がありましたが、高騰しているランドセルに対して保護者が苦慮していることから、対象範囲を拡大し助成する考えはないか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 17番、谷上知子議員の高騰するランドセルの購入助成についてのご質問にお答えいたします。

ランドセルにつきましては、様々なメーカーから幅広い価格帯の製品が販売されておりますが、市場価格の推移を見ますと、購入される製品の平均価格は、議員ご指摘のとおり、上昇傾向にあるものと認識しております。

本町では、児童生徒の就学に経済的な困難を抱える世帯に対し、就学援助制度による支援を行っております。ランドセルの購入に関しましては、新入学に伴う学用品等の購入費用として対象となる世帯に一定額を支給しており、算定の基礎となる国の基準単価は、令和4年度以降経済情勢等を踏まえて引上げが図られているところであります。

就学援助対象者以外の助成の拡大につきましては、様々な要因を考慮する必要があり、現段階では実施は困難と考えているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） ランドセルの無償化は、全国でも比較的限られた自治体で行われていますが、40年以上の歴史を持つ地域もあります。助成の実施が少ない背景としては、ランドセルの製造販売で営む業者等の関連も指摘されております。また、ランドセルを自由に選べたいご家庭、さらにリフォームや古着を活用したランドセルを用意するご家庭もあるようです。

持ち物、着る物で自分を表現することは、大切なことから、ランドセルの形を統一することは、かなりの困難が伴います。では、実施している自治体の考えはどうか。それは、ほぼ保護者の経済的な負担を軽減することです。茨城県の日立市は、40年前から実施しており、リーマンショックの際の経済の低迷から家庭の負担をなくすために始めたようです。

保護者の経済的負担を軽減し、また子育て世代の保護者の皆さんと子どもたちを応援し、

質問いたします。現在小学校入学時にかかる金額は、平均的に幾らぐらいと見込んでいるか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

実際の世帯でもろもろ含め幾らかという、ちょっとまとめたデータを持ち合わせてございませんけれども、町で実施しています就学援助費、そちらのほうで新入学にかかる部分ということで、その分を見込んだ加算がされております。それによりますと、小学校の分では5万7,060円、中学校では6万3,000円ということで見込んでおります。

これだけではないと思われますけれども、新入学によって必要となる部分として、この部分がちょっと多くなったと思われるので、この分加算されているというふうな現状があることでお答えさしあげます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 私の近所の子どもが3人いて、小中学生のいる人たち2人ぐらいから聞いたのですけれども、やっぱり10万円ぐらい見込まないと、小学校に入学するとき、かかるお金が足りないということでした。まず、ランドセルが6万ぐらい、それからあとジャージというのですか、学校指定のジャージの長袖上下、半袖上下等、それからあとは学用品で、教科書は国から頂くのですけれども、お道具セットとか、そういったものを含めると、10万超えないけれども、10万見ていないと心配だというお話を聞いております。

さらに、児童手当また物価高騰対策は、かなりここ何年かで進んでおりますし、さらに新年度からは、国では3番目以上の子どもがいる世帯を対象に大学授業料、入学金の無償化、軽減に関する所得制限を撤廃することにしたそうです。子育て世代への経済的な助成は進んでおります。ランドセルの助成は、矢巾町民の子どもの成長を祝う気持ちが伝わるのではないのでしょうか。

小学校1年生の数は、毎年20人ほど減少しております。今年度の新入生は、およそ200人、少子化の影響かと思われます。子どもたちの成長を願い、再度ランドセル購入助成についてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

議員のおっしゃいますとおり、ほかの自治体でも子どもたちの成長を願って子育てを支援

するという趣旨での事業を行われているという状況については、承知しているところでございます。本町におきましても、取り得る選択肢の一つにはなり得るかと思えますけれども、本町としましては、子育て全般を様々な形で支援をしていくという形で対応を取っておりますので、その辺の考えは自治体によるのかなと考えるところでございます。

ご指摘を踏まえまして、検討材料の一つにはしてまいりたいと思いますが、現状につきましては、ランドセルの助成については考えていないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目は終わりました、次に2問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 質問の2、高齢者が安心して暮らせるコミュニティについて。

100歳までの生活が現実的になってきました。第8次矢巾町総合計画において、また令和7年度の施政方針演述においても、コミュニティがまちづくりの基礎であることが述べられております。一方、つながりたいけれども、縛られたくないは、コミュニティに対する本音でもあります。これからの地域社会は人が意思を伝える言葉によるコミュニケーションが大きい力になると考えております。

超高齢化社会を迎えるに当たり、安心して安全な暮らしのための生活環境を整備していくこと、そのことは地域の高齢者だけではなく、子どもをはじめとする地区の住民にとっても安心、安全な生活につながります。全国的に高齢者を狙った犯罪が多発しております。一日地域にいて過ごす高齢者の積極的な活動によって活発なコミュニティをつくることで、犯罪も防ぐ効果が見込まれます。伝統的な食文化や生活文化の継承の一面も持ち、世代間を超えた社会的なつながりが生まれます。認知症の対策にもなります。高齢者が安心して過ごせるためにコミュニティ施策に関して以下伺います。

①、地域カルテの高齢者に関する内容について伺います。

②、高齢者世帯、独居世帯の安否確認の方法と、その後の対応について伺います。

③、防犯対策として防犯灯設置を推進する考えはないか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 高齢者が安心して暮らせるコミュニティについてのご質問にお答えを

いたします。

1点目についてですが、地域カルテは、地域のあらゆるデータを可視化し、地域の魅力や課題を共有することを目的として作成しており、高齢者に関する内容として、町全域や各小学校区、各行政区の高齢化率や地域に所在する高齢者関係施設の状況を記載しているほか、高齢者に関する内容を含めた地域の課題として意見が出された事項について記載をさせていただきます。

2点目についてですが、高齢者の皆様の状況につきましては、民生委員やケアマネジャーの皆様に日頃の活動の中で確認していただきながら情報を共有しており、必要に応じて町の保健師や社会福祉士による訪問等を行い、医療機関の受診や介護サービスの利用、地域の居場所への参加を促すなどの対応を行っております。

また、独り暮らしを含めた高齢者のみの世帯のうち、介護サービスなど公的サービスを利用していない方が今年度は200名程度いらっしゃいますが、町の保健師が随時訪問し、状況をお伺いしながら、必要に応じて、この前に述べたとおりと同様の対応を行っております。今後さらに高齢者のみ世帯の増加が懸念されますが、皆様が安心して過ごせるよう、保健師等による訪問活動を継続してまいります。

3点目についてですが、現在町では防犯灯の設置費用や電気料金の半額補助を実施しております。設置場所については、各地域において必要な場所を検討いただいた上で設置していることから、地域のニーズが反映されているものと捉えております。

議員ご指摘のとおり、地域の皆様の安心、安全な生活につながるよう今後も各地域において、防犯対策の一環として地域内の安全点検も兼ねながら、防犯灯が必要な場所への設置を検討いただき、町ではその費用の補助を継続することで、町全体としての防犯意識及び防犯対策の醸成に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 1番目ですけれども、矢巾カルテと未来へのパスポートの結果を拝見いたしました。矢巾カルテ作成に携わった委員の方の構成についてお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

作成に関わったのは、主にはコミュニティ会長さん、そして副会長さんであったり、公民館長さんであったり、あとは子ども育成会長さんであったり、会計さんであったりというふうな形で、主に地域で役員をなさっている方に参加いただいたところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） コミュニティの高齢者数は、かなり増加しております。高齢者関連の課題としては、見守りと世代間交流を挙げている地区が多くありました。評価していきたいと思います。これからのコミュニティは、高齢者の数が増加していきます。例えば団塊の世代、1947年から1949年生まれが後期高齢者になるのは今年の2025年です。しかし、79歳から七十五、六の年齢は、まだ中心的に働き、コミュニティでもリーダーとして活動しているはずで、弱者やフレイル状態の一面は見逃せませんが、まだまだ積極的に活動できる高齢者がコミュニティをつくっています。

世界レベルでは、総合的な高齢化社会の対応として、エイジフレンドリーシティ政策、A F Cと言うそうですが、始まっております。指定の地域として、日本では秋田県の秋田市が指定地域になっておりました。A F Cの8つのトピックスでの対応で高齢化社会を考えております。アクセシビリティとか様々あるのですが、その中で私は、社会参加とコミュニケーションに注目しております。これからの高齢者像について、どのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

町長の答弁にもありましたとおり、保健師において高齢者のみ世帯の方の訪問、また高齢者のみではなくても、なかなか健康状態を把握していない方については訪問しております。保健師の訪問の結果などを見ますと、やはり議員仰せのとおり、まだまだお仕事されている方、地域で活動されている方が多い状況ということをお伺いしました。

その高齢者の方々、まだまだお元気で働く場所についても退職年齢というのが上がっておりますし、そういった面で、高齢者の方々の地域での活動であるとか、社会の活動で活躍していただけるように、また通いの場においても、基本的には自主的な運営ということで、そこで当然お世話する役の方とかいらっしゃいますので、そういった方々がますます活動していただけるように努めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 確かに健康的に全ての高齢者が万全であるということは、当然考えられないのですが、まだまだ私の周りでは、私も去年後期高齢者になり、今年76になりましたけれども、一旦退職して、孫たちも育て上げて、私の年代になっても、1週間に二、三回施設の御飯を作ったり、それから夜の付添いというのですか、そういうのに通って、幾らか報酬をいただいて、はつらつとしている方が結構多いのです。

毎日毎日働くことは疲れますので、かなり大変だと思うのですが、そういったことで高齢者像というものを、そうは思っていないと思いますけれども、ただ弱者だとか、フレイル状態だとかという一面ももちろんありますけれども、まだまだ社会で活躍できて、経済的にも、またそのことが医療的にもいい結果をもたらすのではないかなと思うので、その辺の対策というものがこれから本当に必要になってくるのではないかなというふうに思っていますし、地域の中で若い方といっても、みんなまだ働いていらっしゃるのです。今70ぐらいまではお仕事をなさっている方も多いので、だから75歳以上から、この後期高齢者、ただ八十五、六になると、ちょっとやっぱり難しいかなという感じは持っておりますけれども、そのことに対する医療的な、それから心のケアとかももちろんなのですけれども、もう少し前に出て活動するということを何かの形で、シルバー人材センターなんかにももちろん行っている方もいるのですが、つくっていかねばならないなということはコミュニティの中で見ていて思うのです。

これから団塊の世代が非常に多くなりますけれども、私からはじめ何だか余計元気がありそうな人が多いので、ぜひその人たちを生かしてまちづくりに役立ててほしいなということは思っております。

それで、次の質問に移ります。安否確認と、その後の対応についてです。現在矢巾町では、緊急通報システムがありますが、高齢者の増加で、これからの緊急通報システムの申込み数に対応できるかどうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

緊急通報装置につきましては、高齢化の進行というのもありますけれども、この装置の目的ですけれども、基本的にはこの装置以外に、例えばご自身の身体であるとか、財産を守る

すべがない方ということを対象としております。

当然これが、ですので利用をますます増やしたいというのではなくて、必要な方に提供できるようにしたいと思っておりました。実際に、ご自身の身体、財産を守るためにこれが必要というのがあるのですが、地域とのつながりというのをますます広めながら、これが使われなければ、いい町、いい社会が、いいことだと思いますので、そういうことで考えております。

緊急通報装置については、現在10人、今登録されている方が10名おまして、1件当たり月5,000円程度の費用というのがありますが、緊急通報装置の在り方もありますし、ほかにも高齢者の配食サービス事業であるとか、社会福祉協議会のほうでもやっている見守りの事業等ありますので、そういったものを必要な方に提供できるようにしながら、費用については極力維持できるように検討していきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 安否確認の方法として、様々な方法があるようです。例えば今お答えいただきました緊急通報システムなども申込みをしたけれども、独り暮らしの高齢者が、何か使い勝手がちょっと簡単ではないと、誰か3人緊急連絡する人が必要だし、そのうちの1人は近所の人ということで、私も夫が亡くなってから、これは大変なことになるなと思って申し込んでみたのですけれども、やっぱりいろんな制約を考えると、ちょっと二の足を踏んでおまして、その一番の原因は、やっぱり近所の人で、何かあるときに、私緊急通報システムにあなたの名前を登録したいけれどもいいですかということが、これがなかなか言えないのです。それは、日頃の私の行いが悪いからなのが一番の原因なのですが、今現在私たちの年代は働きに出ている人が結構多いのです。それで、おばあちゃんというか、私も初めそうなのですが、まずはっきりしない方たちが留守番をしているという形態から、近所の人を1人頼むということが非常に難しいということで二の足を踏んでおりますし、あと民間でやっているのが結構簡単だから、そっちのほうにもやっているよという、経済的にゆとりのある人は、そこを利用しているようです。でも、全くそういうことに届かない人たちというのも結構おまして、何かあったときにどうするのだろうなということは、常に私も考えておりますし、例えば何メートルしか離れていないところでも急に倒れたりなんかしたときに、知らないでいるということは、かなりこれから増えますので、そこでもっと簡単に利用で

きる安否確認の方法がないものかなと思っていろいろ考えていたところ、テレビで、NPOでやっているらしいのですが、独り暮らしの弟さんが急に亡くなって、何日も分からなかったということを残念に思った方が、スマホのアプリで二、三日に1回ぱっと連絡して、お元気ですかとって、何もそれ以上は聞かないで、元気だったら元気のところをぷっと押すようなのが今あるそうなのです。もちろん幾らかお金はかかるとは思いますけれども、そういったものがやっぱり一般的になることで、高齢化社会の独り暮らし、それから2人暮らし世帯の方たちの安心、安全が確保されるのではないかなということを思っております。丈夫なつもりでもいざとなれば、倒れたりするときに誰もそばにいないという状況がかなり頻繁に起きておりますので、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

例えば町でやっている緊急通報装置、その緊急通報装置の、まず連絡先3名という部分については、必要な方であっても、その3名がちょっと課題ということをお聞きしております。この3名の部分につきましては、事業者のほうと相談しまして、ここの3名というところは改めようかなということで、所管課のほうでは検討しているところでございます。

それで、民間のほうで行っております議員今おっしゃったような通報装置の扱いですが、他の自治体でちょっと見たのが、民間の事業とかも、その町のほうでお知らせしながら、例えばその町は町でやっている緊急通報装置のような事業も公表しながら、併せて民間の事業者の行っているものについても公表しているところがございました。

民間事業者の業務というか、そういうのを公表していいのか、その手続とか、ちょっとその自治体のほうから確認しながら、そういったことも皆さんにお知らせできるように、独り暮らし、高齢者のみ世帯の方が安心して暮らせるような仕組み、こういったものがありますよというのを一覧、選べるような形でお知らせできるように検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） それでは、次の質問です。

日頃の訓練を継続することが重要な防犯、防災ですが、町で進めている防災士の活動とか、それから防犯活動を連携し、さらに民生委員、生活コーディネーター等が高齢者宅のアウト

リーチグループとして活動し、例えば玄関先での挨拶などで、安否確認などの活動について行ったらいいのではないかと考えております。

主にここで活動している人たちは、先ほどから言っておりますけれども、この人たち自身もまず高齢者であることが大変多いので、社会参加にもなりますし、それからふだんのコミュニケーションが深まることで、自分自身の精神的な健康も豊かになるのではないかなというふうに考えております。

ただ、民生委員さんとか、生活コーディネーターさんとか、あとは自治会の役員さんたちは、何かあんまりそういう行事を持つと、成り手がいないというふうになるのですけれども、ただやっぱり地域をよくしていかなければならないというところは、その地域に住む人たちのなくしてはいけない考えだと思うのです。

これは、行政の仕事だから俺たちやることないなんていうことをよく地区の会議なんかでもおっしゃる方があるのですけれども、それは主に協力金なんかのことなのですが、でも多くの人がまずそれを削っていても、コミュニティに残るのは、自分たちが住んでいるところは大事にしていこうと、これだけはやっぱり引き継いでいかないと、地域社会がもたないのです。

そのことから出発していろんなことが派生していくのですけれども、特に後期高齢化社会、超後期高齢化社会になったときには、顔見知りの、民生委員さんというのはもちろん町の役員でもあるのですけれども、もっと気楽なアウトリーチ、訪問ができないかなと思っております。

近所の人でちょっと弱っているよと言っても、なかなかこれで、特に男性だと、私も女性ですから、ちょっと行って話しするのもななんて二の足を踏むことが結構あるのです。そこでグループで訪れることによって、しかも福祉課からの任命とか、町からの任命といった堅い役職ではなくて、そういった形で地域の高齢者が地域の高齢者を訪れてお話をするというふうな、そういった方向性はないのでしょうかということをお聞きします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

高齢者の方を訪れてお話しするというのも含めながら、その地域の居場所づくり事業は進めております。居場所づくり事業は、特に運動とか、そういう方だけではなくて、皆さんで集まっていろいろ世間話をしながら楽しんでいただくということが目的でありますので、そういうほうの参加を促してまいりたいと思っております。

ただ、その地域の集団の中に入るのが苦手とか、そういう方も当然いらっしゃると思います。本町の場合、お祝いというのがあるのですが、その地域で高齢者の方を見守るということを目的に地域敬老事業を進めておりまして、毎回事業開始前にコミュニティ会長さん方に集まっていただいて、話しやすいように4グループぐらいに分けて、この事業の目的の趣旨であるとか、矢巾町の高齢者だけの世帯が増えている、その現状をお伝えしながら事業を進めていただいておりますので、そういった中で、今お話があったようなことは事例というか、そういうこともお伝えしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） コミュニティの関係はいいですか、本来であればコミュニティのことを問われているような気がします。いいですか。

他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 今年の施政方針演述でも、それから前日の3名の方の代表質問等でも、コミュニティの活性化ということをかなり深く質問なされておりますし、これから経済もなかなか上向きにならないときに、やっぱり人の力とか、人と話すということが非常に生きている上で大事なのではないかなということを感じております。

公助、共助はもちろんですけれども、実はご近所の関わりというのが物すごい力なのだと思います。このご近所の関わり方が難しくなっているのは、先ほどもお話ししましたがけれども、この交流について、例えばサロンとか、それから体操とかに通っている人、その人たちは割と中心の人たちなのです。活発でいろんなことにも参加してくださるし、その人たちよりもちょっとあまり外に出られない人たちへの社会参加を促したり、もうちょっと外に出るというふうな手だてというか、そういう事例やアイデアがありましたら、もし今お答えできるのであれば、こういったこともあるよということをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） きっと社会参加をするための方式はないかと聞いている。だから、今の中でどこなのかなというのが、本当は文化スポーツ課なのかも分からないけれども。

田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

例えば高齢者の方の生きがいがづくりとかともちょっと関連してくるものだと思います。例えば生きがいがづくり、年代によっては仕事であったりとか、趣味であるとか、家庭での子ども、孫のお世話ということもありますし、様々やっぱり高齢者の方の生きがい、生きるため

の何で幸福を感じるかとか、満足度を感じるかということにつながってくると思います。

それがまた例えば長生きに、これが健康寿命の延伸にもつながるということもあったりしますので、町のほうの例えば高齢者の計画、計画をつくるにあっても、アンケート調査なども行うものですので、そういった高齢者の方の生きがい、生きがいづくり、楽しみを持っていただくということを促すようなアンケート調査なども行いながら、町民の方々に周知していきたいですし、計画書策定に当たっても、そういった部分についても意識しながら行っていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからもお答えさせていただきますが、今谷上知子議員が、いわゆる高齢者が安心して暮らせるコミュニティということで、今防災なんかでは自助、共助、公助という考え方があるのですが、私も高齢者が安心して暮らせる、安否確認も含めて、まず昔はそういうのは各家庭で完結していたわけです、安否確認とか何か。それが今できなくなってきて、これからは地域のコミュニティでのあれだと、それが近助、共助と。そして、それもできなくなってきて、今日も緊急通報装置とかの公助が、だからもう一度原点に立ち返って、いろんな意味で検討していく時代の要請ではないのかなと。

実は、先月の18日、紫波町で明治大学の教授である小田切徳美先生のお話の中に、地域の再生、これは地方創生と同じ考え方で、まち・ひと・しごと、やはり地域再生もそういうことを考えていかなければならないということで、いずれ何よりも今家族もそうなのですが、地域でもおせっかいを焼く人たちがいなくなってしまったのです。それはなぜかという、何かすると今はプライバシーとか、いろんな。だから、もう少し私どもは人のつながりをいろんな角度からもう一度考えていく。そして、今一番私欠けている、横文字を使うのはあんまりあれなのですが、尊崇の念、尊敬し合う、このリスペクト、これができていないのが一番大きな要因ではないのかなと。だから、そういった意味で、これから地域で、家族で、家庭で完結できること、地域で完結できること、またそれができないときは、町なりで完結するような仕組みをもう一度みんなで一緒に考えていきたいなと。

先ほど谷上知子議員の、昨日もそういう質問あった、また今日もある、またこれからのありますが、この間、大変名前出してあれなのですが、高橋敬太議員と先月の18日、いずれ今ここでコミュニティをしっかりと再構築しなければ、農業からはじめ、いろんな防災から何かから大変なことになるので、今日はそういったことで今後、特にも今この関係については、

岡山とか中国地方では非常に前向きに取り組んでおりますので、議会と私ども当局一緒になって先進地を視察させていただいて、そして方向性を目指していきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 今こうやっていると、本当にいい質問なので、その中に3つぐらい質問が入っているので、一問一答方式をうちの議会では取っておりますので、一つ一つ聞いて、あと簡明という部分も始まる前にお願いしていただきましたので、ちょっと3つぐらい質問が入ってしまうと、どれを答えていいか分からないような状態になっておりますので、そこは気をつけていただければと思います。よろしく願いいたします。

他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 質問3、適材適所で生かし育つ町職員の働き方についてお伺いします。

デジタル社会が進み、効率化や便利さは、職場はもちろん家庭生活でも大きなツールとなっています。デジタルの機器は、慣れると便利であり、これからの生活では必需品です。一方、意思疎通もIT機器を通じて行われ、直接話すことが減少しています。デジタル化が進み、話すことで伝え合うコミュニケーションの減少は、会話の行間に表れる表情や感情、心情を酌み取り切れないと危惧しております。

人類の歴史によると、他の動物と大きく違うのは、言語を持つことだと言われています。様々な文化が発展してきた基礎的要因に言語があり、伝達能力があることが一因とも言われています。人類の進歩は、言語で伝え合い、生活を工夫し、改善したからだと言われています。

職場に直接話すコミュニケーションがもっとあってよいと考え、人と人の円滑な交流が生まれることは、仕事へのモチベーションにつながるのではと思います。まちづくりをリードする矢巾町職員の働き方と職場づくりについて、以下お伺いします。

①、勤怠管理システムを導入されていますが、導入により、どのような効果があったか、伺います。

②、上司と部下のコミュニケーションの取り方について、どう取り組んでいるか、伺いま

す。

③、職員増員の必要性はないか、伺います。

④、社会人枠での専門性の高い中途採用の実態について伺います。

⑤、技能や専門性を身につけるとともに、コミュニケーション能力を育てる体制づくりの取組について伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 適材適所で生かし育つ町職員の働き方についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、勤怠管理システムは令和3年5月より運用しており、これまでいわゆるペーパーで管理していた職員の出勤管理が容易になったほか、時間外勤務や振替などの各種申請手続の電子化により、事務の効率化が図られております。

2点目についてですが、上司と部下のコミュニケーションの取り方についての全庁的な取組はないところでありますが、職員が職位、職位というよりも職階に応じた、それぞれの職階があるわけですが、研修において、それぞれコミュニケーションのスキルを学んでおります。

また、各所属において毎朝実施しております朝礼において、職員が交代で日頃気になった出来事などを話す機会を設けるなど、コミュニケーションのきっかけづくりとなる取組を行っております。

3点目についてですが、本町の条例上の職員定数200名に対し、現在の職員数は186名であり、定数に満たない状況ではありますが、まず現状の職務の見直しなどを行い、それでもなお職員数が不足する場合には、定数の範囲内で必要な増員を検討してまいります。

4点目についてですが、社会人枠の専門性の高い中途採用の実態につきましては、令和2年から専門的な知識と経験を有する地域防災マネジャーを任用してまいりました。今後も引き続き、年齢構成や専門性、適正などを踏まえつつ、職員の知識や経験では不足する職種について、専門知識を有する職員の採用を行ってまいります。

5点目についてですが、コミュニケーションを取ることで、相互理解が深まり、周囲と良好な関係を築くことで仕事のやり取りを円滑に進めることにつながることから、コミュニケーション能力の向上に資する各種研修に積極的に職員を派遣するほか、職場内のコミュニケーションのきっかけづくり、話しやすい環境づくり、雰囲気づくりに取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） どちらかという数字に弱い私ですけれども、資料で頂きましたタブレットに載せておきました残業時間等のことから、令和5年度と令和6年の残業時間、休日出勤数の数から、働き方改革が進んでいるのだなということが分かりました。

その中でも、実際町民の方たちと直接触れ合ったり、現場というのですか、仕事の現場に行く課がどうしても残業の日数が多く出ております。特に道路住宅課とか上下水道課の残業時間が多いのですが、大体予想はできるのですけれども、実際の現場の働き方、それから残業しなければならないことに対する今後の対策について、お伺いしたいなと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、全体的な町の働き方という観点で総務課のほうからご説明申し上げます。今お話ししていただいた現業課、要するに事業課につきましては、緊急事態の案件が多いということで、あと災害の対応、あと水道ですと、埼玉県のような下水道のような事故なども、幸いにして矢巾町ではございませんけれども、そういった緊急事態の対応ということで、土日の出勤あるいは夜間の出勤なども考えられるということ。それから、今年はもう雪が降らなければいいと思うのですが、雪の対策とかもありますので、そういった緊急事案という部分で対応しているという部分が時間外勤務に反映されているというふうに見受けられるということで、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 対応は。

田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） 大変失礼いたしました。お答えいたします。

対応につきましては、やはり限られた職員の中でしっかり対応しなければならないというところがございますので、課を超えた全庁での協力体制についてもしっかり組みたいというふうに思いますし、あとアウトソーシング、委託が可能ということで、民間の皆様のご協力もいただけるという部分については、積極的に対応させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 人員のスリム化は避けられないし、受け入れなければならない部分なのだと思います。ただ、現業の多い場所にも、今お話があったように民間からの協力を得ながら対応しているということなのですからけれども、正式な正採用の人をもっと増やしてもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、その点については、いかがお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

それぞれの課から管理職、それから職員からお話は聞かせていただきまして、人事異動、それから職員の採用について反映させてまいりたいと、実際にそのように対応しております。

なお、それでもどうしても時期的なものについて人員が必要なものについては、会計年度職員あるいは短期の専門の雇用ということで対応していきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 研修についてお伺いしたいと思います。私もこの仕事を始めて、行政の職員の方たちは大変だなというのが、まず実感でございます。今まで働いてきた場所が、人事異動によって全く違う分野に行かなければならないということが結構あるのだと思ひまして、専門性を高める研修について必要ではないかなということをお聞きします。

社会全般に細部にわたる専門性が全ての職業の中で要求されています。それで、本人の申出もあるでしょうし、役場からの、行政からの指示もあると思うのですが、研修期間を設け、その中で自分の得意分野での研修を深めていき、やがて資格取得につながる体制は取れないのでしょうかということを伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まずは、職員の経験年数に応じた、採用に応じた研修につきましては、岩手自治会館のほうで初任研から監督者研修まで、それぞれの年齢に応じてしっかり行わせていただいているという状況でございます。

それから、専門的な研修につきましては、今議員からご質問がありましたとおり、本人の希望に基づく専門研修、それから総務課あるいは、それぞれの管理職と相談いたしまして、

この職員はこういった専門的なものを身につけさせたいというようなこともあり、そういった部分の専門的な研修についてもお話をさせていただいて、実際に受けていただいているというようなこともございます。

年間を通じて様々な研修を職員に受けていただいておりますが、総じて大体延べ人数110人から130人は毎年、そういった研修でこれからの職責に伴うようなしっかりした研修を受けていただいているということで、専門研修についてもしっかりと対応しているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 私たちも議員間では、よくやったださっているねということが、役場の職員の方に対する評価が多くありますので、これからも頑張っていただきたいなという思いで聞いております。

それで、私が働いていたときに大きなしくじりをして、これでは立ち上がれないかなと思っていたときに、女性の上司でしたけれども、「失敗は人を決めないよ、失敗の後で人は決まるのだ」というくれた言葉があります。それで、人は転びながらもやがて前を向き、育つものと思っています。多くの困難を解決する力是人であり、信頼できるコミュニケーションは、人のみに与えられた方法です。話し、分かり合う職場づくりと、町のために働くよい行政マンとしての人づくりについて、町長よりご所見をお伺いし、最後にしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、今谷上知子議員のおっしゃることが全てでございます。それで、今担当課長からも答弁させていただいたのですが、現業の、いわゆる道路住宅課とか上下水道課、この現業の関係については、今非常に、例えば全国的には、その現業部門を民間活力を活用してやっていくという方向もいろいろ今模索されているのですが、私どもといたしましては、やっぱりそういった現業の職場、これもできる限り直営でやって堅持していきたいという思いもあるのですが、ただいまご指摘のとおり、いろんな働き方改革もございますので、そういった中での位置づけを今後考えながら、いわゆる現業の職場の職員だけではなく、民間活力も活用しながら、よりよい雇用環境を構築していくように考えていきたいと。

それから、コミュニケーション、双方向のコミュニケーション、これはもう非常に大事なことでございますので、今ご指摘あったことはしっかり捉えて、そしていろんな研修の中でも谷上議員からいただいたご教訓をしっかり意を体して取り組んでまいりたいと、こう思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で17番、谷上知子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

午前 10 時 59 分 休憩

—————

午前 11 時 10 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、10番、小笠原佳子議員の質問を受けます。

小笠原佳子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（10番 小笠原佳子議員 登壇）

○10番（小笠原佳子議員） 10番、公明党、小笠原佳子、通告に基づきまして一般質問いたします。

質問1、質問事項は、上下水道事業についてでございます。答弁者、町長。埼玉県八潮市での下水道管の破損をきっかけに起きた道路の陥没事故は、老朽インフラを放置する恐ろしさを見せつけました。また、能登半島地震による大規模な断水を踏まえ、上下水道管の耐震化が求められていることから、以下お伺いいたします。

①、地方公営企業法施行規則による耐用年数40年を超えた水道管が全国的には2割存在すると新聞記事にありましたが、本町の現状と対策は。

②、全国的に年間2万件以上の漏水事故が起きている中、本町での漏水事故の件数と様子をお伺いいたします。

③、2025年にはピーク時の3分の2しか水需要がなくなる見通しとの統計もあります。収入が減る中で設備を維持、管理するための本町での課題と取組についてお伺いいたします。

④、水道サポーターは、町民が町の水道について学び、計画策定等には当事者として参加

し、国からも高く評価されていますが、今後の活動計画があれば、お伺いいたします。

⑤、水道事業の技能を持つ職員がいなくなると技能の伝承が困難になるのでは。町としての対応策をお伺いいたします。

⑥、本町で災害時に活用できる井戸はあるのでしょうか。

⑦、流域下水道は、維持管理に重点が置かれ、大規模更新はほぼないと聞いておりますが、本町で陥没事故の発生する危険性について、どう認識しているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、小笠原佳子議員の上下水道事業についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町の水道管で地方公営企業法施行規則による耐用年数40年を超過する割合は、令和5年の末時点で12.1%となっております。本町の水道管の多くは、高度経済成長期に布設されたものであり、この値は今後も上昇することが予想されますが、毎年実施しております漏水調査等の結果を踏まえながら、計画的に水道管の更新を進めてまいります。

2点目についてですが、本町で発生いたしました過去3年間の漏水事故の件数は、令和3年度が15件、令和4年度が18件、令和5年度が13件となっております。このうち口径75ミリメートル以上の水道本管からの漏水事故発生割合は、全体の9%となっており、残りの91%は小さい口径の給水管となっております。近年の漏水事故の発生件数は、横ばい傾向にあり、積極的に取り組んでおります水道管更新事業や漏水調査により漏水事故の増加が抑制されているものと捉えております。

3点目についてですが、料金収入が減少することにより、水道管を含む水道施設やポンプなどの機器の更新が今後遅れることが想定されます。それに対し本町では、水道施設の規模を最適化するため、定期的に水需要の予測の見直しを行い、その結果をアセットマネジメントの各種計画に反映させることにより、水道施設能力の最適化、人口の集中度に見合った水道管網の見直しなど、事業運営の効率化を図ってまいります。

4点目についてですが、水道サポーターワークショップは、毎年4回程度、上下水道事業に対する理解を深めてもらうことを目的に開催をしております。令和7年度は、上下水道事業の経営戦略の改定を計画していることから、ワークショップのテーマとして経営戦略を取り上げる予定としており、水道サポートの皆様から貴重なご意見をいただきながら、より

よい計画の策定に向けて取り組んでまいります。

5 点目についてですが、水道布設工事監督者や水道技術管理者といった技術職員の配置及び育成について、現場の事情をヒアリングしながら安定的な運営がなされるよう取り組んでおります。

また、日本水道協会や日本下水道事業団などが実施する専門的な技術部門や経営部門となる研修会への派遣を積極的に行い、得た知識や現場でのノウハウを内部で共有、継承してまいります。

6 点目についてですが、井戸の水は、地震等の発災後には、水質変動や水脈変動により、飲用に適さなくなる可能性があることから井戸の活用は想定しておらず、町内における井戸の数や位置等についても把握はしていないところであります。

7 点目についてですが、北上川上流流域下水道事務所における管渠の点検状況は、巡視点検を月に 3 回の頻度で腐食のおそれの大きい箇所におけるマンホール内からの目視点検を年に 1 回の頻度で管渠内の施設状況を把握するための目視またテレビカメラによる調査を 10 年に 1 回の頻度で実施しております。

調査の結果、腐食等により早急に対処すべき緊急度の高い箇所が認められた場合は、補修や更新を実施していることから、本町では大規模な陥没事故は発生しないものと認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） ただいまの答弁をお聞きしまして、水道管の更新事業や漏水調査による漏水事故の増加が抑制されているということは、大変理解いたしました。

また、1 点目の水道管の 40 年経過しているものについては、全国的には 20% とか言われているけれども、矢巾町では 12.1% ということで、そういうことは分かったのですけれども、計画的に水道管の更新を進めていってくださるということで伺いました。

ただ、3 点目の料金収入が減少することにより、水道管を含む水道施設やポンプなどの機器の更新が今後遅れることが想定されます。それに対し本町では、水道施設の規模を最適化するため、定期的に水需要予測の見直しを行い、その結果をアセットマネジメント等の各種計画に反映させることにより、水道施設能力の最適化、人口の集中度に見合った水道管網の見直しなど、事業運営の効率化を図っていくということで、文章としては分かるけれども、

定期的というのはどのぐらいの期間なのか、また水道施設能力の最適化は、本当だと100使えるものを半分にして使うのかとか、そこら辺に関して、もう少し分かりやすく教えていただけたらと思います。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、定期的な見直しがどのぐらいの頻度かということですが、まず漏水調査については、ここ四、五年においては毎年実施しております。これは、漏水がなくても、今の管の状況がどうなっているのか、漏水状況がどうなっているのかという意味でも点検、漏水調査をしております。それらを基にして経営戦略を改定する時点で、今後の水需要または今後の更新をどうするべきかということで、その漏水調査等の実績を反映させています。

では、経営戦略は何年ごとに変えればいいのか、これは例えば大きな開発とかがなければ、そのまま使えることは使えるのですが、もし料金のほうに影響がある場合、例えば一挙に10%、20%どんと上げるのではなくて、それを小まめに改定する必要がある。公共料金等の基になる経営戦略については、5年ごとに見直しを行うべきではないかというのが一般的な考えです。

確かに今まで矢巾町では、定期的な経営戦略等の見直しはしてはこなかったのですが、来年度については、今ある経営戦略は水道に関しては平成27年、下水に関しては令和2年度に策定していますので、それを見直す時期にもなっていますので、経営戦略の中で、この水需要を見直すということで考えております。

なお、水道施設等の最適化というのは何かということですが、例えば人口が1,000人いるところ、そこに水道管を通すのが、例えば現状であれば150ミリが必要だ、ちょっとこれは今のイメージということなのですが、1,000人のところに対しては150ミリが必要だと。仮にこれが将来1,000人が700人とか500人に減っていくと、そうした場合に、では管を布設替えするときに管径を150ミリでいいのか、そうではなくて多少その人口に見合った規模にスケールダウンする必要があるということの意味しております。

同様に、ポンプにしても、1時間に送れる量を、例えば100送れるというものを、人口が減って送る量が減るのであれば100送る必要はないですよ。ということで、施設能力を計画年度における水需要等に合わせて計画的に落とすというか、計画的にスペックダウンさせるということで考えていただければと思います。

以上でお答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 次のワークショップのところの経営戦略のことをお聞きしたかったのですが、今答弁していただいて、併せてそういうことなのだとということを理解した部分もあります。

そうやって一回広げたものも縮小していく、人口減少社会の中で、それが必要だということとは、やっぱり大変なのだなということをまた改めて感じましたが、そのサポーターのワークショップにおいて現場の声を反映しつつ町民とのコミュニケーションを取って、そういうことを進めていくということは、やっぱりいいのかなということをすごく感じております。

6点目のところなのですが、井戸についてなのですが、ここについてはちょっと、ええ、何でなのだろうというふうにちょっと思っているのですが、井戸の水は、地震があったら飲用には適さないからということで把握していないとか、全くということで、ちょっと水道とも違うのかもしれないのですが、ただやはり人が生活する上で、飲料以外の水も必要です。例えば洗濯するとしたら、70リットルぐらいは必要なのだそうなのです。入浴も200リットル、そういうふうに人が生きていくに、衛生を保つためにも大量の水が必要だと思うのです。

市町村によっては、定期的な水質の検査を実施したり、地域防災計画に井戸の活用をちゃんと含めているというようなことが新聞等に出ておりまして、とても大切な視点だと思うのですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに井戸の活用ということは、昨年1月の能登半島地震において、長期の断水が生じた、それに伴って洗濯とかの生活用水に困ったというのが顕著になっていました。それを受けて国のほうでは、井戸の活用も積極的にやるべきではないかというのがうたわれております。それを受けて国のほうでは、災害時地下水利用ガイドラインとか、災害用井戸導入ガイドライン（素案）というものを策定しております。これについては、飲料用ではなく、あくまでも議員おっしゃるように生活用水用です。なぜ生活用水用にするかということ、まず何もない状態での井戸というのは、個人の方が管理をしていて、疑うわけではないのですが、水質検査がどうなっているのか、それがまず行政のほうでは把握はできていない。では、地震があったときだけ借りますというのも、それはちょっとやっぱり違うのかなと。いいと

ころだけ取りするというのは、なかなか厳しいのかなと。

今回のご質問の内容につきましては、前回、前々回等の町議会においても、災害時の井戸活用はどうかのだというのを2人の議員さんから質問をされていました。そのときの答弁内容とすると、私のほうからもお話ししましたし、総務課さんのほうからも話はしたのですが、上下水道課なり総務課さんなりで提供するの、あくまでも飲料用の水を提供します。生活用に関しては、なかなかそこまでは手を広げられないと。

では、井戸を使っていた人たちが使っていたとして、それが使えなくなった場合の飲料用はどうかのだと。そうすると、総務課さん、防災安全室のほうでは、ちょっと数量まではチェックしていなかったのですが、ペットボトルのほうを在庫はしていました。そのほかにも上下水道課では、給水車等、または応急タンク、組立て用の応急タンク、水槽等もありますので、そちらのほうで浄水、飲めるほうの水は供給すると。もしそれでも追いつかない場合については、他の自治体のほうに応援給水をお願いする。または、本当に非常時のときには自衛隊の災害派遣をお願いするというようなことで、飲料用の水に関しては確保はできていると。十分ではないかもしれませんが、乗り切れるだけの水は供給することはできるかと考えております。

生活用の井戸につきましては、先ほど言ったように人の健康に関わることもありますので、それについては自助、公助、共助の共助において、あくまでも飲料用以外として使っていただけ、またはその井戸の所有者が善意として提供するのであれば、提供するというところで使っていただければということで、ここはちょっと言葉悪いですが、お願いする範疇にはなりますけれども、災害用の井戸に関しては、上下水道課、総務課等におきましては、飲料用としての井戸という観点では把握はしていないということになります。

確かにほかの自治体においては、議員おっしゃるとおり、行政のほうで災害用の井戸を指定しているところは確かにあります。ただ、矢巾町としては、飲料用、生命に関わるほうについては万全な体制を取ると。生活用につきましては、これは皆さんの共助で何とかお願いするという考えでおります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

浅沼課長、ちょっと答弁、苦しいようなので、ちょっと補足させていただきます。

（「よく分かりました」の声あり）

○町長（高橋昌造君） 実は、もうご存じのとおり、施政方針の中にも、上下水道事業は、まず皆さんご存じの安全、安心、安定供給、その次に緊急時の対応、今最適化とか緊急時の対応、というのは築川ダム、これは国土交通省なり、それから盛岡市と矢巾町で、いわゆる私ども1日700トンの水利権を確保しておりますので、だからそういう最適化、今後の人口の増減とか企業の誘致とか、それに合わせて、分かりやすく言うと、築川ダムのこの700トン、そういう災害時とか最適化の調整弁にしたいと、そこで盛岡市と協議に今入ったところでございます。そういった水量の変動に対応できるようなことをしっかり考えていきたい。

それから、矢巾町では簡易水道、室岡が今度上水道に切替えて簡易水道はあるのです。室岡の自治公民館辺り。それから、例えば白沢であればスズハナの、そういったところもありますので、だからうちのほうでは想定外のこともやはり想定しておかなければならないので、そういうときに、そういうものはちゃんとピックアップして、使えるものは使わせていただくということで、だから全く矢巾町はゼロだと、今後も考えないということではなく、想定外の災害時とか何かにも対応できる体制整備はしっかり取り組んでいきますので、だから改めて、恐らく浅沼課長は突き井戸とか何かで、そういうふうなものは飲み水とか、検査しなければ駄目だということではなく、そういうようなものも、お風呂とか何かそういったものに使えるのであれば、当然考えていかなければならないので、だからそういった施政方針にも、最適化とか災害時の対応はきちっとうたわせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） よく理解いたしました。

今飛んでしまったのですけれども、5点目に水道の資格を持つ管理者とか技術職員の配置及び育成について、外部に委託するようなつもりはないかみたいなことを聞こうと思ったのですけれども、先ほどの谷上議員のとき、町長がもう直営でということをしごくおっしゃっていたので、ここの質問はしないということにしました。

それで、埼玉の陥没事故のような管渠破損は発生していないということは、昨日の代表質問の中でも理解したところでございます。それで、今回の答弁書をちょっと離れて、まず当町での耐震化率についてお伺いしたいと思います。42.3%の耐震化率というのが全国平均ですが、矢巾町、現在統計を取れる時点での耐震化率は、どのようになっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えします。

今の耐震化率、水道の話だと思っています。

○議長（廣田清実議員） 下水道。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 水道ですよ。

○議長（廣田清実議員） 下水だよ、どっち。

○10番（小笠原佳子議員） 42.3は……

○議長（廣田清実議員） 下水だよ。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 日報等に掲載していたのは、水道のほうに関してだったと思っていました。

○10番（小笠原佳子議員） では、いいです。

○議長（廣田清実議員） いいですか。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 当町につきましては、全国平均よりは上回っています。ちょっと今手元にはないですけども、44%以上だったと思っていました。

下水道につきましても、耐震化率というのは、耐震化率というか、下水道は塩ビ管をつなげていくだけです。耐震化というか、地震時に影響があるというのは、マンホールが浮上したりとか、路面が沈下したりというのはあります。管渠そのものについての耐震性能というのは、まだ開発されていないと。下水に関しては、塩ビ管とマンホールのつなぎ手部分をどうしているか、要は可とう継手等で施工しているかどうかというので、耐震化になっている、なっていないということがあります。

一方、水道管に戻りますけれども、水道管に関しては、ジョイント部が、動く部分、ここが今遊びということと言えますけれども、それが耐震性がある管というのは、管長の1%、それが動くような管渠が耐震管と言われています。それが44%強ということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今お聞きして、これは下水の話なのだと思うのですが、一般的に水道のことを言うときに耐震化率というのが何か一つのすごく数値として分かりやすいというか、何か独り歩きしているのではないかというような懸念があるというふうに本

で読みました。

急所施設というのですけれども、浄水場とか配水池とか、下水処理場に直結する管路については、主要管路の耐震化は、費用と時間をすごく要するそうなのです。そして、そのことをすごく力を入れても耐震化率の向上には結びつかないそうなのです。でも一方で、そこはすごく重要度の低いようなほかの管路の耐震化は比較的容易であっても、数値が上がっていきやすいそうなのです。

それで、私どものような重要施設のある災害拠点病院や避難所の耐震化を優先して、岩手医科大学があるような矢巾町については、そういう耐震化を優先しているのかなと思ったときに、この耐震化率だけを評価するというのは、現場の努力や取組が正確に反映されないというようなことが出ておりまして、矢巾町においてどうなのかなということをちょっとお聞きしたかったのですけれども、矢巾町でもこういうことがあり得るのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

耐震化、今おっしゃられたのは、多分11月末に日報で公表された、ちょうどその頃国から公表されて、それが新聞報道になった数字だと思っています。それについては、重要施設に配る管での耐震化率はどうなのだということで、矢巾町は33%でした。矢巾町では、急所施設、何を守るべきかとした場合に、やはり医療機関を重点的に守ると。医療機関については、町内の中で、固有名詞を出してもいいとは思いますが、例えば医大とか、また透析している病院、それら3か所を想定しております。そのうち重要拠点施設に配る管路において、下水道と水道の耐震化率がどうなっているかということで、医大に関する管理については100%完了しているということで、3つのうちの1つということで3分の1、33%という答えになっていました。

これは、ではほかのところは守らなくていいのかということではなくて、矢巾町が何を重点的に守るのか、当然それ以外に守るべきものとしては、それ以外の病院もありますし、例えば防災拠点になるところ、消防とか、こういう役場とか、または物流の結節点、そういうところを守るべきところには確かになります。その中で何を一番に守るかという、町民の命を守るというのを第一に考えると、やはり病院、医療機関を守るべきものだということで、矢巾町では急所施設に接続する管路においては、3つのうち1つについては100%完了しているということで、3分の1ということになっていました。

それ以外の管路につきましては、数値的には低いのは確かです。それにつきましては、管

の老朽化とか、あとは耐用年数がどのぐらい来ているのか、それを見て、計画的に更新を進める。そのことによって、全体の耐震化率を上げていくということで考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今のその部分は、とても理解いたしました。

それで、ちょっとまた違う話で申し訳ないのですが、上下水道の耐震化を全てするということは、ほぼほぼすごくやっぱりハードルの高いことで、被災したとして復旧しやすい仕組みの検討や周辺自治体と連携して災害時の、さっきそういうこともできているとおっしゃっていましたが、給水体制を維持するような、そういう仕組みを、全てを耐震化するという考えではないというようなことも当町でも考えられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） ちょっともう一回、質問。

○10番（小笠原佳子議員） 全てにわたって耐震化をするのではなくて、被災したとしても、復旧しやすい仕組みをつくるような耐震化の仕方があるという考え方があるそうなのです。それで、そういうことを考えているのかということをお聞きしました。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えします。

復旧しやすい布設方法ということでお答えをしたいと思います。まず、復旧しやすいということになると、2つ、3つ考えられるのが、例えば同じような系統を二重化するとか、これは非常に費用がかかるという欠点もあります。二重化するとか、または使う資材については、統一したものを使う。それによって、例えば矢巾町独自の資材を使うとかとなると、そういうのは当然後から復旧するというのが困難になりますので、例えば日水協なりで指定している、当然ですが、日水協で多く使われている部材による配管計画をするとかということが考えられます。

そのほかにも、図面等をデジタル化して保管しておくということ。従来ですと、紙に書いて、それをどこかに書庫室にどんと置いているだけであると。ただ、それが被災してなくなってしまった場合に、どこに管が埋まっているのか、何があるのか分からなくなってしまう。それを防ぐために、図面のデータ化をすることで応援に来ていただいた方に情報提供することが可能になると。これについては、従来よりもデータ化のほうは進めておりますし、

部材についても、矢巾町独自のものを改良して使うということではなく、一般的なものを使っております。二重化につきましては、それこそ例えば水道管であると両側に入れるとかということになると、費用対効果の面でも難しいことがあります。なかなか二重化というのは、本当に大きな施設でない限り難しいものと考えております。

ただ、二重化はお金かかるから全然やらないということではなくて、例えば矢巾町でいう東部と西部を連結する管、これだって二重化になります。例えば片方の浄水場が壊れた場合、その連絡管を活用することによって、片方、例えば西部系から東部系に水を送る、これも二重化になります。こういうことを組み合わせることで町民の方々の水の供給なり、汚水の処理が遅れないように、そこは取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今とてもよく教えていただいて、この間防災の講習会のときに、別に私に話しかけたわけではないのですけれども、壮年の方が「とにかく矢巾町の水道は、震災のときに漏れなかったということはすごくすばらしい」と、終わった後にそう誰かとしやべりながら帰られるのを見て、やっぱりすごくありがたいのだなということを再確認したような次第でございました。

今耐震化のことをすごく言っているのですけれども、一般社団法人の水の安全保障戦略機構が発表しました報告書の人口減少時代の水道料金はどうなるのかというのに、水道料金がすごく高騰するということが予測されておりました。そして、それがただ水の豊かなところと、そうではないところの自治体によって、値段にすごく格差があるのだということが出ておまして、24年度については、もう8倍ぐらいの格差が出るのだということが出ていました。

独立採算を基本とする水道事業において、これはとても深刻な問題だと思うのですけれども、矢巾町の水道、この点について、矢巾町としてはどういうふうに考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

自治体における料金格差のお話ということと捉えております。まず、料金格差がなぜ生じるかという、水源が何なのか、地下水なのか、河川水なのか、ダム水なのか、それぞれに

よって投資する額が異なってきております。また、例えばコンパクトなまちであると、ある1か所に人口が集中していると、そこにだけ配るようなシステムをつくればいいと。ただ、こんな言葉で言えば、能登半島の方々には申し訳ないのですけれども、かなり山地で点在している箇所がある。そうなってくると、それぞれ点在しているところに、例えば管路を持っていくとか、点在しているところだけの浄水場を造るとか、処理場を造るとか、そうしてくると、あとは人口が多いのか、少ないのか、それによって水をつくる料金、汚水を処理する料金というのが、その人口によって、それぞれの人口でまず割るというような形ですので、いかにつくる水なりを抑えるかというのが、全国で同じような金額になるのかなとは思いません。

ただ、これは矢巾町だけで、では全国一律の金額にしましょうということというのは、なかなか発信するのは難しい話になっています。それが今の全国の問題の中でも上がっています。直近、直近というか、テレビ等、いろいろな新聞報道、それにおいても北海道の夕張とか、富士山の近くの自治体になると、議員おっしゃるように何倍も料金が違うと。それを全国一律の料金にするというと、各自治体の採算性というのを全然無視した額になってしまいますので、これについては、矢巾町だけでなく、全国、日本国そのもの、あとは全国の市町村でどのようにするのが一番、町民、市民、国民ためになるのか、そこは考えるべき話だと思っています。

今この段階で矢巾町は、ではどうしますというのは、なかなか難しい話です。確かにいろんな選択肢があります。その選択肢がいろいろある中で、何が最適化になるのかは検討すると、その検討結果については、町議会の皆様、町民の方々にはお示しする、そういう必要があるかと考えております。

すみません、すぐ答えがこれですというふうに言えないのは申し訳ないのですけれども、今後の課題だと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでも、選択肢の一つとしての、統合ということなのですから、岩手県の北上市、花巻市、紫波町の2市1町は、14年に水道事業を岩手中部水道企業団に統合しております。同企業団は、専任職員制度を採用しており、自治体職員からの移籍を募ったところ、定員72名中65人が初年度に移籍し、水道業務に専念されました。これによ

って専門性が蓄積され、11年から19年までに25の施設を削減し、25年までにさらなる削減を計画しているそうです。この結果、約89億円の投資が削減され、無駄なく水が届いていることを示す有収率の向上にも成功しております。

漏水対策の強化により、配水量が日量7,000トン減少し、新浄水場建設計画も白紙化されました。これにより将来投資が大幅に削減され、職員の負担軽減にもつながったということが出ておりまして、お隣の紫波町で今から11年前、平成26年、ああ、そうなのだとということを改めて知ったわけなのですが、矢巾町として、さっき課長は、そういうことに関して今それをいろいろ検討しているから、今の時点でどうするなんてことは言う話でもないということをおっしゃったわけなのですが、方向性としては、やはり考えていかないといけないのかなということで、このことについて、よかったら町長のほうが、申し訳ありません。町長には併せてもう一つ質問したいのが、最後に経営の安定化には料金の適正化がすごく重要だと思うのです。適正化による収入の安定化が、やっぱり必要な設備や設備更新の資金を確保することになると思います。現在の当町の水道料金は、適正とお考えでしょうか。

そしてまた、地域のニーズや資源を考慮しながら持続可能な水道事業に変革させ、将来にわたって安全な水を使い、町を浸水から守り、水環境を守り、衛生的な暮らしを守るために、水は本当に生活の基本であると思います。このことについて最後、町長からお話を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず、地方自治法で、私らはこの最少の経費で最大の効果を上げなければならないというひとつ、それが私ども今行財政運営というよりも経営というような表現にしておるわけですが、それで今紫波町さんのお話があったのですが、考え方なのです、これ。

例えばそういう大きいところの広域でやるのと、私ら今矢巾町単独で小回り、例えば何かあったとき、今私も、例えば凍結したとか、そういうようなときの対応とか、今年はほとんどゼロに近かったのですが、凍結して水が出ないからどうにかしてくれとか、それからいわゆるこれから転出するので、早く止水栓を閉めてもらいたいとか、また開けて、これから転入してくる、そういうのには機動的に対応できるわけです。そういう小回りもできると。

そこで、今私ども、先ほどあれなのですが、できるのであれば、やっぱり一番あれなのは、安全、安心、安定供給です。これの基本理念をしっかりと継承していくためには、やっぱり一番あれなのは、技術的な継承、これをやっぱりやっていかなければならない。それで、理想

なのは、直営で全部やるのが理想なのですが、先ほど谷上知子議員の質問にもお答えさせていただいたのですが、今なかなかそれは難しい。だから、直営でできることと、それから委託して、民間活力をうまく利活用して、そういうものを併用しながら、まず技術の継承をしていきたい。

それから、料金格差の問題もそうなのですが、やっぱり一番今ご家庭の、特に主婦の皆さん方は、水道料金には非常に敏感なのです。ただ、その中でも、矢巾町ではご存じのとおり、平成23年の3月11日、間もなくやってくるのですが、あの時は、まず矢巾町は水道が止まらなかったということもあるわけです。だから、また止まっても、今の状況であれば、サポートしやすい状況にありますので。

あともう一つは、今矢巾町は保健、医療、福祉施設が非常に多いのです。だから、先ほど浅沼課長も強調しておる、名前出していいのですから、岩手医科大学とか、南昌病院とか、それから県の療育センターとか、そしてみちのくメディカルセンターとか、いろんなところ、そして診療所、歯科診療所も介護施設もあるわけです。そういうところに何かあったときは、しっかりサポート。そのためにも、私ども何かあったときにも給水車も、小さい自治体ですが、準備しておるということで、だから想定外のことが起きたことを想定して、しっかり対応できるかどうか、それは今の形が私は一番理想だと思うのです。

だから、今の形を堅持しながら、将来広域化のお話も出てくると思うので、その辺のところはしっかり見極めながら、そして特にも町民の皆さん方とはよく理解をしていただいて方向性を定めていきたいと、こう思っておりますので、冒頭申し上げた、最少の経費で最大の効果、これだけは私ら持論として取り組んでいかなければならないので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

ちょっと早いのですがけれども、ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を13時、午後1時といたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

午前に引き続き、小笠原佳子議員の2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

婚姻届の記入例についてということで、町長に答弁をお願いいたします。自治体における婚姻届の記入例の見直しについて、民法第750条の規定では、婚姻時に夫婦のいずれかが姓を改め、夫婦同姓にすると定められている。しかし、実際には約95%の夫婦が夫の姓を選び、妻が改姓している。また、自治体の婚姻届の記入例では、婚姻後の夫婦の氏を夫側にチェックを入れ、夫側を選択しているケースが圧倒的となっており、この記入例により無意識にジェンダーバイアスがかかってしまうことになり、妻の氏を選択の余地を奪ってしまうことにもなりかねない。

実際、本町においても、記入例を確認した際、夫の氏のほうにチェックが入っておりました。夫側に誘導されているようにも受け取れました。ほかの自治体の記入例では、婚姻後に名のる氏をお二人で決めてチェックをしてくださいとのコメントのみで、どちらにもチェックは入れないものがある。そこで、当町における婚姻届の記入例も、夫婦の氏が夫、妻のどちらでも選択できることが理解できるように見直されるべきと考えることから、以下お伺いいたします。

①、窓口で例示する記載例には、男女の役割等への固定的な思い込みや偏見につながり、夫の氏に誘導する懸念があると危惧されるが、この点について考えをお伺いいたします。

②、ジェンダー平等の観点から、記入例にどちらもチェックを入れないようにすべきと考えるが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 婚姻届の記入例についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、戸籍法第14条では、戸籍に氏名を記載するには、夫婦が夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻と規定され、同法第74条では、夫婦が称する氏を婚姻届書に記載して届け出なければならないとされております。

また、戸籍法施行規則に規定されております届書の様式には、婚姻後の夫婦の氏の欄に夫の氏、妻の氏の順で記載されております。本町の婚姻届の記入例において、欄外部に夫または妻どちらか選択と説明書きした上で、夫の氏にチェックを入れているのは夫の氏が届様式の記載順で初めに記載されているためであり、夫の氏に誘導する意図はないものであります。

2点目についてですが、婚姻届書には、夫婦が称する氏を記載しなければならないことから、今後は夫の氏を選択した記入例と、妻の氏を選択した記入例の両方を提供してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 婚姻届の記入で両方の氏を入れたものを提供していただけるということでよかったのですが、ちょっとこのところで分からなかったのが、今はこのように夫の氏のところにチェックした紙だけがあるのですけれども、そういうふうなものも用意するし、また別に妻のところに氏をチェックしたような記入例も別々に、この紙が何枚あるか知りませんが、終わったら次にそういうのを作ると、そういうことなのか、ちょっとそのところを説明していただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今本町の記入例につきましては、そのとおり夫のほうにチェックが入ったもののペーパーをご提供しているのですが、これと同じく妻のほうにチェックしたものを2種類用意して、両方来客者の方にお渡ししていくという考えでございます。

これに関しましては、法務省のほうでの婚姻届の記入例をちょっと調べましたら、法務省においても、夫側にチェック、妻側にチェックという2種類を同時に提供しておりましたので、そのようにしていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 1枚でよかったものを2枚にさせていただくのは、ちょっとどうなのかなと今思ったのですが、ぜひその形でよろしく願いいたします。

このことについて、最後の質問なのですが、選択的夫婦別姓制度の導入についてでありますけれども、日本の夫婦同姓は、国連女子差別撤廃委員会から2003年、2009年、2016年に差別的な規定と繰り返し勧告を受けており、婚姻により姓を変えることの多い女性や一人っ子同士での結婚において大きな障害となっております。

選択的夫婦別姓制度の導入は、世論調査で国民の約6割が賛成もしくは容認しているものの、依然として国会での議論は進んでいない状況であります。婚姻届の記入例を見直すこと

により、夫婦でどちらの姓を選択するのか考えることは、選択的夫婦別姓制度の法制化についても考える機会になるのではないのでしょうか。

現行法は、女性の活躍を阻むと経団連が政策提言で要望されております。そもそも国際的には、夫婦同姓を採用していた国が相次いで法改正し、現在婚姻時に夫婦同姓しか選択できない国は世界197か国中日本のみとなりました。法律面から見ても問題があります。憲法第13条、個人の尊重、憲法第14条、法の下での平等、憲法第24条、家庭生活における両性の平等、以上から考えられるジェンダー平等の新たな視点に、この選択的夫婦別姓制度の必要性に対する町長の私見でよろしいので、お考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

これは、戸籍法が一つの親法になっておるので、あとは今国会でいろいろと議論されておるところで、私見とはいえども、私からこういうふうにとすることはお話しできない。ただ、私ごとでお話をする、こういう議論はもう少し早くしておればよかったなと。実は、私も婿養子でございまして、何も妻の名字というか、姓を名のらなくてもよかったのではないのかなと、そういう思いも、今いろいろ議論されている中で、ただその当時はあんまりそういうことを深く考えたことがなかったのです。

ただ、これからやはりこのことについては、今ジェンダーバイアスとかという言葉も出てきておりますので、これはひとつ国が中心になって議論していただいて、そして民法とか戸籍法の改正をしていただくということが一番私はベストではないのかなということで、ただ私の今の立場からいくと、今の議論もありきかなということだけでお答えさせていただきます。ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、2問目を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは3問目は、産後ケアのサポート拡充について、町長にお願いいたします。

近年は核家族が多くなり、また出産年齢が上がっており、妊婦の年齢も上がっていると、

当然親御さんの年齢も上がっており、高齢等々で親や親戚等を頼れない妊産婦が多くなってきているようです。産後も家族の支援が受けられずにいる方々のために、サポートケアの充実が求められていることから、以下お伺いいたします。

①、日帰り産後ケアについて、現在無料で毎月2回全てが実施されても年24回の開催予定ではありますが、予約制で各日1組となっております。希望者は全員ケアを受けているのか、また利用した方の感想等をお伺いいたします。

②、家事支援も大変重要になってくると思います。当町での産後家事支援事業の現状、課題、利用した方の感想をお伺いいたします。

③、現在行われていない宿泊型の産後ケアについての要望はないのでしょうか。また、実施に至らない課題についてお伺いいたします。

④、産後の女性が不安を抱えることが多くなった社会に対して、少子化対策、産後鬱防止、児童虐待防止を目的とした産後ドゥーラの新規導入についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 産後ケアのサポート拡充についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、希望者は全員利用できるよう、産後ケア実施日を臨時的に増やして対応しております。また、利用者のアンケートでは、育児について相談し、解決できた、心身とも休むことができた、子どもの体重を確認できたなどの感想が寄せられており、休息の確保や心配事の改善につながっておるところであります。

2点目についてですが、家事支援の令和6年度の利用状況は、令和7年1月末現在、今年の1月末現在でございますが、9名の方が延べ25回利用しており、利用者数は微増しているものの、事業の利用に至る方が少ない状況であります。

利用者の感想では、常時育児に対応し、家事が進まないことが多いので助かる。または、家事支援の間、子どもを見る時間に充てることができた。そして、定期的に利用することにより、家族以外に子どもの成長を見てもらえるなどの感想が寄せられており、今後このような利用者の声を周知及び共有する機会を通じて、利用者の拡大につながるよう努めてまいります。

3点目についてですが、現在のところ宿泊型産後ケアの要望は寄せられていないところではありますが、今後県において、産後ケアの在り方について市町村と議論する、いわゆる議論

というところなのですが、そういう協議の場を、機会を設けるとの報道もありますことから、このような機会を通じながら、当該事業の導入の適否や方向性を調査、研究してまいります。

なお、宿泊型の産後ケアについては、1名以上の助産師等の専門職を24時間体制で配置すること、病院、診療所、助産所もしくは、事業の実施に必要な部屋などを有する施設での実施が義務づけられており、人員体制及び施設の基準要件を目指すことが課題となっております。

4点目についてですが、本町では、妊娠届出時から始まる伴走型相談支援の一環として、産前のアンケート及び産後の赤ちゃん訪問を実施し、妊産婦の心身の状況や出産、子育てに対する不安を把握確認しており、必要に応じて訪問の継続、産後ケアや産後家事支援事業、その他必要に応じたサービスへつないでおるところであります。

安心して出産、子育てができるよう、職員が担当制で産後ドゥーラにおける支援に相当する切れ目のない伴走型の相談支援体制を整えており、新規に導入する考えはないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 産前産後のケアについて本当に様々行っていただいて、大変にありがとうございます。とりわけ日帰り産後ケアについては、答弁にもありますように、希望者全員が利用できるように実施日を臨時的に増やしていただいて対応していただいているとかありまして、本当にありがたいことだと思っております。

ただ、気になるのが日帰り産後ケアについて、1回目は20人の方が、一応1回目は利用するけれども、2回目となると、もう半分以下ということになって、3回無料で使えるのに、3回目はたったお一人と、そこら辺の要因をどういうふうに捉えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

アンケートあるいは意向調査のほうでは好評な声が寄せられて、改善を要するような、そういったお声はいただいておりますけれども、やはり利用料金が無料ということもありまして、遠慮がちなお方もいらっしゃると思いますので、そういったところでご無理なさらずにご利用いただくよう、寄り添いながら対応していきたいと思っております。

また、令和7年度に向けて日帰り産後ケアの新たな追加事項といたしまして、町内の2施設、宿泊型の施設で行っておるわけですが、やはり専門職員が対応する、そういったマンパワーの部分もあって、今後令和7年度に向けましては、これまでは対応しておらなかったのですが、医療機関で日帰り産後ケアをやる場合の要望もありましたことから、新年度の予算のほうで、そちらの分も対応させていただき、より一層きめ細やかに対応していきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 医療系のところで日帰り産後ケアをするということ、本当にいろんな面でやっぱり拡充されて、赤ちゃんにとっても、お母さんにとってもすごくいいのかなというふうにちょっと今お聞きして思いました。

それで、答弁書のほうに、いろいろ本当に皆さんが伴走型の相談支援をすごくしてくださっているということで、その中で、こういう日帰り産後ケアとか、家事支援とかをご紹介して、そして使っていただいているというような答弁があったのですが、やはり使われる方のきっかけというのは、そういうふうに職員の働きかけというのが多いというふうにお思いでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

やはり最初のファーストコンタクトというか、取りかかりの部分につきましては、母子手帳の交付からスタートしておりますので、その部分で、やはりまずは出産についてのいろいろな寄り添い、相談支援を行いながら、産後のことはこういう仕組みがありますよという社会資源の紹介とかをさせていただいて、できるだけ安心して出産していただいて、その後育児における悩みとか、産後鬱の問題もありますので、いずれそういったトータルのサポートをしていくような体制を取っておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 本当に敬意を表するところですが、里帰り出産という方もいらっしゃるって、矢巾町に住んでいるけれども、矢巾町で子どもを産まなくて、どちらかで

出産されるということがあると思うのですが、こういった場合、産後ケアのサービスを矢巾町のあれで使うということができないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

やはり日本全国どこでも、どこに行っても安心して産み育てるという、そういったサポート体制が必要だと思いますので、たまたま里帰り出産で産後ケアをご利用された方は今のところおらないですが、いずれそこら辺は丁寧に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） ちょっと今のところは結構、では私は矢巾町の人がどこかにいたときに使うことができるか、また逆に関東近辺に住んでいる人が矢巾町に戻ってきて子どもを産むと、そのどちらにも何か今対応できるのかなと、ちょっと希望のあるような感じに聞いてしまったのですけれども、もう一度すみません、よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

この産後ケア事業につきましては、とても重要な事業だということで近年注目をされておりまして、取り組む自治体も増えておるところではございますが、県内においても全ての市町村で実施しているわけではございませんので、先ほど小笠原議員がおっしゃられましたように、どこに行っても利用できるのかというところまでは至っておらないところでございますので、本来そうあるべきであるとは思いますが、やはりそれぞれの地域での事情とか、社会資源の状況とかもございますので、そこら辺は可能な限りということではしか対応できない部分があるかと思っておりますので、ご理解をお願いします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 承知いたしました。

現在実施していない宿泊タイプの産後ケアなのですけれども、日中だけでなく、夜間の育児とか家事の負担というのは、やっぱりとても重いものがあるなということをちょっと感

じております。夜間の授乳とかサポートがもらえて、そして夕食とか朝食とかの施設があったら、やっぱり妊婦さんにとって本当にゆっくり体を休める一つのすごく適した施設になると思います。

今後県とかとまた協議していただいて、また機会を設けてということですので、ぜひとも機会を捉えて拡充できたらいいなと思うのですけれども、先ほど妊婦さん自身が宿泊型の産後ケアはあんまり要望がないというようなこと、あんまりというか要望がないということなのですけれども、それはアンケートみたいなものをその都度取っていて、その形の中で宿泊型ということが出ていて、そこに印がつかないとか、そういう形のアンケートなのでしょうか、お聞きします。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

その利用意向の取り方につきましては、まず相談支援対対象者の方とのやり取りの中でのこと、改めてそのことについてのアンケートというのはないのですけれども、保健衛生分野とはまた別なのですけれども、子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査の中でも、子ども・子育て支援事業等々様々な各種サービスについての意向を取りまとめておりますので、今のところは寄せられてはおらないのですけれども、だからやらないということではなくて、やはり宿泊型というのは、国のほうではショートステイ事業というふうにうたっておりますけれども、レスパイトケアというか、育児も介護も同じだと思うので、やっぱり安心して預けて自分はリフレッシュというか、休養していただくというのは、非常に育児においても、介護においても重要なことだと思いますので、要望がないからやらないとかということではなくて、県とのそういった意見交換の場も活用しながら、本町において取り入れるのであれば、どういう方法が一番より適切な方法なのかについて検討して研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 承知いたしました。よろしくお願いいたします。

私は、今本当に子ども、矢巾町で120人ぐらいしか出産しないのかなというふうに思っているのですけれども、本当に120人、矢巾町で生まれてきた子どもが健やかに育っていただけることを本当に願っております。それは、もう皆さん誰も同じ思いだと思います。

産後ドゥーラということについてちょっと最後にあれしたのですけれども、ドゥーラはギリシャ語で、ほかの女性に寄り添い支援する経験豊かな女性というそうなのです。産前、産後の女性を丸ごとサポートしようと、2012年に一般社団法人のドゥーラ協会が民間資格として立ち上げたのが産後ドゥーラです。全国で630人の方が資格を有しております。産後ドゥーラの主な活動は、家事や育児を中心とする訪問支援です。食事づくりや掃除、洗濯、赤ちゃんのお世話など、幅広いサポートを提供しております。家事だけなら家事支援ヘルパー、育児だけならベビーシッターでも対応できますが、その両方を提供しながら、赤ちゃんの母親に寄り添って支えるのは産後ドゥーラだけでございます。

今回そういう考えはないということで、そしてなおかつ職員が本当に細やかに対応してくださっているのかなということは思うのですけれども、母子手帳発行からいろんなご相談とかされていくとは思っているのですけれども、大体全戸訪問とか、子どもが2か月過ぎるとあたりしますけれども、この場合、大体職員は担当制ということは、いろんなところには同じ人が、一体、何人かはチームというか、職員がその都度違うということもないのかなということとを1つ思ったのと、それから大体職員は、出産したお母さんにどのぐらいの回数会うことができるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

対応する職員につきましては、私ども今年度からこども家庭センターを設置ということで、従前の児童福祉、いわゆる虐待等の分野と母子保健の分野等が一緒になって一体的に相談支援対応しておるところでございまして、基本的にこども家庭センターの母子保健の担当と児童福祉の担当が1名ずつペアで対応するというのが中心になっておりますし、ほぼほぼ別な職員が行っても情報共有をきちんとしながら、丁寧な対応を心がけているところでございます。

個々の大体の回数につきましては、いずれ複数回、二、三回以上は、どうしても毎週、毎日のように関わる世帯もありますし、一律にちょっと統計的に割り直したりとかはしておらないのですけれども、いずれ悩み事にきめ細やかに対応できるような対応を心がけておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからもお答えさせていただきますが、今小笠原佳子議員の質

間は、いわゆる今核家族化、そして高齢出産、そして恐らく出産の産前、産後のあれは大きい不安があると思うのです。昔だったならば、家族がみんなおってあれなのですが、そこで私今考えているのは、まず今県が宿泊型の産後ケアについては、市町村ともよく相談するということで、このことについて、例えば矢巾町には岩手医科大学もあるし、産婦人科もあるので、一般社団法人ドゥーラ協会と一度、私も調査してみて、どういう、ただ私は女性ではないのであれなのですが、いずれ協会でどのようなことをやって、どういう課題があって、またどういうことが皆さんに評価されているのか、まずそこをちゃんとひもといてみたいと。

矢巾町では、過去に母子健康センター、母子センターがあったのです。ここに助産師がおって、もちろん何かあったときは、いわゆる産婦人科のお医者さんがおりまして、そしてそういうサポートをちゃんとできて、だからある意味では、出産はまず産婦人科とか、病院なりで出産した後、サポートする産後のサポート、いわゆる宿泊型のそういうもの。

だから、このことについては、県なり、盛岡広域辺りとも一緒に相談しながら、できるのであれば各市町村にそういうようなものをつくることというのは、なかなか難しいと思うので、岩手医科大学附属病院があるので、そういうことをひとつ核にしてやっていくことができないのか、これをちょっと検討していきたいなと思っております。

そういったことで、やっぱりそういう産前、産後のケアが充実しておることによって、矢巾町が選ばれる町に、出産または産前、産後の矢巾と言われるようなまちづくりを考えていきたいということで、このことについては、できるのであれば議会とも一緒になって、そして岩手医科大学も巻き込んで前向きに検討させていただきたい。そして、安心して、いわゆる産前、産後を迎えることができる体制整備を構築していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、以上で10番、小笠原佳子議員の質問を終わります。

次に、16番、赤丸秀雄議員の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（16番 赤丸秀雄議員 登壇）

○16番（赤丸秀雄議員） 議席番号16番、新誠会、赤丸秀雄です。質問の前に、3月議会は、通常予算議会と言われています。国会でも新年度予算額が衆議院を通過しましたが、少数与

党での予算審議は興味深いものでありました。高校授業料の無償化への取組、小中学校給食費無償化の論議、103万円の壁撤廃の議論、ガソリン税暫定税率廃止の在り方検討、社会保険料負担の軽減の在り方などなど、やっと国民が不満としていたこと、改善が必要なことに目が向けられた内容と私は感じました。今後も政府の施策動向には注意したいと感じています。

それでは、質問に移ります。1問目の質問は、町内学校の問題解決に向けた取組であります。町内のとある学校で昨年7月から学級崩壊的状况であり、保護者と学校側の話し合いでは、半年たった今でも問題解決になっていないと聞きます。教育委員会を含めた町として、早期に対応を図り、子どもたちに正常な勉強の環境ができるようお願いしたいと相談を受けたことから、以下について対応状況を伺います。

①、この事象は、昨年6月頃が発端と聞いているが、教育委員会では、いつの時点で把握していたか。

②、初期対応はどのように行い、その後学校側への対応並びに夏休み後も続いた経緯をどのように捉え、対応したか。

③、保護者の一部からのヒアリングで、このような大変な事象が町内の学校で起こっていることを耳にし、なぜいまだに解決にならないのか理解に苦しみます。重大事故に至る前に即応すべきであることから見解を伺います。

④、今回の事象で児童は精神的、肉体的に疲弊していると聞くと、カウンセリング体制を強化して、すぐにでも対応が必要と考えます。町単独経費でも即対処すべきと思いますが、その考えについて伺います。

⑤、解決提案として、一堂に会した三者協議を行えば、信頼関係も生まれ、よい方向性が見いだせると思うが、三者協議を行う考えがあるか、伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 16番、赤丸秀雄議員の町内学校の問題解決に向けた取組についてのご質問にお答えいたします。

なお、議員がご質問の前提とされている事案の認識につきましては、様々な事実の有無を含め現在調査中であることから、内容の詳細に触れることは差し控えさせていただきますことをご了解願います。

1点目についてですが、昨年7月に状況を把握しております。

2点目についてですが、初期段階では、学校に対し学級の状況を保護者の方々と共有し、家庭と協力して一緒に解決を図ることの必要性や子どもたちの声を聞くこと、指導体制の改善に向け、見直しを図ることなどの助言を行っております。それ以降につきましても、随時状況を把握しながら、子どもたち一人一人の学習する権利を保障する観点で改善に向けた取組を共に行っております。

3点目についてですが、教育委員会では学校と連携し、児童と保護者を対象としたアンケートを実施し、その結果を児童の今後の指導に生かすこととし、保護者に対しては結果のフィードバックと、改善に係る協力をお願いするなどの取組を行い、重大事故に至らないよう対応してきたところであります。

4点目についてですが、本町では悩みを抱える児童生徒の心のケアを行うため、各学校に岩手県から派遣されたスクールカウンセラーが訪問し、カウンセリングを行っております。

なお、緊急の対応が必要な場合は、広域でスケジュールを調整して派遣人数を臨時に増員するなどの対応をしております。現状におきましては、カウンセリングを希望する児童に対応できていると捉えており、町単独での実施は、今のところは考えていないところであります。

5点目についてですが、議員ご提案の内容も含め多面的な検討を行い、よい方向に向けて取組を前進させてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 私も保護者から相談を受けた手前、何度も確認させていただきました。まず、何を望むのかなと、分かり切ったことですがけれども、何度も確認しました。やっぱり保護者は、児童の学習環境正常化を望むことが第一の目的でという話で、当然ですが、言い切っております。私、逆に町教育委員会、以後は町教委と言わせていただきますが、最大の目的は何ですか。というのは、私は教育委員会は、児童生徒のほうを向いて学校の運用等に携わるのが第1目的だと思いますが、そこを再度確認させていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

児童生徒を中心にして考えていくというのは、そのとおりでございます。そして、教育委

員会と学校の関係でございますが、学校の運営については、最高責任者は校長であります、教育委員会は、そこに対しての指導、助言、支援、これを行っていくというふうに捉えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今教育長が述べられたように、当然児童生徒のほうを向いてということであれば分かりますが、今回の答弁書に様々な事実の有無も含め現在調査中、これ調査というのは、何のための調査なのか、いつまでやるのか、これは事象が去年の7月には把握していると。私にも匿名メールで7月25日に連絡が来ておりました。私のほかに2名の計3名の議員に来ておりますが、そういう状況で、もう半年もたっているのです。

一番困っているのは、今回は25人の学級なそうですけれども、17人の児童が、そのうちの3分の2以上、10人以上が授業が受けられない状況になっているという部分を踏まえて、本当に私から見たら様々な事実の有無も含め調査中、納得いきません。まず、学校の正常化が一番取り組むべき教育委員会の内容と思いますが、再度答弁をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

いわゆる学級崩壊というふうに議員おっしゃいました。その中の原因、要因は様々ございます。今回の情報提供におきましては、いわゆる教師に係る問題、それから児童に係る問題、そして学校の取組に係る問題というふうに大きく3つと捉えております。

調査中とありますのは、教師に関わる問題について、これについては現在調査中であるという意図でございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今の説明は理解しました。要は、確かに教育委員会としては、教職員のほうに目を向けなければならないところもあるのですが、まずこういう事態が発生したとき、2回の保護者説明会をやられているそうですが、どうしてこういう大事な場に教育委員会は立ち会わなかったのでしょうか。まず、そこから保護者の一部だと思われそうですが、やっぱり教育委員会への不信も出ているという話がありますが、その辺はどうお考えなのでしょう。

ようか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

学校の保護者説明会は、2回実施されております。7月、それから10月です。先ほど申し上げたように、学校の経営、運営に関しての最高責任者は校長でございます。ただし、その保護者会を実施するということに事前に相談等も受けておりましたので、その開催、内容等については、指導、助言をしたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今半年たってから、そっちこっち悪かったの話はしませんが、当然まず保護者が求めている学校の学習環境の正常化が大事だと思うのです。もう1か月もしないうちに新学期が始まります。そういった中でこの問題を長引かせていいのかどうか、それを踏まえて、どのように今後対応していこうとしているのか。調査を優先するために校長の判断に任せる、そういう考えなのでしょうか、再度お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

授業をきちっと受けるような環境を整えるということは、当然大切なことであります。現在授業の、つまり学習を保障するという観点での取組を学校は今までできております。具体的に何点か申し上げますと、担任との関係性の関係で担任の授業数を減らし、そして教科担任制を取り入れ、そしてそれを拡大し、その後子どもたち一人一人からの要望、希望を聞き取り、そしてそれを対応に生かしてきているということが、その概要でございます。

今後ということでございますけれども、今でもその取組を続けておりますし、また一方で保護者、別な保護者の方からは、このような言葉もいただいております。学校、先生方は対応について振り返り、対応策を示してくださっています。本当に日々子どもたちの暴言を浴びながらも一生懸命頑張ってくださっていると思いますというふうな保護者の方もいらっしゃるということをここで申し添えさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 確かに25人の学級なそうなので、保護者は25人はいるわけですが、私とお話ししている保護者のグループは17人ほどだと、確かに今教育長がおっしゃったような方は、残りの8名にはおるのでしょうかという解釈ができます。

私もいろいろ調べなければならないと思ったら、私に渡してくれた保護者の方は、このような冊子、インデックスをつけてきちっとやっております。これも当然、町長、教育委員会、それから県の教育委員会、それから警察は紫波警察署、県警本部等々に出して、相談しているという実情のようです。

今回も、町に、町にというか、議会に請願を出してもらったのですが、解釈の違いで不採択になったという部分もあって、いろいろお調べさしてもらいました。それで今回も半年たっても何ら変わりなく、また今後も新年度に向けて、はっきり言えば、このクラスの面倒を見切れないというのか、その辺の状況が、その25人の中の半分以上の保護者の方は心配しております。

そういったところをやっぱり校長判断だけで、校長が責任者と言いつつ、解決できないときは手を差し伸べるのが教育委員会だと思いますが、その辺の部分と、それから新年度に向けて何か手を打とうとしているのか、その辺考えがあればお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

その学校の校長先生とは、ほぼほぼ毎日のように情報のやり取りをしております。そして、その中で判断に迷うもの、または判断に間違いがあるものについては、当方からも指摘をさせていただきながら、そして改善に向けて取り組んでいるというのが現状でございます。

来年度、つまり最高学年を迎えるということになるのですが、そのときにきちんと中学校へ、次に流れていく、上がっていく、そしてそのためのきちんとした準備ができる。そして、当該のクラスだけではなくて、その学年全体がきちんとそこをつなげていくというふうな観点で今考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 答弁のほうで再質問させていただきます。まず、3点目の中に、重大な事故に至らないよう対応してきたところであると書いていますが、教育長のところに行っている文書の中にも、自傷行為が発生している。3人の児童は、療育園にも通って相談し

ている。また、医大病院にも行っているという話も聞いています。

それから、4点目にスクールカウンセラーの話をして対応しています。だけれども、今まで2回しかやられていないらしいのではないですか。私は、十何人の生徒、特にひどいらしいので、この十何人に対してカウンセリングをやらなければ、今やらないでいつやるのという話になるので、この1人を回すとか、臨時的、緊急的に対応させるとか、そんな生ぬるいことでは危機管理が乏しいと思うのですが、その辺を踏まえて、私は一時的にでも、町単費を出しても、やっぱりカウンセリングの方を連れてくるなり、もしくは町内に6人以上いると思うのだけれども、6人を一堂に会してカウンセリングするなり、1日に例えば午前、午後とかという形であれば、1人で2人しか対応できません。十何人の部分を対応するといったら、またそこに2週間以上かけるようなイメージを考えているのか、その辺の危機管理が全然なっていないと私は感じます。その辺について、どうお考えなのか再度伺います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の行為につきましては、当方で7月にそれを把握しております。そこで、児童の特定もいたしまして、そして緊急的に児童に対するカウンセリング等を実施したところでございます。カウンセリングは、スクールカウンセラーが行っておりますが、その見立てによりまして、継続が必要もしくは今後観察が必要等の判断をいただいております。

そして、現在に至るまで何もしていないというわけではなく、そのようなプロセスを踏みながら、今後の部分または今まであった部分について、学校の見守り、そして保護者の見守り等を含めて重大事故に至らないような対策を取ってきたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、区切ってお話しすると、年末までの話の中では、私は当然把握もしておりましたし、こんなひどい状況になっていると、ここまでの想定はしていなかったです、はっきり言って。

文書でお願いという形で保護者のほうから出ている文書を見れば、まず1つは、事細やかにこれに載っていますが、これを話したのでは半日ぐらいかかるので、はしょって話しますが、まず校長の暴言、それから担任、副担もつけたというのだけれども、副担も暴力行為が

出て、実行的には学校を欠席になっていると。それから、指導主事、その方も暴言を随分吐かれている。とにかくこの十何人の児童がいまだに、今月もあるそうですが、いまだに昇降口から教室に入れないでいると。今週だけでも2回確認されているという連絡を受けています。

私が、議員の立場というのではなく、学校に申し出れば、どうぞ入ってくださいというような状況であれば、私は毎日でも行きたいと。いつときは、9月、10月頃は、保護者が毎日授業参観のような形でサポートに入ったという話も聞いています。ところが、今親御さんたちは共稼ぎで、なかなか有給休暇でしか対応できない、有給休暇もそんなにあるわけではないでしょうから、そういう部分で、今はなかなか授業参観、サポートという形には入られないという話も聞いています。そういう話の中で、やっぱり授業の正常化、授業というか、学習環境の正常化がやっぱり必要だと思うのですが、今度最上級生になるから中学校への準備にというような話もしていますが、このままのクラスであれば、何ら変わらない。担任1人替えても変わらないような状況と、私は、自分の資料を頂いた部分を読んで思ったのですが、その辺について、新年度に向けて、再度何回も申し上げないのですが、再度確認させていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

個別の案件については、答弁のほうは差し控えさせていただきます。

授業を成立させるというのは、私も思っていますし、学校も思っていますし、保護者の方も思っているのだと思います。その授業が今滞っている原因はどこにあるかといったときに、一部の児童が、例えば私語をすとか、立ち歩くとか、そのような状況が学級の中にあるということです。これは学級に蔓延しているわけではございません。ですから、この児童に対してどのような指導をしていくか。そのときに、今教師の指導がなかなか入りづらいという状況にあります。

1月に私たちアンケートを取らせてもらいましたけれども、その中で、子どもたちの回答で、あなたが相談できる信頼できる大人は誰ですかというふうな問いを挙げました。その中の8割は母親です。複数回答を可にしましたが、8割は母親、6割は父親です。教師と答えたのは2割でございます。

よって、この子どもたちを改善に、今の状況が間違いである、誤りであるということをきちっと諭した上で、正しい方向に向けていくのは、やはり保護者の方が一義的に一番の影響

力を持っているものだというふうに認識をしてございます。そちらのほうへの働きかけのことについて考えてまいりたいなと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 教育長がそのような考えであれば、私も当然そのような部分の取組も必要でありましょうし、それから今子どもさんがおっしゃったように、8割近い方が母親を信頼できるというのであれば、この方たちを中心にした保護者説明会というか、その保護者の力を借りて学校の正常化に向けるような、学校と信頼できる8割の母親を入れた中で、子どもも入れて対応するような、仲立をするのが私は教育委員会だと思うのだけれども、その辺、まだ校長に任せようとしているのですか。時間もないので、その辺を確認して、あと二、三の質問にさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおりだと思います。保護者の力は大きい。そのこともありまして、1月の段階で集まっていただきまして、アンケートの結果をフィードバックして、そしてこういう状況ですと、8割、6割のお話もさせていただきました。再度その部分をご家庭に持ち帰っていただいて、お子さんに対して指導、そしてまたは助言、支援をお願いいたしますというふうな会としたつもりでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 私、今教育長のお話を聞いていると、ご家庭で子どもさんに納得してもらったと思っても、やっぱり学校に来れば、失礼な言い方しますが、信用できない教職員の方であれば、やっぱり子どもはまた心変わりする。ですから、私が言ったように、教育委員会が仲立ちして、保護者と教職員と、それから子どもも交えた形で納得すればいいと思うのです。まして10歳以上の子どもですから、私は言い訳のきかない子というのはそんなにないと思うのです。ですから、その辺はやっぱり必要かと思います。

質問ですが、まず今までの経緯、ざっとこう見れば保護者会では自殺行為を懸念しているというのがまず頭にあるのです。当然私もそう思います。自傷行為が発生しているのに、何

ら学校側としては、その自傷行為を理解していないようなのです。勝手に自分で傷つけておきながらみたいなイメージ、その自傷行為自体を起こさせる要因というのは何かを考えないのが今のここの学校の悪いところではないかなと思います。

それから、17人ほどの保護者の中でも、行動ができないのが10人ちょっといると、だけでもそれ以外の生徒でもPTSDになっていると。それから、あと3か月すれば、10年前に起きた北中学校の自殺事件があったのだけでも、この報告書が生かされていない。もう形骸化しているのではないかなというような考えにならざるを得ないと。

それから、岩手モデルの見解、解釈の相違なのですが、時間があればもう少し話しますが、この部分と。

それから、今学校側では児童の個別対応や保護者へのアプローチがなされていない状況です。まさか時間が解決してくれるみたいなイメージではないと思いますが、何かうわさを聞けば、校長先生は今月で定年になるのかなみたいな話も聞こえてきますが、そんな幕引きするのではなと私は思っていますが、この辺をやっぱり、要は何度も言いますが、児童の学習環境の正常化を望んでいるだけですから、ですからそこに向かってやっぱりまだ新年度まで3週間以上あるのです。そこを何とか行動してほしいと思っております。

このことについて教育長から聞いてもいいのですが、もし町長から見解があればお聞きして、最後のお話にさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、私からもお答えさせていただきますが、本当にこのことについては私も心配しておるところでございまして、はっきり言って、今赤丸秀雄議員がおっしゃるとおり、学級、クラスでの正常化が一日も早く正常化されて、何よりも児童、子どもたちにしっかり寄り添いながら解決していかなければならないわけで、私もこのことについては非常に心配しておる案件でございまして、できれば一番いいのは、私も今のやり取りをお聞きしてあれしたのですが、できるのであれば、児童、そして担任の先生、保護者、私ら行政の教育委員会も含めて、この方々がお互い解決に向けて合意形成されて、そして一日も早く解決に向けて、私も今のことでちょっと当時、小学校時代のことを思い起こしておったのですが、児童と先生というのは、この師弟の間というのは、本当に私らのときも、いろいろ悪いことすると、たたかれたり、いろんなことがあったのですが、そこには必ず愛情があったのです、愛が、師弟愛というか。だから、今そのお話をお聞きすると、師弟愛の愛情が欠けているのかなということがちょっと気になるところでございます。

それで、今赤丸秀雄議員からは、おっしゃるとおり今一番最優先課題は、児童に寄り添って、私もいろいろ助言させていただいたのは、カウンセラーとか、それからアンケート調査とか、そういうようなものはしっかり早くやって、そして子どもたちがどういうことで悩んで、どういうことでいろんなことに行き詰まっているのか、どのようにしてほしいのか、それをしっかり酌み取ってやるのが私らの責任ではないのかなと、こう思っておるところで、本来こういう議場の場で議論することではなく、クラスの中でみんなで話し合って解決するのが本来の姿なわけでございます。

しかし、こういうことになったから、だからこそ、今だからこそ、私は児童と生徒、保護者、この方々が一緒になって解決の道筋をつくっていただきたいなと。そのために、私ら町としても、しっかり助言と、そして支援をさせていただきたいなと思っております。

そういったことで、私今一番恐れているのは、大変なことにならないように、一日も早く信頼回復をしていただくように私らもサポートしてまいりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ここで1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

ちょっとヒートアップしていますので、再開を14時20分といたします。

午後 2時06分 休憩

—————
午後 2時20分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

ここで昆議員が一時退席しておりますので、報告いたします。戻ってくると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） それでは、2問目の質問をさせていただきます。農商工共創協議会のさらなる充実活動についてです。

町民が住みたい、住みよいまちづくりには、産業の活性化が欠かせないと思います。2月に議員有志で共創協議会委員の方々及び事務局を担う産業観光課との学習会、意見交換を行

いました。協議会委員から、農業、商業、工業分野に携わっている方に出席を求め、町内の産業分野の実情や活性化には何が必要かを話していただき、大変有意義な会合でありました。

ただ、残念であったことは、協議会が昨年5月の設立で活動回数が少ないこと、令和7年度が始まろうとしているこの時期に、計画内容のすり合わせが協議会内で説明されていないとのことであります。

私は、町長が2年半前に声高らかに打ち出した農商工共創センター構想施策について、大いに期待していた施策であるが、現在の実態が期待とかけ離れたものであり、残念でならない。そこで、以下について伺います。

①、意見交換を踏まえると、年間活動回数は20回以上は必要と考えるが、共創協議会の予算措置はどのように考えているか。

②、町内産業活性化にはJAや商工会が取り組むことが難しく、役場で手が回らない部分を経験豊かな共創協議会メンバーの力で矢巾らしい産業の仕組みづくりが必要と捉えるが、町の考えを伺います。

③、農業分野の一番の課題は、担い手が高齢化して、あと10年はもたないという現状があり、これをどう捉えているか、伺います。

④、町内小規模な小売、サービス業の在り方、持続的営業継続を町はどう捉え、対策を考えているか、伺います。

⑤、学生、若い人が町外へ出るが、戻ってきたいと思っても、どのような会社、仕事があるか分からず、Uターンをちゅうちょする方がいるといいます。小中高生への職場見学、企業PRなど継続した取組が必要とする意見があったが、その考えについて伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 農商工共創協議会のさらなる充実活動についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、農商工共創協議会の予算措置につきましては、令和7年度当初予算額の300万円を含め700万円ほどの予算を見込んでおり、起業や事業拡大、人材育成、農産物競争力向上など、各事業に取り組んでまいりたいと考えており、必要に応じて全体会議及び専門部会をその都度開催し、事業を推進してまいります。

2点目についてですが、地域産業の活性化において、中小企業が厳しい経営環境からの活

路を見いだすため、新商品の開発や販路開拓、人材確保、育成は大変重要であります。このことから、農商工共創協議会の委員から、産業の活性化に向けたアイデアを募り事業化し、チャレンジできる環境づくりを推進してまいります。

3点目についてですが、全国的な担い手不足の問題には強い危機感を抱いており、今後状況はさらに厳しくなるものと捉えております。

町といたしましては、親元就農を含め、新規就農者支援事業を実施しておりますが、スマート農業導入による省力化、規模拡大等によるコスト削減などに取り組む認定農業者や集落営農法人のような地域農業の核となる経営体を育成しつつ、当該経営体を中心に家族経営を基本とした小規模または兼業農家が将来にわたり意欲的に生産活動に取り組むための支援も重要と捉えております。

4点目についてですが、町内の小規模事業者に限らず、大手企業やチェーンを展開している企業に比べると、単純な価格競争において厳しい状況にあると伺っております。あわせて、エネルギー価格の高騰の影響もあり、さらに厳しい経営を強いられているものと認識しております。

このことから、急速に発展するインターネットを通じた販売の重要性を認識しており、研修会の開催などに取り組んでまいります。また、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業者を対象に現在支援給付金の給付を進めているところであります。

5点目についてですが、現在小学生高学年を対象に、夏と冬休み期間にお仕事体験教室の開催や職場体験受入れ事業リストを基に中学2年生の職場体験を行っておるところであります。特にも中学2年生の職場体験に当たりましては、事業所に趣旨をご理解いただき、受入れ可能な事業所を増やしつつ、継続することで町内事業所を知る機会の充実を図り、進学で町外に転出した学生が卒業時に、地元就職が選択の一つとなるように取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、今年は米価が去年よりちょうど倍になったということで、テレビ、メディアでは話題になっております。ただ、倍になったと言いつつも、30年前の生産者米価に戻っただけであって、何らというところあるのですが、1995年からそういう政策に基づいて安くなってきただけの話であって、でも消費者から見れば大変な苦境の状況であり

ます。

まず、そこで質問ですが、まず米を中心とした地産地消拡大、それから子育て支援策、また小売店支援策などを踏まえて、町内産の米を必要な町民に配布する、または格安販売を行う仕組みづくりをやる必要は私は大いにあると。特に矢巾町は、基幹産業が農業と言っております。また、昨日の代表質問の中にも、農業には地域振興の面と産業振興の面があると町長が強調されております。そういった部分もあります。

お金を配るのも一つの手でしょうが、そういう部分をやってみてはどうでしょうか。今年は、今年とはいうか、今年度、8月過ぎには店頭から米がなくなったという騒動もありました。その辺を踏まえて、例えば青森の弘前市とか、大阪の高槻市とか、東京の品川区、この辺では米を配布、これは小さな町村であれば、住民全員に配布したという例もあるのですが、これはあくまでも貧困対策というのですか、生活保護等のところへの配布でありましたが、そういった意味で矢巾町もこの辺、どのように考えているのか、お話を聞きたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず、お答えさせていただきますが、私、今回の米不足、米価の高騰、これはまず私は、やはり国がもう少し機動的な対応をしておれば、解決できたことではないのかなと。

そこで、今地産地消のお話も出て、そして昨日の代表質問にもあったのですが、農業振興というか、農業は産業政策と地域政策、今赤丸秀雄議員がおっしゃるとおり、地域振興にも、産業振興にもつながる重要な役割を果たさなければならないものを果たしていただいているわけでございます。

そこで、地産地消については、議員の皆さん方からも、今年もご協力いただいて、まず岩手医科大学の病院食にお使いになっていただいているということで、私どもはそういうことを一つのモデルとして、地産地消の。それから、室岡営農組合は、学校給食の関係にも協力していただいているわけでございます。だから、私どもといたしましては、そういうやはり地産地消、そのことが産業振興なり、地域振興、それが農業振興につながっていくということで、いずれ循環型経済の構築を考えたときは、ぜひそのことは仕組みとして考えていかなければならないと。これは、米だけではなく野菜、果樹も含めて、そういうことに。

そして、例えば学校給食の地産地消、いわゆる冬期間とか何かの場合はあれなのですけれども、できる限り地場産品、農産品を使ってもらえるようにするとか、そこは赤丸秀雄議員と私はぴたっと一致するところでございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私からも答弁をさせていただきたいと思います。

質問の中にございましたとおり、なかなかちょっと期待が外れたものであるということ、町長の意を酌んで私のところで責任を持ってやらせていただいていたのですが、そのような感想に至っている現状につきましては、全て私の責任だと感じております。

やってみまして大きな難しさが何点かございまして、各分野におけるビジョンをもっとしっかり持たなければいけないなということと、あと評論家ではなくて仲間をもっと増やすこと、実践する仲間を増やすこと、あと各担当が機動的に動けるように体制を整えること、全てにおいてちょっと私の調整が足りなかったなと思っておりますけれども、地域振興と産業振興、全てにおいて取組というものがかかってくるものだとは認識しておりますので、ぜひそこを進めていくように仕事を進めてまいりたいと思います。

お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ぜひ、お二方の答弁のあるように、そこは強力に推し進めていただきたいし、私はここに小売店支援のところ、販売のところ、ここを入れて、ぜひやっていただきたいと。

ただ、絡めば、自治体としては当然やれない。ですから、例えば共創協議会をNPO法人化するなり、それなりの経費をかけても、人生豊かな方たち11人がメンバーになっていますから、ぜひそういうところを役場が主導するのではなく、お任せの中でやっていけばいいやり方、いいアイデアが出るのではないかと、私は大いに期待しております。

再質問ですが、先週の日報に、メタン発生抑制ということで八幡平市の例が載っております。何かというと、「中干し」延長で副収入」という見出しです。私は素人だから一概には判断はできないのですが、これには賛否両論があるようです。これは、矢巾町にも導入できるのか、即やれるのか、やるためにはどのような部分が必要なのか、もし所管課であるところでこういうことを検討してあるのであれば、まずこれを答弁願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今のご質問にお答えいたしますが、これは先ほどお話あったとおり、岩手日報に八幡平市、そして農業収入の副業、副収入にということで中干しをやって、J-クレジットが中心になって、これは矢巾町にもそういうお話が過去にあったのです、確かに。

ただ、このことについては、行政が主導するということよりも、やはり生産農家の方々の意見をしっかり聞かなければならない。このことについては、やっぱり農協をはじめ関係機関、団体、特に普及センター、そういうところからも指導、助言を仰ぎながらやっていきたいと。

ただ、いいことは何も先送りすることがないので、私どもとしては、これはいいことであれば、今年度からでも実施してやっていくということの方向性は考えておりますので、あとは担当課長がいろいろ調査しているはずですので、お答えをさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

中干し期間の延長によるＪークレジットということのお話でございますが、こちらにつきましては、確かに７日間の中干し期間を延長することによって、メタンガスの発生を抑制するという取組でございますが、これにつきましては直近の２か年の常に平均を取って、７日以上延長というような仕組みになっておるわけですが、今回農協さんのほうにも、いろいろお話とか、情報とかいただいておるわけでございますが、まず矢巾町管内というふうに見ますと、やはり主食用米が中心の生産となっております。その中で、特に今は主力品種を銀河のしずくにさせていただいて、なおかつその中でも厳選というような格付が、１等の中でもさらに上ということで、さらに単価が概算期でもさらに高い金額になっておるということでございます。

これが例えば、ちょっと今細かい数字の資料を持っていなくて大変申し訳ないのですが、１反歩当たりから９俵取れますといったときに、収量減に仮になってしまうとか、品質低下になってしまうことによって、厳選だったものが１等米になってしまうというような位置づけですと、若干その分の金額が少なくなってしまうということが、Ｊークレジットで得る収入と相殺した場合にどうなのだというところの懸念もありますし、毎年７日以上ということになってくると、いずれ限界があるのかなというところも踏まえて、やはりそういった高品質のものでないものであれば取組はしやすいのかなというところで今考えておりますので、また今後も引き続き研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 私も議会にお世話になって10年になるのですが、今までの議員さん

の中には、農業にたけている方がいたので、私が質問することはまずなかったです。今回11月から何か農業に関わる部分が多々ありまして、今回も共創協議会の話を踏まえて、農業問題を取り上げようかと言ったら、町民の方がデータをくれるのです。だけれども、一気に読んでも頭にキャパがないものだから、なかなか覚え切れないというところもあります。

それから、2月の中旬に岩手日報に8回シリーズで「食をまもる」という形の、こういうシリーズが載りました。これは、素人の私が読んでも分かりやすいです。やっぱりこういう課題があるのだなと。私も先輩方が質問しているときは、何の気なしに、ああ、農業問題かみたいなの、10年前はまだ少しはよかったのです。あれから10年たったら、今後の10年を心配せざるを得ないというような今の状況なので、少し勉強しようかと思っております。

質問は、まずこの前共創協議会のメンバーの方たちとも意見交換をしたのですが、また私の近所の営農組合のお話等を聞くと、まず年を取って働く能力が落ちます。そればかりではなく、やっぱり機械の高騰、農機具の高騰、それからその基幹オペレーター、この問題がやっぱり随分大きいという部分を私にレクチャーしてくれます。ちょっと大きいトラクターだと、今800万を超えます。ところが、今の60代の方に800万出してくれと言ったら、俺いつまで農業やるか分からない、あと10年もやれないかもしれないから800万なんて出せない。では、組んで出すかという、いや、それがもっともめる原因なのです。

だから、まず買ったとしても、では1人でやらなければならない。今集約、集積という話がありますが、1人当たりで10ヘクタールだと人の手を借りないでも、借りないといっても、やっぱり1日大体3時間、5時間ぐらいの段取りするときは必要でしょうが、だけれども夫婦で一生懸命やって20ヘクタールが限界。ところが、今国で考えたのは、それを集約、集積、それからスマート農業を入れればやれるのではないかというような考えが主流になってしまって、だってスマート農業といっても、誰でもやれるものではないし、地形もありますし、そういうところの課題が勉強すればするほど見えてきますという部分です。

お聞きしたいのは、昨日もう代表質問で話あっていました目標地図、集積の。あれはつくるのはいいのだけれども、つくった後のメンテナンスは毎年やるのですか。実は、町内で素人の私に、うちのほう頼んでいた50前の若い者が体調崩して、今まで預かった十何人分の土地、田んぼが返される、誰も引き受けることができない、そういう状況があります。それを例えば農業委員会が所管だと思うのだけれども、こういうものをつくった後のメンテナンスは、どのようにしていくつもりなのか。

それから、今みたいに集落営農組合等で相談に乗ってくれる体制が町内には整っているの

か、その辺のお話をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまの質問にお答えいたします。

目標地図のメンテナンスというふうなお話でしたけれども、地域計画策定後、目標地図の協議は年に1回以上各地域で行うことになってございます。その内容を皆さんから情報収集いたしまして、変更が必要であれば変更をとというふうなところでございます。

先ほど議員さんがおっしゃっていたように、農地を今後引き継いでいくことができないというような案件が出た場合につきましては、やはり一度農業委員会のほうにご相談いただきまして、それをやっていただける方との調整ですとか、中間管理事業につなぐというふうな方法がございますので、ぜひご相談いただければと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、私のほうからもちっと補足をさせていただきますが、今集積、集約のお話があったのです。それに併せて地域計画なり、目標地図、特に目標地図には色塗りをして、将来どのようにやっていくかという方向性を示す非常に大事な策定事業なのです。

そこで、私これまでの10年とこれからの10年で一番心配しているのは、担い手、後継者、このことです。いずれ專業であろうが、兼業であろうが、大規模であろうが、小規模であろうが、これからの10年、今まさに米不足とか、米価の高騰とかと言っておるのですが、そういうことが議論できない、本当に生産体制が整備されない、そういうことが現実起きてくると思うのです。

この間、昨日も答弁であれしたのですが、明治大学の小田切徳美先生が何を言っているかという、まず人の空洞化は過疎化だと、土地の空洞化は中山間地だと、そして村の空洞化は限界集落だと。まさにこれからの10年、本町に限らず日本の農業は大変な状況下になると思うのです。そこで私は、今こそ国家プロジェクトで取り組んでいかなければ、取り返しのつかない、いわゆる水張減反とか、そんなことを言っているのではなく、いずれそして何よりも適地適作の、これから矢巾町で、矢巾町もいろいろ山間部もあれば平地もあるので、そういうようなものも、これから普及センターなんかも一緒になって今こそ立ち上がらなければ。

そこで私は、先ほど吉岡推進監が言ったのですが、時間がかかっているのは、なぜ、私ら

がそういう方向性を示して、果たしてこれが現実、実現できるのかという大きな課題があるのです。

そういったことも含めて、いずれ農業をしっかりサポートしなければならないということだけは、共通した思いでございますので、そのところはひとつご理解をいただきたいと思っています。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

まだ3問目が残っていますが、大丈夫ですか。

○16番（赤丸秀雄議員） 大丈夫、4分半あればいいから。

○議長（廣田清実議員） それでは、赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） この項目の最後で町長に聞こうと思ったけれども、町長にお話しされたのであれなのですが、私懸念していることが2つあるのです。まず1つは、先ほどの農機具の高騰でありますので、例えばNPO法人みたいに組んで、除雪機ではないけれども、貸出し、リース、それを今でもリース業務がありますが、高くて借りられないというのが実態のようです。それをちょっと考えてもらいたい。考えてもらいたいというのは、私はさっきから言っているのだけれども、共創協議会等の、ああいうところで考えてもらいたいなど。ただ、これは素人の私が考えていることですから。

それからもう一つは、今年はJAさんは、米価が上がって少し元気がいいのです、30年ぶりに。ところが、ここもカントリーエレベーターの更改が必要らしいのです。これは、とっても多額にかかるのでという話は、1月末の意見交換で言っていました。その辺は、やっぱりこのJAさんであれば、紫波、矢巾、盛岡、あるのでしょうか、何とかその辺も苦しんでいるときはお互いさまでというところもあるのでしょうか、その辺の考えがあれば伺いして、この項は質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、農機具につきましてでございますが、まず農機具につきましては、やはり国の補助金とか、国の補助金が駄目なのであれば県の補助金とか、やはりその活用が必要なのかなというふうに考えております。

ただ、国の補助金も年々要件がいろいろ厳しくなっておりますので、そこは導入主体、実施主体と連携して、どのような補助金がいいのかということで対応してまいりたいなというふうに考えてはおりますが、やはり今要件といたしましては、みどりの食料システム戦略が

ありますので、やはり減農薬、減化学とか、そういった取組とか、経営の効率化とか、そういったところがいろいろ問われると思いますので、そこも含めていろいろ相談して対応してまいりたいなというふうに考えております。

なお、併せてカントリーエレベーターのお話もございました。老朽化しているということで、JAいわて中央さん管内ですと、いろいろなところにそういった老朽化しているというところと言われておりまして、本町でもやはり同様というところがございます。これにつきましては、やはり矢巾町単独というわけではなくて、盛岡とか、紫波町さんとか、そういったところとも情報共有しながら、同じような支援ができればというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 3問目の質問は、地域おこし協力隊の増員と集落支援制度の活用について伺います。

町長の施政方針演説でコミュニティの充実とまちづくりの発展を話された中に、地域おこし協力隊や集落支援員の活用を図るとありました。令和7年度の取組や活用業務に具体的方針が固まったと踏まえることから、以下を伺います。

①、募集時期と人員数をどう考えておるでしょうか。

②、どのようなスキル、携わる業務など、どのような人材と人間像を考えているのか伺います。

③、町内でも高齢者地域が出てきております。集落支援員の活用は、地域の伝統や民俗芸能などの継承も考慮したものとなるのか、伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 地域おこし協力隊の増員と集落支援制度の活用についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目についてですが、地域おこし協力隊の募集時期につきましては、今年度実施した募集内容と同様に、令和7年度も農業分野における募集を予定しており、準備が整い次第、募集を行ってまいります。

なお、募集人員につきましては、最大2名を予定しておるところであります。

また、集落支援員につきましては、現時点で具体的な募集を行う段階には至っていないところではありますが、現在町と地域コミュニティが連携して取り組んでおります地域カルテや地域未来づくり会議のような小学校区単位で広域連携する仕組みづくりに伴走できる人材の募集を検討しております。

2点目についてですが、現在地域おこし協力隊につきましては、農業分野における募集を検討していることから、本町の地域農業を守る担い手となり、農業に携わりながら、地域の活性化に貢献できる人材の募集を予定しておるところであります。

携わる業務につきましては、新規就農に向けた知識と技術の習得や本町及び町産作物の魅力発信、地域活動への参加及び地域住民、事業者との交流など、農業や地域の活性化に貢献する意欲があり、退任後に町に定住することを見据え、積極的に地域との関わりを持てる人材を求めているところでもあります。

また、集落支援員につきましては、住民同士のコミュニケーション、地域コミュニティ組織間の連携、地域コミュニティ組織と行政や支援団体、民間企業との連携を促進する役割を期待することから、地域に精通するのみならず、コミュニケーション能力にたけ、コーディネーターとしてのスキルを持った人材が望ましいと認識しております。

3点目についてですが、地域の伝統や民俗芸能は、地域の皆様のつながりを活性化する横串として非常に重要なものであり、地域を維持する、あるいは活性化する上で、伝統や民俗芸能の保存、継承は最も重要な取組の一つであると捉えております。

集落支援員を導入する場合は、地域づくりをリードする立場として、当分野においても課題解決に向けた業務を実施できるよう検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 地域おこし協力隊については、私8年前に提案させていただいて、導入させていただいた経緯もあって、思い入れが強いのです。今回質問させていただいたのですが、最後の質問をさせていただきます。昨日の答弁に、地域おこし協力隊は最大2名、

それから集落支援員に至っては、まだ検討中のことということでありました。ただ、町長の施政方針演説で活用を図り、コミュニティの活性化に役立てるような話しぶりであったので、てっきり4月募集に向けた段取りができていていると思っておりました。

最後に聞くのは、この担当課の今後のスケジュール、この辺をどのように考えているのかお聞きして、最後の質問とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

令和7年度の募集につきまして、現在お試し協力隊をまずやりながら、併せて5月、6月で本募集をできればいいなと思っております。これにつきましては、私どもの担当といたしましては、農業部門で担い手ということで新規就農を目指す方を募集したいと考えておまして、これは地元の受入れ態勢、要は親元になっていただけるというところ、前回もそうでしたけれども、調整になかなか時間がかかったり、いいこと、悪いことを分かった上で引き受けていただくということと、あと町全体で一緒に支えていくという体制が整い次第ということにはなりますが、気持ちとしては5月、6月中に本募集ができればいいなと。また同時に、お試しの協力隊も募集して経験した上で来ていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「終わります」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で16番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

ちょうど区切りがいいので、ここで暫時休憩いたします。

再開を15時10分いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、11番、山本好章議員の一般質問を受けます。

山本好章議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（11番 山本好章議員 登壇）

○11番（山本好章議員） 議席番号11番、新誠会の山本好章でございます。通告書に従いまして質問をいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

質問1、質問事項、学校の教育環境整備について、教育長にお伺ひいたします。学校では、GIGAスクール構想により1人1台端末が配備されたり、大型提示装置の導入がされたりと、学校教育環境が整備されており、ICT教育環境の整備が進んでいます。ICT教育環境ばかりでなく、その他の教育環境の充実も必要であると思うことから、以下伺ひたいと思ひます。

1点目、大型提示装置は、デジタル田園都市国家構想交付金と教育施設基金繰入金で整備されますが、そのほかに令和7年度に教材備品を購入する予定はあるのか。教材整備関係の地方交付税措置がされているということだが、どの程度配慮されているのか。

2点目、学校における理科教育は重要であります。本町では、理科教育設備整備費等補助金での整備が実施されていないと聞いております。それは、どうしてか。特にも中学校では必要とされていると思われそうですが、活用する考えはないのか。

3点目、学校から排出される一般廃棄物は、事業系ごみになっております。ごみの収集方法や経費の負担はどうなっているのか、確認したいと思ひます。

また、産業廃棄物として分別されるごみの処理はどのように処分されているのか、伺ひます。

4点目、学校給食では牛乳が提供されており、飲食後の牛乳紙パックが燃やせるごみとして排出されております。資源ごみとしてリサイクルすることはできないでしょうか。その際、環境教育として取り扱うこともできると思うが、多忙な学校の負担にならない方法は検討できないでしょうか。

5点目、学校では教育環境の一環として、ペットボトルのキャップの回収を行っているところもあると聞いております。回収した後はどのように取り扱っているのか、お願ひします。

また、エコキャップ運動のようなことを矢巾町として取り組むことはできないでしょうか。

6点目、夏の気温の高い時期には、熱中症指数により体育館を使用できないことがあります。子どもたちの体育授業への影響や災害時などの避難場所となっていることも考えると、空調設備の対策を早急に考える必要があると思ひますが、どう対策するのか。

また、プール授業においても、熱中症指数によりプールが使用できないことがあり、十分に授業が行えない懸念があるが、その対応について対策はあるのでしょうか。

7点目、ことばの教室の状況について、現在何人が指導を受けているのか。また、担当す

る教員の負担が過重になってはいないか、増員の予定はないのか、以上伺います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 11番、山本好章議員の学校の教育環境整備についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、令和7年度は教材備品として、小学校の普通教室に大型提示装置を導入するほか、令和2年度にGIGAスクール構想で導入した児童生徒の1人1台端末について、リースによる更新を予定しております。

また、教材備品の整備につきましては、国による地方財政措置が行われているところであり、令和6年度の基準財政需要額の積算基礎は、小学校が18学級当たり265万3,000円、中学校が15学級当たり274万2,000円となっております。

2点目についてですが、理科教育に使用する教材備品等につきましては、平成29年度まで理科教育設備整備費補助金等を活用して購入を行っていましたが、各学校での授業におおむね支障がない水準まで整備が進んだ状況を踏まえ、その後は各校で、その都度必要な物品を購入しながら対応しております。

なお、今後教科書や学習指導要領の改定等により、新たに教材等の整備が必要となる場合も考えられることから、状況を注視しながら同補助金の活用についても検討してまいります。

3点目についてですが、事業系一般廃棄物は、学校から排出されるものも、他の公共施設と同様に収集運搬業者が収集を行っており、経費は町として負担しております。また、産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者への委託により処分しております。

4点目についてですが、学校給食で提供している牛乳の紙パックにつきましては、資源ごみとしてリサイクルすることも可能ですが、衛生面の問題や事業者における採算性の確保が難しいことなどから、日常的な実施は難しいものと考えております。

なお、環境教育の観点から児童生徒が使用後の紙パックを捨てずに回収し、再び資源化されるまでのプロセスを体験することは有意義と考えられますので、実施の可能性を検討してまいります。

5点目についてですが、ペットボトルキャップの回収は、現在町内の小学校2校で実施しており、回収されたキャップは、紫波町内の福祉事業所を通じてプラスチック加工業者に送られ、プランターなどにリサイクルされていると伺っております。

なお、エコキャップ運動につきましては、その目的がリサイクルの促進、二酸化炭素の削

減等に貢献することと認識しておりますが、一方でリサイクルの仕組みが整ったことやコストの面を理由にキャップの回収を終了した自治体も増えているという側面もありますので、今後情報収集しながら検討してまいります。

6点目についてですが、町内小中学校の体育館には冷房設備が未整備であり、熱中症指数が高い日などは、状況を見ながら時間割を一部変更するなどの調整を行いながら、体育の授業を実施しております。

なお、災害時など、学校施設が避難所となる場合は、町と災害時の協定を締結している事業所からスポットクーラーなど、冷房機器の設置協力をいただくこととしております。

以上のように、現時点では授業や災害時への対応策は確保できているところですが、近年は猛暑日が増加傾向にあり、熱中症のリスクがさらに高まることも想定されることから、引き続き状況を注視し、国の補助金等を活用した学校体育館への空調設備導入についても検討してまいります。

また、水泳の授業につきましては、熱中症指数などを参考に授業を見合わせることもありますが、現状では一定の授業時間を確保できている状況と認識しており、今後猛暑日の増加などにより、従来の方法での対応が困難と見込まれる場合には、プールの使用期間や授業の実施時期を調整するなど、可能な方法を検討しながら学習機会の確保に努めてまいります。

7点目についてですが、ことばの教室で指導している児童は、現在のところ、通級指導7名、巡回指導19名の計26名となっております。

指導体制については、ことばの教室の担当教員に加え、町内小学校の教員1名も専門研修を受講し、指導できる技能を習得していることから、今年度から一部児童の指導を分担して受け持ち、負担の軽減を図っております。

担当教員の増員につきましては、県による配置となることから、機会を捉えて県にも情報共有し、理解を求めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） まず、1点目の教材費についてなのですが、ただいまの答弁書によりますと、教材備品費については、購入したかどうかについては、購入する予定があるのかどうかということが言及されておられません。7年度につきましては、この大型提示装置以外には何か教材備品を導入する予定はございますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

主なものということでこれを挙げさせていただきましたけれども、基本的に7年度は挙げたものを購入するということで想定しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） ということは、ここに書いている6年度の積算額ではございますけれども、基準財政需要額の部分で財政措置されている部分が、この部分にも使われたというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えをいたします。

考え方としては、そのような形になると思いますが、普通交付税ですので、町の独自の財源として、使い道につきましては、町のほうで検討して使う形になるというものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） それで学校のほうからは、そういった教材備品購入は要望があったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

各学校からそれぞれ希望としては挙げていただいているものはございますけれども、町の財政状況ですとか、学校での必要度などを精査いたしまして、最終的にはそれについては見合わせていただくと、待っていただくというものもございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 具体的には要望を取る取り方というのは、どのような経過で、どのようにしているのかというのを、もしよろしければ教えていただきたいのですが、ど

のように学校から集めて、どのように計画を立てて、町のほうに要望を出しているかということ伺いたと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

こちらにつきましては、新年度の予算編成が始まった段階で教育委員会のほうで各学校から要望を出していただきたいということでお願いをしております。

学校の中での決めるプロセスについては、それぞれのやり方があると思いますので、お任せしているところがございますが、その結果、新年度これを希望したいということで一覧表になってまいりますので、それを教育委員会のほうで精査しまして、必要かどうかとか、緊急度はどうかとか、そういったところを確認した上でまとめております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） すみません、細くて。その際に、教育委員会といたしまして、次の理科備品の部分についても同様だとは思いますが、教育委員会として学校にどのような備品があるのか、どういうふうな状況になっているのかという部分は、把握しているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

毎年度要求をいただく際に、全ての学校の全ての備品を確認しているかということ、必ずしもしてはおりません。精査する中で必要に応じて情報を求めてということがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） そもそも備品になる金額というのは、何円からなのか、分かっているのけれども、教えてください。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） 理科の教材ですと、理振法ですと、中学校だと2万円とか、小学校で1万円とかというのは、そうではなくて、よろしいですか。そういった基準がありまして、それぞれ考え方によって決められているところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 理科備品を購入する場合の経過であって、多分町として入札等をすると思うので、町として備品として管理する部分については幾らなのか、お教え願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

町としましては3万円、こちらをまず基準としております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 要するに3万円を超えないと備品として購入できないということですよ。いろいろ学校のほうに伺ってみますと、3万円の備品、3万円以上となると結構大きなものという部分ですし、今の指導要領の中でいくと、結構細かい部分について、子どもたち一人一人が使うような物品でいろいろ教材を用意しなければならないというような状況があります。

そういった場合に、そういう教材、そういうのは1,000円とか、2,000円とか、そういうのを子どもの数の分そろえて用意するというようなことが多々あるというふうに思っておりますけれども、そういった部分を買う場合には、教材備品ではなく、多分学校予算の中で購入すると思いますけれども、そういった部分も配慮して教育委員会でやっているのか。それとも、学校が独自で、矢巾町の場合は、それぞれの学校で予算要求を出しているところではありますけれども、そういった部分まで教育委員会としては見ているのかどうか、回答お願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

ただいまの3万円という町の備品の基準を申し上げましたが、それ以下ですと区分としては消耗品のほうになってくると思います。学校から要求をいただく際にも、消耗品としてそういった物品も上がってきますので、そこについては内容を確認しております。消耗品として買ったけれども、学校では備品的に扱うとか、そういった運用もあり得るものと考えてお

ります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 山本好章議員。

○11番（山本好章議員） そうなると、別枠で配当していただいているのかどうかを伺いたいと思います。要するに、教材備品費として要求を上げて、それが要求して考えていただいたときに、教育委員会として、その分も予算をつけて購入していただいているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えします。

教材備品として上げられてきたものが町の基準で備品の扱いになるかどうかという部分は精査をいたします。その上で扱いたく消耗品だよということになれば、こちらのほうで精査して調整して、そちらのほうで必要な予算については、まず確保、検討するという形になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 備品関係については、いろいろ学校事情、教育委員会事情、それから財政事情があると思うので、そのところはいろいろ学校のほうの要望を聞いていただき、またさらに教員とか、学校多忙化でなかなか教材備品という要望を取ろうとしても、何があったらいいのかという部分が十分に把握できていない状況もありますので、ぜひともそういうところ、教育委員会としても今回はそういった部分では大型提示装置を導入していただき、非常に入っている中学校ではすごく便利があって非常に使い勝手がいいということでありますので、そのところはぜひ続けていただきたいというふうに思いますし、先ほどの回答の中で、タブレットのリース料についても、何かこの教材費、教材というふうな感じになっていますが、そういう同じような教材備品という扱いになるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

管理としては、備品として管理していくのが望ましいと思います。ただ、リースになりますので、財務上の扱いについては、そちらのほうの賃貸借ということになります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） それでは、3点目に移りたいと思います。

産業廃棄物についてですけれども、産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者に委託しているということですが、それは学校側がそれぞれやっているのか、教育委員会がまとめて、その回収、処理しているものなのか、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

基本的には、各学校で対応していただいているものです。

お答えとします。

○議長（廣田清実議員） 他に。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） ということは、業者についても学校から依頼をしているということでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） 業者さんにつきましては、町のほうで契約している事業者になりますけれども、連絡等につきましては、各学校でそれぞれ必要に応じていただいていると認識しております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） いた経験から言いますと、以前、今はちゃんとやってくれているのかどうか分かりませんが、ガラスなのですけれども、ガラス片については、どこの業者も回収してくれないのです。その辺で学校で困っているとかという話は聞いていないでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えします。

物によりちょっと困ったという際には、教育委員会に相談が来ることもございますし、個別に対応して、ちょっと取りに行行って集めて持っていけるようであれば、教育委員会がお手伝いしたりとか、そういったものは日頃の運営の中ではあり得ることではございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） そのように教育委員会のほうで補佐していただき、あと以前私やったときには、契約を結ばなければちょっとできませんとかと言われたこともあるので、多分その辺は教育委員会で対応してくれると思うので、中には黙って、学校のものなのですが、一般家庭ごみに持っていったり、ついやってしまうこともあるので、それはいいことなのか、悪いことなのか、皆様の判断にお任せいたしますが、そういうこともあるようなので、ぜひこういうときはこうするのだよという部分も教育委員会で指導していただければなど、そのように思います。

続きまして、4点目についてですけれども、学校の牛乳のパックですけれども、ネットで調べてみたのです、私も以前町民環境課のほうから、牛乳の紙パックが非常になかなか回収できていないというふうな話を聞いたので、ああ、そういえば学校では牛乳パック使っているなという部分があって、毎日毎日燃やせるごみに出していたなと思ひまして、何かないのかなと思っていたのですけれども、ちょっと調べてみたら、全国牛乳容器環境協議会というところのホームページで牛乳パックの回収についていろいろ詳しく指導してくださっているようです。

それで、学校給食用の牛乳の供給量の、そこに書いていることですからあれですが、約半分については、そういった部分でリサイクルされているということ、半分近くリサイクルされているということなので、ということは逆に言えば半分は回収されていない、そういうことになります。一般的に飲料用容器のパックの回収率は38.8%なそうです、いろいろ紙パックです。いわゆる市販されている一般の牛乳用のパックとか、スーパーで、市町村回収や集団回収の紙パック、古紙の平均1人価格も今は上昇しているというようなことが言われています。引き取ってもらうためには、洗う、開いて乾かすということが必要で、非常に手間だというふうに思われておりますが、そこにある手引によりますと、水ですすぐのも二、三回、それから乾かすのも広げて、1つずつ乾かすわけではなくて、ざるみたいなところに入れて立てて乾かすというようなことをして、非常に素早くできるということが挙げられておりますので、そういうところをちょっとぜひ見ていただいて、メーカー、そういうことを学んでいただければ、それほど時間をかけずに回収できるのではないかと。

回収業者のほうに、今スーパーなんかでもそのとおり回収されているので、そういうところは回収業者ができる。多分回収業者はできないと先ほど回答の中にあっただけですけれども、

そういう洗って開いておくということがされていないまま出すということになると、なかなか難しい状況だと思いますけれども、そういった部分をぜひやっていただきたいと思いますし、あと環境教育の観点から児童生徒が使用後の紙パックを捨てずに回収し、及び資源化されるまでのプロセスを体験することが有意義と考え、実施の可能性を検討するというふうになっております。ぜひこういった団体のホームページとかを見ると、いろいろ出前事業とかをやってくさるようですし、1回やると、それほど手間もなく、全校一斉にやるというのは言わずに、まずできるところからやるということで、高学年からやってみるとか、そういう部分をやってみてはどうなのかと、そういうふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

業界団体の情報につきましては、こちらも把握しておりまして、半分程度リサイクルされているということは伺っておりました。町内の状況はどうかといいますと、過去に町内の学校でも実践していたという例はあると聞いておりまして、ただその際は、洗って潰して出すだけだったので、割と手間がかからず量もできたということがあったことと、それ以降、開いて乾燥して出したりとかというところが、やはり全体で人数が多くなってくると厳しいというところがあったようでございます。

また、あとコロナ禍等もありまして、衛生的な面もなかなか難しいというところでちょっと折り合いがうまくついていないという状況と考えております。

議員のご指摘を参考に、様々な実践例とあると思いますので、やっぱりいろんな例を見まして、実施できそうであれば検討する価値はあると思いますので、情報としていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 5点目については、ペットボトルキャップについては、そのとおりだと思いますし、リサイクル事業については、いろいろやる部分もありますし、ほかの業者、矢巾町であればスーパーとか、そういったところでいろいろ回収はされております。基本的には、販売者業者で責任持ってやらなければならない部分もあるようですけれども、そういう部分、矢巾町として、いろいろ衣服などのリサイクルについては、リサイクルというかな、何か玄関とかでも回収はしているようですが、それ以外のところで、何かやれというものもあ

れですが、何かやれそうなこととか、町で考えていることはないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当初の質問は教育委員会に対することですが、学校での環境教育という部分で、まず1つお答えさせていただきますと、令和4年度から開始しておりますけれども、両中学校においてコンタクト空ケースの回収をしておりますが、これは企業さんのスキームに沿ってやっていることでございますが、やはりこれも我々の予想以上に、このケースは集まっておりますので、本当にこれは生徒さんの協力をいただいているということで、まさに環境教育の一環になったなと私は思っております。

それから、今ご質問でペットボトルのキャップのこととかがございましたが、教育長の答弁にもございましたけれども、現在ペットボトルですとか、容器包装プラスチックに関しては、リサイクルの業界のスキームがしっかり整っておりまして、行政回収といたしましては、私ども盛岡・紫波地区環境施設組合のほうで、ペットボトルと容器プラスチック、両方回収して、資源物として出荷しているところでございますので、通常の廃棄物の処理で十分賄えていると思っておりますが、昨日の代表質問の町長答弁にもありましたけれども、皆さん協力して分別していただいているのですが、これは今後私どもぜひ町民の皆さんにお知らせしていきたいなと思っているのが、分別していただいても、それは全て資源物になっておりません。

私も今の担当になって本当に勉強になったのですが、分別したからといって全てがリサイクルになっているわけではない。それはなぜかという、正しく分別されていないのです。例えばペットボトルですが、袋はちゃんとペットボトル、資源物のほうの袋に入っているのですが、飲物が残っている。それから、キャップとか表面のラベルがついたままというものが、これ大量にあります。これは全て燃えるごみになっています。これは、生徒さんだけではなくて、皆さんでやるべきことと思っていまして、ちなみに矢巾町だけの数字ではないのですが、盛岡・紫波地区環境施設組合の全体、都南、矢巾、紫波の全体の数値として、ペットボトルの約27%が分別の不適合ということで、燃えるごみに回されているから、ここを直すというのは非常に大事ですし、これは子どもさん方にも協力して、家庭でこうやれば、もっとリサイクルが進むのだよということをやっていることだと思っておりますので、そういうところを我々としては取り組んでいきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 今のことは非常に参考になるかと思います。広く町民に知ってもらって、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、学校の中でも多分、厳しくやるところは結構学校内のごみについても、ごみ箱、矢巾役場でもやっておりますように、ああいうことをきちっとやって分かってもらうということが必要なのではないかと、そのように考えますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います、そのように思います。

6点目についてですけれども、町内の小学校の体育館の冷房についてですけれども、非常時の場合はスポットクーラーを入れるというふうにはなっていますが、あれだけ大きい中ですから、スポットクーラーぐらいでは、なかなか厳しいのかなというふうな思いもあります。

一方で、今言われた、先ほどありましたように、国の事業で体育館のほうに敷設するのに補助があるというような状況もあるようですが、その際に冷暖房、空調設備を入れるだけではなくて、耐熱、遮熱、要するにそういったことの工事も何かやれるというようなことになっておりますけれども、そういったことは考えていないのか、お願いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

今のお話のとおり、国のほうでも体育館への冷房の設置を後押ししていくということで、その仕組みが強化されていると認識しております。

それに当たっては、やはり冷房装置を入れるだけではなく、おっしゃっていただきましたように断熱効果も確保する必要があるということで、新しい国の交付金のほうでは、それが条件といいますか、断熱性も確保することを前提にまず入れるということが想定されておりますので、本町でも導入を検討する場合には、その部分もしっかり確保するように考えてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） ぜひ進めていただきたいと思います。その際、学区再編の問題もあるのですけれども、そういった場合は、紫波町なんかでもあったのですけれども、そういう計画が決まるまでは、そういった部分、その対象の学校は冷房が入らないというような状況もありましたが、その辺のところはどのように、まだ先なので計画をどのように立てるのか

も決まっていない段階で、その辺のところの対応はどのように考えているのか、お願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

やはり学校再編が絡んでまいりますと、その辺を踏まえながらどうしていくかというところを考えなければならないと思います。こちらの冷房の設置の交付金につきましては、期間限定ですが、令和15年度までということになっておりますので、その点も考慮に入れながら、再編の検討も進めながら考えてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） そのようなので、それまでに、逆に言えば再編計画が間に合って、きちっと校舎も建てられるというようなことになっていればいいなと思いますので、よろしくをお願いいたします。

あと今の避難場所についてですけれども、どこかで、今年でしたか、能登だったかと思いますが、体育館が暑いので、教室だと空調が入っているからということで、教室のほうを開放したというような話もありましたが、実際この避難する場合に、体育館だけが避難場所であって、教室は避難場所ではないということで、そういうふうな許可をしたというような話だったのですが、その辺どうだったのか、分かるところを回答願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

避難される人数が1平米当たりの人数で割り出しておりますので、体育館で基本的には考えております。ただ、ご協力がいただけるようであれば、あつてはならないのですが、大規模な災害だとか、避難者が必要という場合については、それは学校施設のほうと相談しなければならぬと思いますが、今の段階では指定場所といたしました体育館というふうに位置づけさせていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 今は体育館のことだったのですけれども、プールのところで、ちょ

っと私も実際には見ていないですし、ちらっと聞いただけなのですけれども、プールサイド、結局遮蔽物が何もないので、直接日光がプールサイドに当たると、あそこのところ歩けないくらい熱くなると。歩いてやけどをするみたいな話も聞いたのですけれども、その辺の対策はしているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

天候によって歩けないほど熱いという日もあることかと思えます。学校の中で工夫していただきまして、サンダルを履いて移動してもらうようにするとか、ちょっとした敷物を敷いて熱さを和らげるようにするとか、そういった工夫で対応していただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） ぜひ、そのようなプールの部分について、あと以前にも聞いたのですけれども、プールについては、いろいろ維持管理が今非常に大変だというふうに聞いておりますが、現状としてプールを使える状況なのかどうか、お答え願いたいと思います。来年度以降について。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

来年度ということでございますけれども、各校とも使用するという想定で、そのようにできると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目を終わります。

先ほどから昆秀一議員が出席しておりますので、ご報告いたします。

次に、2問目の質問を許します。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 質問2問目に参りたいと思います。一般国道4号盛岡南道路についてお伺いしたいと思います。

一般国道盛岡南道路の整備促進について、現在国で予備設計が行われており、引き続き地

元と国との橋渡し役として、国土交通省岩手河川国道事務所と連携していくとのことから、以下伺います。

1点目、令和6年3月会議で質問したところでありますけれども、その後において地元からの要望があったのか、あったとすればどのような内容か。また、そのことに対して国土交通省河川国道事務所との連携はどのようなになっているのか。

2点目、周辺農地の利用者からは、現在農道として利用している周辺町道への影響に心配の声が聞かれるが、どう調整していくか。

以上、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 一般国道4号盛岡南道路についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和5年6月28日に8つの自治会合同の要望書が提出されて以降、新たな要望は受けていないところであります。

2点目についてですが、国において機能確保が必要となる町道については、現在の道路利用状況を把握した上で、予備設計に反映されているものと認識しており、今後設計が進んだ際には、営農に大きな支障を来すことがないよう、地元の皆様の意見を国にしっかり届けてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 1点目というか、いろいろ多分地域からは相談等は、要望という形ではなくてあるのかと思います。また、1つは、この間改まった情報が、南道路について地域に何もない、予備設計はしているという話は聞きますけれども、どの程度どうなっているのか、またその設計ができるのがいつ頃なのか、そういった、多分町長が言うように、いつなるか全く分からないという状況、話は聞きますので、そういう情報がないというところで不安は非常にあるのだと、そういうふうに思っておりますけれども、今のところ何らかの、その進行状況的なものが何かあったならば、教えていただきたいのですが。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

現時点で、町長答弁のとおり、はっきりとお示しできるものはないのですが、当初3月ぐ

らいにはというお話を伺っておったのですが、ちょっと遅れておりまして、夏ぐらいにはその辺の話が出てくるのかなというふうに感覚として捉えておりました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 国の事業ですから、なかなか相手も遅れてくればできないということとで。

他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 2点目について書いてあるのですけれども、いろいろ私も期間経過して道路を見ているのですけれども、東北自動車道のほうを見ると、自動車道も盛土で通って、本町のほうを通っているわけのですけれども、その際、道路によってはボックスというのですか、掘られているのですけれども、そういった場合は、向こうの国のほうの事業として、一環としてやられるものなのか、ああいったものをつくってほしいと町で言ったならば、町の負担は何らか出てくるものなのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

いわゆるボックスにつきましては、私どものほうも農業者等との話合いが岩国（岩手河川国道事務所）さんのほうでされている際に同席いたしまして、これらのものが欲しいというお話のほうはさせていただいております。

基本的には国の事業でございますので、国が整備をするのが原則となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 今のはボックスの話でしたけれども、それに乗りつけるというか、乗上げる、乗りつけるような場合については、町の負担があるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 国が設置したもの以外に町が設置するという意味でよろしいでしょうか。そうなりますと、基本的に町の負担が発生しますが、アロケーションの問題になってきますので、協議の中で割合等定められる形になろうかとは思いますが、ちょっとまだ仮定の話なので、具体的なお話はできませんが、原則的には、そのようになろうかと思

ます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 多分そうだと思いますが、そういったところでボックスであれば町として金がかからなくていいと、その代わり、その道路を使えないということにはなるのですけれども、そのほうがなるべく今の状況を見ると、農業者にとっては使いやすいのかなというふうに思いますので、ぜひその方向で、と言っても……

（「まだです」の声あり）

○11番（山本好章議員） と思いますが、よろしくお願いします。

あわせて、来年度新規事業の中で、社会資本整備事業として盛岡南道路に関連する事業、接続予定、町道の予備設計を実施するというふうなことが載せられておりますけれども、直接関係するかどうか分からないのですが、どこの部分で、どの程度、どういうことをやろうとしているのか教えてください。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

いわゆる交差点ができる部分で、町道との交差点ができる部分になっておりまして、1か所は町道中央1号線との交差点部、もう一か所につきましては、県道不動盛岡線の上矢次地区と言ったらいいのでしょうか、雇用促進住宅の脇といいますか、その部分の町道との取り合いの関係になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） それの測量をするということによろしいですね。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 町道と接道になりますので、町道側のほうの設計を示しまして、国のほうにこのような交差点を造ってほしいという協議をするための私どもの予備の設計となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） ぜひとも早く、早期に、町長が言っておりますので、早期着工、早期実現されるようお願いをして、ちょっとそこら辺について、そういうところ、どこまで実現できるのか、ご回答いただければ、それを最後にしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、国道4号盛岡南道路、今予備設計とか、いろいろ準備しておるのですが、いずれ一番まず今私どもあれなのは、用地買収、これが終わると、かなりの事業費を積み増しすることをお願いできると思いますので、できれば今月の下旬に国のほうに行って、総務会長事務所にでも足を運んでお願いに行ってくるかなということで、今その準備をしておるところでございます。

○議長（廣田清実議員） 国の事業なので、頑張ってやりましょう。よろしいですか。

（「はい、以上です」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で11番、山本好章議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 3時54分 散会

令和 7 年矢巾町議会定例会 3 月会議議事日程（第 4 号）

令和 7 年 3 月 7 日（金）午前 1 0 時 0 0 分開議

議事日程（第 4 号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18 名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦略 課 長	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長	佐々木 智 雄 君
町民環境課長	田中館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君

健康長寿課長	田 口 征 寛 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君
農業委員会 事務局 長	細 越 一 美 君
会計管理者 兼 出納室 長	佐々木 美 香 君
学校教育課長 兼 学校給食 共同調理場所 長	高 橋 雅 明 君

こども家庭 課 長	村 松 徹 君
道路住宅課長	水 沼 秀 之 君
上下水道課長	浅 沼 亨 君
教 育 長	菊 池 広 親 君
文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局 長	吉 田 徹 君
主 任 主 事	渋 田 稀 結 君

議会事務局 長 補 佐	千 葉 欣 江 君
----------------	-----------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

また、先日もお願いしましたが、会議に入る前に一般質問を行うに当たり、当職から議員各位にお願い申し上げます。質問に当たっては、矢巾町議会会議規則第54条1項により、「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない」となっておりますことから、通告した内容の範疇を超えないよう質問者は留意をお願いします。

それから、昨日もありましたが、矢巾町議会は一問一答方式なので、いい質問がありますけれども、何問かやってしまうとぼやけることがありますので、一問一答方式でしっかり質問していただければと思いますので、併せてお願いいたします。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

2番、高橋敬太議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（2番 高橋敬太議員 登壇）

○2番（高橋敬太議員） 議席番号2番、子育ても老後も、高橋敬太です。それでは早速、質問に入らせていただきます。

質問1、人口減少社会に対する本町の適応策は。人口減少傾向の改善を目指す緩和策も大切ではありますが、それ以上に人口減少下でも幸せに暮らし続けることができるよう、適応策が重要であると考えます。そのために、地域活性化及び持続可能な地域づくりを目的として、まち・ひと・しごとづくりを一体的に推進していくことが重要であり、その手法の一つ

として、地域運営組織、以下RMOと言わせていただきますが、それがあります。RMOは、住民による協議と実行の組織であり、地域の生活を守るため、住民が中心となって形成され、地域課題解決に向けた取組を持続的に実践する組織とされております。

本町では、これまで地域カルテ作成のためのワークショップや地域未来づくり会議などが行われてきました。この会議では、地域住民が地域課題を自分事として捉え、解決にはどのような実践が必要か行動計画を策定しております。この取組は、RMO設立につながる取組であると考えています。町民が参加しやすい夜に開催していただき、担当課のみならず、多くの職員がワークショップへ参加していただいていることに、町民からは矢巾町が一番頑張っていると称賛の声が上がっており、とてもすばらしく、町民が求めている事業ではないかと感じています。

今後さらに発展し、生き生きと楽しく、いつまでも安心して暮らし続けることができるコミュニティづくりへ寄与するため、以下お伺いいたします。

1点目、人口減少に対する適応策は、どのように進めていくのか。現在本町で該当する事業はどの事業であり、また課題はどのように捉えているのか。

2点目、人口減少で地域の負担が大きくなり、単一自治会ではいずれ成り立たなくなるのではないかと懸念します。将来を見据え、今から近隣自治会同士が連携を模索して共同での活動を促す考えをお伺いします。

3点目、地域を担う人づくりにおいては、当事者意識を持ち、主体的に行動できる人材が重要であります。そのような地域の担い手をどのように育てていくのか、お聞きします。

4点目、RMOの形成による効果は多数報告されています。本町でもRMO設立を目指してはいかがでしょうか。また、設立において現状考えられる課題は何と捉えていますでしょうか。

5点目、地域へ入り込む職員の努力は本当にすばらしく、一方で負担も大きいものと推察いたします。地域づくりや地域活性化に応用できる支援制度はたくさんあると思われ、早期に申請することで財源確保や実施環境の整備に努めてはいかがでしょうか。

6点目、小学校区を基本として、各地区の特徴を生かした組織にできる可能性があると考えます。例えば不動地区では、農用地保全の取組なども行う農村RMOの適用は可能なのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 2番、高橋敬太議員の人口減少社会に対する本町の適応策はについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、人口減少に対する適応策としては、地域間、世代間の交流、つまりコミュニティの活性化が重要と捉えているところであり、本町の事業としては、コミュニティ推進事業や地方創生事業が該当しております。

また、お示しいただいた地域カルテ作成ワークショップや地域未来づくり会議は、まさに人口が減少した将来においても、持続性のある地域づくりを行っていくための取組と認識をしており、地域カルテの作成は地域にどのような資源と課題があるかを洗い出す作業であり、地域未来づくり計画の作成は課題に優先順位をつけ、限りある資源をどのように活用していくか考える狙いがございます。

一方で、取組は地域の中に限られた一部の方々の努力にとどまっており、ワークショップに参加できない多くの方々を巻き込み、一部の方に負担が集中しない地域づくりの仕組みを模索することが今後の課題であると捉えております。

今後も地域間での情報共有を促し、町からの情報提供に努めながら、これらの課題に向き合い、解消に努めてまいります。

2点目についてですが、人口減少が進む現代にあつては、自分たちの地域のみならず、近隣の、いわゆる隣組のコミュニティ間で人的、物的資源を融通し合うなどの協力体制が必要と認識しております。議員ご指摘のとおり、やがて単一の自治会では成り立たなくなる可能性を憂慮し、昨年度から地域カルテの作成に取り組み、また地域未来づくり会議を通して、広域で連携すべき事業と単一の自治会で取り組むべき事業の整理を行っているところであり、今後は単一の自治会と連携による広域的な主体、あるいは外部団体等の連携も視野に入れながら、適切な役割分担による地域づくりの体制が整備されるよう、町としても継続的な支援に努めてまいります。

3点目についてですが、地域づくりを担う人材を育てるためには、研修会などで知識を得るとともに、主体的な取組の経験を重ねることが効果的であると認識をしており、地域コミュニティ運営の一助になることを期待して、昨年度は、自治会運営マニュアルや自治会ハンドブックを町コミュニティ連合会と力を合わせて協働で作成をしたところであります。

また、前に述べたとおり、地域カルテ作成のワークショップや地域未来づくり会議を通じてコミュニティ会長等の自治会役員だけではなく、より多くの町民の皆様に参加を促し、情報の共有化を図っているところであります。今後もより多くの参加の機会を通じ、町民の皆

様の意識の醸成が図られるよう、町としても支援に努めてまいります。

4点目についてですが、議員ご指摘のとおり、地域カルテ作成ワークショップや地域未来づくり会議などの取組は将来的なRMOの設立を見据えて実施しております。課題としては、行政から設立を主導するのではなく、町民の方々が自ら将来を見据えて話し合い、広域での連携や新たな課題へ対応する体制を構築する必要性を認識し、意欲を持ってRMOの設立を目指すことが重要と認識しております。

また、RMOの形成や設立後の運営に行政が適切に伴走することが不可欠であり、そのための行政内部での体制整備も課題と捉えております。

5点目についてですが、ワークショップへの職員参加については、職員の地域づくりへの知見を深める機会としての狙いがあるものであり、来年度以降は職員向けの研修会の実施も予定しております。今後も取組を継続することで町民の皆さんからの信頼の獲得にもつながるものと認識しております。

今後RMOの形成準備段階に進んだ場合、総務省の補助制度や特別交付税の措置など、多くの支援制度の対象となることから、地域に対する継続的な支援体制の確保に向け、活用を検討してまいります。

また、集落支援制度を活用するなど、長期的な支援体制を整備するため、国や県のアドバイザー制度も視野に入れながら活用すべき制度の検討に努めてまいります。

6点目についてですが、不動地区は中山間地域に該当していないところではありますが、知事の特認地域に認められ、現在不動中山間地域協定による中山間地域等の直接支払交付金を活用し、地域の農地保全や鳥獣被害対策事業が実施されております。

なお、農村型の地域運営組織、いわゆる農村RMOによる形成推進事業は、知事の特認地域では対象にならないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 本当にすばらしい答弁をいただきました。方向性や課題などについて私の考えと一致しており、あとはただ継続して進めていただければかなと思います。先月とある地域づくりの講演会へ参加して学んできたのですが、一番のポイントは、やはり当事者意識を持って住民が主体となって、いかに自分事として地域を捉えるか、全てはそこからだそうです。

課題として、一部の方の参加ということで、その輪を広げていき、将来的には多世代がごちゃ混ぜとなるにぎやかな地域をつくっていただきたいと思います。

そして、その肝が、やはり人づくりであり、地方創生というと、交付金でお金がもらえる、何か変える、造れるという考えになりがちということですが、大切なのは、そのプロセスであり、今やられている地域未来づくり会議だと思っています。

その会議では、煙山の事例ですと、その計画の進捗状況を参加されていない住民の方に呼びかけて見てもらう機会をつくったり、あとは岩手医科大学の学生に呼びかけて、防災関連の方3名が来てくれたり、今後どんどんと広がっていきそうな取組もされていると思います。

この事業は、町民から信頼の獲得にもつながるものと認識されているとのことですが、そのとおりだと思います。会議にサポートで入ってくれているNPOの方も矢巾町の職員は頑張りがすごいと、他の自治体と比べて、そのようなお褒めの言葉を聞いてもいます。

それで再質問なのですが、地方創生は最初に申し上げたとおり、まち・ひと・しごとを一体的に推進することがポイントで、個人的には町民だけの意見だと、どうしてもこの仕事の観点がやや乏しくなってしまうのかなと思い、実際に身近な課題が多く上がってきていると思います。それも素晴らしいことですが、例えばルール違反ごみであったり、自治会役員または子ども会役員の負担軽減に対する課題が多かったと思います。

資料でつけさせていただきましたが、RMO形成による効果はたくさん報告されており、私が特にすてきだなと思ったのは、地産地消の農村レストラン、農家レストラン、あとは里山体験、農業体験、ミニ道の駅などで、似たようなことは既にやられている地域もあるとは思いますが、地域の身近なそういう嫌なことの改善を取組とするのも大切ですが、何かやっていて楽しそうに見えるような、地域住民の方が生き生きと楽しそうにやっている姿を見ることで、もっとほかの住民にも広がって、私もやってみたいと思うのではないかなと思っています。

なので、計画段階で無理に広げていくことを考えずとも、ある程度計画が定まって、実際に活動している姿を見せることで広げていくという段階で拡大は考えていけばいいのかなと思っています。

すなわち各地域、徳田、不動、煙山とありますが、各地域でそれぞれ地域の方が稼いでいただいて集客していただいて、盛り上がってほしいと思っています。徳田だと、同僚議員が徳田米を復活させたりとかしていたり、そのような徳田のもの、不動のもの、煙山のもの、それぞれを使った農家レストランなどがそれぞれの地域にあれば面白いなと思うので

すが、そのような仕事という観点で、今後は住民やコミュニティに提示したり、アドバイスしたりしていくようなお考えはいかがか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） まず、高橋敬太議員におかれましては、先日とか、煙山地区の地域未来づくり会議等に参加いただきまして、今回こういったお褒めの言葉も頂戴しまして、本当にありがとうございます。

今お話しいただきました稼げるような形というのは、これから模索していかなければならないと思います。先日来のほかの議員さんからも答弁ありました、質問と答弁もありました労働者協同組合とか、こういったところも含めて地域の運営組織、RMOというのが何かリージョン・マネジメント・オーガニゼーションというものの略で、それぞれが地域を運営組織というふうなものの単語の集まりなので、地域運営組織というふうに日本では訳されているのかなと思うのですけれども、こちらのほう、将来的には当然ながら本町において形成していくべきだと思っておりますし、今その下地づくりを少しずつであります、始めたところで、将来的には、それが広域的に取り組まれて、お互いがそれこそ働いて稼げるような状況をつくり出せるというところを最終的な目標にしていきたいというふうに考えているところであります。

実際どういった手段でというふうなのは、まだまだこれからでございます。それが農業になるかもしれませんし、商工業の分野かもしれません。具体的な話は、まだお話しできないのですけれども、いずれ地域の皆さんと一緒に、これからは寄り添いながら取り組み、考えていきたいというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからちょっと、RMOというのは地域運営組織ということで、私はこれまでいろんな取組をしてきたのですが、やっぱりできるのであれば、町もそうですし、地域、コミュニティもそうなのですが、目標というか夢をどのようにして、まずこれを実現していくかと、入り口が非常に、今回ここでもう失敗は許されないのです、そして私それを考えたときに、先ほど高橋敬太議員は楽しくということ、まさにそのとおりだと思います。今石破総理も地方創生は楽しむことからスタートだということでお話しされているのですが、まず私はそういったことで地域のコミュニティの人たちに苦痛にならないように。できるのであれば、みんな集まって、こういうことをやってみないかと。そこには、できるので

あれば、みんな仲よくスクラムを組んで、そしてこういうことに一緒になって取り組んでいくべし。その中に、まず仲よくやっていくことのほかに喜びを持つことができる。また何かやらせられるのか、また何かあれなのかと苦痛であるのであれば、人が集まってこないわけです。

だから、今回の仕掛けは、そういう、できるのであれば明るく喜んで、そして朗らかにというか、いがった、いがったと、そのソフトの面からスタートして、地域でどういう課題があるか、そのハードを今度どのようにして解決していくか、その解決するために、いろんな今議員さん方からも質問を出されて、高齢者の協同組合も含めて、またはいろんな例えば地域組織でも法人化もできるわけですし、いろんな形ができるわけですので、そういう端緒をつくり上げていきたいということです。

だから、今回私代表質問でも答弁させていただいたのですが、できれば島根とか鳥取、この間講師の先生のお話、中国地方は先進地だと、進んでいるのだと、そういうところ、地域の人たち、議員さんたちも、私らも一緒になって、そしてこちらから行くのがお金かかるのであれば、そういう仕掛け人を呼んで話を聞くのもいいわけです。

そして、それぞれの地域に、よくうちの地域コミュニティも二極化されていると、早く言うと、人口が減っているところと、一方は増えているところ、その悩みとか課題、問題はそれぞれ別々なわけです。だから、それに取り組むためには、輪です。私は両輪のごとくの輪と、それからいわゆるみんなで力を合わせてチームワーク、こういうものをつくり上げていきたいと。

今農商工の共創協議会が遅々として進まないのは、コミュニティのところで引っかかっておるのです。これがあとコミュニティの方向性が示されれば、ある一定の方向性を示すことによって、農業も、商工業にも、いわゆる方向性を見いだすことができるのではないのかなということで、これは時間がかかるけれども、ぜひやらなければならない、このRMOは。

農村型RMOとか、主語はいろいろあっていいと思うのです。農村だけに限らず、いろんなあれをつくって、そしておらほうの地域は何やるかと、農村型をやるか、それとも高齢者の、おらほうは子育て、いろんな型があると思うのです。そういうことにしっかり取り組んでいきたいと思いますので、あとは担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） これまでに他の議員からもありましたが、そのような町民からの課題が抽出をある程度されたら、今度は町民だけでなく、やはり民間であったり、先ほど町長おっしゃいましたように農商工共創協議会の方に入っていて、解決策と一緒に模索していくことで、地域の方も地元企業のすばらしさの再発見につながるかと思いますが、そのような連携も今後どのように考えているのか、最後にお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

ただいまの企業と連携してというふうな話、まさにそのとおりです。今はまだ地域の住民の方との、そしてその方同士の話合いというふうな形です。これの輪をどんどんやはり、町長の答弁にもありますとおり広げていくというのが本当に重要だと思っています。地域にある企業の方々、団体の方々、それこそ農業の方々とか、いろんな方を巻き込んで、この輪を広げていく、連携していく、こういったところで様々な課題を解決できるというふうに信じております。これに向かって私たちは、これから徐々に力を合わせて進めていきたいと思ひますし、役場のほうも一丸となっていきたいというふうに考えているところです。

よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからも追加で答弁をさせていただきたいと思ひます。

農商工共創協議会のお話が出てまいりました。農商工共創協議会の座組を考えると、まず2つ参考にさせていただいたものがございまして、1つは平成の大合併のときに、旧町村単位の自立性を確保するために、やはり集落支援員のように、そこにおいて中核となる人間を配置する制度がございました。そのキーワードが、やはり昨日も赤丸議員への答弁でもしましたとおり、評論家ではなくて実践する当事者をつくっていくということでございました。まずそれが第1点。

もう一つは、このRMOの地域運営組織、この座組というものを参考にさせていただいておりまして、なかなか進まないという、このお話の中で、まさに止まっているところは、いかにそのコミュニティの中で自分がやるのだ、役所ではなくて自分がこの地域を担っていくのだという当事者を増やしていく段階だということでございます。その過程で、次のステップに行ったときには、コミュニティビジネスといったようなものに発展していく際には、まさにそういった方々が中心になっていきますので、この農商工共創協議会、現在構成の中で、

人を区切っているわけではなくて、どんどん、どんどん仲間を増やすという方向性でありますので、ぜひそのような形で進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは2問目、生きがい創出と健康寿命の延伸の取組についてお伺いいたします。

アメリカや日本における研究では、生きがいを持つことや人生で高い目的意識を持っている人は、そうでない人と比べ心筋梗塞や脳卒中などによる死亡率が減少したという報告もあります。人生をポジティブに捉えている人は、健康で長生きする傾向があるとのことで、単に健康的な生活習慣を指導するだけではなく、人生の目的や生きがいを得られるように、健康と幸福感を促すための新たな取組が健康寿命延伸に有効である可能性が示唆されています。

また、医療、介護給付費を抑制するためにも健康意識の向上が求められています。病院完結型医療から地域完結型医療への転換が求められる中で、病気の予防や進行を自ら防ぐ生活習慣はもちろん、早期発見には周囲のサポートも大切であり、生きがい創出や健康寿命延伸についてお伺いいたします。

1点目、本町の生きがいづくりとしては、各種地域の居場所や老人クラブ、生涯学習、シルバー人材センターを通じた就労促進など、たくさん取り組まれています。それぞれに成果と課題があると思いますが、第8次矢巾町総合計画前期基本計画の指標となっている地域の居場所について、まだない地域は存在しているのでしょうか。

2点目、生きいきまちづくり委員会について、各部会の現在の最重要事項と活動内容及び今後の方針をお伺いします。

3点目、各種ニーズ調査が行われておりますが、生きがいづくりについて調査を行ったことはあるのか。また、どのようなニーズがあると捉えているのかお聞きします。

4点目、特定健康診査の受診率向上について、受診しない人へのアプローチはもちろんです。受診した人になぜ受診したのかなど、きっかけや現行の改善点などの調査を行い、手

法を改善していくことも必要ではないでしょうか。そのような取組を行ったことはあるのか、お伺いいたします。

健康で毎日が楽しいと思える地域づくりの新たな手法として、コミュニティナースが徐々に広がりを見せています。コミュニティナースは、地域住民の日常生活に溶け込み、健康づくりや地域活性化を支援することを目的としています。病気や介護が必要になる前の段階から住民に寄り添い、関係を築き、健康づくりや予防を促進するという特徴があり、実際に介護保険料及び医療費の抑制につながっているという意見もあります。コミュニティナースの活動は様々で、地域住民と一緒に畑で農作業をしたり、食のイベントを開催したりと、多様な機会が提供され、生きがいを創出するプレーヤーとして活躍されている人もいらっしゃいます。コミュニティナースを活用することにより、多様な活動の居場所をつくりつつ、医療費、介護給付費を抑制していくお考えについて伺います。

6点目、生きがいを客観的に評価するのは困難ではありますが、近年ウェルビーイングという考えが浸透してきています。このウェルビーイングも健康寿命や死亡率と相関関係があるという報告もされております。そして、ウェルビーイングを測定する方法も示されており、簡単に調べることができるものもあります。

富山県では、ウェルビーイング推進課があり、富山県成長戦略の中心にウェルビーイングを掲げられています。ウェルビーイングを指標として、住民のウェルビーイングを実際に計測し、ウェルビーイングの向上を勘案しながら、各種政策立案及び評価を行っているとのこと。

本町でも町民のウェルビーイングを計測し、地域別、世代別など、ウェルビーイングを評価、検証し、政策に生かしていくのはいかがか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 生きがい創出と健康寿命の延伸の取組はについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町では、エン（縁）ジョイやはばネットワーク、こびりっこサロン、通いの場体操くらぶを地域の居場所として推進をしておりますが、これら地域の居場所がない行政区は、令和7年1月時点で、新たな行政区も含め13行政区となっております。

2点目についてですが、生きいきまちづくり委員会につきましては、本町の各種保健福祉施策の総合調整を図るため、それぞれの専門的な立場から、ご意見などをいただく場として

おり、設置要綱上の部会がございますが、その機能は、施策ごとの他の委員会や協議会などで担っているところであります。

重点事項などにつきましては、例えば高齢者福祉施策におきましては、介護予防とそれにつながる社会参加として、地域の居場所事業の推進、認知症への理解を広めるための認知症サポーター養成講座の実施、健康づくり施策においては、特定健診受診による生活習慣病予防、保健推進員や食生活改善推進員等の健康づくりサポーターと連携した各地域での健康意識の醸成などが挙げられます。

これら重点事項を中心に、関係機関等の意見をお伺いしながら連携し、町民の皆様の健康寿命延伸を目標として、各施策を推進しておるところであります。

なお、生きいきまちづくり委員会につきましては、委員会の現状の位置づけを考慮し、今年4月1日付での要綱改正により、部会を廃止することとしております。

3点目についてですが、直接的な生きがいづくりについての調査ではないところではありますが、昨年度地域の居場所などの地域づくりを進めた場合、参加を希望するかという調査を行ったところ、参加する意思がある方は52.8%という回答結果となっております。

高齢者の生きがいづくりに関するニーズについては、就労を含めた自分の経験を生かす機会や地域社会への参加、ボランティア活動、趣味を楽しむ場、他者との交流など、社会とのつながりを求めるニーズがある一方、自宅での生活を重視し、自分のペースで過ごしたいというニーズもあるものと捉えておるところであります。

本町といたしましては、今後もシルバー人材センターを通じた就労促進、地域の居場所づくりやボランティア活動の推進など、関係機関、併せて団体とも連携し、高齢者の生きがいづくりにつながる活動の場の提供に努めてまいります。

4点目についてですが、令和4年秋に、からだところの健康に関する意識調査において、健診を受診しなかった理由についてのアンケート調査は行っておりますが、受診をした方に対してのアンケート調査を行っていないところであります。議員ご指摘のとおり、受診した方からは改善点など貴重なご意見をいただくことができ、受診率向上につながるものと思われますので、来年度の健診の際には、健診機関と連携して、受診した方々から受診のきっかけや改善点などを把握して、健診を受けやすい体制または環境を整備してまいります。

5点目についてですが、本町においては、それぞれ保健師が地区担当として、保健推進員と連携しながら、町民の皆様が参加しやすい休日などに各地区での健康教室、健康相談などを実施しており、栄養士においても、食生活改善推進員と連携し、各地区での栄養教室など

を実施しております。また、保健師等による訪問活動のほか、通いの場などにおいて、シルバーハビリ体操指導者会の皆様などと連携して事業を行いながら、参加者の健康や生活状況等の確認を行い、町民お一人お一人の状況に合わせた助言、支援などを行っております。

議員ご指摘のコミュニティナースにつきましては、活動事例等を把握しておりますが、その活動には地域の状況や、その方の意識、使命感などによるところが大きいものと認識しております。

本町におきましては、町民の皆様のご意見をお伺いしながら、この前にも述べたとおり、保健師等による活動を継続してまいります。高齡化や人口減少が進む中での地域づくりとして、将来的には地域に根差し、健康づくりや生きがい創出に取り組む人材が必要であることから、今後のコミュニティ施策や健康づくり施策の推進に当たり、事例などをお示ししながら、町民お一人お一人の意識の醸成を図ってまいります。

6点目についてですが、生きがいを客観的に評価する指標の一つとして捉えておりますウェルビーイングについては、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも満たされた状態にあることは認識しておりますが、その計測について、この物差しには明確な方法を立証すること、適切な回答を得ることは、非常に困難なものであると捉えております。

本町における様々な状況が変化していく中で、同一の方、人物から複数年にわたって同様の設問を用いて計測、いわゆる物差しとしてするべきか、あるいは可能な限り多くの町民からの回答をもって結果とするべきか、いずれの場合も、その方法や設問内容などについては、計測可能なものであると考えられますことから、政策への反映につきましては、今後慎重に検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 居場所がまだない行政区については、今後どのように対応していくのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

これまでもでしたけれども、例えば町で行っております介護を予防するための事業であるとか、そういったものの参加者の意向をお聞きしまして、そういう場所に参加したいというご意見があれば、居場所があれば、そちらのほうに案内していますし、ないところでは地域

の中で、やはりこちらのほうで知っている先立ちになりそうな方に相談しながら新たな居場所づくりということで取り組んでおります。

そしてまた、今年度は、これまでやっていなかったことで初めてなのですけれども、町内にあります通いの場とかこびりっこサロンなどの各居場所の代表の方と、あと居場所のないコミュニティの役員さんにも集まっていたいて、情報交換会、意見交換会を開催したところです。そういったところを取り組んでいながら、各居場所について、ないところでは立ち上げ、また町のほうでは支援というのを行っていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 生きいきまちづくり委員会において、生きがいつくりについても議題として専門の方からアドバイスをいただいたりするような機会を今後つくってみてはいいかがか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

まさにその生きがいについて、最近の研究でも様々健康長寿につながるものということで示されておりました。本町のほうも様々介護であるとか、健康の施策、計画ありますし、それを進めるための施策について、この委員会の皆さんからご意見をいただいておりますので、そういったところで検討というか、改めてご意見をいただくということはしたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 生きがいは居場所だけではないというのはそのとおりで、一度どこが足りないのか、また何かやりたいけれども、やれていないとか、何か困っていること。例えばスポーツの種目で、本当はこれをやりたいけれども、矢巾町にないとか、いろいろ体育協会や各クラブ活動とかもあると思うのですが、まず一度やっぱりそういったニーズ調査といいますか、どこが足りていないのか、種類とか場所を特定して、そこをちょっと増やして、できるだけ多くの方が参加できるような環境づくりというのを行ってみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

居場所づくりというところで、今町民スポーツ大会のところで、ちょっと私のほうから答弁させていただきますけれども、町民スポーツ大会の各年代の条件ですとか、種類ですとか、そういったところでなかなか参加率が少ない、なかなか人を集めづらいというお話を体育振興委員の方々からたくさん聞いておりまして、来年度1年かけながら様々アンケートとか調査をしながら、新たな町民スポーツ大会の種目、あるいは条件とか、そういったものを検討してまいりたいというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

生きがいについて、やっぱり町長答弁であります。様々生きがいがございます。これらやはり国などの調査結果によるものでございますが、具体的に私たちのほうで生きがいについてどういうニーズがあるか、どういったことを求めているかというようなことまでは、ちょっと調査したことがないので、次回の介護保険事業計画の見直しのアンケート調査などもありますので、そういったところで把握していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） ほかの調査で、その居場所に参加する意思がある方が52.8%のことでしたけれども、男女の割合とか、もし分かれば、あとは実際に今地域の居場所に参加されている方の男女比などを分かれば教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

男女別のアンケート調査の結果、今ちょっと手元にはないのですが、各居場所の状況を確認してみますと、やはり参加している方は、女性の方が多いというような状況になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 以前も他の議員からも、そのようなことがあったかと思いますが、やはり男性の高齢者の居場所の確保も大切だと思います。南矢幅2区だと健康マージャンとかやられて、男性の方が多く参加されているのかなと思いますし、やはりそういったのを他の行政区でもちょっと周知したり、例えばそこに呼んでみたりとかして広めていったらどうかと思っております。

そして、にぎやか、そして活性化している地域とは、多世代、そしてよそ者もごちゃ混ぜになっているコミュニティであると言っている方もいらっしゃると思いますが、高齢者だけに限らず、そういった多世代の方が実際に集まって触れ合うような居場所が現在本町にあるのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

健康長寿課所管分になるのですが、一応えんじょいについては、高齢者の方だけが対象ではなくて、多世代の方、例えば障がいのある方であるとか、子どもであるとか、そういう方も交えて事業をできるように事業設定しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今の高橋敬太議員の生きがいの創出ということなので、私はいろんな仕掛け方があると思うのですが、やっぱり出会いなのです。この出会いをいかにしてつくり上げていくかと。そのために、何か事を起こすときにはよく言われるのは、どのようにして仕掛けていくか、仕組みをどのようにしてつくっていくか。それから、あとはその後の仕方、この3つのことをこれから生きがい創出で考えていかなければならないと。

だから、先ほどの健康マージャンのお話もあったのですが、あそこは恐らく私は女性は来ていないと思うのです、男性だけだと思うのです。それでは駄目なのです。だから、私は、私らのときは健康マージャン、家族マージャン、人が足りなければ家内とか娘もあれして、そういう、やっぱり。だから、今高橋敬太議員が、ならば52.8%の男女の割合、そういう差別化しないでやれることを考えていかなければならない。

それで、今生き生きとしているのは女性の方々なのです。だから、私も前に例で出したのですけれども、煙山の老人クラブか自治会の人たち、あれなのです。「今日は、これから飲むべと、ごちそうも作るから」と、女の人たちが準備すると、恐る恐る男たちが出てくると、私もそこに参加させていただいた。だから、仕掛け方なのです。

だから、生きがいの創出は、身近なところにあると思うのです。これをみんなで知恵を出し合ってつくり上げていくことが、これが行政が絡むとろくなことがないのです。「できれば役場は来ないでしろと、おらおらでやるから」、そのためのえんじょいセンターを立ち上げたのです。そこをひとつ、これからの生きがい創出の在り方も含めて取り組んでいきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） えんじょいが、いろんな方を対象としているというのは、もちろんでしたけれども、そうしていても実際に参加されているのがどうかなとも思ったのですが、身近なところからやれることをやっていきましょうということなので、健診の受診率向上のお話を聞かせていただきます。

今年度は、当初ナッジ理論により推進したいとのことであつたのですが、取組を行うことができたのか、またナッジ理論では、受診率向上がなかなか見込めなかったために、来年度はインセンティブを与えるということになったのか、ちょっとその辺のことを教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

ナッジ理論につきましては、健診の受診勧奨案内について活用しています。その方の過去の受診歴であるとか、健康歴などを委託している事業者しか、日本ではその事業者しかないのですけれども、A Iを使いまして振り分けながら、それぞれの受診勧奨案内をしています。

効果があつたかどうかなのですけれども、数年前からこれに取り組んでおりまして、例えばコロナ禍だったのですけれども、コロナ禍において他の自治体、あとは特定健診であるとか各種検診の受診率というのが大幅に下がっていたのですが、本町の場合は、そこをまず、向上はしなかったのですけれども、ほぼ維持できたかなというふうに思っております。

ただ、そこからさらに受診率を上げるという点でちょっと、例えば今年度なのですけれども、今年度については昨年度と比較すると、昨年度と同じぐらいで終了するかなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、保健師さんのお話ですが、保健師を増員して、今度ほとんど地域に出て活躍される方を増やしたいというお話でありましたし、今回の3月会議でも多く保健師さんについて話題が出て、たくさん活躍されているということが分かり、本当に頭が下がります。

しかし一方で、全国的に看護師不足が問題となっておりますが、本町で保健師の確保、採用が困難な状況ではなかったのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

令和6年度におきましては、福祉課、健康長寿課、こども家庭課におきまして、総数14名の保健師ということで、町長からも答弁ございましたとおり、令和7年は2名増員して16名体制でということでございます。

ご指摘のとおり、ご質問の中でもございましたコミュニティナースの考え方もございます。保健師におきましては、町民におかれましては、やっぱり一番役場の職員として触れ合う職員なのかなと、生まれる前から、それから介護、それから相談事などについて、重要な責務を負っている特別な職員というふうに考えてございます。そういった部分で、今回保健師を増員して、さらに地域コミュニティから生活を含めた強化をしていきたいという意味で増員をやっていききたいということで今回の増員になったという状況でございます。

確保の部分につきましては、幸いにも募集いたしましたならば、必要な人数という言い方はちょっと適さないかもしれないのですが、想定された人数の部分は応募していただきました。本当に助かりました。そういったすばらしい職員が、応募していただきましたので、今回採用通知を出しているという状況でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） やはり矢巾町は、他と比べて、そういった医療資源といいますか、人材にも恵まれているなど改めて実感いたしました。

戸別訪問もしていただき、地域の居場所への参加を促しているということですが、個人的には、やはり特に心配なのは独り暮らし世帯での急変、令和2年の国勢調査では、本町の高齢独居世帯は755世帯とありますが、これまでに最悪の場合倒れられていて、発見が遅れたケースなどは把握しているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

高齢者の方が自宅で倒れていたであるとか、お一人で亡くなられていたという件数については、それぞれ報告が、もし、ないのもあるのかもしれないですけども、極力事業所の方とか、そういったところから情報はいただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） やはりある場合もあるということで、やはり見守りについては先日も緊急通報システムなどのお話がありましたが、もちろんその戸別訪問も人と人との対面でのことは、もちろんそれが重要なのですが、やはりICT技術の活用も必要だと思います。

私が今注目しているのがライフスタイルセンシングというものを非常に注目しております。奈良県立医科大学発のスタートアップ企業などが産学官連携による健康づくり見守り支援事業の一つで、1分単位で各家庭の、しかも各家電の電力消費量をモニタリングして日常の行動を可視化、生活、食事、活動、様々な面でスコア化して、健康状態の悪化や認知症の兆候を早期に検出できるというものでした。そして、それにより医療費、介護費の削減を目指しております。

さらに、ほかにも熱中症のアラート、暑いのにつけていないとか、あとは24時間未使用であったり、24時間つけっ放しなどの通知も自動的に来ます。やはり手間をいかに省くかというのも大事だと思いますので、これだと完全に自動化して見守ることができますので、本町でも、ちょっと調べて検討してみるのはいかがか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

やはりそれぞれ今の高齢者の方々、独り暮らしでも、高齢者お二人の世帯でも、やはりその生活スタイル様々ございます。そういった様々研究されている情報を得ながら、本町でも取り入れられるかどうか、そういったものを検討していきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 各地域の居場所であったり、保健師の活動も地域を単位とされてい

るものが多いのではないかと思います。えんじょいであつたり、こびりっこサロン、老人クラブは地域のくくりがあり、万が一隣近所の関係性がこじれてしまった場合、再び同じ人のところに行きたくないとかというケースもあるのではないかなと推察いたします。

地域を問わず誰でも通える居場所も、もっと必要ではないかと思います。そして、その場を提供してくれるのがコミュニティナースではないかなと思っています。その人材については、その方の意識や使命感、そういうことで実際に確保が難しいのかなと私も思いますが、他の自治体の例を見ますと、地域おこし協力隊で募集しているところもございます。地域おこし協力隊は、そもそもそういった地域で何かしたいと使命感を持って来てくださる方だと思いますので、ぜひ今は農業方面で検討されているということでしたが、コミュニティナース、特に都会の医療現場で疲れた人がちょっと田舎に帰りたと思ったときに、こういうのがあるのだということも、もしあれば帰ってきてくれる看護師さん、保健師さんがいるかもしれないなと思ひまして、地域おこし協力隊での募集について可能性をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

地域おこし協力隊としてコミュニティナースをということですが、県内でもやはり事例がございますし、近隣の自治体においても、来てからコミュニティナースみたいな活動しているという事例も近隣市町村でもございます。地域において、看護師がその職性を使って入っていくというのは非常にいいことだと思います。こちらにコミュニティナースというご提案をいただいておりますが、薬剤師さんも含めて医療専門職と言われる方々が地域に入ってきてこのような活動することというのは、非常に意義のあることだと思います。

地域おこし協力隊については、3年という任期がございます。このコミュニティナース、医療専門職の方々が地域に入られたときに、今後どのような形で、それ以後の活動をしていくのかというようなところをトータルとして受入れ態勢を整えると、非常にいいものになっていくのではないかなというふうに思っておりますので、この点につきましても、この地域においてどのようにしていくのかというのを引き続き議論してまいりたいと思ひますし、積極的に活用する分野だと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） おっしゃるとおりで他の自治体で活躍されて、その任期後に、ちょ

っと法人格の種類は忘れましたけれども、法人を立てられて引き続きやられている事例もあるようにお見受けしたので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

今は、学生、看護学部の授業でもコミュニティナースという言葉は出てくるそうです。コミュニティナースの活動を町内で始めてみて、行く行くは医大の看護学生の実習の場、地域実習の場、インターンの場となれば、多世代交流にもなって地域が明るくなると思います。

学生と交流する場は貴重で、地域の町民の方からも喜ばれるのではないかと思います。この間の煙山未来会議でも、地域住民の方がもう関わりたくてうずうずしているような状況を見ましたので、やはりそういった学生と交流するメリットもあると思いますので、やっぱり看護学部、医大がありますので、そちらとの連携も今後ちょっと見据えて話合いを持ってみたいと思いますが、学生との連携についてはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

まず、今キーワードは、岩手医科大学には4つの学部もあるし、また先生方もいらっしゃるので、岩手医科大学、それから今言うように地域おこし協力隊、それで例えばナースというと、もう看護師さんしかイメージしないのですが、今日ちょっと調べてもらったら保健師はヘルスナースなのだそうです。だから、あとはもう社会福祉士とか、そういうようなのはソーシャルワーカーまたは介護であればケアワーカー、できるのであればナースだけに限定しないで、そういう一連のものを一くくりにして、私は矢巾型のコミュニティ、そして頭文字を取って何かぶち上げたら、これはうまくいくのではないかなと、さっきからお話をお聞きしていて、だからちょびちょびとやるのではなく、やるのだったら総合的に、ある意味では専門性も持たせてやるのが大事ではないのかな。

そうすると、何も協力隊でなくても、地元で子どもさんたちが、俺は矢巾でいろんな健康、福祉とか、介護とか、医療とか、そういうものに取り組んでみたいという意識づけとか、動機づけにもなるのではないかなと。そういう人材があれして、矢巾から県内の33市町村に出していくのも一つのあれだと。これは、私はいいことだと、ストーリー性のあるこのことには、ぜひみんなで知恵を絞って。

ただ、私こういうことを言うのですけれども、後ろを見たとき誰もついてこないときがあるので、そういうことのないようにいずれしっかり、このコミュニティナースだけ、コミュニティとかナースだけではなく、もっと幅広く広げていったらこれは可能性が大だと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） まさに町長おっしゃるようにモデルとしてつくって発信していただきたいなと思います。

また、このコミュニティナースという言葉ですけれども、ナースとついていますが、実際のところ資格が要るものではないそうです、定義として。ただ、個人的としては医療費、介護抑制につなげたいと思って、健康相談もできることを望んで保健師とさせていただきますが、幅広い方の活躍ができる場所となればいいと私も思っていました。

居場所マップについて出されておりますが、居場所は公的なもの、または社協さんが行っているもの以外にもたくさんあります。民間の居場所について、お店の情報やコーヒーをやっている方など、新しく作るというわけではなくて今、商工会さんがヤハGOナビというマップを出されていますけれども、店舗の一覧のようなマップで、矢巾町が出している居場所マップと一緒に掲示してあげるとか、同じ場所に貼ってあげるという連携もいいのではないかなと思いますが、一緒に掲示してみるということについて、ご意見をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） お答えいたします。

大変有意義だと、すごく住民の皆さん知りたいところだと思いますので、そういったことを商工会さんのほうと相談しながら実施していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 民間ということで、今現在町内に新たにオープン準備が進められている無印良品の直営店ですが、この企業は地域コミュニティのハブになりたいという理念を持っていると聞いたことがあります。つながりを大切にする企業で地域の魅力や資源を生かしてくれる店舗とも聞いたことがございますので、一度そういう民間の力もヒアリングしてみて、連携できないか探っていただければと思います。

最後に、ウェルビーイングについて確認なのですが、答弁書で計測について明確な方法を立証すること、適切な回答を得ることが非常に困難とされる。一方で、いずれの場合も、その方法や設問内容については、計測可能なものであるべきと考えられますことからということなのですが、どこが困難で、どこが可能というふうな認識なのか、少し分かりやすく教え

ていただけたらと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうから最初に、あとは担当課長から答弁させますが、ウェルビーイング、いわゆる幸福度、これについては、県なんかではもう調査しておりますので、言下に否定するものではないので、ただ私、できるのであれば、このウェルビーイング、いろんな尺度があるので、その物差しが市町村ごとなのか、都道府県単位なのか、国ごとなのか、そういうところでちょっと困っておるのですが、ただ全然できないということではなく、今後これは恐らくいろいろ一つの方向性が示されてくると思うので、そういうことをしっかり注視しながら適切に対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

議員から提示いただきました富山県の指標の策定についての資料を拝見しての、これは私の感想というふうな形の部分もあるのですが、総合的な2つの指標というのと、あとは分野別の7つの指標、そしてつながりに関する一つの指標というふうな形の大きく3つの区分で10個の指標についての構成というような形、そしてその中で、さらに5年前の自分、現在の自分、5年後を想定した未来の自分というふうな形の評価を行うとか、いろんな工夫されたものだなというふうにまず拝見したところでした。

ただ、それぞれの感じ方というのは、人それぞれあると思うのですが、感じ方の部分が実際自分に何が足りないのかなとかというふうな部分、そしてどういうのがあればいいのかというところのちょっと具体的な記載というのは、あまりなかったのかなというふうに捉えました。

我々よくやるアンケートでは、矢巾町に何があればいいと思うとか、ストレートにどうしても聞いてしまう部分があります。それが数が多ければ、やっぱりそれを実現したほうがいいのかとかというふうな取り方をしているところなのではあるのですが、なので結論から申しますと、今後両方合わせたものを上手に取れないかなと考えたところでした。

なので、ウェルビーイングの考え方を否定するものでは全然なくて、すばらしい考え方だと思っておりましたので、こちらのいいところを上手に取り入れながら、我々もこれからアンケート等をつくる際には、検討していきたいというふうに考えるところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 以上で2問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時25分といたします。

午前11時12分 休憩

—————
午前11時25分 再開

○議長(廣田清実議員) 再開いたします。

次に、3問目の質問を許します。

高橋敬太議員。

○2番(高橋敬太議員) では3問目、格差解消、負担軽減で安全、安心に暮らせる矢巾であるためにお伺いいたします。

町内どこに住んでいても、誰もが安全、安心に暮らせる町を目指し、地域間格差をできるだけなくする取組が大切であると考えます。中心部と周辺部では、人口密度の違いなど、環境により不公平とならないためにオール矢巾で持続可能な町をつくり、町民の負担をできるだけ軽減、平準化したく、お伺いいたします。

1点目、防犯灯について、通学路など特に要望が多いところで必要と判断される場合は、補助率を上げるなど、矢巾町全体で負担を考えていかなければならないのではないのでしょうか。

2点目、固定資産税の納期について、本町では、4月、7月、9月、11月とされておりますが、地方税法第362条では、4月、7月、12月、2月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においてはこれと異なる納期を定めることができるとされており、近隣市町でも4月、7月、12月、2月となっております。現在では、本町でも会社員の方は多く、冬の賞与前に全て納付することは負担と感じている町民も多いです。なぜ本町の納期は一般的なものと異なっているのか、変更はできないのかお伺いします。

自治会ごとで人口密度が異なるなどの影響で地域の維持管理に負担の差が出ている状況はないか、お伺いいたします。

○議長(廣田清実議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 格差解消、負担軽減で安全、安心に暮らせる矢巾であるためにのご質

間にお答えをいたします。

1 点目についてですが、現在町では防犯灯の設置費用の半額補助を実施しておりますが、その補助率については、以前にも他の議員からもご意見をいただいているところであり、特に通学路など必要度が高いと判断される箇所への設置については、補助率や上限額を引き上げ、地域コミュニティの負担が軽減されるよう見直しを進めております。今後コミュニティ会長会議などでお諮りをしながら、適正と思われる補助率、地域コミュニティの負担について慎重に検討してまいります。

なお、現在町と地域コミュニティが連携して取り組んでおります地域カルテや地域未来づくり会議は、小学校区を単位として、広域連携する仕組みづくりを目指しているものであり、将来的には広域連携の視点に基づき、他のコミュニティと共同で、力を合わせて負担することが出来る時代となることを期待しているところであります。

2 点目についてですが、本町の固定資産税の納期につきましては、他の税目の納期を考慮しながら、同一の月に支払いが重ならないように地方税法と異なる納期を定めております。

また、固定資産税は、そのほとんどが納期内に納付いただいております。納期の変更を望むお問合せなども寄せられていないことから、納期の変更については考えておらないところであります。

3 点目についてですが、地域の維持管理についての負担の差に関する感覚は、人それぞれと思われませんが、人口密度の影響により、コミュニティ間で負担の差があるところのご意見はいただいているところであります。1 点目でご指摘のありました防犯灯の設置につきましても、人口密度の低い地域のほうが、高い地域に比べて設置が必要と思われる箇所が多くなる可能性もあるなど、状況は理解しているところであり、ご意見を賜りながら負担感の調整を検討してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋敬太議員。

○2 番（高橋敬太議員） 防犯灯について、上限は3万5,000円ですが、実際に今は1基当たり設置するのに総額でどれぐらいするのか、分かれば教えてください。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

どれぐらいの規模のものを設置するかで当然値段は違うのですけれども、1基当たり安い

ものだと5万円ぐらいからあります。やはり明るさ、広範囲のものというふうに求めるようだと10万円ぐらいのものまで様々あるかと思います。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） その設置の補助の引上げも検討しているということですが、併せて電気料の2分の1補助も引上げ等を検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

引上げと申しますか、それこそ議員の提案いただいているような人口密度の低い地域と申しますか、世帯なり、人口数が少ないところと申しますか、そういったところに関しましては、自治会費を集めるのもなかなか多額に、高額にならないというところもあって、これはほかの地域の皆さんのご理解もいただかなければ難しいのですけれども、以前別の議員さんからもお話いただいたわけですが、負担率と申しますか、補助率と申しますか、こういったところをある程度変えられないかというふうな中で考えているところであります。

こちらに関して今ご指摘、ご提案いただいたのは、その設置の費用と電気料というふうなお話だったのですが、これがどこまで他の地域の方々に許容されるかというのは、やはり皆様に協議いただかなければ判断できない部分でもございますので、慎重に協議のほうを進めて、できるのであれば実施してまいりたいというふうに思っております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 一方で、来年度当初予算案では、防犯灯設置事業補助金がおおよそ100万円減額を見込んでおりますが、その背景などありましたら教えてください。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

まず、新規の設置数というのは、そんなに変わっていないと思いますが、LED化がほぼ終わってきているというのが状況でございます。各年度のLED化の件数を見ますと、年々更新の数が下がっておりますので、ここが原因かなというふうに分析しているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 補助率も地域コミュニティ間での協議が必要というのは、そのとおりであります。補助率を幾ら変えたとしても、しかしながら最終的には、その自治会が設置するか、しないかの判断になっております。申請がないからなかなか設置されないということも推察されますが、やはりこのような安全、安心については、住民主導ではなくて、行政主体として、もうここにつけなければいけないと決めて自治会へお願いしていく。町では、全額負担もやむを得ないと思います、通学路等に関しては。ただ、電気料はお願いしますよなど、そういうふうな積極的な設置に向けて交渉していくことも必要ではないかなと思うのですが、そのような考えはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

私ども町のほうで設置を独自にしていこうというところで議員おっしゃるとおり、通学路には町が負担して設置すべきではないかという考えはもつともだとは思いますが、ほかの補助制度の部分との兼ね合いも鑑みますと、ここはなかなか難しい部分でございます。

そのところ、ちょっとコミュニティの方々と協議させていただきまして、ご理解いただける範囲というところを見極めた上で、できるところはやっていく、難しい部分はやはり共同でやっていくというふうな考えで進めてまいりたいというふうに考えております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 通学路の観点のほうの見解はないですか。ない。

なければ、他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 先日も同様の防犯灯についての質問及び答弁がありましたが、その答弁の中で、防犯灯設置については、地域のニーズが反映されていると。設置場所については、地域において検討をさせていただいているとのことですが、地域のどのような人が、またどのような場で検討していると把握しているのか教えてください。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 検討の仕方に関しましては、地域それぞれの取り組み方があろうかと思いますが、それぞれのコミュニティ組織の中での役員会であるとか、実際

私の地域では総会とかではあまり話されたことがないかと思うので、役員さん方ないしは、そういった交通安全関係の役職をやっている方と、あと子ども会の子ども育成会長さんとか、こういった方々の話合いの中で、より適切な場所というふうに選定いただいているものというふうに考えているところでございます。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 通学路についてですが、通学路なので、実際に子どもに聞いてみるのもいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

子ども育成会長さんというのは、実質その代弁者ではないかというふうに考えているところですが、実際にお子様から意見を聞く、これはとても大事なことだと思います。実際小学校のほうに、逆にお子さんたちにアンケートというのが適切か分かりませんが、例えば地図をお渡しして、こういったところ暗くないかとか、危なくないかとかというふうな、それこそ先日マップというふうな話もちよっとありますけれども、こういったマップをつくっていく。

あとは今せっかく横のつながりのコミュニティ同士のつながりというのを今重視しているのですけれども、コミュニティ間で話し合った結果、ここに必要ではないかとか、こういった場合、意見が出てくる場合もあろうかと思うしますので、そういったところの取組をこれからちょっと検討してまいりたいというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからも補足をさせていただきますが、今児童生徒では、いかのおすし運動ということでマップづくりなんかもやっております。だから、逆にそういうものを、私ども協議会のほうでも参考にさせていただいて、地域に今度情報を流すというのも一つの方法だと思いますので、そういったことも含めて総合的に対策を講じてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 縦軸ばかりではなくて横軸の話もしていますので、教育委員会のほうの見解はありませんか、通学路の話です。なし。

ないようなので、ぜひ横軸で頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。

他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、防犯灯については最後ですが、また先日の答弁ですが、各地域において防犯対策の一環として地域内安全点検も兼ねながら、防犯灯が必要な場所への設置を検討していただきとのことですが、この安全点検というのは、誰が行っているものを指しているのか。交通安全プログラムの合同点検とは異なるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） それぞれの地域におきまして、地域の例えば安全マップをつくってくださいとか、そういったお願いを、例えば防犯サイドとかからする場合もございまして、あとは防災の部分からも、避難要配慮者がどこにいるのかとか、総合的にそういった様々取組をやっているわけなのですけれども、その中で、今のような防犯灯、いずれ不足している部分というのも見えてくる部分あるかと思いますので、一方向だけではなくて、いろんなデータを駆使して、どういったところに実際つけるのが適切かというふうなところを考えていければというふうに考えております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、固定資産税についてお伺いいたします。

他の税目と重ならないように配慮しているから地方税法とは異なっているとのこと、この理由が、地方税法の特別な事情に値しているという認識なのかなと思いますが、他の納期と重ならないようにとのことでしたが、それは主に町県民税ということでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

そのとおりでございまして、町税の納期につきましては、4月から12月までの年内で町県民税、それから固定資産税、軽自動車税、一般会計の税目につきましては、こちらのほうを納めていただく納期を設定しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでしたら、11月の第4期は、1月とか2月にずらしても重ならないと思います。やはり冬の賞与を当てにしている会社員の方も多くいらっしゃると思いますので、その方々から要望がないということでしたけれども、実際に、たまたま私のところに要望が来たので、改めて1月とか2月にずらすお考えはないか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

確かにそういったお声があったということは伺いましたが、担当課といたしまして、そういった声を何度か聞いているようであれば、そういったことも検討しなければいけないことなのかなと思っておりますが、実際のところ、今回ご質問をいただくまで直接そういった声を聞いた機会はありませんでした。

ということもございまして、納期については、皆様それぞれ税目につきましては、ご理解いただいて、この時期にこういった税を納めるのだなということを理解していただいた上で、それぞれ納付していただいているものと、担当課としては、そのように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 本町で納期として定められたのは、昭和30年代であると思いますが、やはり当時の背景と現在の状況も異なってきておりますし、納期はこれですと、納付書が届いたら、ああ、そうなのだと思って、頑張ってそこで納付して、なのでそもそも通常の地方税法と異なっているということを認識していない方のほうが大多数ではないのかなと思います。

なので、このようなことも引き続き頭の片隅に置いていただいて検討していただきたいと思いますのですが、ちなみにこの町県民税の普通徴収となっている方の数というか、割合、あと特別徴収との差はどれぐらいあるのか、もし分かれば教えてください。

○議長（廣田清実議員） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、町県民税のほうの納税義務者数ということになります。

○議長（廣田清実議員） ここで間違っても駄目だから、後刻にしたほうがいいのかでは

ないですか。正確な数字が欲しいのです。

○税務課長（佐々木智雄君） 1万4,000人ほどございます、町県民税を納めていただいている方は。そのうち給与所得を納めていただいている方が1万1,700人ほどございますので、恐らくこの辺りのところが特別徴収はこのくらいかなというふうには思っておりますが、ちょっと間違っておりましたら、後刻訂正をさせていただきたいと思っておりますけれども、一応数としては、そのくらいの数にはなっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） ということで特別徴収のほうがやはり大きいということなので、特別徴収だと、毎月自動的に引かれていくものですし、特に期が重なる、重ならないというのはないのかなと思いますので、引き続きどちらが負担が少ないのかも頭に入れていただいて、もし今後問合せが増えたら検討をしていただければと思います。

3点目の人口密度の差についてですが、負担の差があるという意見があるとのことですが、それは防犯灯以外でも寄せられているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 負担の差といいますか、例えば学校が遠いとか、そういうことは多少あるかもしれませんが。特段負担という意味での、例えば金銭的な負担とか、体力的な負担とか、いろいろあるかと思うのですけれども、そういった意味では防犯灯以外は特段寄せられてはいないような状況ではございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 個人的には、環境整備であったり、そういった部分も大きいのではないかなと思っておりましたが、特にはないということなので、ただそういったコミュニティに対してのやっぱり支援というのは、引き続き今もコミュニティ推進事業でやられておりますが、今後も強化していただきたいと思います。

1点確認なのですが、みどりのふるさと整備事業でございますけれども、こちらの申請件数と内容を分かれれば教えていただきたいのと、これは地域コミュニティ活動交付金と同一なのかも併せて教えてください。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

まず、みどりのふるさと開発事業、この3年ほどはちょっと件数がないのですが、それよりちょっと前には、例えば太鼓を整備したいとか、地域の伝統芸能とかの衣装とか、そういったのを整備したいとか、あとは様々、防災用品のようなものを整備したいとか、そういったところに使っていただいているような状況でございます。

ちょっと後段の質問にありましたほかの事業というか、補助金と違うのかという点に関しては、ちょっと私も不明なところございましてお答えできないのですが、公民館の整備とか普通のコミュニティのほかの整備と異なりまして、いろいろ少し大きめのものを整備していただくような形のときにお使いいただいているものとなっております。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 予算書に書かれてあります地域コミュニティ活動交付金についてはちょっと私も引き続き一緒に勉強させていただきたいと思いますが、このみどりのふるさと整備事業は、先ほど答弁いただいたとおり、使用できる範囲も広くて、金額も大きいのかと思っていましたので、これの活用が今数年はされていないということでしたので、やはり各地域で使って、どんどん活性化して補助していけるように周知なのか、促しなのかはあれですけども、使っていただけるようにしていっていただきたいと思いますと思いますが、最後にその点について伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 先ほどの答弁、まず失礼しました。交付金に関しましてなのですけれども、これまで文書配布の費用とか、こういったものを各自治会にお願いしているものを、いろいろ電気料であるとかと一緒にまとめて交付金という形で名前を変えたものでございます。申し訳ございません。ちょっと私の理解が及んでいなくて大変失礼しました。各コミュニティのほうに配布されるというものでございます。

こちらのみどりの開発のほうの交付金というか、補助金なのですけれども、こちらのほう、確かにまだまだ周知が及んでいないのではないかとこのように考えるところでございまして、これにつきましては、春のコミュニティ会長会議とか、そういった機会を捉えて、改めて周知のほうをさせていただきたいというふうに考えるところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2番、高橋敬太議員の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩に入ります。

ちょっと時間早いですけれども、区切りがいいのでここで入って、再開を13時といたします。

午前 11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

再開の前に、佐々木税務課長より発言の申出がありましたので、それを許します。

佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木智雄君） 先ほど高橋敬太議員の一般質問の中で、町民税の納税義務者数、特別徴収者数につきましてお伝えしておりましたが、内容に誤りがございましたので、訂正をいたします。

納税義務者数は1万4,400、そのうち給与所得者が1万1,700、さらにそのうち特別徴収に該当される方は1万400という数字でございましたので、特別徴収に関しては1万400の方々に特別徴収をお願いしているという内容でございました。

おわびして訂正申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（廣田清実議員） それでは次に、8番、小川文子議員の質問を許します。

小川文子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（8番 小川文子議員 登壇）

○8番（小川文子議員） 議席番号8番、日本共産党の小川文子でございます。

1問目の質問をいたします。質問事項は、煙山保育園の今後の在り方と学びの架け橋プログラムについて、町長、教育長にお伺いをいたします。

令和7年度の施政方針で町立保育園の方向性が示されました。保護者の就労にかかわらず、生後6か月から3歳未満の子どもが保育所等を利用できることも誰でも通園制度が令和7年度から煙山保育園で実施されることとなりました。そして、少子化の進行並びに民間保育

事業者の育成、支援の観点から、こども誰でも通園と、それから一時預かり保育、休日保育、医療的ケア児の受入れに加えて、将来的に病児保育事業も取り組みますが、関係者の理解を得て、従来の保育所機能を廃止するという方向で検討するということでありましたので、以下お伺いをいたします。

1 番目、現在通園している子どもの保護者及び今後入園を希望している子育て世帯の方々に対して、この制度の説明はどのように考えているのでしょうか、この方向性です。

2 番目は、唯一残した町立保育園として、町内各保育園の保育士の研修に取り組み、リーダー的な役割を果たす等、規範となって町内全域の保育の質の向上に貢献してきたと、私は煙山保育園を大変評価しております。この保育所機能は、残すべきではないかと、この経験値は何事にも代え難いと考えます。その点はどうか。

3 番目としては、教育行政方針で基本方針の重点の 1 つ目として、就学前の教育、保育の質の向上を掲げ、幼児期から小学校期の教育に関わる幼保小の関係者が共通認識を持ち、幼児教育において、恵まれた資質や能力を学校教育に円滑につなげていく体制の構築に向けて、学びの架け橋プログラムの開発に関わる取組を推進していくと述べておりますけれども、この場合、保育所、幼稚園との連携をどのようにしていくお考えなのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 8 番、小川文子議員の煙山保育園の今後の在り方と学びの架け橋プログラムについてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、施政方針で述べた内容を令和 7 年度から検討を進め、今後のあるべき方向性を模索していくこととなりますが、検討した結果については、入所児童の保護者へも説明し、ご理解をいただいております。

2 点目についてですが、特別な保育に特化した保育所として、多種多様な保育ニーズに対応していくこととなりますので、さらなる保育の質の向上を図り、引き続き町内の保育所及び認定こども園の中心として、リーダー的な役割を果たしてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、煙山保育園の今後の在り方と学びの架け橋プログラムに

についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、学びの架け橋プログラムにつきましては、今年度スタートした第3期矢巾町教育振興基本計画に基づき、就学前段階の教育における重点事業と位置づけており、幼児期から学童期への円滑な接続に向けて、町内の小学校と保育園、幼稚園、こども園が連携を密にして取り組むことが重要と考えております。

初年度の取組としては、矢巾町校長会、矢巾町保育協議会の関係者及び町内各小学校の教員などの参加の下、矢巾町学びの架け橋プログラム開発協議会の立ち上げを行いました。これまでに2回の会議を持ち、全体で就学前教育の課題と取組方針を共有したほか、町内保育園を訪問して視察を行い、現場レベルでの課題の洗い出しに着手しております。

次年度以降も引き続き関係者全員が共通認識を持ちながら、本町の保育、教育の現場に即したプログラムの開発につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 幾つかありますが、まず初めに、誰でも通園保育ということについて、会派代表会議等でも質問がありまして、大体全容としては、ご自宅で保育をなさっている方たちの1割程度、約30名程度を見込んでいて、そして煙山保育園で実施をしていくと。そして、現在の煙山保育園の一般保育については、随時縮小していくというような方向性がまず前問者の質問で明らかになりました。

そこで、私も非常に矢巾町の保育はすばらしいということで、他が民間になった中で、ただ1つ残した煙山の果たした役割は非常に大きいものがあって、非常に期待してきたものですから、これを縮小していくということが大変残念でもあるし、次の課題となりますけれども、架け橋プログラムといって資質とか、子どもたちのそういうのをさらに伸ばすというような高い目標を持って、それにまたつなげていくということになりますと、煙山保育園の果たす役割というのは非常に大きいのではないかなと感じたわけであります。

その資質はつなげていくということですが、保育はやはりゼロ歳児から6歳児まで長年にわたってその子どもの成長に大きく関わるのが保育でありますので、一般保育をしないで病児保育、病児は今後の話ですけれども、一時保育、休日保育、それから誰でも通園ということになりますと、単発でいらっしゃる方でありまして、常時いらっしゃるわけではないわけであります。

そういう点では、特別保育と呼ばれておりますけれども、常時向き合ってこそ初めて培われるレベルの高さというのがあるかと思われるのです。単発が悪いというわけではないし、もちろんそういうニーズもありますが、やはり長くそのお子様に寄り添って成長を支えるという、そこに初めて見えてくるものがあるのではないかと考えるので、その点について伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 村松こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

一般的な保育をやめるということではなくて、いずれ少子高齢化が本町におきましても確実に影響が出てきておりまして、そうなりますと、民間保育所もございますし、少ないお子様方を取り合うという形になると、皆さん経営的に圧迫しかねないということもございますので、煙山保育園の部分といたしましては、全く一時的なものだけではなくて、今現在障がい児保育もずっと何十年も続けて、専門の先生方にご指導をいただきながら、早期療育の観点で対応しておりますし、あと医療的ケア児も町内の保育所で唯一煙山保育園は受入れしておりますので、そういう特別保育事業の中でも、そういう専門的なノウハウ、スキルについては今後も生かしながら、ただしどうしても保育所の入所希望がこのままいきますと、新年度もかなり減少の見込みがございますので、そうしたときに、やはり民間保育所の皆様の経営の部分も総合的に勘案しながら、規模縮小ということも選択肢の一つとして検討していく形にはなろうかなというふうに考えてございます。

なお、全国的にもこども家庭庁の新たな方針におきましても、これまでの待機児童対策、いわゆる保育に欠ける皆様を全てフォローするという観点ではなくて、今後は少子高齢化に合わせて、質の高いきめ細やかなほうに軸足を移していくという方針も既に打ち出されておりますので、本町に限らず全国的に、やはりそのようなニーズを踏まえた対応が見込まれているものというふうに捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、今年度も小規模事業所が1つ増えるということで、ゼロ歳から2歳までのお子様を預かる保育園でございますけれども、この誰でも通園制度は、取りあえず7年度からは煙山保育園で実施するということでありますけれども、ゼロ歳から2歳であれば、小規模事業所でも、あるいはほかの保育園でも取り組めるのではないかと思います。

ますが、その方向性についてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村松 こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

こども誰でも通園制度につきましては、町内の保育所との連絡会議とか、園長会議等でも共有しながら、いかがでしょうかというのは各施設に、各園のほうにも打診はしておりますのですけれども、今のところ特に手挙げはなかったので、町立煙山保育園でまず試行的に令和7年度取り組んでみて、ご案内のとおり令和8年度からは正式な保育給付になりますので、全国どこでも1か所はやらなければならないということがありますので、7年度の検証結果も踏まえながら、そちらを各園とも共有しながら、やはり対応できるような園を増やしていければなというふうに考えてございますので、よろしくお願いします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 一時保育、そして休日保育については、各園ともなさっているかと思いますがすけれども、やはぱ一くでは有料であります、どなたでもまず町外でも参加できますけれども、町内の保育園となりますと、やはり町内のお子様ということになるかと思えますけれども、料金設定はどのように考えていらっしゃるのか、お聞きします。

○議長（廣田清実議員） 村松 こども家庭課長。

○こども家庭課長（村松 徹君） お答えいたします。

料金設定につきましては、国のモデル事業の中で目安として1時間300円というのが打ち出されておりますので、そちらを参考にしながら導入してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、学びの架け橋プログラムのほうでございますけれども、つながって保育の質を高めていくというのは国のそういう方針で、それ自体はいいことだと思います。その中で、本当に素晴らしい資質を持っている子が小さいときから発見されると、さらにその資質を伸ばしてあげられるという、そういう利点があります。

一方で、今発達障がいのお子様が大変多くなっていて、年中、年長の頃には少し判断が

ようどできるような状況が生じるというふうにも伺っておりますので、一方で、そういう発達障がいと申しますか、そういう類、そういうタイプと申しますか、そういうお子様たちへの早期発見とか、そしてそれを学校へとつなぐということも想定なさっているのかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

学びの架け橋プログラムでございますが、こちらにつきましては幼児期から学童期のつなぎ部分、こちらに当たって、そこを滑らかに接続すると、そして質の高い教育、学びを提供するという観点で行っておりまして、幼児期を終えるに当たって、その段階までに育ってほしい姿というものは、国のほうで参考で示しているものがございます。

こちらは一例挙げますと、健康な心と体を培うですとか、自立心、協同性、あるいは具体的なものと、数量や図形などへの関心を高めるとか、そういったものがあるわけでございまして、こちらにつきましては幼児のお子さん皆さんがこれを幼児期の終わりまでに身につけられるようにという観点での取組でございます。

今議員おっしゃいました発達の障がい関係につきましては、別途行います5歳児健診ですとか、様々な部分で早期発見に努めまして、できるだけ個別的に早いうちから就学に向けた準備ができるようにということで、医療機関との話合い、そして園や学校、保護者の方と、そこの話合いを進めながら、幼児期の終わりまでにそういう段階にどういったらたどり着けるかという部分も含めて個別に対応していくことで考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

続いて、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、2問目に移らせていただきます。2問目は、今後の矢巾町の農業について町長にお伺いをいたします。

本町の基幹産業として農業を持続発展させていくことは、全国的にも食料自給率が低下する中、昨年は特にも米不足が生じたこともあり、とりわけ重要な課題になっていると考えますことから、以下お伺いをいたします。

1 問目、本町の食料自給率はどれくらいなのか、過去5年の傾向と併せてお伺いします。

2 番目、新規就農者を増やす取組と体制強化策をお伺いをいたします。

3 番目は、盛岡・紫波地区環境施設組合の余熱利用、場内のハウス利用等により、冬期間の野菜栽培ができるように組合と協力できないかについて伺います。

4 番目は、昨年のような米不足時の対策として、またふるさと納税の返礼品としての利用価値も高まっていることから、農協とも連携しながら、町内産米の増産に取り組めないか。

5 番目としては、農機具の支援も大変大事でありますけれども、どのような支援を展開して、今後拡充の予定はあるのか。また、国の1次産業省力化機械導入補助金制度への取組状況を伺います。

6 番目、農産物等の販路拡大も重要であります。西門マルシェや今後矢幅駅自由通路、東西駅前広場の活用に期待しますが、取組についての考えをお伺いいたします。

7 番目、6次産業化も求められております。農協女性部や婦人団体等の取組もありますが、食や農業に若い方が関心を持っているとの報道もありますことから、消費者や学生にも声をかけて幅広い取組にして6次産業の発展につなげてはどうか。

以上であります。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 今後の矢巾町の農業についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、本町の食料自給率について示された資料がないことから、お答えをいたしかねるところであります。

2 点目についてですが、農業次世代人材投資資金交付事業や矢巾町親元就農給付金事業による補助事業と併せ農業経営指導マネジャーの設置、岩手中央農業協同組合や盛岡農業改良普及センターなどの関係機関との連携による営農支援体制を構築し、対応しておるところであります。

3 点目については、盛岡・紫波地区環境施設組合の温室利用につきましては、盛岡広域環境組合において、新たなごみ施設が計画されていることも踏まえ、今後の活用は難しいと認識しております。

4 点目についてですが、町産米の増産は需給調整のため国から示されました令和7年度の主食用米の生産目安が対前年比4.4%増であり、面積換算で対前年比41ヘクタール増の作付が可能となりますことから、岩手中央農業協同組合と連携して、主食用米の増産に向けて調

整を進めております。

5点目についてですが、町単独事業といたしましては、やはり農業担い手応援補助事業において、農業用機械の取得費用の補助を行っており、令和7年度当初予算は、対前年度比200万円増で提案したところであります。

なお、国庫補助事業及び地方単独事業合わせて、直近3年間で89件の活用実績となっております。今後も労力の省力化、生産性の向上に寄与する機械取得に対し、継続して支援をしてまいります。

6点目についてですが、国指定史跡徳丹城跡で行われる西門マルシェや役場駐車場で開催するお盆朝市などにおいて、農産物等を販売することは、地産地消の点でも重要と認識しておりますが、さらに販路の拡大の観点から、地元スーパーに産直コーナーの充実を昨年からは働きかけており、協議を継続しているところであります。

7点目についてですが、町単独事業である6次産業化推進事業補助金において、本町産の農産物から付加価値のある加工品を製造販売する農業者の方を支援することとしております。

また、農業者が自ら取り組むケース以外にも、本町産の農産物から付加価値のある加工品を開発する場合は、特産品開発補助金の活用も可能でありますことから、起業を希望する方や新商品の開発を視野に入れる事業所など、意欲のある事業者を支援してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 農業は、大変厳しい状況にありますけれども、一方で報道によりますと、都会などでは、やはり田舎に移住したい、農業をしたいという若者が増えておりまして、やっぱり統計的にも地域おこし協力隊の数も増えておりますし、移住者の数も増えておりますことから、一方で厳しい中にも、やはり飛び込んで来てくださる若者が全国にはいらっしゃるということでもあります。

新規就農、本町ではなかなかちょっと苦戦をしているという状況の中で、今年は地域おこし協力隊として農業をやる人をお呼びしたいというような方針も示されまして、私も地域おこし協力隊、そして新規就農と、どちらにも関わるような人たちを町内にお呼びしたら、活性化につながっていくのではないかなと期待をしているところであります。

この新規就農が非常にうまくいっている例として、福島県の二本松市が有名であります。

ここは、二本松市は福島県の北のほうであります。昔は養蚕が盛んなところでありまして、そこで協議会を立ち上げまして、そこで持続的な支援をやっているということでもあります。二本松市の旧東和、合併しておりますので、あそこ東和なのですが、ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会というものを、2005年にNPOとして立ち上げて、ここが新規就農者のためのワンストップでいろんな支援をしているというのであります。

農業の研修をはじめ、それから空き家とか、そういう住居のお世話、それから販路の拡大、販路の紹介、それから野菜を作っている方が多いのですけれども、お得な中古のビニールハウスのあっせんとか、それからその町には道の駅がありますけれども、その協議会は道の駅の運営もしておりますけれども、新規就農者の方の農産物を道の駅で販売をしているというようなことがあります。

そして、市として生活費、それから家賃補助をやっておりました。新規就農は、年間150万円の生活費が支援されますけれども、3年間たつと、その国からの支援がなくなって、その後の営農がうまくいくかいかないかで撤退をする、あるいは何とか続けると、二極に分かれていくわけでありまして、本町の場合は、なかなか入ってくる人も少ないですけれども、持続できる人もまたちょっと限られているという状況でありますので、やっぱりここが一つの参考例になるのではないかなと思いますことから、やはり手厚い支援をすることが何よりも重要かと思います。

農協と併せて地域の農業団体、そして自治体、役場と、そしてそれに関わる協議会みたいなものがあれば一番いいのですけれども、先ほど説明がありましたように農業経営指導マネージャーの設置というのもありましたけれども、こういう農業関係者が一堂に会して新規就農を支援をしていくというシステムをつくっていくことが、まず重要だと思いますけれども、本町の状況について伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、先ほど二本松の例がありましたけれども、本町でも協議会はないのですけれども、そのシステムというものはあるものという認識でございます。といいますのも、新規就農のお話があった際には、農協さんまたは農業委員会とかお話があると思うのですが、そうした場合には、町で言えば産業観光課、農業委員会、そして農協さん、あと農業改良普及センター、それを交えて支援しようということで取り組んでおります。

これにつきましては、先ほどワンストップという形ありましたけれども、一堂に会して営

農計画を見て、いろいろ支援するというような形になっておりますので、そういった点では、協議会はないですけれども、支援体制が整っているということでお願いしたいと思いますし、あと当初就農してから３年間150万円の支援があるということで、これは国の支援ということになりますけれども、今度その３年間で終わりますと、最初の２年間で150万円の支援があつて、その後引き続き３年のということで合計最長で５年間の支援ということになりますので、その間に軌道に乗せていただければというような形で、いろいろな支援体制を整えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員） その場合、空き家とか農地とかのあっせんについては、どのような体制を取っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまありました空き家とか、そういったものの紹介ということでございますが、こちらにつきましては、不動産業務ではないのですけれども、そういった情報があれば、併せて情報提供はさせていただくということにはなりますけれども、あとどこの、何を作付したいかというところで、おのずと例えば畑作が中心になるのか、稲作が中心になるのかといったときに、稲作中心というのなかなか厳しいとは思いますが、それによって住む場所がある程度近くのところということはあるとは思いますが、やはり農業を志すといった場合には、どうしても市街化の地域に住むというよりは、市街化調整区域というパターンが多いと思いますので、そういったのは併せて情報提供できるものは情報提供してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員） それに関連いたしまして、本町にはあまり畑付というか、農地付空き家が少ないというようなお話も、実際にはあるのだけれども、それがすぐ提供できる状況ではないというようなお話を聞いたような気もいたしますけれども、実際に就農したいという方が現れたときに、紹介できるような物件というのは常にあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまの質問にお答えいたします。

空き家を紹介するというのは、農業委員会のほうの業務ではないのであれなのですが、農地に関して申し上げますが、農地は農業委員会で行っておりますあっせん事業というものに農地を売りたいとか、貸したいとかというふうな方がいらっしゃいますので、そちらのほうに登録していらっしゃる方のご案内することもできますし、あと地域の農業委員のほうからいろんな情報を得まして、この農地についてどうかというようなところの調整を行うことができますので、農地については、そういった形でご紹介することが可能でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） そこで、農地の紹介というのは、新規就農者が現れたというか、そういうときにはすぐ対応ができるということでお聞きをいたしましたけれども、住む空き家というものが、そう簡単にはやっぱり手に入らないのではないかなと思いますと、アパート等に住むということになるかと思いますが、そのときに二本松では家賃補助というのをまずやっているわけですが、本町でいきなりその話をされてもどうかと思いますが、今後そういうことを考えて、空き家があれば一番いいかと思うのですけれども、農作業するためには、やっぱり農機具を置いておく場所がなければならぬので、アパートにいて農機具を置くというのも、ちょっとなかなか大変な話ですので、本当は空き家が一番いいのですけれども、例えばそういう手頃の空き家がない場合に、取りあえずアパートに住みながら、畑の一角に小屋を建てて、そこに農機具を置くとか、いろんなパターンがあるのではないかと思いますけれども、その場合にやはり住まいを確保するということは非常に重要なことだと思いますので、その空き家の状況と併せて、その考えがないかについてお聞きをいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 補助があるか、ないかということでお答えさせていただきたいと思うのですが、現在のところは、補助があるか、ないかということにつきましては、ないという話にはなりますけれども、先ほどお話ししたとおり、国の助成の新規就農のというところございます。これにつきましては、50歳未満の方を対象にしておるという制度でございますので、こちらでまず年間150万掛ける5年間ということで、まず家賃補助的なことも含めて対応いただければと思うのですが、今度50歳を超えてしまうとどうなるのかというこ

ともありますので、そこについては55歳まで本町独自のということにはなりますけれども、年間で60万ほど、それを2年間ということにはなりますけれども、何とかそこで家賃補助ではないのですが、支援はしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからは、補助以外というところの中でお話をさせていただきたいと思いますが、市街化調整区域内の空き家につきましては、あつせんできる農地はあるよ、でも住むところがないよというようなところ、いまいちつながりに欠けるというのは、ご指摘のとおりだと思っております、この点については、やはり矢巾町特有の空き家問題といたしましてきちんと認識しながら新規就農者をお迎えし、できるだけ新規就農する際には、アパートに入るということも想定の一つなのかもしれませんが、そういった選択肢を増やしていくという方法は、私どもといたしましても考えていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） この新規就農については、非常に展望のある話がいっぱい聞こえてまいりますので、あとは現場で頑張っている皆さんの励みになると思いますか、若い人が身近で頑張っているというのは励みにもなるので、非常に効果的ではないかと考えておりますので、ぜひ進めていただきたいと考えております。

そして、あとは農機具ですけれども、農機具についても、3年間で89件の支援ということは、大変多いと思います。それだけ要望があるのだと思います。やはり農業をやめる一つの理由が、機械が壊れて高額なために買えない、それがきっかけでやめるというお話もよくお聞きいたしますので、やはり何とかこの農業機械を次にそろえられるような仕組みをつくっていただくことが非常に重要であるかと思っておりますので、今後今年は200万さらに追加をするということではありますが、やっぱりこれをさらに補正等でもまた積み重ねていただいて、ここがちょっと大事な部分ではないかなと思っておりますので、その点について、今後の傾向であります、方向性をお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、農機具のということで、今議員お話ししたのが町単独事業になりますけれども、やはば農業担い手応援事業という事業になりますけれども、こちらにつきましては昨年度当初200万でスタートして、ちょっと予算が足りなくなりました、皆さんに同意いただきまして、今度は600万まで決算額が増える見込みです。今年度29件の要望がございまして、そちらのほうに対応しております。

そういったこともありまして7年度は、昨年の200万からさらにプラス200万で400万でのご提案を申し上げているところでございますが、先ほどありましたとおり、皆さんのニーズに沿うような形で対応をしてまいりたいというふうに考えておりますので、なお、ほかにも金額のさらに高いものにつきましては、要件はいろいろありますけれども、国の事業もありますので、どちらを活用すべきかというところを確認いたしまして、よりよい方法で支援してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 次に、販路のことですけれども、やはり本町には、まず道の駅がないということも1つありますし、大きな産直がないということで、農家の皆さんが、なかなか直接販売、販路が少ないのではないかなと思います。アルコの中にも産直コーナーがありますけれども、さらにこれを広げていくことがやはり重要ではないかなと思います。

そこで、前日までの質問の中でいろいろと出てきたのが、ミニ道の駅という言葉とか、あるいは駅前マルシェというような言葉も、まず出てきたのでありまして、特に本町の場合は市場、朝市がないというところもあって、お話とかを聞きますと、滝沢には朝市がある、もちろん盛岡にありますけれども、滝沢にもあって、紫波の日詰にも朝市ができて、本町の町民が滝沢あるいは紫波のほうの朝市に出かけているというお話も聞きますので、本町もマルシェ、西門マルシェ、それからこの間の条例改正で、駅の自由通路でも、駅前広場でも、そういう販売ができるようになったということは、大変いいことだと思いますけれども、プラス併せて市場のようなものができないか、朝市のようなものができないかということで、昨日駅前マルシェというお話もあったので、私もちょっと思ったのですが、あそこの屋台村の駐車場は、夜は使えますけれども、朝はほとんど空いているので、あそこの屋台村の駐車場を活用した朝市のようなものができないのかなと思って、今ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

まずは、駅前のお話でございますが、こちらにつきましては、やはり一番は生産者のやる気といいますか、生産者のほうでやりたいというお話があるかどうかというところが一番だと思います。町のほうからやってくださいというのは、長続きするのか、しないのかといった点では、ちょっとなかなか厳しいものがあるというふうに捉えておりますので、生産者さんのほうからそういった声があれば、こちらのほうでも積極的にできる支援を考えてまいりたいなというふうに考えておりますし、あとは答弁にもありましたとおり、現在町内のスーパーさんでございますが、すみません、こちらにつきましては、相手方もありますので、ちょっと名前のほうは挙げるできないということをお許しいただきたいのですが、現在やはり店舗内で商品を販売していただくということにつきましては、やはり中に産直コーナーみたいな形のイメージで話を進めているところでございますが、もしもこれが皆さんにオープンにできるような状況になりましたら、改めてご案内はさせていただきたいと思うのですが、メリットといたしましては、やはり出荷時にバーコードとかを自分でつけなければならないらしいのですけれども、そのバーコードをつけて店舗の決められた場所に置くことで、あとは不在にしていいていいというメリットありますので、そういった点もどちらのほうが生産者にとってメリットあるのかというところも踏まえながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 西門マルシェについてお話がありましたので、私のほうから答弁させていただきます。

今まで単独で様々試行錯誤しながら開催してきたところでございますけれども、地元の徳丹城地域活性化推進協議会のほうでいきいきマルシェというのも開催しておりまして、これと一緒に合同で開催できないかというのをこの前会長さんともお話ししたところでございますので、その辺のところにつきましては、さらに協議会と内容を詰めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） いろんなスーパーで置かれている状況を私も存じております。遠くに持っていかなくても地元にあるスーパーに出せるという利点が大変いいと思います。

あとは、直接野菜ではないわけですが、この間私、商工会の女性部の新年会に出たときに、おにぎりですか、キッチンカーをやっている方がいらっしゃいました。キッチンカーみたいなものになりますと、例えば今度は駅前の自由通路とかでは、車ですので、ちょっと商品を出せないかと思うのです。キッチンカーが止められるような場所として、先ほどの駅前の屋台村の駐車場なんかいいのではないかなと思いましたけれども、そういうことは可能でしょうか。本人が要望すると、農業者ではないですが、例えば農業につながるようなもので何でも、分かりませんが、そういうキッチンカーあるいは軽トラみたいなもので車を使って販売をしたいという場合に、自由通路ではちょっと、あと駅前では町の駐車場に置くわけにはいかないのです、その点をちょっとお伺いをしたいと思います。少し細かいですが、

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

キッチンカーについてということでございますが、先月町で初めてやってみましたけれども、冬イベントというのをキャンプ場のところでやりました。その際には、新たにテントを立てて店舗を立てるというよりは、冬の時期ですから、キッチンカーのほうがやっぱりいいだろうということで、キッチンカーの方々にお願いして約10店舗ほどでございますが、出店いただきました。

ということで、やはりイベントとか、そういった場所とか、そういったことによって、むしろテントで販売するよりはキッチンカーのほうがいいという場合がありますので、そういった利点を考えながら、あとそこの敷地の管理者、それぞれいらっしゃると思いますので、そこでの協議ができるかどうかということもありますので、それで対応可能なのであれば、必要な支援はしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、3問目に移ります。3問目は、県立盛岡地区統合新設校の開校に伴う環境整備と活性化策について、町長にお伺いをいたします。

この4月から不来方高校は盛岡南高校と統合されて、南昌みらい高校として新たな出発をします。高校生が本町に増えることは大変喜ばしいと感じています。これに合わせて環境整備と活性化策に取り組むべきと考えることから、以下伺います。

1番目、統合により生徒の往来が増えることで交通安全の確保策が必要と思われる。駅からの往来も増えることが予想されることから、交通安全対策について強化すべきではないか。

また、駅前並びに学校付近の現在信号機がない交差点に信号機を設置することを求めるべきではないでしょうか。

2点目、せせらぎ通りを通学路として活用する生徒も見込まれることから、併せてせせらぎ通りを中心とした活性化策につなげる考えがないかについてお伺いをいたします。

3番目は、統合により体育館が新設されるに当たり、県と町は共創プロジェクトとして進めるための覚書を令和6年5月30日に交わしていますけれども、その趣旨をお伺いいたします。

4番目としては、現在体育館建設は中止されていると認識しておりますが、町民からは建設の推進を望む声が聞こえてまいります。建設に向けた今後の展望についてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 県立盛岡地区統合新設校の開校に伴う環境整備と活性化策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、議員ご指摘のとおり、開校に伴い、自動車や歩行者などの交通量の増加が見込まれることから、交通安全対策の強化が必要であると認識しております。その一方で、信号機の新規設置など交通安全施設改善要望につきましては、町内の交通安全関係団体、教育施設、各コミュニティなどから、毎年要望をいただき、矢巾町交通安全対策協議会において設置の可否を協議した上で、関係機関へ要望として提出しているところであります。

なお、ご指摘のありました矢幅駅前や同校周辺の交差点に関しましては、既に要望を提出しているところであり、交通量や周辺交差点への影響などを考慮の上、決定されることから、今後につきましても紫波警察署と連携し、交通量や交通事故発生のおそれなど見極めながら

対応をまいります。

2点目についてですが、せせらぎ通りは道路であるため、安全性が確保されることが第一であり、使用に当たっては関係各所との協議などを行う必要がございます。その上で、民間事業者や個人が経済活動等に利用しやすい場所であることから、活性化につながる方法を検討まいります。

3点目についてですが、岩手県教育委員会と矢巾町においては、令和6年5月30日付で共創プロジェクトと銘打ち、新設高等学校における新たな屋内運動場を共創に、共に創り上げる、この整備をするための基本的な事項の確認を行った内容を取り交わしたものが覚書になります。

なお、本町においては、この覚書を締結するに当たり、その前提となる基本的な趣旨として、矢巾町の町民の皆さんや児童生徒が競技スポーツや健康増進のために体育館を利用できるようにすること、そして本町ではハンドボール競技が小中高、児童生徒において盛んに行われており、全国レベルの活躍をしていることはご承知のとおりであります。新設体育館の使用においては、公式試合が可能なハンドボールコートを2面整備することや大会開催のための観客席を整備することを共創プロジェクト履行のための基本事項に据えており、本町が岩手県教育委員会と、このプロジェクトを推進する約束として対応してまいりました。

なお、これについては、県教育委員会からは、覚書の在り方そのものに関わる重要事項の変更事項にもかかわらず、協定書や契約書などの確認や文書の取り交わし、または説明などは一切なく、本町に対して屋内運動場の建設工事発注までには、何らかの説明及び文書での取り交わしや再協議などが行われるものとしんしゃくしておりましたが、そのような対応がない状況で岩手県教育委員会では、新設屋内運動場の建設工事を町有地において土地利用に関わる手続がなされていない状況下で発注されたものであります。

なお、現覚書においては、重要事項については別途協議することや、疑義が生じたときは再協議を行う規定になっておりますが、岩手県教育委員会からは屋内運動場の土地、建物、運営上の具体的な取扱いに関する対応規定が記載されていない現覚書の履行のみの主張と回答で終始されており、本町と真摯に解決に向けて対応する姿勢が見られない状況となっております。

このたびの共創プロジェクトは、共創事業と銘打って岩手県教育委員会と矢巾町において、新設高校の屋内運動場の整備に本町が協力する形式になっておりますが、何よりも本町においては、第一に新設高校の生徒のため、並びに町民のための事業を創設していくとの理念を

共創の考え方としているところであります。共に創り上げる基本的な理念です。

4点目については、プロジェクトの今後の展望についてであります。これについては、何よりも岩手県教育委員会の考え方、これまでの姿勢について丁寧な説明をいただかなければならないと考えております。貴重な町の財産をどのような考え方で岩手県教育委員会が利用したいのか、町民の理解が得られるような対応や手法の説明をいただいた上で、本町としては今後の町有地の利活用について、そして有名無実化したこのプロジェクトの現覚書の在り方についてしっかりと整理をしてまいります。

その上で、令和6年、昨年12月10日において、令和6年度第8回矢巾町議会全員協議会で議員の皆さん方とこの事案の件でお約束したとおり、方向性についてしっかりと整理できた際には、速やかにご報告をさせていただきたいと存じております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） いずれその共創というのは、非常に難しいなとは私も思います。というのは、単独で造るのであれば自分たちの考えで造れるけれども、共創となりますと、やっぱり相手方があるわけでありますから、そこでの協議が非常に重要であると思われれます。その中において、今このような状況に陥っているという説明を受けたわけであります。

思い起こせば、本町は確かにハンドボールが非常に有名で小学校から高校まで、不来方高校は全国制覇をしたこともありますし、町内駅前をパレードしたこともあります。矢巾中学校も全国で準優勝したこともありまして、本町のスポーツのまち、ハンドの町と言ってもいいのではないかというぐらいの思いが皆さんあるかと思えます。

かつて矢巾中学校を建設するときに、町民の皆さんがハンドボールの公式試合ができる体育館にしてほしいという要望がありました。しかし、ちょうど東日本大震災の後で労賃が非常に上がっていたと、資材費も上がっていたということで、あと5メートル大きくすれば、公式試合ができるという説明でありましたが、教育長からは昨今の経済状況、社会状況で、今体育館をそういう建設をするわけにはいかないという説明がありまして、私たちもそれに納得したところであります。

ですので、その当時から公式試合のできる体育館が欲しいというのは、町民から上がっていたことでありました。今回体育館ができるということで、町民の皆さん、新聞記事等でもこれを見て、一方で大変喜んでおります。そして一方で、高校が4月から新しくなるのに、

話がなかなか進んでいないようだというので、心配をしている声もいただいております、何とかうまくいってこないかなと、そういう思いで、まず皆さん、注目しているという状況であるかと思われま。

やはりいずれ私たちの町でも体育館がまずかなり老朽化しておりますし、スポーツのまちと掲げておりますが、体育施設が少ないという現実があります。その中において、今後体育施設をどのように整備していくかということになりますと、町単でそろえていくというよりも、やはりこの共創というシステムのほうが、その後の維持管理、そういう点からいきますと、いいのでは、有効なのではないかと一般的には考えられます。

体育館とか施設を建てても、結局最終的には老朽化していきますから、最初はいいのけれども、その後老朽化した施設をどう維持、管理していくかということが大きな課題になっていて、本町も新たな建物は建てないと。そして、今現在ある建物をリフォームして使っていくというような方針がずっと出されておまして、あんまり新たな建物を建てるという状況にしてこなかったのは、そのことだと思います。

そんなことも踏まえますと、今回は絶好のチャンスではないかと私は思います。その上に当たりまして、交渉事でありますので、なかなか難しい面があるかとは思いますが、本町もできた暁には、スポーツのまち宣言をした本町の、ハンドの町でもありますし、言ってみれば象徴的な建物になるのではないかなと期待しているところでありますが、そういうことについてのお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず、お答えさせていただきますが、今小川文子議員からもお話あったとおり、本町ではまずハンドボールが非常に本当に皆さんが一生懸命、児童生徒、その前からみんなサポートして、本町で今回の共創プロジェクトにぜひ一緒にやらせていただきたいというもののスタートは、今お話あったとおり、矢巾町の町民総合体育館も、建設してから、整備されてから年数がたってきて、老朽化もしておりますし、そしてできるのであれば、今のところの総合体育館では公式試合はできない。そして、矢巾中学校の新設のときも今ご指摘のあったとおり、だから今回盛岡南高校と不来方高校と一緒に統合して、新たに整備される第3体育館、ここで一緒に共創プロジェクト。

このためにも検討委員会を立ち上げて、そしてその中で方向性を示したわけです。今岩手県でハンドボールの公式試合ができるのは花巻だけなのです。富士大学と花巻の総合体育館だけ。それをぜひ矢巾町でもできるようにしたいと。だから、私らもそういう思いがあっ

たのです。

整備検討委員会では、まず1階は駐車場、2階、3階アリーナと、4階は吹き抜けで、そこからスタートして、そしてうちらもそのくらい県の教育委員会も一緒になって、共に考えてやっていこうと。だから、うちのほうも今財政が厳しいけれども、整備費とか、いわゆる管理運営費でもできる限りの協力をしたいということで進めてきたのですが、先ほどお話ししたとおり、今示されているのはハンドボールの公式、それもようやく1面だけで、もう観客席は先ほどの答弁にも、ない、そういうことで私どもとして、最初の共創プロジェクトの基本理念は失われてしまったわけです。

そこで、ただ、私らとしては、やはり分かりやすく言うのであれば、おらほうの学校だと、不来方高校は。今度新しくできる南昌みらい高校もできる限り応援はしたいという思いがあったのです。

しかし、細かいことを話をしている時間がないので、今年に入って、県で常任委員会、例えば今年の1月15日の午後から県議会の常任委員会が開催される、メールで1月15日の11時15分に、今度常任委員会にこういうことを資料で出させていただきます、まず。その次は、2月28日午後から常任委員会を開催する。そのときに、前の日の10時56分、メール、これも。そして、そのメールの中にも、恐ろしいことを書いておったのです。今回の件であれなのであれば、弁護士、それから関係部局とも相談して訴訟も考えていくと。今私らが話合いでできるのであれば解決したい、まず。そういうときに、メールです、メールで一方的に通告みたいなものです。私ら一寸の虫にも五分の魂と、何でこんなことをされるのかと、今年に入ってからです。そんなことをやられたら、私ら協力できますか。

だから、小川文子議員に考えてみたらどうですかと、私らも、もう堪忍袋の緒が切れてしまったのです。こんなことをされてやっていけるかということです。一方的です。まだその前にもいろいろあるのですが、こんなことやられて、でもうちでは、新聞にも報道されているように、私は協力したいとは言っているのです。それにもかかわらず、だから私、先ほど小川文子議員の絶好のチャンスだと、私らもそう思っておったのです。そして、一緒に盛岡南高校と不来方高校の南昌みらい高校も一緒に音楽とかスポーツ、文武のとりでであったわけですから、不来方は。それを応援したいと。そして、盛岡南高校の記章、これは校章は南昌山なのです。私らにはそういうもう熱い思いがあった中において、こんなことをされて、だからあとは私らは淡々と対応せざるを得ない状況にあるということだけのご理解していただきたい。

だから、ハンドボールに関係する関係者、町民の皆さんもご心配されていると思うのですが、ただ事実だけは私らもはっきりお示ししなければならないので、今後の方向性については、私らはいつまでも門戸を開けて話合いの場には応ずるという覚悟は持っておりますので、そのところはご理解していただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 町長の思いは、受け止めました。そういう難しい状況になっているという状況ではありますが、覚書そのものを町長は破棄する考えはないと、条件を調えるために今やっているというお話でありましたけれども、そのお考えは今もそのとおりでありますでしょうか。

結果によって、結果ということはないですけども、覚書そのものを破棄しなければ、県はそういうふうなことができないかと思われま。破棄した段階でそういう行為に及ぶかと思うけれども、その覚書そのものがある段階で訴訟などということには及べないはずなので、その考えについてお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えしますが、私らにすれば、あとは県の教育委員会から、どのようにして、どのような思いでいらっしゃるのか、今はもう皆目見当つかないです。だから、私もそのメールを見させていただいたときに泣きました。何で一緒にやろうと言っていて、最後は、早く言えば、おまえたち言うことを聞かぬから、今度はめんこくないから訴訟を起こすと、こんなことはあるのですか。まさに上から目線なのです。

だから、私らはあとは県の教育委員会が今後どのように私らに対して、だから私らもそういうことが出されてきたときは、必ず議員さん方にも、町民の皆さん方にもお示ししなければならない立場にあるので、そのときはちゃんとお示ししますので、今のところは何ら向このほうから、まさに一方的です、メールで。あり得るのですか、こんな。

だから、今私らは解決したい、また前向きに考えていきたいと思っても、手元には何も解決しようとする材料がないわけですので、だからもうこれ以上のお答えはできないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 正直なところを町長がお話をしてくださいましたので、私が思うに

は、これを直接県にお話ししたらいいのではないかなという思いがあります。やはり交渉事には何事もコミュニケーションが大事でありまして、この間のトランプさんとゼレンスキーさんの話も決裂するかのように思われましたけれども、その後またゼレンスキーさんがトランプさんに手紙を送ったというようなこともありまして、事が重大であればあるほど、ちょっと時間を置くとか、あるいは交渉のための何か策を練るとか、何か手だてがあるのではないかなという思いがあるのです。

今日のような町長さんの思いを県は知らないのではないかなと思いますので、この思いをまずぶつけてみて、やっぱり交渉事というのは、お互い言いたいことをみんな言って吐き出して、そこでさあ、どうするかということになるような気もしますし、私は分かりませんが、それをしないで、このままずっと時間がたっていくというのは、何かあんまりよくないのではないかなと思うのです。町民も心配しておりますし、高校生もどうなっていくのだろうと、新しい学校ができたのに、体育館はいつできるのだみたいな形になるかと思うので、何かその行き違いがどこかであったと思うのですが、そこを埋める何かの手だてを町長以外の皆さんでも、みんなで考えるということも大事なのかなと今私は思っております、私もこれをずっと考えていきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 今何の質問、質問にしなければ駄目。

○8番（小川文子議員） どのような質問にしたら……

○議長（廣田清実議員） 先輩議員なのですから……

○8番（小川文子議員） 迷ったのですが……

○議長（廣田清実議員） 意見を……

○8番（小川文子議員） ぜひ諦めないでいただきたいのです、交渉事を諦めないで、ゼレンスキーになったような気持ちで、それでも何か手だてはあるかもしれない。これは何よりも高校生のためでありまして、矢巾町の子どもたちのためでありまして、100歩譲って何かができないかということを私はお願いをしたいと思いますが、その点についてだけ、ではお考えをお聞きいたして終わりにいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 小川文子議員、私も町を代表して交渉事をさせていただいております。そのときに、本当に礼を尽くして対応していただいているのであれば、私もこんなに怒ったりはしません。分かりますか、交渉事でメールで一方的に、小川文子議員さんがもしこういう、何か交渉事で一方通行、一方通告なのです、もう。こんなことをされていいと思います

か、いいと思わない。私は、町民の代表として交渉事に当たって、私は解決したいと、年明ける前までは、いろいろ言われても。でも、今年に入ってから2回、県では常任委員会をやったと。こういう資料を出すから、その資料も間違った資料です。この間何か2月28日には、こっちからも訂正の図を出させて、これ間違っているのではないかというようなことをやったのですが、そういう間違った資料を、県議会の常任委員会に出しているわけです。だからそういうことがお互いにならないように確認し合って、一緒にやろうとする。まさにこの原点は共創です。共に創り上げて事業を成功させていこうというのがスタートだったわけですから。

だから、あとは私どもは、弁護士とか関係部局と相談して訴訟まで考えていると、ここまです言われて、一緒に仲よくやりましょうと言えますか。あとは、今後県がどのような動きをしてくるか、それをじっと私どもは見ているしかないと思うのです。何もこちらから頭を下げていくことはないと思うのです。

ただ、何回も、できるのであれば、今度できる南昌みらい高校というのは、私らにとっても本当にすばらしい学校になってくれると思うのです。そのために応援はしたいと、それは今も変わらないわけですので、あとは交渉事は、トランプ大統領とゼレンスキー大統領の話があったのですが、小川文子議員のあれは、私に言わせれば、ちょっと胸がちくりと痛むような発言だったのですが、そういうことではないのです。そこだけはよく理解していただきたいということです。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で8番、小川文子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を14時30分といたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

一般質問を引き続き行います。

次に、3番、横澤駿一議員の一般質問を受けます。

横澤駿一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(3 番 横澤駿一議員 登壇)

○ 3 番 (横澤駿一議員) 議席番号 3、強くやさしい矢巾、横澤駿一です。通告に従い一般質問を行います。

質問 1、みんなにとって優しい社会の実現に向けて、町長そして教育長へ伺います。この質問は、矢巾町第 8 次総合計画、施策の柱 2、誰一人取り残さない社会を目指すまちづくりに深く関する部分であります。多様性が重んじられ、個人の幸福を追求していく現代社会において、様々な立場の人が社会で活躍できる土壌を整えていく必要性が高まっていると考えます。

医学の進歩も相まって、医療や介助などのサポートを受けながら生活している方の割合は増加傾向にあります。そんな中、岩手医科大学をはじめ岩手県医療的ケア児相談センターが入っているみちのく療育園などの医療資源に恵まれている本町においては、どんな立場の人でも社会活動や経済活動を行えるような後押しが必要であると考えます。そして、このことが町としての魅力につながり、優しい社会の実現に向けて大きな一歩になると考え、以下伺います。

1 点目、令和 6 年 4 月 1 日に障がいがある方への合理的配慮の提供が民間事業者へも義務化されたことに伴って町としてどのような周知を行ってきたか。また、町内の民間事業者の合理的配慮の実施状況は把握しているか。

2 点目、現在本町において介助を受けながら生活をしている方への支援について、対象者や支援内容を把握しているか。

3 点目、現在介助を受けながら町内の保育園に通っている方は、どのような状況で、小学校入学後はどのようなサポートを考えているか。

4 点目、医療や介助などのサポートを受けながら生活している方が学校や就業、自営業など経済活動を行う際に、医療的なサポートが受けられず、仕事や社会活動をちゅうちょせざるを得ないという課題があります。そこで、雇用施策との連携による重度障がい者など就労支援特別事業という国の制度を活用し、誰もが社会で活躍できる土壌を整える必要があると考えますが、どうでしょうか。

よろしく申し上げます。

○ 議長 (廣田清実議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○ 町長 (高橋昌造君) 3 番、横澤駿一議員のみんなにとって優しい社会の実現に向けてのご

質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、合理的配慮についての民間事業者への周知及び実態の把握はしていないところではありますが、今後商工会等と連携し、合理的配慮について周知などに努めてまいります。

2 点目についてですが、介助の必要な対象者や支援内容の把握については、障がい福祉サービスを受給されている方については把握しているところであります。

3 点目についてですが、介助が必要な児童を保育するに当たり、児童それぞれの心身の状況にもよりますが、基本的に保育士 1 名がついて対応しております。

また、煙山保育園において医療的ケア児の保育を行っておりますが、看護師が 1 名つき、医療面のほか保育の対応を行っております。

4 点目についてですが、国では、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を創設し、自治体の任意事業としたところではありますが、全国的にも実施自治体は少なく、県内でも実施している自治体はないところであります。

同事業は、重度の障がいをお持ちの方が、就労をちゅうちょせずに選択肢が増える有効なサービスであると認識しておりますので、制度について情報収集して検討をしてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、みんなにとって優しい社会の実現に向けてのご質問にお答えいたします。

3 点目の小学校入学後のサポートについてですが、介助が必要な児童の入学に際しては、入学前に在籍していた園や施設のほか、保護者や学校、医療機関などと連携し、個別の支援計画を作成し、この計画に沿って個々の状況に応じた支援を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

横澤駿一議員。

○3 番（横澤駿一議員） この合理的配慮につきましての質問は、平成30年度に昆議員が一般質問をされておりました。それから 6 年たったわけではありますが、法制度が民間事業者に義務化されたのは、今年度 4 月 1 日でしたが、本町においては、まず議員からの町民の意見としての提言としてされておりました。

そのことから、1点目の質問についての再質問なのですが、現在の民間事業者への状況はこれから調べていくというふうな点だったと思います。この民間事業者の合理的配慮という点で質問はさせていただいたのですけれども、この事業者というのを大きな枠で考えると、地方の公共団体や教育の現場においても当てはまるのではないかなというふうに考えます。ですので、現在の町の役場の中や公共施設の中での合理的配慮の周知や、その現状はどのような状況か、分かりましたら教えていただきたいです。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

事業所としての自治体の扱いということでご説明申し上げます。平成28年4月時点におきまして、矢巾町長部局等における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領、それから指針を立てまして、これは教育委員会についても同様でございます。立てまして、自治体における窓口等での障がいを有する方への合理的な配慮を徹底しますということで、職員には研修等も行いながら、そういった配慮ができるような心遣い、その部分については指導、それから実行できるようなことを行っておりました。

参考までにですが、そのような中で矢巾町障がい者の活躍推進計画というのも令和2年に策定させていただいております。この計画期間については、令和2年4月1日から令和7年3月31日でございますが、ちょうど見直しの時期になってございます。新しい計画を立てる状況でございますが、事業所における採用の目標とか、それから取組、障がいを有する方への体制整備、要するに支えです。それから、窓口にいらっしゃった際の障がい者への配慮の仕方など、これらについて計画なども定めて職員に周知しているというところでございます。

推進計画につきましては、ちょうど見直しの機会でございますので、新たな計画が立ちましたならば、また全庁に対して周知徹底させていきたいというふうに思っています。ただ、この周知徹底につきましても、そういうふうにやるのだよということではなく、自然に体が動くような配慮だとか、心遣いがしっかり配慮できるような、包摂性のある対応できるような職員として活躍できるようにしたいということで研修してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 現在は周知徹底、計画に基づいて行っているということで、あとは

その推進計画については、ちょうど見直しの時期ということで、その当事者側ではない方への周知徹底が主だとは思いますが、その計画の際には、やはりその当事者も入れた計画の策定、これはいずれ町民参加とか住民参加という点でも有効的なことにつながると思いますので、この合理的配慮という内容も、例えばスーパーにおいては高いところのものの品物を取るとか、そういう多分身近な気遣いとか、矢巾町の皆さんが持っているような心遣いが、この合理的配慮の主たるところというか、ふだん使うところだと思うので、ぜひそういった当事者も交えた計画策定に向けて動いていただきたいと思います。

合理的配慮、現在も説明したのですが、ちょっと分かりづらいところもあると思うので、資料をつけさせていただきました。資料1、兵庫県明石市は、かなりこの合理的配慮について力を入れて取り組んでおりましたので、これを見ながらちょっと進めていきたいと思うのですが、ちなみに兵庫県明石市は、民間事業者への義務化される前からこのような取組を市の予算をつけながら、国と県とも連携しながら行っておりました。

例えば筆談ボード、耳が聞こえない方が書けるような取組、そして簡易スロープ、点字メニューなどを用意した店舗にステッカーを市が用意して、それを貼って、利用者目線、お客様目線でのおもてなしの取組を行っております。これは、先ほども話したとおり助成制度で行っております。コミュニケーションボードの作成は、例えば上限5万円、筆談ボードの購入、そして簡易スロープには上限10万円、トイレ改装などちょっと大規模な改修などは上限20万円というふうなメニューを組んで周知徹底、そして導入を進めてまいっていました。明石市を参考にすると、明石市は人口規模、財政規模だと盛岡市と大体同等の規模であります。中核都市なのですが、この事業の予算額は550万円程度、うち単費は250万でした。それ以外は国、県からということで進めておりました。

ですので、例えば、これはばらまきか何かというふうな議論になると思うのですが、日本全体の何らかの障がいを抱えている方の割合は全人口の7%であります。本町においても恐らく同様な状況ではないかというふうに推測されます。この取組を進めることで、今まで仕事、そしてお店屋さんに行くことをためらっていた人が、社会活動、外出促進にもつながって、町内の地域経済の活性化にも寄与することだと思います。これは、将来的に町に対する投資の経費に回されるというふうな認識になると思います。

そのことから、誰もがどんな立場の人でも矢巾のお店に来れば外出できます、お買物できますよというふうな宣伝にもなることから、魅力にもつながると思います。ですので、ちょっと大きいお金を出すわけではないのですが、小さい予算ですが、このような

取組の導入はできないか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

合理的配慮を進める上で、民間事業者への事業を進める上で、助成制度というのは確かに有効な事業だと思います。

ただ、先ほども答弁書でお答えしたとおり、町内の事業所の実態等をまだちょっと把握できていないところもありますので、事業者の取組の状況と、あと事業者の考え方などもお聞きしながら、どのような支援が必要かというところも考えながら取組のほうをちょっと考えさせていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） まずは、実態調査からということだと思いのですけれども、その場合、福祉課と、恐らく産業観光課になるのか分かりませんが、部局横断的な取組につながると思いのですけれども、そういったところの連携というのはどのような状況か、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、ちょっと具体的な動きがないのですが、こういった障がい者の支援という形では福祉課のほうで主になって対応していますし、事業所の関係につきましては、産業観光課がやはり窓口になりますので、今後こういったところを連携しながら、取り組みながらいきたいと思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 私のほうからも1点、農福連携ということでお話しさせていただきますが、現在町内の事業所で農福連携ということで農業に従事されているという事業所がございます。アスパラだとか、イチゴだとかということで生産されているわけですが、それにつきましても産業観光課、農業委員会、福祉課というところが、関連する役場内ではということにはなると思いますので、そういった点でも連携して取り組んでまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ぜひ、そういった事業者からも意見を聞きながら、取組の推進について後押しをさせていただければなというふうに考えております。

先ほど提案したのは、ちょっと予算がかかることなのですが、私がいろいろ活動している中で知り合った盛岡の老舗飲食店の方のお話を聞きました。その老舗飲食店は、地域と密着して経営を行っており、例えばその地域に住んでいる引退した大工さんなどの力を借りながら、簡易スロープやテーブルの高さを微調整して車椅子で使えるようにしたりとか、ちょっとした工夫でお金をかけずに、そういった取組を進めておりました。

やはりコミュニティ、今町の活性化の視点でコミュニティの施策を大きく打ち出しているわけですが、そういった優しい社会に向けての取組も、コミュニティが活性化することで予算をかけずにできるようになるというふうに考えます。このことも踏まえて、商工会との連携も大事ですが、より地域との連携も、この合理的配慮の取組の推進に関しましては有効であると考えます。その点について、見解をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

地域の中には、それこそ現役を退いた後に、特段職を持たずにうちにいる方とか、本当に能力はあるのだけれども、我々が知らないというだけの方というのは、まだまだたくさんいらっしゃると思います。今コミュニティとの連携を我々としても深めているところでありまして、こういった中で今議員からいただいたような話を周知して、私力になれると思うと、こういうふうに名のりを上げていただける方は、きっといらっしゃると思いますので、そういった方の掘り起こし等に努めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ぜひコミュニティの活性化、先ほどの高橋敬太議員のRMOも実際に動いていくと、そういったことも地域で解決できるのではないかなというふうに考えています。

そして、教育現場での周知状況につきまして、やはり今現在煙山保育園では、保育士が対

応しており、その後卒園した後、入学した際には、しっかりと当事者含め話し合いながら対応を考えているということだったのですけれども、実際その児童生徒や、そのサポートをする方というのは、その担い手というのは、どのような方が担っているのか。それとも、今現在いなければ、どのような方を想定しているのか、現状をお聞きます。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

担い手としましては、学校の中で合理的配慮をするという部分は、インクルーシブ教育という言葉も広まっておりますので、学校の教職員の間では、まず常識と言いますか、理解はかなり進んでいると認識しております。

その上で、個々のケースに応じて合理的配慮を行っておりますけれども、学校の教職員のほか支援員ということでサポートをお願いしている方もいらっしゃいます。そういった方々に同じような考えを持った上で、そのお子さんに合ったサポートができるようにということの日々考えながら、対話を重ねながら、試行錯誤しながらと言ってもいいかもしれません、対応しているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） そのようにちょっと中心的に活動する方と、あと全教職員含め近くにいる大人に周知徹底することによって、より活動が進歩するというふうに考えますので、ぜひともその活動を継続して続けていってもらえればなというふうに思います。

そして、この合理的配慮の民間事業者へ義務化されるきっかけにもなった障害者権利条約なのですけれども、これを受けて文部科学省では、合理的配慮の定義文の中に、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり」というふうに明記されております。

また、子どもの権利条約においても、4つの原則があるのですけれども、その中の一つに差別の禁止と明記されております。「すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、いかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される」と書かれております。

このような条約に批准している日本において、生まれた時点から大人になるまでに合理的

配慮が当たり前になっている社会で子どもたちが生活することによって、自然とそういったことが感覚的に分かるようになる。そして、それが人づくりにつながって、長期的な目線でみんなにとって優しい社会の実現につながると考えます。

まずは、やはり学校生活の中や幼児教育の場面で絵本を通してなのか、それともポスターの設置などか、それから直接的に、先ほど申し上げました人を通してなのかを周知していくことが重要だと考えますが、その点、見解があればお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

まさにおっしゃられましたとおり、差別はいけませんとか、あるいはお互いに尊重し合いましょうということ、こちら義務教育の中で子どもたちが身につけるべきことでありまして、学校でも学校活動のあらゆる場面を通じて指導をいただいているところでございます。

また、図書ですとか、教科書の中の教材あるいはポスター等の掲示物、そういったものの中でも、あちこちで扱われているものでございますので、機会を捉えながら学校内での掲示ですとか、指導の場面で生かしていくという実践をしているところでございます。

そのように様々な形を通じて、子どもたちにそういった考えを9年間を通じて養っていきたいと取り組んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ぜひともそのような取組を進めていってほしいと思います。

私自身もちょっと父親が車椅子を利用して、合理的配慮がされないような状況を経験してきたことがあったので、それによって気づくこともあったのですが、やはりそういったことがないのが一番いいのかなというふうに考えます。

2点目の再質問に移らせていただきます。現在本町において介助を受けながら生活をしている方への支援について、どのような把握をしているかという質問だったので、把握しているという答弁をいただきました。その中で、実際に仕事をされている方や重度の障がいをお持ちでも社会に出て活動したいというふうな意欲がある方がいるかどうか、その点お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

サービスを受けている方については把握しているのですが、就労のほうの意欲のところまではちょっと把握していないところでした。

ただ、サービスを受ける上で計画書等をつくることになっておりますので、そういった場面とか、また計画の進捗状況を確認するモニタリング等もありますので、そういったところで把握させていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 現状、いろいろ調査する中で、いろいろ福祉課の活動というのは、かなり外向きに活動していると思うので、その活動を継続してほしいと思います。

そして次、3点目なのですが、今度は教育現場、保育園などのところなのですが、現在、先ほどもお話したとおり保育士を1名配置しているということで、小学校入学後に関して、この状況に例えばサポートが必要な児童生徒を実際にサポートしている方、介助している方というのは、誰になっているのか。誰が担当ということになっているのか、決まっているのであれば、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

どういう方がサポートするかというのは、その対象になるお子さんによるというところでございまして、実際の例でございまして、注射の措置が必要だとかという場合には、そういうことができる看護師の資格を持った方ですとかに対応していただいているところがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） そういった医療的なことは看護師さんだと思うのですが、例えばスクールサポーターなどを活用して現在までにそういったサポートをされているというか、そういうふうな想定をしてのスクールサポーターの採用などは考えているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

必要とする支援の程度によって、適応支援員ですとか、特別教育支援教育の支援ですとかありますけれども、その方々で対応できるものであれば、そういう方が対応するという場合もあり得るものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 実際はフェース・ツー・フェース、その場合によって当事者を含め、家族も含めて考えていかないといけない問題だとは思いますが、万が一親御さんが日常ずっと付き添って学校生活を送るということになると、社会保障の観点から、貧困とか、親が仕事ができないと、それこそ生活もできないと思うので、そういったことがないように体制をふだんから整えていく必要があるのかなと思い、質問させていただきました。その点は、今現状ないと思うので、来てからいろいろと柔軟に対応していただきたいと思います。

そして、この質問の最後なのですけれども、4点目の再質問に移らせていただきたいと思います。雇用施策との連携による重度障がい者など就労支援特別事業の導入をしてみてもどうかというところなのですけれども、やはりまずはこの施策自体が部局横断的な施策になっておりまして、ちょっと素朴な質問なのですけれども、これを導入する際、一体矢巾町においてはこの課で担当することが想定されるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

障がい者の関係ですので、福祉課がまず主になって担当しますが、先ほどもありましたとおり、就労関係もありますので、産業観光課と連携しながら進めていくことと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 必然的に連携をしていかないといけないということで、これが役場庁舎内、そして住民みんながサポートしていくという社会の縮図そのものになるのかなというふうに考えます。この事業について少し複雑なので、これも資料を見ながらちょっとお話、議論を進めていきたいと思います。

資料2、厚生労働省からの資料なのですけれども、この事業は、雇用施策との連携による

もので、答弁にありましたとおり、自治体任意事業ということになっております。対象者がいたりとか、その自治体が必要とするならば、この事業を採択するというふうになると思いますが、自治体任意という捉え方もありますが、一方では自治体が主導していくというふうな捉え方もできると思います。

資料２と資料３に記載のとおり、現在この事業を採択しているのは、答弁にもありましたとおり、かなり少ないです。1,000以上ある地方自治体の中で102自治体しか採用しておりません。中でも、矢巾町のような町は沖縄県の町、1町のみになります。あとは政令指定都市とかというふうになっております。

ですが、ちょっと調べていく中で、令和６年度の12月議会、盛岡での12月議会で１人の議員がこの件を質問して、その制度導入に向けて動いているというふうな情報をお聞きしました。現在他自治体との情報共有などがあるかどうか、その点お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

大変申し訳ないですが、ちょっとそういった情報を得ておりませんでしたので、盛岡市でそういった動きがあるのであれば、情報収集させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員） この制度の本質というか、理想を語ってしまうと、国全体でこのような社会保障制度を整えていく必要があると考えますが、現状自治体主導ということなので、先ほど福祉課長言ったとおり、やはり広域で他自治体との連携も進めていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

それで、私もこの実施自治体、少し少ないのですけれども、調査していく中で特徴的な自治体がありました。この102あるうちの101は、いずれも対象者がいる中で制度を導入してきたのですけれども、仙台市が対象者がいない時点からこの制度の導入を決めていました。そのきっかけとなったのは、ひきこもり対策でした。重度障がいをお持ちの方が社会活動を行えることもひきこもり対策につながるのですが、それを支える家族の方、そこも社会活動ができるというきっかけにもつながります。

例えば家でずっと家族の方が、ふだん生活しているときは介助などの公的な援助を受けられるけれども、仕事をしているとなると介助を受けられないので、必然的に家族の方が手伝

うというふうな現状があります。その点がこの制度で解決されるというところで、受入れ態勢が整うということでもあります。

なので、対象者が来てから制度を整えても、ちょっとスピード感が遅いと思います。なので、しっかりとこの本町、医療的資源に恵まれておりますので、受け入れる体制、社会の土壌を整えて制度でまずその方を受け止めて、担当の方につなぐ、そしてその制度については、市の広報紙などでどんどん知らせておけば、矢巾町ならこういう障がいを持っても暮らせるのだなということになって、これもまた魅力につながると思います。

そういった点で、もう一度再度制度導入についてちょっと検討が必要ではないかなと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

確かに本町の場合、岩手医科大学があつたり、みちのく療育園メディカルセンターがあつたり、療育センターがあつたりということで、すごく資源的には恵まれた環境にあります。ということで、今回こういった提案をいただきましたので、もうちょっと情報収集しながら、また盛岡市でも動き始めているということですので、そういったところとも連携しながら、情報をいただきながら取り組める内容になるか、検討させていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「この質問は終わります」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 次に、質問2に移らせていただきたいと思います。質問事項、農村の持続的な発展に向けて、町長、そして教育長へお伺いします。

これは、矢巾町第8次総合計画施策の柱1、元気を発信し活力を呼び込むまちづくり、2、誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり、3、豊かな環境を守り伝えるまちづくりと、4つある柱のうち3つの柱に関わっております。なので、農村というのは矢巾町にとって必要な、かなり重要な部分だなということを再認識いたしました。質問に入らせていただきます。

本町においては、豊かな水資源を活用し、主に水稻栽培を中心に開墾が行われ、その肥沃

な大地から取れるおいしい野菜やお米のおかげでたくさんの人が育ってきました。また、各自治会単位で農村地域が活性化することで、その土地特有の伝統文化、伝統芸能が生まれました。しかし、現在農業を取り巻く環境が非常に厳しくなり、担い手不足は深刻化し、農村地域では、高齢化率が上昇していく一方です。

農業基盤の強化に向けて、大規模化、集約化で生産効率を上げることは、食料安定供給の側面で非常に重要であります。しかし、そのことで地域から人がいなくなってしまうては本末転倒であります。豊かな田園風景と脈々と引き継がれる伝統文化こそが、この町の宝であり、オンリーワンの魅力であると考えことから、以下お伺いします。

1点目、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和5年4月から地域計画が定められ、目標地図が完成間近だと思いますが、担い手の側面から、現実的な目標策定に配慮して策定を進めているか。

2点目、食と農を取り巻く環境は、依然厳しい状況が続いております。農政は、国の政策がカバーするエリアが大きい分野ではありますが、町産農産物の消費拡大などは、町がハンドルを握っている部分であると考えます。食と地域おこしというキーワードで農業を後押しする施策も有効であると考えことから、本町の農業産出額1位の米の消費拡大へつなげる具体的な施策として、チャーハンのまち矢巾として、町内飲食店や給食センターなどと連携をしてお米の消費拡大を図ってはどうか。

3点目、矢巾町は県内でも有数の伝統芸能保存団体がある町だと考えます。昨今の少子高齢化社会にプラスして、コロナ禍により活動を休止する団体が出てきました。伝承に関する課題は、大きく分けると2つあると考えます。1つ目は、伝承したり、教えたりする方がいない。そして2つ目は、伝承先、つまり次代の人がない、子どもたちがいない、そういった現状です。前者はどうにもならないかもしれませんが、後者は今ある地域資源を活用することで解決できる可能性があると考えます。

小学校、中学校、時には保育施設と連携して、部活や課外活動の一部として伝統芸能と触れ合う機会をつくることで、伝統芸能の伝承はもちろんのこと、子どもたちへの郷土教育、大人と子どもが共に育む地域づくりへとつながると考えますが、そのような機会を教育や保育の場に取り入れる考えはないか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 農村の持続的な発展に向けてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、地域計画の策定に当たりましては、令和5年度から町内の25の地区において協議の場を設け、農地の効率的な利用を目的に、10年後の地域の集積、集約化に向けた目標地図を作成しております。

なお、農業従事者の高齢化に伴い、担い手不足などの課題も想定されることから、地域計画策定後も各地区において定期的に協議を行い、地域計画の見直しの必要が生じた際は、引き続き支援に努めてまいります。

2点目についてですが、本町は主食用米の産地として、高品質な銀河のしずくを主力品種に生産が行われております。

なお、一般的に飲食店や調理場においてチャーハンに使用する米は、業務用米であることから、町産主食用米を使用した場合は、割高になることも見込まれますが、ご質問の趣旨であります消費拡大につながる取組につきましては、これまでも学校給食や岩手医科大学附属病院での病院食への提供と併せ、関係者と検討してまいります。

3点目の保育の場における伝統芸能と触れ合う機会についてですが、町内の保育所などの施設において、太鼓や踊りなど、地域の伝統芸能に取り組んでいる施設もあり、園の行事のほか、町のイベントや郷土芸能大会などで披露させていただいております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、農村の持続的な発展に向けてのご質問にお答えいたします。

3点目の小中学校の部活や課外活動での取組についてですが、現在の枠組みの中で教育課程に位置づけて実践していくことは、現段階では実現が難しいものと認識しております。

一方、学習指導要領においては、地域の伝統や文化に触れる機会を積極的に設定するよう配慮するとされております。今後それぞれの地域において、子ども、学校、関係団体等が資源を出し合い、持続可能な取組を協議、議論することで、郷土芸能の伝承に寄与する可能性を含んでいるものと認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） それでは、再質問に移らせていただきたいと思います。1点目の質

間については、再質問はありません。

担い手の対策は、国の農政のかじ取りにかかっていると考えております。かつて農政の神様と呼ばれた石黒忠篤の「農は国の基」、この言葉の重みを再認識し、農政の抜本的な転換が必要不可欠だと考えます。生産者の声を基にした政策の推進を求め、課題の本質、農業で安定して食べていけるような仕組みづくりに尽力していくことが、この課題の解決につながると考えます。

そして２点目の質問、チャーハンのまち矢巾として、消費拡大を図ってはどうかという質問ですが、これは答弁にもありましたとおり、高品質な銀河のしずく、本町で生産しているわけではありますが、この点は非常にキーワードになってくると考えます。一般的な飲食店で使用されているのは、業務用米ということですが、味という点を考えると、銀河のしずくで作ると、うまみが増すということが考えられます。業務用米と銀河のしずくとの価格差、ここが課題になっていますが、まず料理はおいしい、これが大前提です。業務用米と比較した際の味や矢巾町で作られたことへの品質のメリット、これをＰＲする取組が大切だと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

味の品質の違いというところでお答えさせていただきたいと思いますが、高い価格で売れるということは、まさに食味のランキングでいっても評価が高いと、そのとおりということでございますが、このＰＲ方法につきましては、確かにこれまで秋祭りなんかのイベントですと、モチ米のほう、ヒメノモチのほうにつきましては、そのＰＲのために餅まきをしていたということはあるかもしれませんが、ウルチのほうにつきましては、全くそういった意味では、認定農業者の会、こちらは当課のほうで事務局をさせていただいていますが、そちらのほうで販売とか、試食とかということで取組を進めたというところありますけれども、町として何かもうちょっと積極的なものというのは、打っておらなかったところがございますので、岩手中央農協さんと併せまして、何かそういったＰＲの取組というものにつきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員） 岩手中央農協とも広域協議していくということで、ちょっとこの最

後の答弁書のところで、今後消費拡大の取組について、岩手医大と併せて関係者と検討してまいるとあるのですが、これは具体的にどのような関係者と協議を想定しているのか教えてください。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

関係者ということでちょっと言葉足らずになってしまったということですが、まずは関係者の納入サイドという見方をしますと、やはり岩手中央農協さんなのかなというふうに考えていますし、あとは実際おいしいお米をPRする側ということで、その立場になりますと、飲食店かということで考えております。双方と、これからどういったPRができるのか、そういった点を協議してまいりたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 双方の納入業者、そして生産者、それを含めての関係者での協議というのが有効性があるのかなというふうに考えます。そして、販路についてだと、やはり飲食店などの意向などもちょっと把握していく必要があるのではないかなというふうに考えます。

多分一般的な考えだと、やはり業務用米を使っているのかなというところもあるのですが、中にはもう既に銀河のしずくや町産米を使っているところもあると思います。そこについては、ヒアリングやアンケートなどを実施することが有効的だと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

全く議員お話しのとおりだと思っております。取組を進める上でも、やはり飲食店のお話というのは無視できないものと思っておりますので、やはり実際どんな取組ができるのか、あと実際例えば銀河のしずくなりと一緒にPRするということが可能なのかどうなのかということで、いろいろそういったことのヒアリングも進めながら、協力いただけるところからどんどん募っていききたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　それで、ちょっと横澤駿一議員に私のほうから質問というのはおかしいのですが、このチャーハンのまち矢巾と、ここにどういう思いがあってチャーハンのまち矢巾、私実はチャーハンには思い入れが強いのです。私ら小さいとき、貧乏して育ってきたので、その具を御飯と混ぜて、そして特にもチャーハンの焦げたところというのは本当においしかったのです。

そこで私、このチャーハンのまち矢巾で、横澤駿一議員、どういうことを考えているのかと。1つは、例えばこれをパック御飯、チャーハンのパック御飯みたいにしたいものか、今銀河のしずくとか、いわゆるそうでないお米を使ってとか、今いろいろ議論しているのですが、どういう形でチャーハンのまち矢巾を目指していきたいのか。

私なりに考えると、おにぎりとか、パック御飯とか、そうでなければ、チャーハンを作るのに私らのときはフライパンだったのですが、フライパンの親方みたいなので人を呼び込むとか、何かそういう消費者、好奇心を呼ぶような仕掛けを、もし思い入れがあれば、ちょっと教えてほしいなということでもいいですか。

○議長（廣田清実議員）　本来であれば、許されないことですがけれども、一緒に考えるということで、一緒に町も横澤議員もチャーハンへの思いを考えるということで許したいと思います。でないと、反問権になりますので、よろしくお願いします。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　町長から質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

あくまでチャーハンについて議論してきたようになってしまっていますが、一つの手段、考え方として私は提言させていただいておりました。ちょっとこの文脈は特産品のほうと深く関わる、少しかぶる部分もあるのですけれども、これまでの一般的な特産品の施策というのは、特定の地域で生産された、その土地特有の希少価値が高いものというところで押し出してきて、それに対する施策もつけてきたわけなのですけれども、これからの時代は、そういったことも大切なのですが、本町の場合だと、生産量が多いお米、これ自体がそもそも特産物なのではないかなというふうに思っています。ちょっと言葉の遊びになるのですけれども、矢巾町の農地の得意分野というふうに私は捉えております。

この得意な産物、これ造語をちょっと考えてみたのですけれども、得意な産物と書いて、得産物、これからは、この得意な部分を伸ばしながら、この町の強み、それを生かすということにつながると思います。

私もスポーツをやってきて、いろいろコーチングとかも受けたことがあるのですけれども、

やはりちょっとないものを探すよりも、自分にあるものを生かしたほうがいいぞというふう
に言われたこともあるので、やはりもう既にこの町の得意なものというのを、あえてそこに
焦点を当ててPRすること、それがいいのではないかなというふうに考えました。

その際、何がある、いいかなと思ったら、私も結構鍋を振ってチャーハンを作るのが好き
なのですけれども、このチャーハンがいいのではないかなと思ひまして、その理由は、やは
り得意な産物、お米が主役の料理というのと、2点目、これは誰でも簡単に、そしてすぐ作
れるという庶民の料理だからという点であります。

日々当たり前に生活の中にあるものこそが、私はこの町の宝なのではないかなというふう
に考えております。あえてそこに、今までは灯台下暗しでスポットライト当たっていなかつ
たのですけれども、そこにPRをするスポットライトを当てて、そのことはやはり大きな経
費もかけずに済むので、自治体の宿命、最少の経費で最大の利益を出す、効果を出すとい
うことにも理にかなうのではないかなというふうに考えて、今回提案をさせていただいており
ます。

そのことについて、私的には特別な特産品の開発も推し進めるべきだと思うのですけれど
も、やはりこの農村を維持していくには、得意なもの、お米をどういうふうに売るかとい
うふうな視点で、得意な産物をこれから施策の中に入れていってはどうかというふうに考
えています。町長の見解をお伺いできればと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ありがとうございます。それで、私はチャーハンというと焼き飯と
いうことで、横澤駿一議員の思い入れもよく分かりましたので、お互い農家の方々、特にも
私ら地元にあるお米とそれに併せて町産の野菜とかも一緒にあれして、できれば今度秋祭り
のとき、先ほど村井課長が答弁でヒメノモチのほうの話があったのですが、できるのであれ
ばチャーハンのコーナーみたいなものをつくって、皆さんから試食をしていただいて、いろ
いろ町と、いわゆるできればシンボルにできるように。その意味で、今回私はしっかり、ご
提案していただいたチャーハンのまち矢巾ということをお話しして質問の中に出されたこ
とに非常に意義があると思って、お聞きしたのでございます。そういったことで、今後にぎ
わいのまちづくりのいわゆる実行委員会でも検討させていただきたいと思いますので、ご理
解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ぜひ推し進めてほしい。矢巾町独自のシイタケチャーハンになるかわからないですけども、作れたほうがいいのかと思いますけれども、大体の飲食店にあるのは、チャーハンは絶対あるなと思って。そういうのをちょっと写真だけをもらって、それを町の広報紙とかに載せるだけでも何かいいのではないかなというふうに考えています。

ちょっと行く行くは、今冷凍食品の業態というのはすごく伸びているので、冷凍チャーハンとか、そういうパッケージにするというのも、あるいはそこまでお金をかけずにできる取組なのかなと思っています。ちょっとパッケージングする際の課題というか、これまでもいろいろ取り組んできたと思いますが、何かその点、お伺いできることがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 私のほうからお答えさせていただきます。

冷凍食品なりということですが、ちょっとお米のということで申し上げたいと思うのですが、現在お米、町産の銀河のしずくなり、ふるさと納税の返礼品としても活用させていただいております。令和6年度の実績でございますが、約1,100件ほど、寄附金額で申し上げますと、約1,500万ほどの寄附をいただいているところでございます。

この中では、5キロ台であったり、10キロ台であったりというものが主流にはなっているのですが、その中で純情米いわてさんのほうで主に取り組んでいただいているのですけれども、パック御飯のほうも、やはり寄附をいただいた返礼品になっております。

なので、こういったパック御飯も今後の在り方なのかなという、いろいろやっぱり、今皆さん共働き世帯が多いということもあって、こういったニーズもあるのかなと思っておりますので、これにつきましては、いろいろ農協さんのほうとも検討しているところでございますが、一番の難しい点は、県内にそういったパック御飯をやる工場がないというところは、お聞きしております。今後もこれにつきましては、引き続きちょっと研究してまいりたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 大分配分乱されましたけれども、何かもう一つ質問ありますか、再質問。

（「チャーハンについては」の声あり）

○議長（廣田清実議員） チャーハンについては終わっているけれども、まだ再質問ありますよね。再質問、どうぞ。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） すみません、今晚の夕食のメニューが大体決まってきたみたい。

次の3番目、郷土芸能の保存に関しての再質問に移らせていただきたいと思います。郷土芸能、これは矢巾の町の宝だなというふうに常々思うのですが、先日の赤丸議員の質問に対する答弁にもありましたとおり、町の認識もそのような全く同じ認識だということをお聞きしました。

農業農村地域がちょっと今非常に厳しい中で、もう郷土芸能の担い手不足というのもすごく喫緊の課題です。私自身も地元の獅子踊りとかをやりながら子どもたちに教えてはいるのですが、仮に私がいなくなったら、多分もうできない、そのような状況が続いております。

答弁の中で、町内の保育施設で伝統芸能に取り組んでいる施設があることは私も承知しておるのですが、町内の保育施設は、多分限られているところでやっていると思うのですが、矢巾の伝統芸能の特徴として、各単位自治会ごとにそれぞれ伝統芸能があるというところだと思います。ある1つか2つの保育施設でやっている取組を町全体で広げるための支援策、促進策が必要になってくるのではないかなと考えますが、その点見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今、矢巾町郷土芸能保存会につきましては、14の団体で構成されておまして、今お話ありました保育施設との連携につきましては、2つの団体が連携して行っているところでございます。

これを全町を挙げてというところになりますと、まず各保育園、保育施設のニーズの調査、それと各地域の郷土芸能の考え、これがマッチングしたときに初めて実現するかなというふうに思っておりますので、取りあえずは、まず郷土芸能の団体のほうに意見をお伺いしたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり頼まれても受け入れられないという芸能団体もあるかなというふうに思うので、そのマッチングというところを、多分お互いにつなげる役というのがこれから重要になってくると思うので、ぜひその役を誰が担うのか、この役場で担っていくの

か、芸能保存会で担うのか、その点を進めていければなというふうに思います。

担い手のというところに向けたことなのですけれども、やはり喫緊の課題なので、ある程度スケジュール感を持ってやっていかないといけないと思うのですけれども、現在芸能保存団体の行く行くの推移、農業者だと、いろいろ統計があると思うのですけれども、そういった何か統計のようなものを取りづらいとは思っているのですけれども、出していく必要がある時期に来ているのではないかなというふうに思います。その点、何か施策があれば、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

郷土芸能の伝承と各コミュニティの活性化というのは、非常につながりが強いというふうに思っています。そういった中で、教育行政方針の中では、学校、家庭、地域の連携というふうにうたってございまして、その中で郷土芸能をいかに取り入れていくかというのがこれからの課題だというふうに考えてございます。

今ありました統計につきましては、今把握していないところでございまして、それぞれの各地域の郷土芸能のところにまたお伺いしながら、統計的なところにつきましても、ちょっと押さえていきたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） そういった必要性が出てきた時期だと私も認識しております。そして、学校内での取組、教育課程では難しいということだったのですけれども、でも放課後とか、帰ってからの時間の中で、地域の郷土芸能に参加している児童生徒さんもいると思うのですけれども、そういったところの人数把握とか、あとは先生方たちの例えば配慮とかというところがあったりするのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

実際どのくらいの児童生徒が伝承活動に関わっているかというまとめた、取った統計については、ちょっと把握していないところでございますけれども、それぞれの団体等で押さえている人数等あると思いますので、取ることは、取ろうと思えば可能かもしれないなというところでございます。

学校でそういった伝承活動に取り組む児童生徒への配慮でございますけれども、そこについては、やはり教育現場でございますので、子どもたちが熱意を持って一生懸命頑張っている活動だということを先生が理解していれば、その支えになるようにというか、後押しをするような指導なり、配慮をしているものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） その数を把握することも可能ですけれども、やっぱり先生方たちの配慮、そしてあと例えばちょっとインセンティブを掲示するというか、例えば中学生だったら高校入試の面接の時の際に、社会活動の一環として、こういうことを地域に貢献していますというふうな活動にもつながるのかなというふうに考えたりするのですけれども、その点何か教育の中で現在まで取組があるかどうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

こちらについては、可能かなと考えております。まさに中学校から高校へ行く高校入試の中で今年度から特色入学者選抜という仕組みが始まっております。こちら、熱意を持って打ち込んできたことですか、そういったことをアピールして面接を受けてという形の入試の在り方も始まっておりますので、そういった場合におきましては、やはりこの郷土芸能に取り組んで地域の文化活動に関心を持っているということ、そして担い手として責任感を持って、その伝承活動に励んできたということ、こういったところは立派なアピールポイントになり得ると思いますので、そのメリットを提示するということは可能と考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりそういったところが何かこれからの時代の中で必要性が上がってきているのかなというふうに認識しております。

ちょっとコミュニティとの関わりということも、担い手の育成について大事だと思います。伝統芸能の担い手というのが、そのままその地域のコミュニティの担い手となるケースが多いような気がします。例えば消防団とかも、消防団に入っている方が芸能団体に入っていたりとかというところもかなり見受けられますので、やはりコミュニティの観点から、伝統芸

能を伝承している地域へ何らかの支援施策が、先ほどもみどりのふるさと整備事業ということもあったのですが、あれはちょっと半分半分、自治会とという事業だったのですが、もともと地域へ交付金を渡す際も、伝統芸能を伝承している地域でいえば、何かちょっと特例のようなもの、こういうのはあってもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、その点見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

郷土芸能の伝承につきましては、ほかもそうですけれども、町あるいは町教育委員会が主体となって進めるというよりは、やはり地域の皆さんが主体となって行っていただくものが最もベストというふうに考えてございますので、そういった支援とか、要望とかにつきましても、各郷土芸能の団体に意見を聞きながら、それを果たして支援していけるかも含めて進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり町全体で取り組むべきことだなというふうに認識しております。

ちょっと最後になるのですが、答弁の中で、現在の教育課程の枠組みの中だと、やはりそういった学校との関わりは難しいのではないかなというところだったのですが、この伝統芸能を受け継ぐ次代の人については、やはり農村地域の歴史をたどっていくと、収穫祈願や無病息災を願うために祭りが行われて、現状として、その伝統芸能が始まった、そして今に伝承されているということではありますが、農村地域の社会情勢の変化、少子超高齢化社会になっております。

今コミュニティ活動の転換、地域カルテを行いながら進められていると感じますが、それに伴って、伝統芸能の伝承の仕方というのも転換の時期に来ているのではないかなというふうに考えております。

これは、あくまで伝統団体の意思とか、意見とかを尊重しながらですが、それによって伝統保存が途絶えていっては本末転倒でありますので、これを現代に合ったやり方に変えていく時期であると考えます。具体的には、今単一自治会で農村地域の方のみが伝承している状態なのですが、これを広く矢巾全体に広げて、農村地域以外の子どもたちが取り組め

るような窓口を広げていく必要があると考えます。

だからこそ、そこでかなり大きな地域資源の学校というのがキーワードになってくると思います。伝統芸能と教育というのは、非常に相性がいいものではないかなというふうに思うのですが、学習指導要領にあるというふうな答弁もありました。先ほど高校受験の仕組みもちょっと変わって、特色が必要になってきているというふうな答弁もありました。伝統芸能を核に地域の伝統や文化に触れる機会、これを積極的に設定していくような枠組みに少し変えていってはどうかと思うのですが、最後に見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

過日学校運営協議会において、魅力ある特別な学校、特色ある学校というふうな問いもありました。まさに実は、それが学校協議会の地域の代表の方からご提案されて、学校の学校経営と、そして地域が望むものの優先順位を、プライオリティーつけながらの順番と、そして保護者が望むものと、それぞれ出し合いながら、そして優先順位をつけて学校の取組を決定していくと、そういう営みを送るのが学校運営協議会の制度であります。学校も時間は限りがありますので、学校の中で何を子どもたちに身につけさせるか、その大きな一つのポイントは、伝統芸能も含まれるものというふうに認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で3番、横澤駿一議員の一般質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、明後日は休日休会、10日は休会、11日は予算決算常任委員会の総務分科会全体質疑を行う旨、昆予算決算常任委員長から申出がありましたので、午後1時30分に本議場に参集されますようお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 3時37分 散会

令和 7 年矢巾町議会定例会 3 月会議議事日程（第 5 号）

令和 7 年 3 月 1 8 日（火）午前 1 0 時 0 0 分開議

議事日程（第 5 号）

- 第 1 常任委員会報告について
- 第 2 議案第 2 1 号 令和 7 年度矢巾町一般会計予算について
- 第 3 議案第 2 2 号 令和 7 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 4 議案第 2 3 号 令和 7 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 第 5 議案第 2 4 号 令和 7 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 6 議案第 2 5 号 令和 7 年度矢巾町水道事業会計予算について
- 第 7 議案第 2 6 号 令和 7 年度矢巾町下水道事業会計予算について
- 第 8 議案第 2 7 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 0 号）について
- 第 9 議案第 2 8 号 令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 1 0 議案第 2 9 号 令和 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 1 1 議案第 3 0 号 令和 6 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 2 議案第 3 1 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 5 号）について
- 第 1 3 議案第 3 2 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 1 4 発議案第 4 号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18 名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員

7 番 齊 藤 勝 浩 議員
 9 番 木 村 豊 議員
 1 1 番 山 本 好 章 議員
 1 3 番 水 本 淳 一 議員
 1 5 番 昆 秀 一 議員
 1 7 番 谷 上 知 子 議員

8 番 小 川 文 子 議員
 1 0 番 小笠原 佳 子 議員
 1 2 番 高 橋 安 子 議員
 1 4 番 村 松 信 一 議員
 1 6 番 赤 丸 秀 雄 議員
 1 8 番 廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高 橋 昌 造 君
 政 策 推 進 監 吉 岡 律 司 君
 兼 未 来 戦 略 長
 課
 企画財政課長 花 立 孝 美 君
 町民環境課長 田中館 和 昭 君
 健康長寿課長 田 口 征 寛 君
 産業観光課長 村 井 秀 吉 君
 農 業 委 員 会 細 越 一 美 君
 事 務 局 長
 会 計 管 理 者 佐々木 美 香 君
 兼 出 納 室 長
 学 校 教 育 課 長 高 橋 雅 明 君
 兼 学 校 給 食
 共 同 調 理 場 所 長
 代表監査委員 高 橋 憲 康 君

副 町 長 岩 渕 和 弘 君
 総 務 課 長 田 村 英 典 君
 税 務 課 長 佐々木 智 雄 君
 福 祉 課 長 野 中 伸 悦 君
 こ ども 家 庭 村 松 徹 君
 課 長
 道 路 住 宅 課 長 水 沼 秀 之 君
 上 下 水 道 課 長 浅 沼 亨 君
 教 育 長 菊 池 広 親 君
 文 化 ス ポ ー ツ 高 橋 保 君
 課 長
 農 業 委 員 会 佐 藤 俊 孝 君
 会 長

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 徹 君
 主 任 主 事 渋 田 稀 結 君

議会事務局長 千 葉 欣 江 君
 補 佐

午前 10 時 00 分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 常任委員会報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第1、常任委員会報告についてを議題といたします。

初めに、総務常任委員会から報告を求めます。

高橋安子総務常任委員長。

（総務常任委員長 高橋安子議員 登壇）

○総務常任委員長（高橋安子議員） 矢巾町議会議長、廣田清実様。総務常任委員会委員長、高橋安子。

本委員会は、令和5年度及び令和6年度の所管事務について調査が終了いたしましたので、報告いたします。

なお、常任委員会の報告につきましては、令和5、6年度の活動総括を読み上げまして、報告とさせていただきます。

総務常任委員会、令和5、6年の活動総括。

1、活動テーマ。

公民連携で自治振興による安全安心のまちづくり。

2、調査課題。

①、地域コミュニティ運営の検証（世代間交流による協創と郷土愛を育むまちづくりを目指して）

②、デジタル化対応の検証。

③、公共施設マネジメントの検証。

④、町内交通機関の整備、改善。

⑤、防災、防犯、交通安全対策の充実。

⑥、脱炭素に向けた取組。

⑦、財政健全化状況の確認。

⑧、矢巾町型コンパクトシティーと幸福度の高いまちづくり検証。

⑨、町有地の活用による定住促進と企業誘致についての検証。

なお、特に③、⑦、⑧、⑨に関しましては、令和5、6年度内において深く調査をできなかったことから、次期任期においての取組を検討願うものでございます。

3、2年間の活動の振り返り。2年間の活動を終え、委員からの意見を集約したものは以下のとおりでございます。

(1)、活動内容全体を振り返った際のよかった点。

各担当課からのヒアリングでは、実際に意見交換で前年度及び当年度の業務活動計画について当局の考えを詳しく知ることができました。

所管事務調査で訪問した新潟県三条市、見附市や神奈川県藤沢市において内容が充実しておりました。

九戸村研修視察では、過疎化が進む村の課題や道の駅を充実させるなど、官民一体での取組の努力を感じました。

防災訓練や災害時用備品保管についての備品数の備えが十分であること、分散保管や保管方法が適正であり、的確に取り組んでいることを検証できました。

(2)、活動内容全体を振り返った際の反省点。

所管課とのヒアリングについては、令和6年度は書面で実施されましたが、担当者に直接質問できる対面でのヒアリングが望ましいと感じました。

委員会で調査研究を行う前に、目的や趣旨を認識し合う必要性和事前勉強会を行う必要性を感じました。委員会メンバーに認識の差を感じるがあったためです。

財政健全化の検証は、委員会として不十分であった。

町有地活用の考えについて、聞き取りや検証ができなかった。

一つの課題を改善提言できるところまでを迫りかけることが必要と思います。取組に関し追跡フローが存在すればよいと思います。

少子高齢化、持続可能な社会の確立を前提に、業務DXの取組を考察し、委員会として取り組んでいくべきと感じました。

(3)、次期総務常任委員会の活動に対して申し送りするべき事項。

県内各市町村の取組で参考になる自治体も多くあることから、今後も積極的に視察研修を検討すべきと思います。

視察につきましては、目的の精査、本町の今後についての討論が必要ではないか。

地域コミュニティの活性化及び近助の精神を育む必要性を感じるため、コミュニティの在り方を継続検討願いたい。

(4)、これまでの活動内容(調査対象)に関する特記すべきコメント。

災害がいつ起こってもおかしくない時代であることから、防災施設や伝達手段、避難場所、備品保管管理等今後もきめ細かい確認が必要と思います。

地域おこし協力隊については、仕事内容や赴任してみての感想、意見を早い段階で聞き取りすべきではないかと感じました。

所管事務及び本町の課題の中で、令和5年と6年で取り組めなかった事項について調査をお願いしたいと思います。

課題や提言を当局側への提出、提言までの業務フロー(チェックリスト)で確認しつつ、実行できると、取組の達成感、軌跡が残ることで次への参考資料にもなると思います。

公共交通や高齢化社会に対しての取組について、早急に現実化してほしいと思います。

4、町への要望及び提言について。

令和5年度に行った県外への所管事務調査では、災害、高齢化、人口減少、脱炭素対策等の対策を参考に町政に生かしていきたいとの所見で結んでいるところであります。

令和6年度において行った所管事務調査では、公共交通の充足や高齢化社会に対応した取組を求める意見や全国各地で頻発する災害に備え、より一層充実した体制づくりを求める意見がありました。

このような事案に対応していくためには、少子高齢化に向かう中で、持続可能な社会を確立するため、業務にDXの取込みをより一層進め、効率化を図るとともに、近助の精神を育む必要性を感じることから、地域コミュニティの活性化により強固に推進していく施策の展開が望まれます。

以上、読み上げまして報告とさせていただきます。

○議長(廣田清実議員) 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

吉田喜博産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 吉田喜博議員 登壇)

○産業建設常任委員長(吉田喜博議員) それでは、報告させていただきます。

令和 7 年 3 月 18 日、矢巾町議会議長、廣田清実様。産業建設常任委員会委員長、吉田喜博。

令和 5 年度及び 6 年度の産業建設常任委員会の所管事務について調査を終了したので、報告させていただきます。

なお、令和 5 年度、6 年度の委員については、委員長、吉田喜博、副委員長、藤原信悦、委員、木村豊、同じく小笠原佳子、同じく山本好章、同じく村松信一の 6 名構成であります。

それでは、2 年間の活動総括を申し上げます。

1、活動テーマ。

地域産業・経済の活性化を図り、移住定住を促進するまちづくり。

2、調査課題。

(1)、空き家対策・利活用について。

(2)、農業を含めた産業の 6 次化について。

(3)、上下水道の水質管理と下水道の処理について。

(4)、町内道路橋の状況について。

(5)、その他諸課題について。

3、2 年間の活動の振り返り。

(1)、活動全体を振り返った際のよかった点について。

令和 5 年度は、県外での先進事例を学ぶため、新潟県内 3 市に訪問し、視察研修を実施した。いずれも先進的な取組とされている一方で、本町にも通じるような問題も抱えていることを認識し、自治体ごとの実情に応じて、それぞれが真摯に課題に向き合い、工夫を凝らし、知恵を絞って事業を推進されている実情を知ることができた。

令和 6 年度は、町内に目を向け、道路橋や上下水道施設の管理、運営状況の把握のための現地視察、岩手中央農業協同組合との意見交換会を実施した。

特にも、岩手中央農業協同組合との意見交換会では、正組合員数減少等の課題を抱えながらも、銀河のしずくへの品種転換により、施設単位での出荷と安定した販売に努められていることや国内、主に中国地方、四国地方への販売にとどまらず、国外のタイ国への輸出にも力を入れていることを知ることができた。

また、今後の方策として、新規就農者の確保策となる農業インターン制度を導入し、土地持ち非農家の方々にもう一度農作業の戦力として協力いただけるよう、兼業農家の副業という位置づけで新たな副業経営の形を構築するとの説明もいただき、大変有意義な意見交換会であった。

(2)、活動全体を振り返った際の反省点について。

我々の活動テーマが曖昧であったために調査課題が絞り切れず、ひいては全体的に活動不足であった。まずは、テーマを明確にし、調査事項を3つ程度に絞って活動する必要があった。

また、調査に当たっては、委員相互に意見交換や課題研究をしてから視察や研修に臨む必要があった。

そして、本町の基盤産業の農業についての調査をより充実させるため、町内農家等農業関係者との意見交換、課題把握の場が必要であった。加えて県外市町村の優れた事例を学ぶことも重要であるが、近隣市町との情報交換等によって得られる知見もあったと思うことから、身近な事例研究も必要だったのではないかと反省するところである。

(3)、次期産業建設常任委員会に対し望む事項について。

次期産業建設常任委員会の活動に対しては、上記反省点を踏まえつつ、次のことにも考慮した活動の推進を望む。

①、町内企業の9割は零細企業であり、定期的に採用募集をしている企業が少ないことから、現時点で地元で就職をといるのには地盤が整っていないと考える。農商工共創協議会との在り方も工夫し、地元で働ける企業を多くつくることを目的とした調査研究の実施。

②、農作物の販路拡大や町内での地産地消を促すため、町内での産業をどのように生かし、運営していくかが課題であることから、産直の在り方検討を目的とした調査研究の実施。

③、各種計画と現状実施している事業を照らし合わせ、町の未来像に近づけているかを検証し、町政をしっかりと点検できるような調査研究の実施。

④、若者や30代から50代の中間層の方々が農業等に参画したくなるような対策をしている先進事例に関する調査研究の実施。

4、今後の町政に期待することについて。

2年間の活動を経て、今後の町政に対しては、次のことを期待する。

①、現在就農者の平均年齢は約70歳で農業の担い手育成は、喫緊の課題である。岩手中央農業協同組合が令和7年度から取り組む農業インターン制度については、町の積極的な協力、支援を期待する。

②、矢巾町の基盤産業は農業であり、稼げる農業とするためにも矢巾町に合った高収益作物を確立させ、農家所得の向上を期待する。

③、町有地の草刈り作業や田んぼダム化の推進にも力を入れることを期待する。

④、産業振興を図るには、民間のノウハウを生かすことで、その効果が増すと思われる。
地元企業への支援、企業誘致を継続していただくよう期待する。

なお、各年度の活動の詳細は記載のとおりであります。

以上で産業建設常任委員会の活動報告といたします。大変ありがとうございます。

○議長（廣田清実議員） 次に、教育民生常任委員会の報告を求めます。

小川文子教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 小川文子議員 登壇）

○教育民生常任委員長（小川文子議員） それでは、教育民生常任委員会からのご報告を申し上げます。

令和7年3月18日、矢巾町議会議長、廣田清実様。教育民生常任委員会委員長、小川文子。

令和5年度及び6年度の教育民生常任委員会の所管事務について調査を終了したので、報告させていただきます。

なお、令和5年度、6年度の委員につきましては、委員長、小川文子、副委員長、水本淳一、委員、高橋恵、同じく横澤駿一、同じく昆秀一、同じく谷上知子の6名で構成しております。

それでは、2年間の活動報告を申し上げます。

1、活動テーマ。

子どもから高齢者までしあわせに生きる環境整備。

2、調査課題。

（1）、教育機関の実態調査。

（2）、子どもの居場所づくりについて。

（3）、小中一貫教育について。

そのほか委員会で提案された部活動の地域移行、自殺対策、高齢者の居場所づくり、スポーツ、パラスポーツも含むなど、楽しめる環境整備。スポーツ施設整備、夜間中学校については、期間内に調査着手に至りませんでした。

3、2年間の活動の振り返り。

令和5年度は、兵庫県相生市における子育て応援施策について、大阪府門真市における子どもの貧困対策事業について、奈良県葛城市におけるAIを活用した相談システムの構築についてなど、管外の先進地視察を中心に所管事務調査を実施しました。

令和6年度は、町内保育園2か所及び前年度に引き続き町立小中学校を訪問し、現状を確

認しました。また、町内における子ども食堂について、ここかむ食堂の運営状況について実績を把握するとともに、小中一貫校の県内の先進地であります大槌町立大槌学園の視察を実施いたしました。

（１）、活動全体を振り返った際のよかった点。

所管課の事業実施状況・重点項目について具体的な進捗状況や成果が詳しく確認でき、委員会活動の関わりについても理解できました。

視察研修においては、町内保育所及び町内全小中学校を訪問できたこと、また子育て支援の先進地である各地の現場を実際に目で見て声を聞くことにより、その大切さを実感するとともに、町の課題なども把握でき、今後の町政への提言に役立てることができました。

請願審査については、ヒアリング後の委員会議論も活発に行われ、矢巾町の教育行政の在り方についても議論ができました。

全体的に議員全員で視察研修の目的を決定し、当町においてどのような課題があり、どのような部分を取り入れることができるのかなど、議論しながら活動を行うことができました。

（２）、活動全体を振り返った際の反省点。

子ども・子育て支援や学校教育に重点を置いたため、高齢者の見守りや生きがいづくり、社会福祉、歴史文化遺産保存等、他の分野への取組ができなかった。課題を絞って計画的に進める必要性があった。

また、予算決算常任委員会などの前に委員会を開催し、委員会としてどの部分を重点的に審査するのかなど、話し合う必要を感じました。さらに、テーマを基にした町民との懇談会なども開催していく必要があると感じました。

４、町への要望及び提言について。

（１）、町内保育園事業について。

①、町として小規模保育園の課題や状況等を把握し、情報提供や保育園長会議等への参加などの連携を検討されたい。

②、町として、保育士、看護師の人手不足の解消に積極的に取り組まれたい。

（２）、町立小中学校について。

①、児童生徒の安全な学習環境の確保と豊かな学びを保障するため、関係機関で連携を深めることを求めます。

②、発達障がいやそれぞれの子どもたちの特性に対応するための教室の確保及び体制づくりについても検討されたい。

③、教職員の健全な労務環境を確保されたい。

④、部活動の地域移行などにより、生徒の望む種目や活動ができるよう努められたい。

(3)、子どもの貧困対策事業について。

①、支援を必要としている子どもを早期発見し、対象者に応じたサポートのさらなる構築を図り、子どもの可能性を広げられるよう取り組まれたい。

(4)、子ども食堂の運営について。

①、気軽に集える子ども中心の居場所づくりを定着、普及させるためにも、町としてサポートのさらなる構築を図り、子ども食堂の活動を広げられるよう取り組まれたい。

(5)、小中一貫教育について。

①、本町の小中一貫教育を進める上で、コミュニティ・スクールと同様に、児童生徒、教職員、保護者、地域住民との熟議を大切にされたい。

②、コミュニティ・スクールコーディネーター及び図書館司書等の人材の確保が重要であり、小学校区に社会教育指導員等の支援員を配置するなど、教職員以外の人材の発掘に努められたい。

5、次期教育民生常任委員会への申送り事項について。

①、課題をある程度絞り、町内の実態調査を行った後に、町外視察の実施を計画されたい。

②、委員会が視察研修等で得た政策などについて、委員会提言として町と議論する場を検討されたい。

③、持続的な課題解決のために定期的な評価を行い、必要に応じて改善策を講じられたい。

以上、次期教育民生常任委員会の活動については、上記反省を生かし、より充実した活動を望むものである。

なお、各年度の活動の詳細は記載のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会の活動報告といたします。大変ありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりました。

この報告に対する質疑は省略いたします。

以上で常任委員会の報告を終わります。

日程第2 議案第21号 令和7年度矢巾町一般会計予算について

日程第3 議案第22号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第4 議案第23号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第5 議案第24号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第6 議案第25号 令和7年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第7 議案第26号 令和7年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

日程第2、議案第21号 令和7年度矢巾町一般会計予算について、日程第3、議案第22号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第4、議案第23号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第5、議案第24号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第6、議案第25号 令和7年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第7、議案第26号 令和7年度矢巾町下水道事業会計予算について、この6議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題といたします。

昆秀一予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 昆 秀一議員 登壇）

○予算決算常任委員長（昆 秀一議員） 報告書を読み上げて報告といたします。

令和7年3月18日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第21号 令和7年度矢巾町一般会計予算について、議案第22号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第23号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、議案第24号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第25号 令和7年度矢巾町水道事業会計予算について、議案第26号 令和7年度矢巾町下水道事業会計予算について。

本常任委員会は、令和7年2月19日付で付託された上記の6議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第21号から議案第26号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。１、ふるさと納税は、町の魅力と返礼品工夫、リピーター掘り起こしを行い、財源確保に努められたい。

２、予約型乗合バス、デマンド交通は、土休日運行と停留所の見直し等を行い、利便性向上に努められたい。

３、令和７年度から開校する南昌みらい高校など、交流人口が増加することから、防犯灯や交通安全施設の充実に努められたい。

４、情報システム標準化、共通化事業においては、改修完了後速やかに業務フローやコストを見直し、業務効率化に努められたい。

５、農商工共創協議会の活性化で農業と担い手支援、育成を強化し、後継者対策に努められたい。

６、田んぼダムの取組は、災害防止の観点からも組織の拡大及び実行の強化に努められたい。

７、スクールカウンセラー等の増員を行い、児童生徒に寄り添った支援、相談体制の拡充に努められたい。

８、いじめ事故から１０年の節目を迎え、事件の風化が懸念される。改めて悲しいことが起こらないよう防止対策を推進されたい。

以上であります。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたします。

ただいまから各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の予算６議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。最初に、反対討論から発言を許します。

８番、小川文子議員。

（８番 小川文子議員 登壇）

○８番（小川文子議員） それでは、一般会計、各特別会計の反対討論を行います。議席番号８番、日本共産党の小川文子でございます。

3つほど、理由を述べさせていただきます。1つは、人事服務管理事業でございます。6年度3月31日で退職される方は18名であります、うち定年退職は2名様。したがって、16名は早期退職ということになります。5年度も14名の退職でありましたが、10名を超える早期退職者がございました。その前の10年間では、約50名の早期退職者がおられましたので、平均1年5名ぐらい程度でございましたが、ここを2年間ぐらいで10名を超える早期退職者が出て、一気に増加傾向となっております。

また、職員の時間外勤務でございますが、各課別、月別の残業時間は、残業数が増加している部署が17部署中8部署、約半数でありまして、中でも道路都市課は843時間、上下水道489時間、福祉課341時間、町民環境課254時間となっております。また、部署別の年間休日出勤日数でございますが、5年度に比べて6年度は減少傾向にありますが、煙山保育園は増加をして261日、そして200日を超える課は4課、100日を超える課は4課ございました。このように課によって偏りがございます。各課で連携して補う必要があるのではないかと考えますし、全体的にやはり職員が足りないのではないかと考えます。

また、職員の長時間労働は、今働き方改革ということで進められておりますけれども、やはりまだまだ労働環境の改善が必要だと感じます。そして、中間職員、中間管理職等の非常に経験値も高い職員が早期退職されるということは、本町の行政運営をやる上で大きなやはり損失と考えます。また、その職員が町民と培ってきた信頼度を考えますと、非常にこれはもったいないと思います。町長がいつも言うておりますように、やはり愛が必要です。職員を大事にして、町長の愛が足りないのではないかと思います。

次に、デマンドタクシー、デマンド型公共交通ですけれども、なかなか町民の声が届きにくい、利用しづらい状況がやはり続いております。この道路交通法の縛りがあってなかなかできないということもありますけれども、やはり町民の声に寄り添って、今後高齢化も進む中、どう町民の足を確保していくのか、抜本的な対策が必要と思います。

あと最後、保育園、保育行政でございますけれども、唯一町立、そして残された煙山保育園が今後縮小あるいは一般保育を廃止していくという方向性が、流動的ではありますが、示されたことであります。今後5年間は、まだ子どもの数が増えるという状況であります。そして、新たな民間の、いわゆる民間保育所も来年度には開設できるという状況にもあります。このような中で、今後移住、定住を促進していくためには、この保育機能、民間も含めて町立をしっかりと残していくことが、やはり私は重要だと考えます。また、職員の今までの経験値、これをつないでいくことが、他の民間保育園との連携をしていく上でも非常

に重要だと私は考えるものであります。

したがって、やはり保育行政を縮小させるのではなく、町がその牽引者となって、しっかり柱となって、牽引していくことを望むものであります。

最後に、退職される職員の皆さんに感謝を申し上げて、反対討論といたします。

○議長（廣田清実議員） 次に、賛成討論に入ります。賛成討論ございませんか。

14番、村松信一議員。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 議席番号14番、村松信一でございます。

矢巾町には、ダイヤの原石のような磨けば光り輝くものがたくさんあると思います。基本的活動と戦略的活動との実践が頂点に達したとき、原石に光が見え始めます。活動実践としての予算執行に当たり、担当課に期待する特筆すべき点を申し上げ、令和7年度一般会計ほか全6会計に賛成の討論を行います。

総務課について、地域防災力の要として自主防災会との協力により、様々な災害等減災の対応として防災士を育成する養成講座の予算化。

企画財政課について、地域活性化起業人の制度を利用し、中央圏企業から職員の派遣により、DXの強化、運用に努めること。

次に、道路住宅課、交通安全施設整備事業のゾーン30プラスの整備。

政策推進室について、人口減少や高齢化の構造的な問題に対応できるようにする近い未来の取組のための立地適正化計画。

次に、産業観光課について、矢巾町担い手事業として、前年比200万円を増額し、農業課題解決に向けた取組。

次に、農業委員会について、地域の実情に応じ、農地の集積集約の推進に当たり、農業委員会が中心となり地域の情報収集に当たる活動。

次に、税務課について、市街化編入区域の家屋調査業務等による税収増に向け行う固定資産税賦課業務。

町民環境課について、脱炭素に向けた個人事業者向け補助事業の実施、矢巾町斎苑への斎場やバックヤードにエアコンの設置。

次に、福祉課について、様々な生活困窮者に対する親身な総合的相談体制を整備し、福祉の向上を図る施策。

次に、文化スポーツ課、多くの自主事業を手がけ、それぞれの事業が好評かつ盛況であり

ますが、さらなる自主企画を期待したいと思います。また、県内一と言われる田園ホールの稼働率に、その企画運営に感謝申し上げる。

次に、学校教育課について、全小学校への電子黒板導入によるＤＸの推進及び防犯カメラ設置による安全対策、さらなる安全、安心な学校運営の強化に努めること。

次に、上下水道課、上水道の耐震化の促進、下水道の計画的な敷設、管路更新について、昨今の全国的な上下水道の事故により、地味ではあるが、毎年計画的な上下水道事業の施策。

次に、こども家庭課について、新事業であるこども誰でも通園制度の導入による子ども・子育て環境のさらなる充実。こども家庭センター、児童相談システム導入による相談支援業務の迅速、効率化。

健康長寿課、低所得者向け調剤費用の助成、土日のさわやかハウスの開放計画、带状疱疹ワクチン50歳以上の方の１年間継続接種。

以上のとおりであります。関係者の皆様の努力に期待し、討論を終えますが、小さな施策の積み重ねが、やがて大きな事業の成功につながるの考えを大切に、細かな事業の確実な実行にご期待申し上げたい。

また、担当課同士で各種取組施策を共同検討することも必要と考える。例えば産業観光課所管の多面的機能支払交付金事業で行う一連の花管理は、健康長寿課における高齢者の居場所づくりやひきこもりの対応にも大変効果があることなど、多くのシナジー効果、効用も考え、行動していただきたい。

以上をもって賛成討論を終わりますが、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、賛成討論を終わります。

○議長（廣田清実議員） 他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第21号 令和7年度矢巾町一般会計予算についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和7年度矢巾町水道事業会計予算についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和7年度矢巾町下水道事業会計予算についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決いたしました。

日程第 8 議案第 27号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）
について

日程第 9 議案第 28号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第4号）について

日程第10 議案第 29号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算
（第4号）について

日程第11 議案第 30号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第2号）について

日程第12 議案第 31号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第5号）
について

日程第13 議案第 32号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4
号）について

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

日程第8、議案第27号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について、日程第9、議案第28号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第10、議案第29号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第11、議案第30号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、日程第12、議案第31号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第5号）について、日程第13、議案第32号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について、この補正予算6議案は、関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第27号から日程第13、議案第32号までの補正予算6議案について

は、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました6会計の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

最初に、議案第27号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、21款町債の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を新設補正し、1款町税の固定資産税、10款地方交付税の普通交付税及び14款国庫支出金の保育所運営費交付金を増額補正し、14款国庫支出金の就学前教育・保育施設整備交付金、17款寄附金の一般寄附金及び21款町債の地方道路整備事業債を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の財政調整基金積立事業、3款民生費の認定こども園施設型給付事業、6款農林水産業費の圃場整備事業及び8款土木費の道路維持管理事業を増額補正をし、2款総務費の企画総務事業、3款民生費の私立保育園等整備費補助事業、4款衛生費の予防接種事業、6款農林水産業費の農地等整備事業及び8款土木費の橋梁維持補修事業を減額補正し、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ8,281万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億6,206万円とするものであります。

なお、今回の補正予算では、第2表、繰越明許費のとおり、歳出予算の一部について、その性質上または予算成立後の事由に基づき、令和6年度内に支出が完了しない見込みであることから、令和7年度に繰り越して使用することができるよう、併せて補正するものであります。

続きまして、議案第28号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、1款国民健康保険税の医療給付費分現年課税分、8款諸収入の一般被保険者第三者納付金及び国保診療報酬等返納金を増額補正し、6款繰入金の財政安定化支援事業繰入金を減額補正するものであります。

なお、主な歳出につきましては、5款基金積立金の財政調整基金積立事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,255万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,399万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第29号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、1款保険料の現年賦課分及び4款国庫支出金の介護保険保険者努力支援交付金を増額補正し、8款繰入金の低所得者保険料軽減繰入金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費の高額介護サービス費給付事業、4款基金積立金の介護給付費準備基金積立事業を増額補正し、2款保険給付費の施設介護サービス費給付事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ571万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,481万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第30号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料の現年賦課分を増額補正し、3款繰入金の保険基盤安定負担金繰入金を減額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款広域連合納付金の後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,905万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第31号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益の営業収益及び営業外収益を120万6,000円増額補正して総額を8億8,252万2,000円とし、支出の第1款水道事業費用の営業費用及び営業外費用を3,518万1,000円減額補正して総額を7億3,456万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款資本的収入の企業債、国庫補助金及び負担金を8,511万3,000円減額補正して総額を3,774万2,000円とし、支出の第1款資本的支出の建設改良費を1億5,029万円減額補正して総額を6億682万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第32号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、収入の第1款公共下水道事業収益の営業収益及び営業外収益を207万7,000円減額補正して総額を8億3,073万8,000円とし、第2款農業集落排水事業収益の営業外収益を4万4,000円減額補正して、総額を2億9,737万

6,000円とし、支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用及び営業外費用を2,348万7,000円減額補正して総額を7億6,786万7,000円とし、第2款農業集落排水事業費用の営業費用を1,823万5,000円減額補正して総額を2億8,831万1,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款公共下水道資本的収入の企業債、国庫補助金及び負担金を540万5,000円増額補正して総額を2億3,244万3,000円とし、第2款農業集落排水資本的収入の企業債、県補助金及び負担金を1,704万1,000円減額補正して総額を5,362万9,000円とし、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を1,961万7,000円増額補正して総額を4億5,939万円とし、第2款農業集落排水資本的支出の建設改良費を969万8,000円減額補正して総額を2億1,301万7,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。一括上程しました議案第27号から議案第32号までの補正予算6議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第32号までの補正予算6議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算議案については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、本日の予算決算常任委員会後に行われる本会議前までに報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第32号までの補正予算6議案については、予算決算常任委員会において審査を行い、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

日程第14 発議案第4号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例の一部

を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第14、発議案第4号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみといたします。

（職員朗読）

○議長（廣田清実議員） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

14番、村松信一議員。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 発議案第4号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律が令和7年4月1日施行されることに伴い、条例において引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、項のずれが生ずることから、これに伴う改正のほか文言の整理等、所要の整備をするものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第4号 矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田清実議員）　以上で議事日程は終了いたしました。

直ちに議案第27号から議案第32号について予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

ここで暫時休憩に入ります。

午前 1 1 時 0 5 分　休憩

令和 7 年矢巾町議会定例会 3 月会議議事日程（第 6 号）

令和 7 年 3 月 1 8 日（火）午後 2 時 1 5 分開議

議事日程（第 6 号）

- 第 1 議案第 2 7 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 0 号）について
- 第 2 議案第 2 8 号 令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 3 議案第 2 9 号 令和 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 4 議案第 3 0 号 令和 6 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 5 議案第 3 1 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 5 号）について
- 第 6 議案第 3 2 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18 名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	1 0 番	小笠原 佳 子 議員
1 1 番	山 本 好 章 議員	1 2 番	高 橋 安 子 議員
1 3 番	水 本 淳 一 議員	1 4 番	村 松 信 一 議員
1 5 番	昆 秀 一 議員	1 6 番	赤 丸 秀 雄 議員
1 7 番	谷 上 知 子 議員	1 8 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦略課	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長	佐々木 智 雄 君
町民環境課長	田中館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君
健康長寿課長	田 口 征 寛 君	こども家庭 課 長	村 松 徹 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君	道路住宅課長	水 沼 秀 之 君
農業委員会 事務局 長	細 越 一 美 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
会計管理者 兼出納室長	佐々木 美 香 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君
代表監査委員	高 橋 憲 康 君	農業委員会 会 長	佐 藤 俊 孝 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	千 葉 欣 江 君
主 任 主 事	渋 田 稀 結 君		

午後 2 時 1 5 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

ただいまから会議を再開いたします。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 追加の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第 1 議案第 2 7 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 0 号）について

日程第 2 議案第 2 8 号 令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について

日程第 3 議案第 2 9 号 令和 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について

日程第 4 議案第 3 0 号 令和 6 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 5 議案第 3 1 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 5 号）について

日程第 6 議案第 3 2 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第 1、議案第 27 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 10 号）について、日程第 2、議案第 28 号 令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程第 3、議案第 29 号 令和 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程第 4、議案第 30 号 令和 6 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 5、議案第 31 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 5 号）について、日程第 6、議案第 32 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 4 号）についてであります。この補正予算案は、予算決算常任委員会への付託に係るもので、予算決算常任委員長より審査が終了した旨、報告がありましたので、これを議題いたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 昆 秀一議員 登壇)

○予算決算常任委員長(昆 秀一議員) 報告書を読み上げて報告いたします。

令和7年3月18日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第27号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算(第10号)について、議案第28号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、議案第29号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、議案第30号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、議案第31号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算(第5号)について、議案第32号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第4号)について。

本常任委員会は、令和7年3月18日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第77条の規定により報告する。

以上です。

○議長(廣田清実議員) 委員長の報告が終わりました。

議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたします。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第27号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算(第10号)についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第5号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを起立

により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

○議長（廣田清実議員） ここで高橋町長より挨拶の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長さんからお許しをいただきましたので、御礼のご挨拶をさせていただきますが、その前に皆さん方に情報提供をさせていただきたいと思います。提供だけではなく、まず本日の本会議で冒頭に各常任委員会の活動報告がございました。まず、総務常任委員会は高橋安子委員長、そして産業建設常任委員会は吉田喜博委員長、そして教育民生常任委員会は小川文子委員長、それぞれ活動報告を頂戴したわけですが、それは私どもにも関係するところが多いわけでございまして、特にも活動報告の中で、町への要望、そしてご提言、このご要望、ご提言については、しっかり意を体して、いわゆる職員一丸となって取り組んでまいりたいと思いますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

そういったことで、特にも今日私も今まで長い間いろいろお世話になってきたのですが、今日の活動報告は、やはり一つ一つ私どもも今後検証しながら町政運営に反映してまいりたいと、こう考えておりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと。

それから次に、こういうことなのですが、今月の3月31日までちょっとまだ流動的なので、本当であれば皆さんにペーパーをお渡ししてご報告するのが本来なのですが、今のところの繰越明許、このことで3月31日付での繰越明許、今考えられるのをまず口頭で報告をさせていただきたいと。まず、矢巾町議会の編さん事業については、これはいわゆる年度内に納品が難しいということなようでございますので、これは繰越明許をさせていただくことになると思いますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと。

それから、物価高騰対策給付金給付事業については、今年の6月30日まで受付期間が延長

になったことで、これも当然繰越しをお願いしなければならないと思いますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと。

そして、保健衛生業務支援システム事業、これは健康管理システムの関係でございますが、これも年度内に完了の見通し、見込みがないということで繰越しをお願いいたしたいと。

それから、防災安全対策事業の町道田中縦道線の道路用地の購入、これも年度内に登記完了までちょっと、特に年度末に非常に登記事務が混むもので、だからこれも繰越しをお願いしなければならない状況になるかと思います。年度内に登記管理をすれば、支払いもできるわけでございますが、そういったことです。

次に、橋梁維持補修の事業で馬場橋の橋梁補修工事、このことについては、この後、これは不調があって、今度新たにまた入札をやりますので、その入札の結果を受けて、繰越しのお願いになるかと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

最後に、史跡の公園整備事業、印刷製本の報告書の関係も年度内に間に合わないというような状況であります。ただ、これも年度内にできればあれなのですが、これも恐らく繰越しになるかと思いますが、そういったことで6つの事業について、3月31日に専決処分をさせていただくことになるかと思いますので、ひとつよろしく願いをいたしたい。

そして3つ目に、情報提供でございますが、実は大船渡市に議員さん方からもご理解いただいたようでございますので、明日大船渡市役所と日程調整ができて、いわゆる、これは分かりやすく言うと、市役所のほうからもお話をいただいたので、職員の方々にまず、いわゆる餅、町内産のいわゆるヒメノモチの消費拡大もあるのですが、お餅を明日500用意してお持ちするという、いわゆるこれも町議会と町からということで明日お届けする予定になっておりますので、よろしくお願いします。

最後に、今朝私情報をもらって、矢巾町史の現代編がようやくできてきましたので、後から議長さんのほうにもお目通ししていただくということで、私もまだ中身は見えておらないのですが、おかげさまで町史の現代編ができたということで議員各位にもぜひご一読いただくようお願いをいたしたいと思います。

それでは、そういったことで本日まで皆さん方、先月の19日から28日間にわたりまして、特に今定例会は、よく言われる予算議会なわけでございますが、この予算議会に当たって、皆さん方には全議案原案どおりご可決をいただいたということで、本当にありがとうございます。

そして、今定例会は代表質問もあったわけでございます。町民の会におきましては水本淳

一議員さん、それから新誠会は昆秀一議員さん、そして矢巾未来の会は村松信一議員さん、3会派から大きな項目で言えば6項目にわたって、それから一般質問については、谷上知子副議長さん、小笠原佳子議員さん、赤丸秀雄議員さん、山本好章議員さん、そして高橋敬太議員さん、小川文子議員さん、横澤駿一議員さんの7名の皆さん方から、合わせて大きい項目で19項目にわたっていろいろご質問やらご提言をいただいたわけですが、私どもは代表質問、一般質問で頂戴した内容をもう一度精査して、これからの町政運営にしっかり反映してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

そのほかにも条例の一部改正、そして先ほどもお話しした一般会計をはじめとした特別会計、そして上下水道の事業会計を含めて、そして本日は補正予算についても、いろいろと皆さん方からもご指導、ご助言をいただいて、そしてこれも、いわゆる全部合わせると1件の諮問と22件の議案を提案させていただいたわけですが、全て原案どおりご同意、ご可決賜りましたことに改めて心から感謝を申し上げます。

今日もそうなのですが、補正予算であれですが、昆秀一予算決算常任委員長さんには本当にいろいろ、この審査項目についても私どももしっかり精査をして、これからの町政運営に取り組んでまいりたいと思います。

皆さんもご存じのとおり、今年4月26日には合併70周年、徳田、煙山、不動村が昭和30年3月1日に合併してから、そういった今年は節目の年でもあるわけですので、改めて決意を新たにして町民の皆さんとともに本町の、いわゆる総合計画の基本理念の意を体して、これからは新しい時代に向けての持続、活性化する町を目指して、各施策を迅速かつ着実に推進してまいりたいと思います。

そして、先ほども申し上げたのですが、専決処分はこのほかにも毎回お願いなのですが、税条例の関係、地方税法が国の法律が3月31日で毎年示されるので、そういった税条例の一部改正。それから、本日の補正予算の後に、またある意味では決算的な意味合いもあるのですが、最終補正をお願いすることもあると思います。それも、先ほど冒頭お話しさせていただいた繰越明許費と併せて専決処分をさせていただきますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

いずれ結びになりますが、廣田議長さんをはじめ各議員の皆さん方には、本当にいつもながら大所高所の立場からいろいろとご指導、ご助言を賜っておるわけですが、そのご指導、ご助言の皆さんの思いをしっかり意を体して、これからは引き継いで町政に当たってまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

先ほど小川文子議員からお話があったのですが、今度退職なされる職員もおるわけですが、今日はこの議場の席でも大変恐縮なのですが、まずこれまで本町の発展のためにいろいろとご尽力いただいた職員、退職される職員の皆さん方にも深甚なる敬意を表して私のご挨拶とさせていただきます。

本当に長丁場、皆さん方は大変ありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） 以上をもちまして３月会議に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田清実議員） これをもって令和７年矢巾町議会定例会３月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後 ２時３４分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員